

日本国際情報学会誌
2012年度

ISSN1884-2178

国際情報研究



通巻 第9号

日本国際情報学会

(目 次)

発刊の言葉	-----	1
巻頭言	-----	2
研究論文		
審査論文: Original		
エルンスト・カッシーラーの言語病理学 —ゴールドシュタインの「カテゴリー的態度の障害」に寄せて— 栗崎 由貴子	-----	3
『リア王』における宗教的側面—『原リア』から『リア王』へ— 郡司 郁	-----	13
会計教育の変革への期待—真の会計教育を求めて— 八角 憲男 木村 栄宏	-----	22
係争海域等における中国公船の侵入・海洋調査活動の法的解決策の一考察 —中国公船の特異行動対策— 西海 重和	-----	33
三浦梧楼「兵備論」考察 —国防戦略という観点からの「護郷軍」概念の分析— 村中 朋之	-----	46
ジョージ・マクドナルドと影のテーマ 山田 敦子	-----	58
報告論文		
自由投稿論文: Review		
音楽劇を活用した教育効果—幼児教育における考察— 鈴木 満由美	-----	71
報告論文		
研究ノート: Research Report		
北東アジアの安全保障 —日本・中国・韓国の安定的な関係構築を目指して— 齊藤 孝弘	-----	79
フロレンス・ナイチンゲールの神学的・形而上学的思考 —ナイチンゲール哲学とプラトン哲学の類似性— 柏田 三千代	-----	91
正岡子規の病牀六尺における生 柏田 三千代	-----	97
改正臓器移植法の問題点 林 かおり	-----	100
内モンゴル東部地域における「大躍進」運動の問題点 ——ホルチン左翼後旗を事例として—— ボヤント	-----	112
土岐善麿の古典研究に関する一考察 山本 勝久	-----	123
日本国際情報学会誌規程	-----	126
編集後記	-----	130

発刊の言葉

日本国際情報学会 会長 近藤大博

社会科学は、その研究の歴史において、多くの先達の知恵と経験を蓄積させ現在があります。たしかに知識の積重ねと経験に支えられた研究は重要です。それらの蓄積が各学問の礎としてあります。

しかし、今日、国際化・グローバル化の波は、各学問の境界・領域・枠をいとも容易に乗り越えます。各学問の境界・領域・枠を乗り越えたかたちで、新たな問題が生じています。

各研究者は、従来の礎・専門領域に拘泥しては、新時代に、新たな問題に、対処・対応できません。

また、グローバル化は、国境を超えての研究協力、積極的な情報の受発信の機会をもたらしました。この機会を大いに活用すべきです。縦横に協働研究すべきです。研究成果を共有すべきです。

今日の社会的・公共の問題は、知識・学問と社会・政治の境目にあります。さらには従来の学問体系では対処不能・対応不能となっています。解決するためには、学際的な集団の確立と学際的な取り組み、ひいては学際的な理論的枠組みが必要となります。

つまり、21世紀の現在、社会学・経済学・歴史学・心理学・哲学等々の専門領域・枠を超えた協働研究が必要不可欠となってきているのです。

既存の考え方・方法論、既存の専門分野にとらわれることなく、幅広く研究テーマを募りたいと存じます。学際的な研究に積極的に発表の機会を与えたいと存じます。多くの方々が斬新的で視点の違う研究を競い合う場を設定したいと存じます。

日本国際情報学会は、上のような思いを密かに胸に、2002年3月に設立されました。

このたび、会員の研究を促進すべく、活動の成果を公表・公開すべく、学会誌発行を企画しました。本誌がその創刊号です。

今回発刊にあたり、多くの方々から、ご指導、ご支援を賜りました。厚く御礼申し上げます。

本誌が、広く世に迎えられ、新しい社会の創造に多少なりとも寄与できますよう、さらに学問の垣根が取り払われた研究の場として数多くの研究者に活用していただきますよう、祈念いたします。

2004年5月10日

当学会の目的の一つは、日本語で思索する全世界の同学のフォーラムを形成することです。その目的達成のためにも、従来の機関誌『国際情報研究』を刷新し、『日本国際情報学会誌』としました。新しく編集実務を担当することになった編集委員会の諸兄の尽力あつてのことです。

全世界に読者を求めるため、インターネットにて公開発行いたします。もちろん、ダウンロードしてプリントアウトすれば、通常の紙媒体の冊子と同様になります。活用願います。なお、学会論文の質の向上を目指すため査読の方式をも、今号をもって改めました。詳しくは、「投稿論文の査読について」をご覧ください。

当学会の会員層は産学官に属する人材で形成され、その研究テーマは総合社会情報研究を中心に幅広いジャンルを網羅しており、新たな学術的価値創造を可能にしています。今後、会員間のコミュニケーションをより充実させ、社会に貢献する学会活動を目指したいと存じ上げますので、よろしくご協力をお願い申し上げます。

2008年12月5日

「巻頭言」

日本国際情報学会 編集委員長
佐々木 健

Gnothi Seauton (Know thyself) = 「何時時針を知れ」？

ハイ・テクの時代に生きる私たちは、最先端の「科学技術」の恩恵に浴している。その一つが、サイバー技術の長足の進歩がもたらす利便性である。ワープロの登場、パソコンの開発・普及にともない、文章を製作（「制作」ではない）する労力と時間とは著しく削減された（「インターネット通信」のことには触れない）。有難いことである。なにびとも否定できない革新であろう。

しかしまた同時に、とんでもないミス。ペンを握り用箋に向かうときには考えられないこと。入力・変換のミスの可能性も大きくなった。冒頭に掲げたものは単純な変換ミスの一つ。

いや、「単純」にそう決めつけることができるであろうか。パソコンはさすがに「高度」な技術の一環。変換「ミス」の形をとりながら、ひとつの重大な警告を発しているのではないであろうか。

時間に追い立てられて、一刻一秒を争って暮らしている私たち現代人である。Time is money. 私たちの存在、私たちが生きる社会、すべてが、物と物との無機的、機械的な関係、しかも私たちの意志から独立に勝手にひとり歩きする関係にすり換えられる。すでに商品や貨幣は疎遠な抽象物と化している。時間もまたそうした《物象化》を免れえない。このような状況において「汝自身」など忘れられ、どこかに放逐されていてもおかしくない。

だが、先の「誤」変換された文字は、さらに根源的な事実を示している（デジタル化の現代において、時計の針など時代遅れかもしれないけれども）。

時針は時針で、誠実に、ひとつの大事な真実を語っているのである。○年△月□日、何時何分をその針が指していることはどうでもよい。停まった時計でも、その長針と短針はいつかしらの時点を指している。時計の両針は、実はほかならぬ「汝自身」に向って、汝自身は今、ここにおるのだ、と語りかけている。汝自身が生きているこの「今」、汝自身のこれまでの過去の総体を含み、汝自身を待ちうけるこれからの未来のすべてを孕んでいる、まさにこの「今」をこそ、指し示している。そして、この「今」をはなれては、汝自身の存在は零であり、ありえない、という厳粛な、根源的な事実を、汝自身に突きつけている。「今」なくして、「今」を離れて、汝はない。「今」の解明を抜きにして、「汝自身を知る」ことは不可能なのである。人間存在の根本的な構造把握は、詰まるところは、「今」の解明に帰着する。

研究論文

(審査論文 : Original)

エルンスト・カッシーラーの言語病理学 —ゴールドシュタインの「カテゴリー的態度の障害」に寄せて—

栗崎 由貴子
新潟医療福祉大学医療技術学部言語聴覚学科

The Notion of Linguistic Pathology in Cassirer's Theory of Language

— In Connection with Goldstein's Analysis of "Impairment of Categorical Attitude"—

KURISAKI Yukiko

Department of Speech, Language and Hearing Sciences,
School of Health Sciences, Niigata University of Health and Welfare

In this essay the author will consider an aspect of the theory of language in Ernst Cassirer's philosophy of symbols. In Chap.6, Part 2, Vol. 3 of his *Philosophy of Symbolic Forms*, he takes up the pathology of symbolic consciousness in discussing the Phenomenology of Knowledge. He examines Kurt Goldstein's notion of "impairment of categorical attitude". Goldstein is persuaded that an analysis of symptoms characteristic of amnesic aphasia will finally prove quite important to inquire into the way humans set themselves up against the world. Cassirer regards the same pathological cases as pathways by following which we can discover the process in which human mind acquires its ability to make the symbolic form of language and develops its cognitive powers. How Cassirer incorporates Goldstein's observations into his own system of philosophy? This is what we are concerned with in this thesis.

1. はじめに

エルンスト・カッシーラー (Ernst Cassirer, 1874-1945) は 20 世紀を代表する哲学者の一人である。彼は、新カント学派のマールブルク学派の一員として活躍したのち、独自の哲学である「文化哲学」を発展させた。この文化哲学の集大成といわれているのが全 3 巻からなる『シンボル形式の哲学』 (*Philosophie der symbolischen Formen*)¹⁾ である。彼がこの著作で研究対象としたのは、言語・神話・宗教・芸術・科学的認識といった人間文化の所産であった。彼はこれらの所産を人間の精神形式とみなし、われわれが自然を認識し世界を理解する (*verstehen*) ための大きな役割を担う機能であると考えた。中でもとりわけ言語は、人間特有の表示作用を示す機能

であり、われわれが文化的生活を営む上での重要な役割を果たしている、と彼はみなした。

本論では、カッシーラーにおける言語というシンボルのあり方を、特に『シンボル形式の哲学』第 3 巻「認識の現象学」第 2 部第 6 章「シンボル意識の病理学に寄せて」の項に着目して明らかにしたい。この章は、失語・失行・失認といった人間の認識機能にかかわる病理について触れ、このような言語病理学的視点をカッシーラー自身の哲学的視点へと還元することを目的に論じられた章である。

その際、カッシーラーが言語病理学のどのような次元の事柄を問題にしているのかを見て取るために、クルト・ゴールドシュタイン (Kurt Goldstein, 1878-1965) の「カテゴリー的態度」を理解することが

重要であろう。なぜなら、カッシーラーは言語病理学の歴史的資料を吟味したうえで、最終的に自己の考察のためにゴールドシュタインの思想を採用しているからである。

そこで本論では、失語・失行・失認の3つの言語病理学の中から特に失語理論を取り上げることにする。むろん、カッシーラーが「認識の現象学」で考察の対象とした症状は、失語のみならず失行や失認といった病的現象のすべてである。しかし、著作全体を通して失語理論や失語の病像に割かれている分量が特段多いことから推察するに、失語症という症状を研究したことがカッシーラーの思想に大きく影響を及ぼしたことは明らかである。したがって以下では、失語症の一般的理論に触れたのち、特に健忘失語の観点からゴールドシュタインとカッシーラーについて考察する。

2. 失語症

2.1 失語症とは

失語症の病態の本質を解明するための学問的歴史は長い。また、失語症を研究対象としてきた学問領域にいたっては、言語病理学や哲学のみならず、医学、神経学、言語学、心理学など多岐にわたるため、それぞれの学問的立場が変われば失語症状の分析手法そのものも変化するという特徴をもつ。そこで、まずここで本論の主題の一つである「失語症」を整理しておきたい。

現代の言語病理学的視点は概ね Wernicke - Lichtheim の失語図式の古典論的な立場の流れをくんでいる。そして、その症状が出現する原因は必ず脳の器質的病変の損傷による。すなわち、脳の言語領域の損傷によって生じる「一旦獲得された言語記号の操作能力の低下ないしは消失」³⁾を失語症と呼ぶ。人間の脳には言語能力を司っていると考えられている部位が複数存在し、それらの部位が病気などによって損傷を受けると二次的に言語能力のさまざまな障害が生じる。

この言語障害を「失語症」と診断するためには、脳の損傷前に母国語を問題なく使用していたという前提が条件となる。「失語症」とは、損傷前には正

常であったはずの言語機能がなんらかの後天的アクシデントによって自由自在に使用できなくなってしまった状態である。したがって、二次的な言語能力の障害であつとしても、単に発音だけが悪化してしまう speech の障害は含まれない。また、心の病によって一時的に声を失ってしまう失声症も含まない。さらに、language レベルの障害であっても、先天的に知的低下や言語発達の遅れがあつたり、統合失調症などの精神疾患で言葉が錯乱している状態も失語症診断の基準から除外する。

さて、正常の脳にはさまざまな機能が散在して存在しており、これらの領域にはそれぞれに分担している特有の言語機能がある。神経科学ではこのように個々の言語機能が特定の部位で特定の機能を担うことを機能局在といい、その部位を中枢と呼ぶ。失語症ではそれら言語中枢の損傷の度合いに左右されてさまざまな言語症状が現れるのが特徴である。

さらに失語症は、症状の現れ方の違いによって、より細かなタイプに分類される。このタイプ分類の代表は Broca 失語と Wernicke 失語であろう。Broca 失語とは運動言語中枢が損傷を受けることによって生じるタイプである。主な障害は表出面に目立つ。この失語症者は自己表現のために語を想起したり、場面に応じて文を構成することができなくなってしまふ。一方、感覚言語中枢が損傷を受けることによって生じる Wernicke 失語では、主に他人の音声を読解して言葉に変換する能力、すなわち聴覚的理解の能力が大きく障害されるといわれている。

失語症のタイプ分類はその他にも音韻の操作能力が低下する伝導失語や音と意味の解離を特徴とする超皮質性失語などがある。

2.2 失語症理論の歴史的展開

このように発現機序をもとにタイプ分類を導く手法は 19 世紀から主流となった。現代の言語病理学で取り扱う失語症理論も概ねはこのタイプ分類を採用している。

他方、このような解剖学的考察を批判的にみていたのがゴールドシュタインに代表される「全体論」であった。全体論者とは言語機能を解剖学的な局在

よってのみ証明しようとする理論を批判する学派のことである。この全体論者たちは言語機能を個々の能力に細分して便宜的に分類することを好まず、言語を人間という生命体全体の反応であるとする立場をとった。

これら言語機能局在論と全体論との懸隔は 19 世紀後半に明らかとなった。1861 年にポール・ブローカ (Pierr Paul Broca, 1824-1880) が言語の表出能力に関係する局在を発見した報告を端緒として主潮となった言語機能局在論は、カール・ウェルニッケ (Carl Wernicke, 1848-1905) やリヒトハイム (Ludwig Lichtheim, 1845-1928) へと引き継がれ神経科学の中軸を担う理論へと発展していく。一方全体論とはいえば、ジャクソン (John Hughlings Jakson, 1835-1911) が機能局在に頼らない分類方法をとったことから明らかであるように、解剖学的に言語の機能を考察する仕方を避けた。ジャクソンは正常な言語機能を命題価値である高次の知性言語と習慣や感情に訴える低次の感情言語とに区別した。そして、そのうちの高次の知性言語が著しく障害された症候群が失語症だと指摘した⁴⁾。このジャクソンの考え方を高く評価し、新たな失語症理論を打ち立てたのがヘンリー・ヘッド (Henry Head, 1861-1940) である。彼は発話中枢という機能局在論を拒否し、失語症とはシンボルの陳述とシンボルの表現の障害であると考えた⁵⁾。また、フランスのピエール・マリー (Pierre Marie, 1853-1940) は、言語を一つの統一的全体として捉え、言語が中枢に局在するという考えを断固拒否し、「失語は一つである」という結論に至っている⁶⁾。以上のように、言語病理学における言語機能局在論と全体論の論争は 19 世紀後半を中心に大きな議論を巻き起こしながら発展していった。

その論争において全体論の立場をとりながらも両者を冷静に批判したのがゴールドシュタインであった。彼は言語病理学や神経科学を土台にしながらも、解剖学的見方にこだわることなく哲学や言語学の考え方も積極的に取り入れていった。そして、科学的視点と哲学的視点の両者がなぜ噛み合わないのかを熟慮しながら、この二つの視点の融合を試みて失語

症理論を新たに捉えなおそうとした。

そこで次の章では、ゴールドシュタインの理論展開について述べることにする。

3. ゴールドシュタインのカテゴリー的態度の障害

3.1 カテゴリー的態度とその障害

ここではゴールドシュタインの理論のうち、特に失語症者の「カテゴリー的態度の障害」に目を向けて考察したい。「カテゴリー的態度」とは人間がある行動に対して心的にどのような態度をとるのかを考察した理論で、ゴールドシュタインの代表的な理論の一つである。

ゴールドシュタインの省察は健忘失語と呼ばれる失語症患者の経験による。一般的に健忘失語の中核症状は語の想起困難や語の再生の困難であると理解されている。健忘失語では聴覚的理解の能力や読解能力に概ね問題がない一方、語想起困難が重篤であるのが特徴だ。そして患者は目標とする語が喚起できないがゆえにその語の具体的特徴や性質を詳細に解説すること (迂言) で意思伝達を積極的に補おうとする。

ゴールドシュタインが担当した健忘失語患者は特に色名想起困難を特徴とする患者であった。この患者は「赤色」や「青色」という色の範疇を表す色名を自由に使いこなすことができなくなったという。そのために見せられた毛糸の色名を想起することが困難になった。ただしこの患者は色の名前を全て忘れてしまったのではない。特定の色名であればそれを独特な言い回しで表現することはできた。例えば、「バラのような赤色」や「空のような青色」などのように具体的事物に即している個々の性質に限った表現をすることは可能であった。すなわち、この健忘失語患者は特定の色名 (例: 赤) を特定の具体的特徴 (例: バラ) に付与することはできても、その色名をある事物が属する一般的範疇、同じ色のカテゴリーの標本 (例: 赤色) として捉えることができなくなってしまったのである。

通常、健常者が色を命名する場合は、ある特定の特徴が所属する一般的カテゴリー内の事物に対して

その特徴を有する特定の色名を命名することは容易に行われる。これはわれわれが言語を獲得する過程において、下位概念と上位概念という質規定と類概念に関わる概念形成が獲得されているからである。したがって健常者の場合、環境に応じて具体的個物を表す語とその語を包摂する範疇を使い分けることに問題はない。

しかし、ゴールドシュタインの健忘失語患者は具体的状況下の語は想起できても、一般的カテゴリーに属する語を想起することはできなくなってしまった。このような現象をゴールドシュタインは「語想起困難」という画一的な症状分析のみの表現で解決することを避けた。確かに健忘失語の中核症状は「語想起困難」である。しかし、語想起困難を主徴とする健忘失語患者に起きた変化の原因は、「語」そのものを失ってしまったことにあるのではなく、事物や環境に対しての「心構え」が変容したために生じたこととゴールドシュタインは考えた。患者が言葉を「概念の記号」として使用することができなくなってしまった原因は、概念的態度が損なわれてしまったためであり、そのために言葉を抽象的にではなく具体的な表現としてしか使用することができなくなってしまった。そして、語想起困難はその結果として生じるのだとゴールドシュタインは指摘した⁸⁾。

彼にとって事物の象徴や言葉の範疇の意味を失ってしまうということは観念に対する象徴としての意味を失ってしまうことでもあった。このような状態になると言葉はもはや特定のものに属する性質を表面的に表現することにしか役立たなくなる。例えば通常「リンゴ」は、赤いもの、丸いもの、甘いものといったリンゴを規定する個々の性質に分解することができる。しかし「リンゴ」を規定するこれらの性質はバナナやミカンなどリンゴならざるものを規定する性質には当てはまらない。よって、「リンゴ」を規定する特徴とは、リンゴと非リンゴを区別したり分類したりするための特徴ともいえる。このように命名の際には、眼前の事象の個々の性質から共通の特徴を抽出する作用によって概念の形成が生じ、言語が命名されるに必要な抽象の範囲をすでに規定し形式として呈示していることが前提となる。

そのような前提を踏まえた上でゴールドシュタインは、健忘失語患者の症状の観察を通して、人間が言葉を有意味な仕方でも所有していることはわれわれに備わっている一つの基本的態度だと考えるようになる。われわれが言葉とともに概念を使いこなしながら、一つのトピックから他のトピックへと移るといった心的態度を自由にかつ有意的に示すことは人間の基本的態度の現れなのである。しかし、健忘失語患者は言葉を具体的に使用することはできても、概念的に使用することはできない。健忘失語患者がこの基本的態度をとることができなくなった状態をゴールドシュタインは「カテゴリー的態度の障害」と呼んだ⁹⁾。そして彼は、健忘失語の本質的特徴はカテゴリー的態度をとることができないことであると主張し、語想起の困難はその派生的現象だと指摘した。

健忘失語患者は言葉を事物の象徴として使用することができなくなる。その結果、一つひとつの言葉をカテゴリーの代表や標本として自由自在に操ることができなくなり、言葉をまるで一つの物を個別的に区分するようにはしか扱えなくなってしまふ。カテゴリーという概念を用いることができなくなってしまった健忘失語患者は、個々の性質の段階に固執して言葉の使用を試みようとする。このような行動特徴からゴールドシュタインは、カテゴリー的態度の障害が顕在化した患者が失ったものは、言葉そのものではなく、言葉が抽象的に用いられるという性格そのものなのだ、と指摘した。健忘失語患者に欠けてしまったものは、単に「名づける」といった言葉の能力でなく、患者自らが何らかの抽象を生み出す能力そのものなのである。

ゴールドシュタインは著書の中で、健忘失語はカテゴリー的態度と切り離すことができないと繰り返し述べている⁹⁾。彼が失語症理論に対して全体論的見方の重要性を指摘したのは、もちろん一つには失語症に多発する命名の障害が言語中枢の機能障害によってのみ生じるという当時の局在論の不十分さを指摘しようとしたことではあるが¹⁰⁾、それだけではない。そこには彼の意味機能への考察や、人間が世界一般に対してどのような態度をとるかという思

想も含まれていた。後に彼は、カテゴリー的態度を健忘失語以外にも拡大し、言語を人間という有機体全体との関係から理解することの重要性を主張している。

3. 2 抽象的態度

われわれが生活を営むに際しては、自己の行動を秩序立て効果的に為すために働く心構えが必要である。ゴールドシュタインは、この心構えこそが人間の精髓であると考えて、これを「抽象的態度」(Abstract attitude)と呼んだ。抽象的態度はわれわれの具体的行動の統制を担う機能として働く。したがって、われわれが抽象的態度を取るためには、抽象を把握することや創造的にもものごとに取り組むこと、自我を世界と分かちあうことができること、自由性があることなどが要請される¹¹⁾。

ゴールドシュタインによれば、人間には「具体的世界」と「可能的(非現実的)世界」とがあり、われわれはこの世界を自由に往き来できる。たとえば、ある健常者が複雑な図形を見たとしよう。この図が一見して何の図形なのかがわからなかったとしても、われわれはまず一つひとつを部分的にみることから始めて、次にある構成要素の部分から他部へとおのれの見方を流動的に変化させ個々の部分同士の関係を把握してゆく。そして最終的には正確な全体像を捉えることができるようになる。すなわち、われわれが全体を把握するという最終段階へと行き着くためには、まずは外界の刺激によって直接的に影響をうける「具体的世界」の段階を超え出なければならない。われわれが全体像の把握に至るには、必ず「具体的世界」から出発し、この外界刺激を契機として想像力を含めての見方を変えながら、自己を適当な事態に置くといった仕方を取り入れなければならないのだ。この過程は具体的経験から抽象へと向かう手続きでもある。この過程をゴールドシュタインは「具体的事態から解放され、すでに心の中にあるものにむかっていく能力」と表現した¹²⁾。

さらに彼は、可能的世界という抽象が含まれる場面では行動の準備としてまず場面全体を考慮することが行われるという。概念の体性を必要とするよう

な複雑な行動を起こすときは、現実的具体的行動のみならず、いろいろな面の特徴をも選び出さねばならない。ただし、このような抽象的作業は外界刺激によって直接的に引き出されるものではない。具体的世界を超えた可能的世界では、抽象的な心的取り組み方があるからこそ、むしろ具体的行動をも正常に完結させることができるのだ。抽象的態度とは、人が外界に見合った考え方をすすめていこうとする、まさにこの心的なとりくみ方そのものなのである。

ゴールドシュタインが指摘した「カテゴリー的態度の障害」とは、まさに健忘失語患者が抽象的態度を取ることができないために具体的態度をとらざるを得なくなった状態である。患者は具体的世界の中で与えられた自身の感覚的な一致体験にしか固執することができない。ゴールドシュタインはこの状態を「より生に密着した領域」と表現した。健忘失語患者において特徴的であるのは、ある事物を個別的なものとしてしか捉えることができないがゆえに、個々の印象に固着するしかなく、果ては普遍的なものへ向かう道が閉ざされてしまった姿である。

このような健忘失語患者の特徴を思想の軸としてさらに議論を進めたのがカッシーラーであった。そこで次に、ゴールドシュタインの視点を自己の哲学的考察の対象としたカッシーラーの精察に目を向けることにしたい。

4. カッシーラーの言語哲学

4. 1 命名作用

言語の役割は、特に「命名」という思考の活動に特徴づけられる。具体的世界の中にある多くの感覚的な印象は時間とともに多様に変化し変容する。人間はこの印象から本質的な内容を把握して固定し、その内容を常に同一なものとして意識に関係づけて際立たせる¹³⁾。「命名」とは混沌とした世界から重要であると意味づけられたものを取り出すために欠かせない作用である。

命名作用は、対象となる事物によって個別的概念と一般的概念とに分けられる。個別的概念とは具体的世界圏域で作用する概念で、ある一つの事物、個々

の事物にのみ適用される概念である。例えば、あのリンゴ、このバナナというように、ただ一つの個別性のみを指す場合である。一方、一般的概念とは、ある複数の事物に共通項として適用されうる概念である。個別的概念が集合すれば、それを上位の概念として包摂することができる。例えば、あのリンゴやこのバナナの集合は「果物」である。

カッシーラーによれば、言語が意識現象を自由自在に再生できるのは、事象という具体的現実とその全体との関連を一定の「意味」の中核部において把握できたときである。すなわち、言語という媒介を通してある具体的経験の中から一つの契機を取り出し、諸現象に共通する特定の意味を捉えることによってはじめて一般的概念を獲得することができるのだ¹⁴⁾。この過程は命名の過程を考察することで明らかになる、とカッシーラーは言う。言語の形成作用や混沌の世界に「名を与える」という作用は、われわれを取り巻くこの世界がなんらかの脈絡をもったものであると理解するために働く。そして、この命名作用を言語的思考と言語的表現の世界に徹底させてゆくことによって、不断の意識の流れに一定の休止点が生まれ、この世界に秩序が立ち現われてくるようになる¹⁵⁾。すなわち命名作用とは、単なる感性的印象であったものに「名を与え」、新たに脈絡づけられ関係づけられた統一的秩序を作り出してゆく作用である。そうして意識はこの命名作用によって内容に理念的意味を与え、自我独自の世界をますます豊かに発展させていくのだ。

4.2 カッシーラーの言語病理学への視点

カッシーラーは、言語病理学的視点を文化哲学的問題へと反転するために、ゴールドシュタインの「より原始的な態度」や「より生に密着した態度」という表現を引用している¹⁶⁾。カッシーラーはゴールドシュタインと同じ視点に立ち、命名作用に障害を受けた健忘失語症例を分析する。

カテゴリー的態度を失ってしまった健忘失語患者は、抽象的表現の代わりに具体的表現を、一般的表現の代わりに特殊個別的な表現を使用することしか

できなくなってしまう。カッシーラーはこのゴールドシュタインの患者を「現前化作用を失った症例」であったと推断する。人間は動物と異なり、精神化の過程において各々が自己を取り巻く世界に対して一定の距離を取ることが要請される。カッシーラーはこの距離を現実化していくために働く機能の一つが「言語」であると言う。人間は言語の機能によって眼前の現象を捉えてこれを意識し、ここから系統的に分節化したものを総合の力によって完成させる。世界は、はじめは眼前に広がる外界の刺激に対して直観的でしかなかったものが次第に総合の力によって構築された言語という機能によってある事物の表出作用(=再現前化)を手に入れる。このように人間は、眼前の環境世界でしか生きられない動物とは異なり、言語の機能によって支えられた現前化と再現前化が常に渾然一体となって作用し、世界全体を「おのれのものとして」把握することが可能となるのである¹⁸⁾。

そのような言語の機能を前提として、カッシーラーは失語症の観察の際に、言語症状そのものを健常な行為の尺度で測るのではなく、むしろ、比較的単純な生物学的な位層から採用された規準を用いることを勧める。なぜなら、失語症者の具体的環境に依存した紋切型の行為は動物の行為と明らかに似ているからだ。したがって、人間と人間以外の動物を比較してみればそれぞれがおのれを取り巻く環境世界に対してどのような態度をとっているのかがわかる、とカッシーラーは言う¹⁹⁾。人間以外の動物は常におのれの環境世界のうちのみ生きている。動物は人間のように、感性的世界から概念的把握へと向かう道を自らに用意したりはしない。動物は自己を取り巻く世界を自分自身の前(vor)に置いて(stellen)、それを「表象」(die Vorstellung)することはない。動物は外界の刺激に対して直接的に反応することでしか世界と関わることができないのである。カッシーラーはこの状態が失語症患者の状態と同じであると理解していた。

健忘失語患者の態度から導き出されるのは、純粋に思考上の関係や規定を含む言語概念に代わって、感性的な表現が優先されるようになった知覚世界の

顕在化である。この症状を通して、健常者にとっての具体的世界と可能的世界の間横たわっている、対象となるものの現象と表示との関係が明らかになる。

カッシーラーは、具体的な感性的領域と普遍妥当的な表象機能との間にもう一つの圏域があるという。この中間領域に存するものこそが「シンボル形式」であり、「言語」はその形式のひとつである²⁰⁾。言語というシンボル形式の目標は、生の直接性から精神世界への橋渡しをするもの、感性的世界から表象の世界への移行である。そして、外部から与えられた感性を言語のもつ再現性の作用によって表現することこそがその成果がある²¹⁾。

言語は固有の圏域で内的な意味をもって人の知り得ることのできる世界を構築する。しかし、健常者の言語をただ観察し続けるだけではその過程をみることはできない。したがってカッシーラーは、言語病理学こそがこの精神の過程を証明できる分野だと考えていた。なぜなら失語症患者は健常の精神化の過程をまさに「逆戻り」してみせるからである。

4.3 カッシーラーの立脚点

人間にとっての言語と概念は、個々それぞれに単独で働く機能ではない。常に言語は概念化によって支えられ、概念もまた言葉の獲得に依存している。カッシーラーは、人間が表象を呼びおこして言葉という一つの概念で表現することが可能になることにこそ言語の普遍性があると考えていた。言語はおのれ自身に「対置」(vorstellen)した世界を「表象」(die Vorstellung)世界へと導くことを目標としている。言語が目指す世界は同時に概念化に向かう道筋でもある。

カッシーラーによれば、人間が表象世界を獲得するためには、まず対象を「直接つかむ」(greifen)ことから始めなければならない。第一段階は一つひとつの個物をおのれの物として確認する段階である。次に、この個別的事象を「理解する」(begreifen)段階へと移行する。この第二段階でわれわれは個々の事象に共通する特徴を抽出する作業へと向かう。そして最終的に「概念」(der Begriff)へと至る。言語

と概念は双方の獲得と相互作用に支えられながら、意識現象の絶えざる変化に恒常的なものを与え、本質的特徴を周囲から際立たせてゆく。われわれは言語の獲得によって具体的世界から徐々に脱し、次第に「より生に密着した領域」と「客観的精神の領域」とを明確に画することができるようになってゆくのである²²⁾。

ただしカッシーラーの場合、言語の獲得の終了が概念形成の終了と同時に起こるとは考えていない。彼は、言語の獲得を概念形成に至るまでの機能的過程と考えていた。言語の完成は人間の精神世界の獲得そのものの終着点ではない。彼にとって言語とは、人間という有限な存在を自己客観化へ引き上げる際に「媒介作用」として働く機能である。自らの内で体験したすべてを普遍妥当的方向へと導いてゆくのは「言語」という形式の機能によるものなのだ。

言語という媒介作用によって意識は根元的統一を果たす。こうしてわれわれは、はじめは自己の体験でしかなかったものを周囲の世界や外界と関係づけて理解することを試みる。言語は世界との一定の距離を保とうとする精神の統一に欠かすことはできない。したがって、ここでいう言語とは単なる表出の道具ではないのだ。カッシーラーによれば、意識が固有の内的生命によって自身を満たし、それを外に押し出さざるをえないものとして捉えなおすといった内的な活動の際に「意味がある」とみえるものだけが刻印される。この力こそが言語の基本性格である。われわれがある対象を命名するという行為は、対象のもつ多様な諸性質を一つの「もの」の統一へと結合するという行為でもある。つまり、対象を単に状態として表現するのではなく、その対象はいったいどのようなものなのかという特徴的性質を抜き出さねばならない。そして、その一つひとつの性質を事実的な全体として表象に統合するときに、事物は「命名」される。言語形成の基礎は、ある現象に意味を与え、命名という表示作用にむかう独自の様式を保ち続けることなのだ²³⁾。

直観は対象の規定に内実を与える。一つの対象の規定は他の諸対象の諸規定との関係において内実をもつ。直観はこれらの多様性の上を揺れ動くことに

よって最終的に一つの対象の規定に内実を与えようとする。例えば、一つの「リンゴ」が赤いや丸いといった質規定を持つためには、同時に青いや黒いや四角いという他の質規定をも視野に収めている必要があり、該当の質規定と該当ならざる質規定とを同時に想起できなければならない。このような直観の働きがあってはじめて、最終的に特定の対象に内実を与えることができるのである。

ただし、対象の感性的性質の多様性を規定する働きをなす段階は、まだ論理的形成としては低い段階である、とカッシーラーは言う。直観による質規定は、事物個々の性質を特定して他の個物から区別する。それゆえ、質規定は対象の思惟に資するための未分化な全体を示唆するにすぎず、この未分化な内容を一定の徴表に仕立てあげるには質規定から類概念へとさらに向かう道が必要である。直観は混沌からあるものを際立たせているにすぎない。現前にある意識現象を捉えて表現したり、それを自由に再現前化して使いこなしたりするためには、個別的概念からさらに一般的概念へとすすまねばならない。単なる個々の「表示する」(die Bezeichnung) という具体的機能から「意味する」(die Bedeutung) という普遍妥当的機能へと前進しなければならないのだ。そうしなければ、己を内から外へと押し出す精神の力に命名作用は貢献することができない。カッシーラーはそれらの過程こそが人間の客観的精神の領域へと向かう道であると考えていた²⁴⁾。

4.4 カテゴリー的態度の障害とシンボル形式との関係

カッシーラーは、ゴールドシュタインの健忘失語患者の特徴を意味機能から表示機能へと言語の力が後退してしまったことにあるとみた。患者の能力は抽象的思考から具体的現実へと下降し、直接手でつかめないものや直接的に確認できないものは患者の思考からも意志からも奪い取られてしまう。

では、カッシーラーはカテゴリー的態度に障害がある患者から得られた省察を、どのように自己のシンボル形式の哲学へと還元しようとしたのであろうか。もちろん、カッシーラーの課題は失語症を一般

的症候学から記述することではなかった。彼が明言するところによれば、彼自身の仕事は言語病理学が呈示する個別的事象からシンボル形式の哲学のための基本作業の方向を見出すことである。哲学は失語症の症状を単純な目録として集積し続けるという科学的立場を超えて、各症例がもつ個別の特徴からそれらにおける共通性を取り出す。哲学の仕事は、失語症が呈する言語の変質や逸脱が同じ方向を指示しているのを確認し、これらの言語病理学的業績を文化哲学的問題へと反転させることにある。

ではカッシーラーはゴールドシュタインの健忘失語患者を通して失語症をどのように理解したのであろうか。ここで参考となるのは、カッシーラーが『シンボル形式の哲学』第1巻で考察した自然民族(die Naturvölker)²⁵⁾の言語体系とその進化のあり様である。自然民族の言語では、色の質の違いを表現する際、その質が見いだされる対象にちなんで命名される²⁶⁾。また、一部の自然民族の言語ではただ一つの活動や状態や性質を忠実に音による模写で表現するという²⁷⁾。それらの言語は個別的具体的事象の段階にとどまっているにすぎない。

カッシーラーはそのような言語形式の発達途上にある民族と失語症患者の特徴には共通点があるという。失語症もまた特殊な事例の表示を個々の事物同士の関係表現である範疇規定形式の表現へと高めていくことができない。ゴールドシュタインの健忘失語患者は、一つの事象に対して個別的表现を駆使することはできても、その力をカテゴリーとして駆使することはできなかった。すなわち、言語の「形式」が欠けてしまったのである。

カッシーラーにとっての言語の形式とは、言葉が総合の力と分析の力とを相互に作用させながら全体的統一へと向かう機能のことである。言語とはただ単純に段階的に積み上がっていただけのものではなく、常に各過程の個々の発展段階を際立たせながらそれぞれの位層が絡みあうことで全体的統一へと向かっていく。そして、われわれの意識が混沌とした直接的印象から秩序的に構築されていく過程には命名作用が大きく関与している。命名作用があるからこそ、個々の語が形成される過程において直観世界

から個別的な形象が際立たされる。個々の語は比較的限定された質規定からはじまり、次いでそれぞれの性質の意味が類似したもの同士が重なりなっていく、最終的には一般的統一性を獲得する。

しかし、健忘失語患者はこの過程を自らの力で再度構築していくことはできない。患者は単に「感性」(die Sinnlichkeit) 的表現にとどまり続け、その力を事物の論理的「意味」(der Sinn) に高めてゆくことができなくなってしまう。

ゴールドシュタインの健忘失語患者は、まさにカッシーラーが証示しようとした言語形式の発展過程の逆をたどることで明示してみせた。そしてカッシーラーは、失語患者が示したこの道筋を「(失語患者は) 人類がゆっくりと絶え間なく切り拓いてこなければならなかったこの道を、まるで一段階だけ後もどりさせられているかのようなのである」と表現した²⁸⁾。

5. 終わりに

以上、言語病理学のうち特に健忘失語を軸として、ゴールドシュタインとカッシーラーの視点を取り上げた。そして、カッシーラーがゴールドシュタインの失語症理論をどのようにして自己の文化哲学の理論に反転させたのかについて考察した。

確かに、失語症患者特有の語想起困難の症状を言語機能そのものの症状として捉えるのではなく、世界を了解するための心的態度の障害によって生じる派生的症状として考察する仕方は独特である。むしろ、それは当時の機能局在論と全体論の歴史的論争の途上の議論であり、現代の科学的立場を批判するものではない。

しかし、われわれにはいまなお「言語とはなにか」、「人間とはなにか」の問いが残されており、言語病理学がこの問いに貢献できる部分もまた依然として大きい。歴史的省察から学ぶ態度もまた、いまなお受け継がれるべきであろう。

註

1) 『シンボル形式の哲学』は第1巻「言語」、第2巻「神話的思考」、第3巻「認識の現象学」の3巻構

成である。本論の分析に使用した書巻は Ernst Cassirer : *Philosophie der symbolischen Formen*. Erster teil Die Sprache. (1953)復刊 1964. (邦訳 生松敬三・木田元訳『シンボル形式の哲学 第1巻「言語」』岩波文庫. 1989年) ならびに Ernst Cassirer : *Philosophie der symbolischen Formen*. Dritter teil Phänomenologie der Erkenntnis. (1953) 復刊 1969. (邦訳 木田元・村岡晋一訳『シンボル形式の哲学 第3巻「認識の現象学」(上)』岩波文庫. 1994年) である。なお、出典明記は次のように略記した。

PSF I : *Philosophie der symbolischen Formen*. Erster teil Die Sprache.

PSF III : *Philosophie der symbolischen Formen*. Dritter teil Phänomenologie der Erkenntnis.

S は原著ページ、pp は邦訳ページを表す。

2) Lichtheim.L : On Aphasia. Brain, pp433-484, 1885.

3) 山鳥重『神経心理学入門』p157, 医学書院. 1991.

4)PSF III S.247, pp412

5)PSF III S.248-250, pp413-415

6)PSF III S.253-256, pp419-424

7)Kurt Goldstein : *Human Nature in the Light of Psychopathology*. Harvard University Press, 1947. (邦訳 : 西谷三四郎『人間—その精神病理学的考察』誠信書房. 1968.)

8) ゴールドシュタインは「カテゴリー的態度の障害」について、のちに健忘失語のみならず脳損傷患者の行動障害全般に広く適用するようになった。その際、この用語の適応範囲も拡大している。

9)Kurt Goldstein : *Language and Language Disturbances*. Amnesic Aphasia. pp246-291 ,GRUNE&STRATTON. 1948.

10)前掲書 序文参照。

11)ゴールドシュタイン (西谷三四郎訳)『人間—その精神病理学的考察』pp59, 誠信書房. 1968.

12)前掲書 pp54 参照。

13)PSF I S.258, pp412-413

14)PSF I S.255, pp409-410

15)PSF I S.20, pp46

16)PSF III S322, pp531

17)PSF III S.317-318, pp525-526

- 18)PSFⅢ S.262-265, pp438-441
19)PSFⅢ S.323-325, pp532-535
20)エルンスト・カッシーラー『シンボル・技術・言語』（邦訳：篠田芳夫・高野敏行）pp19-50, 法政大学出版. 1999年.
21)PSFⅢ S.321-322, pp529-532
22)PSFⅠ S124-134, pp209-226
23) エルンスト・カッシーラー『言語と神話』（邦訳 岡三郎・岡富美子）pp42-70, 国文社. 1972年.
24)PSFⅠ S260-269, pp260-279
25)直訳は「未開民族」である。しかし、時代の流れを鑑み本論では木田の訳語である「自然民族」の訳語に従って記述した。
26)カッシーラーはロツツェの「第一の一般者」の学説を採用して質規定を詳細に述べている。
27)PSFⅠ S.262-264, pp417-420
28)PSFⅢ S.324, pp534

『リア王』における宗教的側面

—『原リア』から『リア王』へ—

郡司 郁
日本国際情報学会

The Religious Dimension of *King Lear*

—From *King Leir* to *King Lear*—

GUNJI Fumi
Japanese Society for Global Social and Cultural Studies

The purpose of this paper is to study the religious aspect of female characters in Shakespeare's *King Lear* by comparing the play with its source materials.

Shakespeare created *King Lear* by rewriting the source materials, with two significant changes. One is creation of subplot around Gloucester and his family, and the other is the reversal of the historical fact of French victory in England-France battle.

As a result of these changes, on the one hand, Shakespeare focused on adultery between Goneril and Regan with Edmund in the Gloucester subplot. Here the problem of adultery by married women, and their death could be interpreted as representation of the moral and religious view of the time. On the other hand, describing the victory of England and the death of Cordelia, Shakespeare presented Cordelia's death, not as the atonement for Lear's sins, but as a trial given to Lear from God.

1.はじめに

『リア王』(*King Lear*)はシェイクスピアの他の作品と同様に、その元となる材源が存在する。そしてこの『リア王』の場合、材源は複数認められているようである。福田恆存は材源として下記の7点を列挙している。¹

- 一 作者不明『原リア』
- 二 ホリンシェッド『年代記』
- 三 スペンサー『フェアリー・クイーン』
- 四 ヒギンス『君主のための鏡』
- 五 シドニー『アーカディア』
- 六 ハーネット『宣言』
- 七 モンテーニュ『随想録』

この中で作者不明の『原リア』(*The True Chronicle of Three Daughters of King Leir*)だけが戯曲であり、直接的影響を一番に与えていると福田も述べているように、『原リア』は主要な登場人物もシェイクスピアの『リア王』とほぼ同じであり、レア王(King Leir)と三人の娘ゴノリル(Gonorill)、レーガン(Ragan)、コーデラ(Cordella)が登場する。

そして、三人の娘に土地分割をする話が劇の冒頭にあり、姉二人が親不孝で末娘が父想いの娘など、話しの類似点も多く、明らかにこの戯曲を土台としてシェイクスピアが『リア王』を創作したということには違いはないだろう。しかしながら、シェイクスピアは他の作品も同様であるが、材源にヒントを得つつも、そこを出発点として彼自身の創作の世界を広げていることもまた明らかである。よって、彼自身の創作により、当然、材源との話しの筋の相違点もかなりある。その相違点にこそ、シェイクスピア独自の世界観やテーマが表現されており、筆者は

¹ シェイクスピア著／福田恆存訳、新潮文庫『リア王』、(新潮社、1967年)、p.181。

この研究に以前から関心を持ち続けてきた。

『リア王』に関しては、領土分割に伴う相続問題、英仏の戦争による宗教問題、またグロスター親子の物語など、『原リア』からのシェイクスピア自身による書きかえが見られる。これらシェイクスピアによる書きかえを詳細に見てみると、もともとは死ぬことのなかったコーディリアの死が描かれるようになっていたり、またグロスター親子の物語に伴ってゴネリルとリーガンの不貞が描かれている。

これらの箇所、シェイクスピアが悲劇『リア王』で表現したかったこと、また彼が何を意識してこの作品を創作したかということが見えてくるはずである。そしてこれら書きかえによって『リア王』に登場する女性たちの運命が悲劇へと変化するのに伴い、シェイクスピアの宗教観もまた垣間見られる。つまり、ゴネリル、リーガン、コーディリアたちと宗教性は密接に関わっているように思われるのである。

したがって本論では、『原リア』から『リア王』への書きかえに見てとれる英仏戦争による宗教問題とそれに伴う三人の娘たち、すなわちゴネリル(Goneril)、リーガン(Regan)、コーディリア(Cordellia)に表象される宗教性を検証することとしたい。

2. 英仏戦争と宗教

2.1 『原リア』の場合

『原リア』にもコーデラとレア側のフランス軍、そしてゴネリル、レーガン率いるイギリス軍が戦争する筋書きがある。

この戦いは劇の後半を支配しており、戦いの勝敗は結末に大きく影響している。つまり、コーデラとレア側が勝利すればレアのイギリス国王としての復権があるが、その反対にゴネリル、レーガン側が勝利すればレアの復権はなく、それどころかレアの死を意味することとなる。

したがって、この英仏戦争の行方はレアの復権を左右し、結末がハッピーエンドになるか、あるいは悲劇になるか、という非常に重要な局面を持っているのである。

注目すべき点は、表面的な筋書きに関してばかりではなく、宗教的要素も内包していると考えられることができる。フランスをカトリック教国、イギリスを

英国国教会国ととらえると、英仏戦争はコーデラ側対ゴネリル側の単純な戦いではなく、宗教闘争と解釈することができる。そしてこの宗教闘争においてどちら側が勝利するかということは、シェイクスピアの時代の宗教闘争を色濃く反映し、それはシェイクスピアにより巧みに取り込まれたとみることができるだろう。

もっとも、作者不明の『原リア』もシェイクスピアの『リア王』も、作品の舞台はキリスト教が成立する以前の多神教の時代ではある。しかしながら、作品が実際に書かれた時代が作品に反映され、16世紀後半から17世紀にかけてのイギリス国内のキリスト教の変遷、またはイギリスを取り巻くヨーロッパ周辺諸国の宗教戦争が、作品内世界に影響を少なからず与えていると考えることは不当ではあるまい。

この点に関して、『原リア』ではコーデラ、レア側のフランス軍の勝利となり、レアはイギリス国王の地位に復権し、それにより以前の権力と安寧を取り戻すことができる。もちろんレアの死もコーデラの死もなく、まさにハッピーエンドであり、喜劇的結末とさえ言えるかもしれない。

しかし一方では、フランス軍の勝利ということは、カトリック教国の勝利とも解釈することもできるのである。

前述のように、『原リア』は作者不明とされているが、初めて上演されたのは1594年である。この約10年後の1605年から1606年にかけてシェイクスピアが『リア王』を創作し、上演したというのが定説となっている。その10年余りの期間で、シェイクスピアは『原リア』の脚本か舞台を見て、悲劇『リア王』を書きあげたのである。

『原リア』の初演とされる1594年は、エリザベス一世の治世の晩年である。エリザベスは英国国教会をプロテスタント化し、彼女の時代によりやくイギリス国内での国教会が定着したとされているが、実際には、貴族やジェントリといった上流階級やイングランド北部地域にはまだカトリック教徒も存在していた時代であったとされている。²

² 今井宏編、『世界歴史大系 イギリス史2 近世』(山川出版社、1990年) 参考

イギリスが本格的に国教会のプロテスタント化路線を進んでいくこととなるのは、1603年にジェームズ一世が即位後であり、1604年にはイギリスはカトリック教国スペインと平和条約を締結し、もはや他のカトリック教国もイギリスと宗教戦争を起こすことができなくなり、イギリス国内のカトリック教徒は孤立の一途をたどることとなる。

シェイクスピアが『リア王』を書いた時期は、このような国教会がプロテスタント化を強化していった時期とまさに重なるのである。

2.2 『リア王』の場合

それでは、シェイクスピアの『リア王』ではこの英仏戦争の勝敗はどのように書きかえられているのだろうか。

それは『原リア』とは反対に、ゴネリル、リーガン側のイギリス軍の勝利へと書きかえられているのである。リアの復権は儂く消えるどころか、リアとコーディリアは捕虜となり、さらに、獄中でコーディリアは殺害され、リアもまた最愛の娘の死に直面し、狂死してしまう。このように、まさに悲劇の結末を迎えるのである。

このように、英仏戦争の勝敗の結果は、筋書きに正反対の劇的結末をもたらし、シェイクスピア独自の劇作家としての手腕が見事に『リア王』という作品を悲劇の傑作へと生まれ変わらせているのである。

また『原リア』と同様に、宗教的観点から見ると、『リア王』をゴネリル率いるイギリス側の勝利、つまり英国国教会の勝利とシェイクスピアが書きかえたことには納得させられる。なぜなら、周知のようにシェイクスピアの劇作品は上演目的で書かれており、観客は一般庶民のみならず、宮廷の人々を前に上演する目的もあったわけで、イギリス軍の勝利にすることは筋書きに関わらず必要な措置であったと十分想像できるからである。

その上、それまでのイギリスの宗教政策はヘンリー一世の時代からローマ・カトリックと分離して、英国国教会の道を辿ってきたものの、ときどきカトリックへの揺り戻しが起こり、ようやくエリザベス一世の時代になってからイギリス国内は英国国教会として安定してきたのである。

しかしそれでもなお、このキリスト教宗派間に関

わる政治的要素は不安定な部分があり、エリザベス一世やジェームズ一世が国教会のプロテスタント化を図ってもなお、カトリック教徒からの反発、反乱があったのも事実である。

国内でのカトリック教徒による事件はときどき起こっていて、シェイクスピアがこの『リア王』執筆の直前、1605年に「火薬庫爆破事件」というクーデターもそうである。これはガイ・フォークス率いるカトリック教徒が上院議事堂に火薬をしかけ、ジェームズ一世を殺害しようとしたクーデターである。³

事件は未遂に終わり、これを機にカトリック教徒への強硬路線がさらに強まったとされている。

以上のように、政教一致でイギリス独自の英国国教会の路線できたものの、宗教の問題は根強く、シェイクスピアがフランスの勝利からイギリスの勝利に書きかえたのは社会のニーズ、とりわけ宮廷のニーズを意識してのことだったというのは間違いないだろう。

3.ゴネリルとリーガン

3.1 貞操観

前述したように、『リア王』にはイギリス国内の宗教問題が反映されており、英国国教会としてのイギリスをアピールしようとした形跡がある。

ゴネリルとリーガンに目を移すと、彼女たちの行動はカトリック、あるいは英国国教会の問題以前の社会的、宗教的倫理観からかけ離れた行動をとっている。

それは彼女たちのエドモンド獲得をめぐる行動である。これは材源である『原リア』には含まれていない。『リア王』にある副筋、つまりグロスター、エドガー、エドモンドの親子の物語は『原リア』にはなく、この副筋はシェイクスピアの全くの創作と考えられる。さらに、ゴネリルとリーガンのどちらもがエドモンドと密通しているという筋書きも、またシェイクスピアの創作である。

そもそもエドモンドはグロスターの庶子であるという設定であるから、彼ははじめからキリスト教の

³ 今井宏編、『世界歴史大系 イギリス史 2 近世』山川出版社、1990年、p.153

外に置かれた存在として語られる。ここで一つ注意しておくべき点は、キリスト教に限らず、他宗教の多くでも不貞は大罪とされるということである。作品の舞台であるキリスト教成立以前の多神教の時代であってもそうであるので、エドモンドが庶子ということだけで彼がキリスト教から外れた存在と断言はできないかもしれない。

しかしながら、彼は少なくとも社会的倫理観から外れた存在であることは間違いなさであろうし、もう少し踏み込んで言えば、宗教的倫理観の外に置かれた存在であるとは言えるだろう。

そして、はじめから運命づけられた倫理観から火づけられた存在であるエドモンドは、やはり嫡子である正当なエドガーを権力関係において覆すことはできず、因果応報ともいうべき「死」の運命をたどるのである。

このエドモンドに関わってくるのがゴネリルとリーガンで、彼女たちもまたキリスト教的に大罪である不貞を犯す。厳密に言えば、彼女たちが実際に不貞を行ったかどうかは台詞からははっきりしないが、そのことを議論してもあまり重要ではない。彼女たちが不義密通の気持ちを持って夫の殺害を企てたり、夫の死後間もなく、実の姉とエドモンドをめぐる争いをするその行動は、前夫への敬愛はみじんもなく、17世紀の観客の感覚からすると不貞と同等と解釈されたであろう。

しかしながら、彼女たちはエドモンドと決定的に異なる点がある。それは、彼女たちは正当な血筋であるにも関わらず、身を持ち崩し墮落の道を進むことである。当然その先に待ち受けているのは、エドモンド同様に彼女たちの「死」である。

グロスター家の物語をシェイクスピアが創作した理由は何であったのだろうか。グロスターは不貞を働き庶子をもうけ、人生の終わりに目を抉られるという悲惨な人生の幕切れを経験し、また不貞の子エドモンドは父親同様に自分もまた女性と正当な広く社会に認められる結婚が出来ずに死ぬ。そうして正当な子エドガーは結局のところ次世代を担う人物として社会的にも宗教的にも内側の存在として生き残るのである。

したがって、シェイクスピアがこの副筋を創作し

た意図は単に因果応報というだけでなく、社会的、宗教的に反する存在、あるいはそういった行為をした者は悪であり、その運命は変えられず救いはないということを観客に強く印象付ける意図があったのではなかろうか。

前述のように、『リア王』の舞台は多神教の時代であるが、英仏戦争で描かれたように英国の宗教的安定を反映させた作品であると解釈できる。また、そうであるならば、エドモンドの存在もまた、社会的・宗教的に反した者に対して厳しい末路が待っているのもうなずけるのである。

3.2 ゴネリルとリーガンの死

さて、ゴネリルとリーガンはどうであるかと言うと、前述したように彼女たちは王室という最も正当な血筋であるにも関わらず、庶子エドモンドと深く関わり、彼女たちもまた不貞という墮落の道に入り込んでしまう。ゴネリルとリーガンは親不孝という悪行に走るけれども、エドモンドのように、はじめから性的墮落を暗示された存在ではない。しかしながら、不貞という性的に墮落した道を進む。エドモンドとゴネリル、リーガンとの相違は、はじめに与えられた身分だけであったのかということ、不貞行為に対する動機が決定的に異なっている。

エドモンドがゴネリルたちと関係を持った理由は第一に彼女たちに皇位継承権という政治的利権があったからである。これはリーガンよりも長女であるゴネリルの方が優位であり、エドモンドはその点においてリーガンよりもゴネリルの方になびいている。

Edm. ; for my state

Stands on me to defend, not to debate.

(V. i. 68-69)⁴

(大事なものは我が身の無事、理屈の筋では毛頭ない。)

このように、エドモンドの動機は愛情などではなく、利権に絡んだ政治的な動機である。

⁴ William Shakespeare, ed. Kenneth Muir, *The Arden Shakespeare, King Lear*, (Routledge, 1972), p.185
シェイクスピア著、福田恆存 訳、『リア王』、p.156

これに反して、ゴネリルとリーガンの不貞の動機はエドモンドに対する恋愛感情が主である。リーガンは夫に先立たれてはいるが、『ハムレット』のガートルード同様、亡き夫コーンウォール公のために喪に服す期間はなく、早すぎる再婚願望である。これはガートルード同様に未亡人の貞節の問題として、シェイクスピアが提示したと言えるであろう。

また、姉ゴネリルにいたっては夫アルバニー公が存命中にも関わらず、夫を殺害してエドモンドとの関係を成就させようとするその欲望は、不貞という言葉だけではおさまらない極端な女の強欲を見せつけられているようである。そこには神に対する信仰も、社会規範に対する倫理観もないのである。

シェイクスピアはその悲劇創作時代になって、人妻の貞節を問題視してきたとの指摘がある。例えば、『ハムレット』のガートルードや、『オセロ』のデズデモーナ、そして『リア王』のゴネリルとリーガンである。『マクベス』のマクベス夫人に関しては夫マクベスを王殺しへと駆り立たせる点では悪の要素が強いが、貞節の点では何も語られていない。

伝統的な「貞操」の観念は、女性には常に性的純潔と結びついてきたが、15~16世紀のイギリスの思想家たちの影響を受け、「貞操」の観念が肉体的純潔とは別の、またそれ以上のものが求められるようになった。それは、処女性よりも人妻の貞節が重視されるようになったということである。⁵

元来、キリスト教では姦淫は大罪であり、カトリックでは離婚は認められず、いったん結婚してからは死が二人を分かたずまで結婚生活が存続していくという考え方である。ヘンリー八世のときにイギリスは独自の英国国教会という宗派を作り、離婚が認められるようにしたものの、早すぎる再婚は問題視される。ガートルードがその典型である。

もっとも、『リア王』の舞台はキリスト教以前の多神教の時代という設定ではあるが、この女性の性に関しては当時のイギリス社会の倫理観に基づくシェイクスピアの結婚観が大きく反映されていると言えるだろう。

⁵ 青山誠子著『研究社選書 17 シェイクスピアの女たち』(研究社、1981年)、p.80-84

以上のような宗教的観点から見て、不貞の罪は重大であり、結局のところ、彼女たちの死はその積極的な不貞に対する因果応報の結果なのである。英国国教会が離婚を認めていたとはいえ、早すぎる再婚や、夫を殺害してまでの再婚の成就を願うことなど、それはキリスト教に限らず大罪である。まさにその罪の深さが彼女たちの死を決定づけたのである。

4. コーディリアの死

さて、『原リア』では英仏戦争の勝敗はコーデラ、リア側のフランス軍が勝利し、レアの英国国内での復権となる。

しかしながら、シェイクスピアの『リア王』ではゴネリル、リーガン側の英国軍が勝利し、リアとコーディリアは捕えられ悲劇的な結末を迎える。

ここまで、『原リア』から『リア王』への書きかえを通して、シェイクスピアの独自の創作箇所を宗教的観点から考察してきたが、このリアとコーディリアの悲劇的な死こそシェイクスピア『リア王』の悲劇たる所以である。

まず、英国軍が勝利した直後に、彼らはエドモンドの命により捕えられ牢獄に連れて行かれる。このときのリアの台詞からリアはすでにコーディリアとの未来しか見えていない。しかもその未来とは既に浮世離れした、現世のものとは思えない世界がリアの面前には見えているようである。

Lear. We two alone will sing like birds i' th' cage:

When thou dost ask me blessing, I'll kneel down,
And ask of thee forgiveness: so we'll live,
And prey, and sing, and tell old tales, and laugh
At gilded butterflies, and hear poor rogues
Talk of court news; and we'll talk with them too,
(V. iii. 9-14)⁶

(お前と二人だけになって、籠の中の鳥の様に歌を歌うのだ、俺の口から祝福の言葉が欲しいと言うなら、俺はお前の前に跪いて許しを乞うことにしよう。そんな風にして生きていきたい、祈って、歌って、昔話をして、き

⁶ William Shakespeare, *King Lear*, (Routledge, 1972), p.187

らびやかな蝶の群れを笑い、賤しい者どもが
そういう宮廷の噂をするのを聞いていよう、
俺達もそいつらに交じって話をするのだ)⁷

ここでリアは、コーディリアとの幻想とも思える
未来を語り、たとえ牢獄の中にも、コーディリ
アと会えて共に過ごせる喜びが切ないまでもひしひ
しと表現される。これまで、研究者たちに指摘され
てきたように、コーディリアはイエス・キリスト的
存在で、苦しみの中のリアを救い出し、彼女の死は
父リアの愚かさという罪の償いであるとされてきた。
8

確かに、リアはコーディリアと会うことでリアの
苦悩は解き放たれるようであるし、何よりもリアは
自分がドーヴァーから飛び降りて、彼はそれまでの
人生に一度は終止符を打っている。実際には、ドー
ヴァーに飛び降りたつもりであっても、それはリア
の勘違いで現世のままなのであるが、その後コー
ディリアに再会をしたときの彼の境地としては、現
世の中での再会というよりは死後の世界での再会と
の意識が続いているように思われる。

したがって、コーディリアの死は、リアの罪の償
いのためにあるのではない。そうではなく、彼女の
死はリアをさらなる深い苦しみの淵に落とし入れる
ものである。コーディリアの死によって、リアの魂
は救われてはいない。それどころか、彼はさらなる
絶望の苦しみを味わい、コーディリアが蘇ってくれ
ることを切望するのである。

五幕三場でコーディリアの体を抱きながら言うリ
アの言葉にこそリアの魂の叫びが込められている。

*Lear. This feather stirs; she lives! If it be so,
It is a chance which does redeem all sorrows
That ever I have felt.*

(V. iii. 264-266)⁹

(この羽が動く 生きていぞ! ああ、それ
なら、きょうまで嘗めてきた苦しい思いの数
々が、今こそ一度に償われるのだ。)¹⁰

⁷ シェイクスピア著、福田恆存 訳、『リア王』、p.158

⁸ 青山誠子 著、『シェイクスピアの女たち』、p.163

⁹ William Shakespeare, *King Lear*, p.202

このように、リアの魂が救済されるのは最愛の娘コ
ーディリアの死に直面することでは決してなく、コ
ーディリアが瀕死の状態から息を吹き返し、リアの
前に再び優しく柔らかい物静かな口調で語りかけて
くれることである。

この場面で、ケント伯が「O my good master!」(V.
iii.267)¹¹と言っていることから、コーディリアの息
がまだあり(口の近くに寄せた羽が動いた)、まだ生
きているように感じたのはリアの強い願望がそう見
せたのかもしれない。

リアは生の世界と死の世界の境界のあいまいな領
域におり、それはドーヴァーへ飛び降りた瞬間から
始まり、その傾向はしだいに強くなってきている。

Lear. Cordelia, Cordelia! Stay a little. Ha

*What is't thou say'st? Her voice was ever soft,
Gentle and low, an excellent thing in woman.*

(V. iii. 270-272)¹²

(コーディリア、コーディリア、まだ行って
はならぬ、今暫く! はっ!、お前、何か言
ったな? この声はいつも優しく柔らかく物
静かで、いかにも女らしい佳い声であった)¹³

この場面は『オセロ』のデズデモーナが死ぬ場面
と類似している。『オセロ』の場合は、オセロが妻デ
ズデモーナを絞殺するのであるが、止めをさされた
はずのデズデモーナが侍女エミリアの呼びかけに応
答し、あたかも蘇生したかのような場面を経て死に
至る。

しかしデズデモーナの場合は、オセロに首を絞め
られる時点では自分がなぜ死ななければならないの
か、と理不尽な思いで絞殺される。しかしその直後、
エミリアの呼びかけにより蘇生した時には、それま
での理不尽な思いは彼女の言葉からは消えて、まる
でオセロの罪を背負って自ら選んで死んでいくこと
を悟ったかのような言葉に変わる。

¹⁰ シェイクスピア著、福田恆存 訳、『リア王』、p.170

¹¹ William Shakespeare, *King Lear*, p.202

¹² *Ibid.*, p.202-203

¹³ シェイクスピア著、福田恆存 訳、『リア王』、p.171

Des. Nobody, I myself, farewell:

Commend me to my kind lord, O, farewell!

(V. ii. 122-26) ¹⁴

(誰でもない、自分の手で。

さようなら、旦那様によろしく、ああ、

さようなら！) ¹⁵

したがって、デズデモーナとコーディリアの死の場面は蘇生するように見せているということで類似はしているが、二つの点で異なっている。

それはまず一つには、デズデモーナの場合、デズデモーナの蘇生を願うエミリアの強い願望がデズデモーナの蘇生を幻想のように見せているだけではなく、彼女は実際に劇中で再び言葉を発して、そして死んでゆく。それはあたかも彼女が実際に蘇生したかのような劇の効果を生じさせ、観客や読者にイエス・キリストを連想させる。

二つ目には、デズデモーナ自身の心境の変化が見られるという点である。彼女ははじめオセロに絞殺されようとするとき、自分は何故殺害されなければならないのか、という理不尽な思いがある。しかしながら、一旦は動かなくなってしまった彼女が侍女エミリアの呼びかけで蘇生したように見えるときには、「誰でもない、自分の手で。さようなら」という自己犠牲ともとれるオセロの罪を自分の罪として死んでゆく境地に達している。彼女はオセロの罪を赦し亡くなっていくのである。

つまり、肉体的にはキリストを連想させるようなデズデモーナの蘇生が描かれ、また精神的には誤って妻を殺害するというオセロの罪を赦し死んでゆく彼女の描かれ方もまた、キリストを連想させる。もっとも、イエス・キリストは全人類の罪を背負って十字架にかかるのであり、デズデモーナがオセロ一人の罪を背負うのとは次元が異なるが、それでも作品『オセロ』の中で、デズデモーナはイエス・キリスト的な存在であると言えるだろう。

しかしながら、コーディリアにはデズデモーナのような蘇生したように見えるときの実際の言葉はな

く、またコーディリアの死の場面を通してコーディリアがリアの罪を背負って死んでゆくような表現も見当たらない。それどころか、コーディリアの死の場面は直接的に描写されてはおらず、コーディリアが死ぬ時の心境などは一切観客や読者には伝えられていないのである。したがって、彼女の死は間接的であり、その悲痛さはほとんどはリアの言葉を通して語られるばかりである。

以上のことから、『リア王』におけるコーディリアの死はリアの愚かさという罪を背負っての死とは考え難い。

それでは、コーディリアの死とはどのような意味をもつのであろうか、という疑問が生じてくる。彼女の死がこの悲劇のクライマックスであるし、何よりリアにとって最愛の娘コーディリアの死はどのような意味をもつのであろうか。

その答えのヒントとなるのが、スティーブン・マークスの著書『シェイクスピアと聖書』の中で述べられている。¹⁶それは、リアに降りかかる悲劇と聖書のヨブ記のヨブが神から与えられた試練についての比較である。ヨブは忠義の人で神からひどい試練を与えられる。彼は試練を受ける理由が見当たらないと怒ったり嘆いたりする。しかし、ヨブに与えられた神からの試練というものは、何か罪を犯したからゆえに神から与えられるという因果応報の発想ではなく、人間の理解の範疇を超えたところにおいて神の摂理があるということにヨブは気付くのである。

リアもヨブ同様に、気が狂わんばかりの悲惨な出来事が降りかかる。王として何不自由なく権力を独占してきた年老いたリアが、ゴネリルとリーガンの二人の娘たちに冷酷にあしらわれ、行く場を失う。頭には輝く王冠ではなく雑草でできた冠をのせ、荒れ狂う嵐の荒野を彷徨う姿は、神からの試練に耐えるヨブと重なりあう。リアもヨブも彼らの持つ財産すべてを失う点でも似通っている。また、リアもヨブも激しく言葉を言う点でも似ている。

しかしながら、ヨブには神の試練を受けるに相当

¹⁴ William Shakespeare, *Othello*, p.184-85

¹⁵シェイクスピア著、福田恆存 訳、『オセロ』、(新潮社、1992年)、p.166

¹⁶ S・マークス著、山形和美 訳、『シェイクスピアと聖書』、(日本基督教団出版局、2001年) 参考

する自らの落ち度や罪がないのに対して、リアには苦難を受ける理由がある。

それは、リアの罪は自分を一番に褒めた者にたくさん国土と財産を譲ろうとするその愚かさであり、また末娘のコーディリアがリアを最も愛しているということを見抜けずに、コーディリアを国外追放してしまう点である。

このリアの罪はコーディリアの死ではなく、リア自身の死によって解決されている。ゆえにコーディリアの死はリアの罪の償いではなく、ヨブの試練のように、リアの人智の超えたところで決定されることだと言える。つまり、コーディリアがイエス・キリストの似姿としてリアの罪を償うわけではない。

コーディリアの死はリアの悲しみを深くさせ、それはすでに生と死の世界の境界にいるリアを完全に死の世界へと追いやってしまう。

そう考えると、コーディリアの死、それ自体もリアに降りかかる神の摂理の一つと解釈することができる。しかもそれはリアに降りかかる神から与えられた最後の試練である。

正気を失っているリアに代わって、ケント伯がリアの置かれた状況を代弁している。

Kent. All's cheerless, dark, and deadly:

(V. iii. 289)¹⁷

(もうこの世に何の慰めも無くなった、
どこからも光は射さない、
死んだような世界。)¹⁸

まさにリアにとって、コーディリアが死んでしまった現世は光を失い、そして実際にリアの目は見えなくなってしまふ。コーディリアのいない世界は、リアにとって死の世界同様である。

コーディリアの側からすれば、コーディリアもデズデモナーナ同様に、善人であり無実の罪で死ななければならなかったのであるが、前述のようにデズデモナーナと違ってコーディリアは死の場面で何も語らない。ブラッドリーも述べているように、コーディ

リアは作品を通じて4場面でしか登場して言葉を発していない。¹⁹彼女が発する最後の言葉は、フランス軍が敗れ、父リアと共に捕えられる場面である。

Cor. …

Who, with best meaning, have incur'd the worst.

For thee, oppressed King, I am cast down;

Myself could else out-frown false Fortune's frown.

…

(V. iii. 4-6)²⁰

(最善の志を懐きながら最悪の事態を招いたためしは珍しくない。ただお父様が、国王の御身でこのお苦しみ、それを思うと心も挫けます、私だけなら移気な運命の女神の険しい額など平然と睨み返してやれますのに。…)²¹

彼女の生前の最後の言葉は、今後の自分の運命を悟ったかのような言葉であるが、最後まで父リアを想う孝心な娘の言葉を残している。彼女もまた死の場面で夫であるフランス国王と共にいるのではなく、父リアと共にいることで、これまで親孝行が叶わなかった想いを埋め合わせるための父リアとの至福の時を過ごしているかのようである。

彼女の中で、死を予感してはいるものの、それに対する不条理さや恨み事は感じていない。ブラッドリーの指摘するように、冒頭の領土分割の場面で、彼女があまりにもありのままにリアに対する真実を述べたことは失策であったにせよ、それが悪であったり罪であったりするわけではなかった。²²

彼女の死とは、デズデモナーナのように無実の死ではあるにせよ、デズデモナーナのような人間の女性としての生々しさがなく、よってデズデモナーナのよう

¹⁹ A.C.ブラッドリー著、鷲山第三郎 訳、『シェイクスピア悲劇の研究』(内田老鶴圃新社、1958年)、p.329 (A.C. Bradley, *Shakespearean Tragedy*, Macmillan, 1904年)

²⁰ William Shakespeare, *King Lear*, p.187

²¹ シェイクスピア著、福田恆存 訳、『リア王』、p.158

²² A.C.ブラッドリー著、鷲山第三郎 訳、『シェイクスピア悲劇の研究』、p.332

¹⁷ William Shakespeare, *King Lear*, p.204

¹⁸ シェイクスピア著、福田恆存 訳、『リア王』、p.172

ディリアの存在とは、はじめから聖なる存在であり、死によって人間から聖なる存在へと浄化されていくのではなく、もともとが聖なる存在であったと解釈した方が納得いくのである。

すなわち彼女は、地上の国王として絶大な威厳があり、しかし傍若無人な我儘さをあわせもつリアという人間の魂を悔い改めさせ浄化させるために創造された存在であり、コーディリアという存在自体が聖なる神の摂理の一部であると言うことができるのではないか。

彼女は幼少でか細く、他の作品の女主人公の誰よりも恋をするなどの喜びを知らないとブラッドリーが指摘するのもうなずける。²³もともと、フランス国王と結婚はするが、デズデモーナのように、それは彼女からの恋愛による結婚ではない。

このように見てくると、シェイクスピアが作品『リア王』の中でコーディリアを人間的、性的な性質を排除し、聖なる者として創作することで、いかにリアの魂の救済の物語を描こうとしたのか、ということが明らかになってくるのである。

5.おわりに

材源の一つである『原リア』からヒントを得て、シェイクスピアがどのように悲劇『リア王』に書きかえ、創作したのかということ、英仏の戦争、ゴネリルとリーガンとのエドマンドを巡る争い、コーディリアの死を通し、宗教的観点から考察してきた。

その結果、シェイクスピアはイギリス軍の勝利を描くことにより、英国国教会擁護をするのと同時に、リアとコーディリアの死を描き、『リア王』を『原リア』にはなかった壮大な悲劇に高めた。また、グロスター家の物語を新たに書き、副筋を作ることで、エドガーとエドマンドの嫡子と庶子の問題をはじめ、ゴネリルとリーガンの不貞の問題を扱い、当時の倫理観や宗教観を浮き彫りにした。物語の舞台はキリスト教成立以前の多神教の時代ではあるが、シェイクスピアの時代のキリスト教的倫理観や宗教観が投影されていることに違いはない。よってキリスト教

の視座に立って作品を通して見てみると、ゴネリル、リーガン、コーディリアの3人の娘たちと彼女たちを取り巻く人物たちを巻き込んで、そこには材源にはなかった新たにキリスト教性が色濃く表現されていることが見てとれる。

ゴネリルとリーガンの悪びれもしない不貞の行動は、結局は死につながる大罪であると観客や読者は実感させられる。また対照的に、コーディリアを聖なる存在として捉えるならば、彼女の死は父リアの罪を背負うための死ではなく、聖書の中のヨブのように、リア自身が魂の変革をするために与えられた試練であると解釈できるのである。

こうした材源にはなかった物語に認められる宗教性こそが、シェイクスピアが独自に創作した重要な要素であると言えるだろう。

このように解釈していくと、シェイクスピアが悲劇として『リア王』を書きかえた意図、そして彼の悲劇世界の深淵をより理解できるのである。

²³ A.C.ブラッドリー著、鷺山第三郎 訳、『シェイクスピア悲劇の研究』、p.331

会計教育の変革への期待

—真の会計教育を求めて—

八角憲男 木村栄宏
千葉科学大学 危機管理学部 危機管理システム学科

Expectation for the Change of Accountant education

—A Consideration of What is proper Accountant education—

HAKKAKU Norio, KIMURA Hidehiro
Department of Risk and Crisis Management System, Chiba Institute of Science.

In this paper we will consider the vital question of how the training of accountants ought to be. In the great changes of our society in recent years, accounts has spread to various fields of commercial activities much more quickly and extensively than people imagined. For people who teach accounting, and people who want to work as accountants, teaching methods and learning methods have become more and more important. Focusing on accounting education at universities, we will make clear what kind of problems we have now in the three groups of people in accounting education: general people in society, people who learn and people who teach. Then we will examine the results of investigations of accounting education in other organizations together with our own experiences as accounting instructors in order to show in what direction accounting education ought to be led.

■ キーワード：会計教育のトライアングル化 簿記検定試験の意味 真の会計教育 考える会計教育

1. はじめに

真の会計教育は、いかなるアプローチにより可能なのか。古くて新鮮なこの問いかけが、本稿のモータイプである。

バブル経済が崩壊した 1990 年代の初期以降は、「失意の 10 年」とまでいわれ、日本企業は長く低迷を続けた。新世紀に入り、企業は相変わらず過酷な環境変化に対して、その対応に迫られ、企業システムの変更はもはや必然的なものになってきた。

こうして社会が激変するなか、会計は想像以上の広がりを見せ、そのプレゼンスを飛躍的に高めている。特に印象的なのは、首都圏では、多くのビジネスパーソンが平日の夜間や週末を利用して専門学校での会計学習に真摯に取り組む姿であった。

悲観ばかりしてられない。企業が未来に目を向け、業績に希望を求めるには、「会計の重要性」を改めて認識しなければならなかった。今も続く社会人の会計学習は、それを象徴する経営行動であると筆者は捉えている。

その勢いは多方面に波及し、企業もさることながら、自治体や様々な組織においても会計研修の奨励やそれを必須とする動きが顕在化している⁽¹⁾。

会計はいまや国民的関心事となり、一部の会計担当者の専門領域であるという認識は、時代の趨勢とともにすでに去った。

こうして注目される会計は⁽²⁾、これまであまり議論されてこなかった教授法や習得法についても重要性が認識され、学会や研究部会においても会計学習の困難さがどこにあるのかをはじめとした実験的ア

プローチもおこなわれ、真の会計教育が求められている。

会計教育といっても内容が幅広く、論点も多種であるため議論は難しい。

本稿では、①会計教育に関心を示す主体を3区分し、②それぞれで発生する問題点を明らかにし、③ある会計教育のアンケート調査結果を、筆者の経験と併せて考察し、今後の真の会計教育のあり方について提言を示したい。

2. 複式簿記の歴史

ゲーテは、その著書の中で、複式簿記を次のように称えている⁽³⁾。

「商売をやってゆくのに、広い視野をあたえてくれるのは、複式簿記による整理だ。整理されていればいつでも全体が見渡せる。細かいことでまごまごする必要がなくなる。複式簿記が商人にあたえてくれる利益は、計り知れないほどだ。人間の精神が生んだ最高の発明の一つだね。立派な経営者は誰でも、経営に複式簿記を取り入れるべきなんだ」(ゲーテ作、山崎章甫訳『ヴィルヘイム・マイスターの修業時代(上)』岩波書店、54頁。

こうして人類が生んだ最高の発明の一つと称賛される複式簿記は、いつごろ誕生したのか。

中世イタリアの商人は、後に巨万の富を築くが、この状況は会計帳簿の存在や複式簿記の発明と無関係ではない。

世界の複式簿記の歴史を振り返れば、1494年、イタリアのベニスにおいて複式簿記の基盤とされるルカ・パチオリの『算術、幾何、比および比例総覧』が出版されている。

帳簿記入法である「複式簿記」には、財産目録、仕訳帳、元帳、勘定、決算など簿記の知識や理論などが詳細に記述されている。そのしくみは商人の間で大きな成果をあらわし、やがてイタリア、ヨーロッパ、さらにアメリカへと広がり、加速度的に世界へと普及していった⁽⁴⁾。

日本における複式簿記の歴史は、明治7(1874)年に、福沢諭吉によって『帳合之法』が翻訳されている。

これは、アメリカのブライアント、ストラットンの簿記書「Common School Bookkeeping」が原書であり、初心者向けの複式簿記の内容となっている。

また、明治7年12月には、イギリスの銀行家アレキサンダー・アラン・シャンドにより『銀行簿記精法』が出版された。これは、「簿記」という用語を用いた最初の文献といわれ、かなり高度な複式簿記といわれている。

ここで注目すべきことは、イタリアの商人にとって複式簿記は、ベニスの商人の家族のみ伝えることが許された「決して人に教えてはいけない秘伝」であったことである。その後、「秘伝」は、長期間の時を経て、現代社会においてはその重要性が認識され、会計学習者の増大傾向が顕著となっている。

3. 会計教育のトライアングル化

そうした状況の中で、会計教育における問題点も指摘され深刻化している。それはどのような問題なのか。

会計は、実践的かつ理論的な学問である。しかし、実践的である会計を学習したはずであるのに、基本の欠如や実務との乖離があるとの指摘がしばしばなされる⁽⁵⁾。

なぜか。これは会計教育に関する諸制度が、会計教育に多大な影響を及ぼしている結果であると捉えられる場合が多い。

その一つが簿記検定試験である。これは、それぞれの段階のレベルを各級ごとに明示し、その領域の理解度合いを問うものである。その可否はその領域に関する知識・能力として社会での評価にも直結する。したがって、学習者が可否に強い関心を抱くのも自然であり、また会計教育担当者が合格をねがうことも自然である⁽⁶⁾。

ところが、会計教育が会計の本質よりはむしろ検定試験への偏重により、基本の欠如や学習を断念するという大きなリスクが潜んでいる場合もありうる。それが冒頭での指摘である。

かつては、資格取得を果たすことで安定した社会的評価が付与され、会計教育が社会の中で、大きな問題として取り上げられることがなく受け入れられていた。それが時の経過とともに状況は変化し、現

在では、教育成果の内容とそれを生み出すまでの会計教育のプロセスに対して、その方法の再検討が急がれている。

この問題は、会計教育に対して関心を持つ主体を、3区分して検討する方法が合理的である。それは、①社会（評価する側）、②学習者（学ぶ側）、③会計教育担当者（教える側）、であり、本稿では、これを会計教育のトライアングル化と位置づけている。

では、それぞれの立場から発生する問題点とは何なのか。

(1) 社会からみえる問題点

社会の側からは、会計教育がどのようにみえるのだろうか。

指摘されている中心の内容は、基礎学力（会計）の向上と現実離れした内容が一定部分盛り込まれているいわゆる学習簿記への指摘である。簿記検定試験から公認会計士試験まで共通しているのは、テクニックを競うパズル的な難問が出題されるという指摘である。実務では、そのようなものは重要ではなく、たとえそのような難問を潜り抜けて資格取得をしたとしても実務の現場では対応できなくなっているという認識を持っている。

具体例を示せば、2003年に行われた「簿記教育に関する職業会計人の意識調査」、日本簿記学会第19回関東部会・統一論題報告、のアンケート調査によって明らかにされている⁽⁷⁾。調査対象は、自らが会計教育を受け、さらにそれを専門的に生かした職業会計人（公認会計士）であり、会計教育と実務の両方の側面を精通していることから、抽出された問題点にも現実性がある。調査項目は、簿記検定試験が会計教育に重大な影響を及ぼしていると判断し、各種の検定試験のうち、日本商工会議所の出題区分表の中から主な55項目が識別された。回答傾向は、次のように要約ができる。

最初に、重要度の高いものとして、①キャッシュフロー計算書や株式交換・株式移転（持株会社）など、会計ビックバン以降の新会計基準に関する項目②貸倒引当金の処理、退職給付の会計処理や商品の期末評価など、決算整理において会計上の見積もりや判断が要求される項目があげられる。

次に、重要性が低いものとして、①損益勘定の記入（損益振替、資本振替）、大陸式決算法（残高勘定の記入）、補助簿（補助記入帳・補助元帳）、伝票会計、特殊仕訳帳制など、現実のコンピュータ簿記にはなじまない項目②実務上の取引数が減少していると思われる、当座借越の処理、為替手形の処理、荷為替手形の処理、委託販売の処理、割賦販売の処理などの項目である。

このように問題視された項目をみると、実務に沿った教育の必要性が読み取れる一方で、帳簿記入などを通じた会計システム（計算構造）は重要である、という指摘もある。

そこで、調査の分析結果として改善の必要性があると思われる点が4つあげられている。

第1に、合計転記（バッチ処理）については、非現実的だとしている。コンピュータの処理能力に限界のあった時期の会計処理がいまなお教材として使用されているという指摘である。逆に、上記の重要性が低いものにも示したが、補助簿は重要性があるという意見も見られるのである。主要簿とは別の経路で記録される補助簿のシステムが、現在のオンライン・リアルタイム指向の会計システムにおいても重要性をもっているというわけである。したがって、手書きシステムを前提とした帳簿教育の中でも、すべてが重要かそうではないかということではなく、必要なものを重点的に残していく対応が必要であろうという指摘である。

第2は、会計処理の対象を単純な取引データばかりではなく、判断を必要とさせる内容に変化させるべきではないかというものである。

第3は、実務で行われる取引例について調査、研究をして、今後の会計教育にそれを取り入れて、現在に合わせた取引例に変えていく必要があるということである。

第4は、内容のバランスの見直しである。新しい内容である例えば、キャッシュフロー計算書や連結財務諸表などは、後回しにしない方向の配慮が必要であるということである。

(2) 学ぶ側からみえる問題点

次の図表1は、学生に対する「学習上の悩み」に

関するアンケート調査の記録である。

これは、会計を学ぶ学生が自分の学習を振り返り、どのような点が悩みとなっているかについてである⁽⁸⁾。

下記に集計された内容を特徴別に3分類して考えてみたい。

第1は、①の学習上の悩みについてである。ここでは4つについて指摘できる。その1は、「仕訳(41)、会計処理上の問題、記帳(9)、精算表(5)、B/S・P/L(16)」である。これらは、取引からはじまり、決算書を作成するまでの簿記一巡の流れを構成する各要素である。

図表1 学生に対するアンケート内容と結果
(回答数 高校生 134, 大学・大学院生 145)

- ①□ 学生自身が感じる簿記学習上の「学生の悩み」について
 悩みはない(62)、仕訳の借方・貸方(41)、学習方法上の悩み(22)、手形(22)、B/S・P/Lの作成(16)、勘定科目が多い(14)、指導方法がよくない(9)、記帳の仕方(9)、用語の意味がわからない(7)、取引のイメージがわからない(6)、精算表の作成(5)、本支店会計(5)、三分法(4)、工業簿記(4)、見越し・繰延の処理(3)、二重仕訳控除(3)、貸倒引当金(2)、その他(63)、無回答(11)
- ② その悩みは、どの級のどの項目ですか
- ③ ①で悩みがないと回答した方は、理解する上でどのような学習上のコツがありますか
 問題を繰り返し解く(24)、先生の説明をよく聞く(8)、よく考える(8)、勘定科目や解答パターンを暗記する(4)、特になし(3)、実際の取引内容についての知識を得る(2)、その他(5)
- ④ 先生が重視している学習項目は何ですか
 仕訳(105)、決算(33)、検定にでる項目(20)、B/S・P/L(16)、学習のコツ(12)、精算表(10)、全部(10)、簿記一巡の手続き(4)、無回答(32)
- ⑤ 「簿記は理屈より練習が大事」という考え方はどの程度重視されていますか
 回答者数 278 のうち、重視 96、やや重視 106
- ⑥ 「簿記は理屈より練習が大事」という考え方についてどのように感じますか
- ⑦ 「簿記は練習より理屈が大事」という考え方はどの程度重視されていますか
 回答者数 278 のうち、重視 30、やや重視 62
- ⑧ 「簿記は練習より理屈が大事」という考え方についてどのように感じますか
- ⑨ その他の考え方について、自由に書いてください ⑩現在の所属教育機関 ⑪これまで在籍した教育機関 ⑫取得した簿記検定の種類と数 ⑬簿記は好きですか ⑭簿記は得意ですか ⑮簿記の授業は楽しいですか ⑯簿記は役に立つと思いますか

(出所) 日本簿記学会のWebサイト,
<http://www3.bus.osaka-cu.ac.jp/boki/findings/findings.pdf>
 より作成。

その2は、学習方法(22)である。理解の積み上げの基本となるものである。その3は、「用語の意味がわからない(7)、取引のイメージがわからない(6)」であり、ビジネス社会の経験が乏しいことにより、イメージがつかめないことが一因と考えられる項目である。その4は、「指導方法がよくない(9)」は、回答者の3%にあたる。

第2は、③の「学習上悩みがない」と答えた62名である。そのコツとしては、「問題を繰り返し解く(24)、先生の話をよく聞く(8)、よく考える(8)、勘定科目や解答パターンを暗記する(4)、特になし(3)、実際の取引内容についての知識を得る(2)」となっている。アンケート内容の⑤から⑧の「簿記の理屈と練習」についての質問は、理屈、練習の両者とも欠かすことができないものとするが、ここでは練習重視という結果がでてきている(65)。

第3は、④の「先生が重視している学習項目は何か」については、「仕訳(105)」が他の項目を圧倒している。続いて、「決算(33)、検定にでる項目(20)、B/S・P/L(16)、精算表(10)」となっている。

仕訳の重要性を説きながら授業展開して、検定試験向けの内容もフォローしている。さらに、「学習のコツ(12)」にもふれ理解を高める教育が展開されている、ということが読み取れる。しかし、ここで注目したいのは、先生が重視する項目で「簿記一巡の手続き(4)」が意外と少ないことである。

以上の集計から、次のような学ぶ側の平均像がみえてくる。

ビジネスのイメージがつかめないまま学習に取り組んでいる。教員の重視する項目は、仕訳を先頭に、決算、検定に出題される項目と考えている。学習項目の悩みについては、「簿記一巡の手続き」の全般にわたっている。練習と理屈については、どちらかといえば、練習の方が大事であると認識がされ、練習問題の取り組みに重点がおかれている。簿記を習得する方法で肝心な、考えて学習する習慣が疎かにされている可能性を考えることができる。

また、回答者の22%(62)が、悩みがないとしている。これらの学生は繰り返し練習問題に取り組んでいる学生が多い。

(3) 教える側からみえる問題点

次に、教える側は、授業を通じて「学生の悩み」について、どのように考えているのか。これについては、日本簿記学会教育研究部会が、2001年度に会計教育担当者およびそれらの学生に向けて実施したアンケート調査(図表2)を資料として考えてみたい⁽⁹⁾。

このアンケート資料に関しては、質問事項や回答数、さらに厳密さなど議論の余地が全くないとはいえない。しかし、会計教育上の問題発見が目的であるため、学習者が理解困難と考えている項目を抽出するという意味では、そのねらいは達成できる調査であると考えている。分析方法については、単純集計を中心に、クロス集計の要約からも筆者の視点で考察をしていきたい。それでは、次のアンケート内容からその傾向を考えてみたい。

第1は、①の質問に関することである。学生がどのような部分で学習上の悩みを抱えているかという教員の考えである。ここでは2つに分けて考えることができる。

1つは、会計処理を中心と項目であり、決算整理、決算振替仕訳など従来からの学習者の悩みと考えられていたものが、今回も確認されている。2つは、最も重要なものの1つとして、学習内容全般に影響が及ぶ「簿記の基礎概念の理解の欠如(25)」である。さらに少数であるが、「簿記を学ぶ意義がわかっていない(2)」も注目に値する。

第2は、教員が自分自身で抱え込んでしまう悩みについてである。この中で「効果的な教育方法がわからない(48)/学生のやる気や理解力が不足している(19)」の両者は関連づけて捉えることができる。また、「現在の環境では十分な教育ができない(25)」という指摘もされている。これは、学生の悩みに対して必ずしもその対策を有しているとはいえない、ということが悩みとなっている。

図表2 教員に対するアンケート内容と結果(回答数127)

- ①□ 先生が考える「学生の悩み」(自由記述)
簿記の基礎概念が理解できない(25)、決算振替仕訳(24)、三分法の導入(23)、仕訳の仕方(23)、8要素の関係(22)、決算整理(14)、手形(11)、見越し・繰延べ(10)、学習方法上の悩み(9)、借方と貸方の意味(9)、取引や勘定科目の意味がわからない(8)、特殊商品売買(8)、試算表・精算表(7)、工業簿記・原価計算(7)、連結会計(6)、本支店会計(5)、簿記を学ぶ意義がわかっていな

い(2)、他多数。

- ② 先生が考える「先生自身の悩み」
効果的な教育方法がわからない(48)、現在の環境では十分な教育ができない(25)、学生のやる気や理解力が不足している(19)、その他。
③ 現在の所属機関(複数回答可) ④教えてきた教育機関(複数回答可) ⑤学んできた教育機関(複数回答可) ⑥簿記の技術を学んだところ ⑦a 教員になる前に簿記の理論を学んだところ(複数回答可) ⑦b 教員になった後に簿記の理論を学んだところ(複数回答可) ⑧a 教員になる前に簿記の教育法を学んだところ(複数回答可) ⑧b 教員になった後に簿記の教育法をだところ(複数回答可) ⑨教員となってから簿記の学習・研究を続けていますか ⑩自分の専攻と簿記の関係 ⑪a 現在あるいは過去に簿記科目を担当したことがありますか ⑪b 担当した年数 ⑫ご自身の簿記教育について ⑬簿記の教育目標の重点

(出所) 日本簿記学会の関連 Web サイト
<http://www3.bus.osaka-cu.ac.jp/boki/findings/findings.pdf> より作成。

第3は、質問項目⑬の「簿記の教育目標の重点」についてふれてみたい。

上記には、結果の詳細は記述しなかったが、その質問内容と結果は次の通りである。

次の4項目のうち、何を最も簿記の教育目標におくかであり、その順に1.2.3.4.をつけていくというものである。

「1.会計の基礎としての簿記の習得(60) 2.より広く企業経営の基礎としての簿記の習得(49) 3.簿記検定試験の合格(20) 4.資格試験の合格(6) 5.その他(9)」となっている。

()内は人数を表し、この結果は、4項目の教育目標の中で「1.会計の基礎として簿記の習得」が第1位と考える人数が60人あったということになる。つまり、検定試験の合格よりは、まずは基礎の習得が重点目標という認識が確認できる。

以上の集計から、次のような教える側の平均像がみえてくる。

それは、教員は検定試験より簿記の基礎の習得が重要と考え授業展開をする。しかし、学生が悩んでいる項目は、従来も指摘されていた決算仕訳をはじめ、会計処理に関するものである。そして、そのような学生の悩みについては、効果的な教育方法がわからず教員も悩んでいる。また、クロス集計では、「簿記の基礎概念が理解できない」を「学生の悩み」と指摘する教員は、高校より短大・大学に偏在していたという分析がされている⁽¹⁰⁾。

(4) 近年の調査結果

既述の簿記教育に関するアンケート調査結果と比較するために近年の調査結果を下記の図表3に示したい。その間は、およそ10年である。対象とする範囲は狭くなっているが、問題点を把握する意味では参考になるデータである。(一部抜粋)

図表3 日本簿記学会関東部会アンケート・(大学(専門職大学院・短大)用)調査結果(平成21年6月20日実施)

- 1-1 あなたは、いわゆる「簿記離れ」の現象が見られると感じておりますか?
(感じている 22, 65%, 感じていない 12, 35%)
- 1-2 ②と答えた方に、その原因について、次のうちからお答え下さい。複数回答可
- ① 計算能力等いわゆる算数能力の低下 11, 48%
 - ② 企業活動等実社会への関心の無さ 12, 52%
 - ③ その他: 気づかれたことをお書き下さい。(不足の時、裏面もお使い下さい)
 - ・コツコツ積み重ね型の学問を嫌う傾向がある。
 - ・コンピュータで自動的に記録されるため、専門知識の必要性を感じられていない。
 - ・抽象化された概念を理解し、用いることはできない。
 - ・会議所検定を意識した授業が行われるケースが多いが、入門前には3級など特に難しさを感じているのではないかと思う。
 - ・積上げによる学習を求められる科目は敬遠される傾向にあると思う。
 - ・最初からの「簿記離れ」ではなく、一定の学習後の「簿記離れ」。端的にいえば、難解な用語→借方、貸方などからくる簿記嫌いが作られる。
 - ・マーケティング論などの華やかな講義とは異なる講義方法のため、「地味でつまらない」というマイナスイメージが学生の間でできてしまっている。
 - ・実際に計算するのを嫌がる学生さんが増えてきている。
- 4-3 簿記検定制度は、簿記教育に良い影響を与えていると思われませんか?
(① 良い影響を与えている。12, 36% ② 悪い影響を与えている。2, 6%, ③ どちらとも言えない。19, 58%)
- 4-4 あなたが授業を行うにあたって、簿記検定を意識した講義を行っていますか?
(① 行っていない。21, 62% ② 行っている。13, 38%)
- 5-1 商業高校の出身(高校で簿記を学び、検定試験の資格を持っている)の学生については、簿記はできるけれども、これが現実の会計に結びついていないという指摘されることがありますが、これについて、どう感じられますか?
(① 指摘どおりである。24, 75% ② そうは感じていない。8, 25%)
- 5-1 について、ご意見があれば、お書きください。
◇米国の入門書、たとえばアンソニーの会計学入門は、経営分析などがとりあげられている。教材が検定試験を重視している。
◇応用力があまりないという意味であれば……
◇大学に入ると簿記を忘れていくことが多いです。

- ◇検定向けの授業を受けてきているケースが多いからと思う。
- ◇仕訳処理が対象としている企業活動の知識が不足しているように思われます。
- ◇仕訳はできるが理論的に全く理解していない学生が多いと感じる。
- ◇計算問題はよく出来るが、簿記検定より先(公認会計士試験・税理士試験)に進める学生が少ない。論述問題が苦手という印象がある。
- ◇考え方(基準や原則)に対して、興味をもたないことが多い気がします。
- ◇「簿記ができる」のではなく、「検定問題を解ける(ができる)」と言い換えた方がベターと思われる。「現実の会計に結びついていない」というより、簿記を理解できていないのが実情である。
- ◇「現実の会計」の前提が難しいです。

(出所) 日本簿記学会の関連 Web サイト
(<http://www.hakutou.co.jp/boki/questionnaire/pdf/result.pdf#search='日本簿記学会学生に対するアンケート'>, 2012年10月17日現在)を参照

4. 会計関連資格と職業

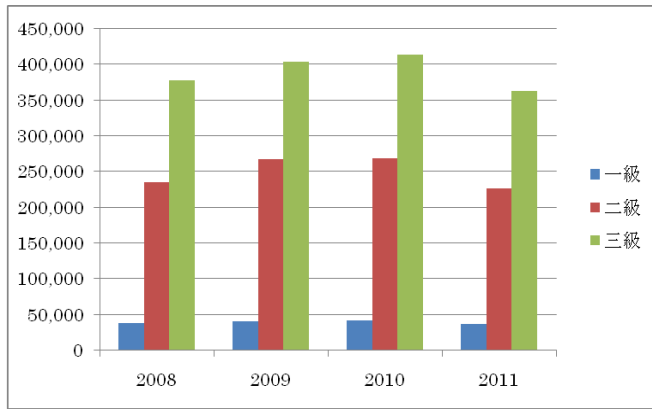
ビジネスの言語といわれる会計学習は、ビジネスの世界では必須のものと位置づけられる。言い換えれば、言語(会計)を知らなければ、コミュニケーションもさることながらビジネス界での活躍は限定的となる。その会計学習の資格に目を向ければ、まず学習のスタートとして、日本商工会議所主催の簿記検定試験3級がある。これは、基礎的な複式簿記の原理、記帳、決算などに関する初歩的な理解に関する試験となる。続いて、同試験の2級へとつながり、ここでの学習到達レベルは、公認会計士、税理士、国税専門官などの職業会計人を目指すことができるか否かの目安となる。さらに、簿記資格の中で最高峰をなす1級は難易度も高く、これに合格することで会計関連の職業に必然的に決定づけられる場合が多い。このほか簿記の資格としては、全国商業高等学校協会主催の簿記検定試験、全国経理学校協会主催の簿記能力検定試験などがあげられる。

上記のほかにも、会計知識が必要とされるものとして、不動産鑑定士、ミニMBAともいわれる中小企業診断士、BATIC(国際会計検定、現在日本で受験可能な英文簿記・会計として最も知名度が高く、外資系企業を中心に一定の評価がある)、USCPA(米国公認会計士)などがあげられる。

受験者数の多い資格試験を調査すると、英検(実用英語技能検定)は、2,262,859人(日本国内のみ)、漢検(日本語漢字能力検定)は、2,123,191人と両者

は2,000,000万人を越え、TOEICも2,000,000万人に迫る勢いである。英検、漢字検定、TOEICはそれぞれの内容に違いこそあれ「言語」であることが共通している。受験者数が多いという視点から、これら

図表4 簿記検定試験の受験者



(出所)「簿記検定試験」『商工会議所の検定試験』より作成。図表内の数字は、年間のべ受験者数であり()内は合格率を示している。
<http://www.kentei.ne.jp/bookkeeping/news/data.php> (2012年8月21日時点)。

に次ぐ資格・検定を調べてみると、図表4に示された日本商工会議所の簿記検定試験であり、600,000万人を超える数字が示されている⁽¹¹⁾。これも「ビジネスの言語」という言語であり、コンピュータがどれほど発達しても、ビジネス界における会計知識は必須のものであることを物語っている。

(1) 会計教育の価値

会計の先進国であるアメリカでは、1881年のWharton school of Finance and Economyの設立と1900年のNew York Universityに会計学科が設立されて以来⁽¹²⁾、100年以上にわたって会計プロフェッションのための教育が行われてきた。「アメリカの会計教育を考える場合に、まず根本的に理解しておかなければならないのは、実務と直結した職業教育 (professional education) 的な面が、他のどの国よりもはるかに強いという点である⁽¹³⁾」。実務がカリキュラムに強い影響を与え、学部、大学院での教育が公認会計士という職業にとって望ましく、資格取得のための必修条件とするという徹底した考え方は、会計教育の価値は、職業準備のためのものとされる。日本においても明治17年に商業学校通則が制定されて以来、会計教育 (商業科目を構成する1科目)

は、職業準備のためのものとされてきたが、必ずしも職業と直結しているとはいえない。しかしここ数年の動きでは、公認会計法の改正に伴い、2003年度にから導入された専門職大学院は、職業に就くための教育に特化したものであり、職業準備のための価値とみることができる。しかし、そのあり方は安定しておらず、さまざまな問題点が指摘され、さらなる検討が期待されている。

このように、会計教育は、職業準備の価値のほか、一般教育価値、大学準備の価値などの説明もなされている⁽¹⁴⁾。簿記検定試験では、学習者はそれぞれどのような価値を求めるのであろうか。

(2) 社会での評価と資格取得

簿記検定試験は、各級のレベルを3~4段階に分け、それぞれの級の合格者に対して会計知識の習得者として一定の評価を与えている。簿記検定試験の社会での評価が、社会制度の中へと組み入れられる現実として、日商簿記検定の1級合格者、または全経簿記検定の上級合格者には、税理士試験の受験資格が与えられるという制度である。学習者は幅広く、高校生、大学生 (短大も含む) をはじめ、社会人が学ぶ姿も多く見受けられ、いずれの場合においても会計知識の習得に対しては、一定の価値を求めている。大学や高校においては、卒業資格に必要な単位に加えられる場合や、高校生については、大学・短大の進学が検定試験の合格実績によって開かれ、優遇措置がとられる学校が増えている⁽¹⁵⁾。

大学・短大生においては、現代社会に必要な知識の一つとして、有利な就職活動の展開や上級の資格を得ることで、会計プロフェッションへの道へと進路が自然に決定づけられる可能性もある。企業においては、会計担当者ばかりではなく、会計知識の習得を広く奨励し、職種に一層の幅を広げさせようと期待をよせている。また、キャリアアップやキャリアアチェンジを考える社会人が重要な資格と位置づける場合も多い。

5. 会計教育が実践される教室の風景

これまで、社会、学ぶ側、教える側から、それぞれから発生する問題点をみてきた。今度は、どのよ

うな環境のなかで問題点が発生するかについて、会計教育が実践される教室の風景をみていきたい。「考える」教育を実践し、かつ検定試験の合格をも達成させることは意外と難しい。2つを両立させることは、時間との制約や様々な条件を克服しなければならないからである。簿記検定試験が社会で一定の評価を受け、先にみたように合格者に対して有利な扱いがされているという現実が教室では無視できない。しかし、そればかりに偏るとかなりのマイナス面が発生する可能性が高い。資格に対する考え方も確実に変化してきており、社会では厳しさが増し、「資格取得」から「取得した資格が使える」時代に突入している。すなわち、真の会計を理解して、その上で資格取得も果たすというバランスを保った会計教育が問われているのである。

こうした検定試験の合格と真の会計教育とを一定の時間で実践しようとする、会計担当者は、ジレンマに陥る可能性が高い。

(1) 目標が明確化された学習内容

会計学習は、その学習内容が明確化され、特に導入段階においては、ひとつの大きな流れを基礎として目次構成もほぼ共通している。同じ社会科学でも一部の科目でみられるように、著者によって目次構成がまったく異なるということは、会計の初級レベルではあまりみられない。適用される業種によって簿記はいくつかの種類に分類されるが、すべての簿記の基礎となる商業簿記をみてみると、高校向けの検定教科書、大学生、社会人が入門書として学習する標準的な教材に大きなちがいはない。つまり、学習者が取り組む教材の内容が明確化されることで、それに対する理解が学習目標となっていく。同時にその学習内容は、簿記検定試験の各級の内容と対応している場合が多い。したがって、教育担当者の違いによる授業内容の消化に差異を生じさせることも少ないということが考えられる。

(2) 時間制約の中での目標達成リスク

このように学習内容が明確化され、それらに対して理解を積み上げた先に検定試験がみえれば、それが動機づけとなり合格を目指す学習者も多い。これ

が教室でみられる一風景でもある。学習の進捗状況を考えれば、シラバスに沿って計画的に展開される授業は、往々にして難問に直面する。時間不足という問題である。学校では、1科目の授業時数はあらかじめ決められ、その中で教育目標を達成させていかなければならない。一定範囲の内容を理解させるために時間不足が生じたとき、会計教育担当者はどのような行動を決断するのであろうか。そこでとられる行動によっては、特に会計教育の場合、学習者のその後の学習に微妙に影響を与え、時には決定的な悪影響を与えてしまう場合が考えられる。目標達成する一方で、容易に排除することが困難なリスクを生んでしまうのである。

(3) 検定試験偏重によるデメリット

検定試験合格という目標が達成されると同時に大きなリスクとは、どういうことなのか。それは教育内容が、検定試験に偏重され「考える」学習が定着しないまま、ひたすら検定対策に取り組むという場合でのことである。その結果、どのような現象が起こるか、いくつかのパターンをあげてみたい⁽¹⁶⁾。

その1は、基本的な理解の欠如をあげることができる。その後、より高度な学習段階に移るときや、同一レベルの問題であっても視点を変えた問題については、基本的な理解が薄れているため応用に対応できないという現象である。例えば、日商簿記検定試験3級の直近5回の合格率をみると、およそ40%弱である。ところが、合格率の低さが少々話題になった107回の試験では、13.7%と激減した。

問題、解答を1つのみのパターンで覚えた場合、他の複数の解答を導くことができにくいという一例である。このような場合、その後の進んだ段階の学習内容を理解することは相当に困難となり、仮に検定試験が合格したとしてもさらなる可能性に期待ができず、却って成長を妨げてしまう可能性も考えられる。

その2は、真の会計を理解できないことで、学問としての興味が失われていくことである。大学の会計教育においても、目標設定によっては、会計教育が真の会計の醍醐味を味わうことなく、受験講座へと変わっていく可能性もある。そこで、学問として

の会計研究が軽視される傾向に歯止めをかけることが喫緊の課題の1つとなる。

6. 企業からみた学校での会計教育

一方、会計教育を社会からみてみると、どのように写し出されるのであろうか。

1 つは、会計教育が実務と乖離しているという指摘であり、2 つは、検定試験に出題される問題について、3 つは、会計をどのように教えているかという指摘である。

(1) 実務と乖離

実務とかけ離れている場面はしばしば見受けられる。簿記一巡の流れの中で最も代表的なものをあげると、取引を仕訳帳に記入して元帳に転記するという手書きの帳簿システムであり、いわゆる学習簿記に対する指摘である。振り返れば、およそ40年前にも、すでに一部の会計事務所においては、取引→伝票→パソコン入力という教科書の記述とは異なったスタイルに変わり、会計教育と実務の乖離は相当前から引き継がれている問題でもある。現在では、コンピュータが著しく発展し、会計業務においても、その導入による仕事の効率化はめざましい。そういう状況の中で、会計の導入段階で従来どおりの検定試験を想定した講義に対しては、現実的ではないという批判的な見方も存在している。

(2) 真の会計教育

それは、実践的でありながらも学問的な興味を引き出すことこそが最重要課題であるという問題意識である⁽¹⁷⁾。たとえば学説がどのような考え方で構築され、今後どのような課題を残しているか、またその解決方法としていかなるものがあり、現在どのような議論がされているかという意味でのものである。

従来までの会計教育は、計算の正確性や問題の捌(さば)き方に教育の重点をおいてきた傾向がある。この方法は、ともすれば会計の本質を失いかねない。社会からの関心が高くなっている今こそ、会計の本質とは何かに重点をおいた教育が求められるのである。学生が卒業後に社会人となり、企業経営の構成員となり、経営実務と直面したときに必要なのは、

まずは基礎学力を向上させるという教育が必要である。検定試験についても、さきに具体的な問題が指摘されているとおり、会計の基礎が理解されているかに重心が置かれた出題が一層期待される。

(3) 期待される会計教育

会計教育の導入段階では、学際的な領域を含め、会計がいかに幅広い学問であるかを紹介し、その領域を概観しておく必要がある。それらの中でも基礎となる商業簿記は、それを積み上げることで、職業選択の関連においても、会計と職業はどのように結びつくか、またいかに大きな可能性を広げていくかということも学習への関心を高めることになる。

会計教育担当者が、高校生、大学生に対し、公認会計士、税理士、国税専門官など会計プロフェッションについて会計学習を通じて興味を持たせることも、特にいま、広く社会から期待されているのである⁽¹⁸⁾。

7. 会計教育の変革への期待と提言

会計教育のトライアングル化と位置づけ、その構成主体を、①社会(評価する側)、②学習者(学ぶ側)、③会計教育担当者(教える側)、に区分して、それぞれの主体で発生する問題点を明らかにしてきた。

そのデータとなった簿記教育に関するアンケート調査結果は、平成21年実施のものと、それよりも10年前のものと両者をみる事ができた。

全体の分析を手短に述べれば、やはり古くてかつ新鮮な問題は、依然として存在していることである。具体的にみれば、以下に要約できる。

① 社会からみえる問題点では、「基礎学力の向上と現実離れした学習簿記」に関する指摘である。特に前者は教育そのものの成立に関わることである。この問題は、必然的に大学における会計教育にも波及する。

そこで、大学教育では、入門簿記科目については半期で実施している大学が多いように思われるが、それを通年科目として実施することにより、授業時間が2倍になった以上の成果が上げることが可能であるということが、筆者のこれまでの教育実践による考え方であ

る。

- ② 学ぶ側からみえる問題点では、学習上の悩みとして「仕訳」が圧倒している。すなわち、入門簿記の中でも特に前半の「取引要素の結合関係」の理解が徹底されていないのである。同時に、簿記全体の仕組みである「簿記一巡の流れ」があいまいとなっているため、個が理解できてもそれぞれが繋がらない状況を発生させているのである。①と同様にこの問題も教える側の問題として捉えなければならない。

そこで、暗記の学習法は一切排除する方法をとらないと容易には解決はしない。

一例をあげれば、決算整理の売上原価算定の仕訳では、2行の仕訳を導く方法として、解答の暗記の仕方を解説する授業や書籍が存在する。高い得点を獲得するためには、暗記至上主義を最優先する向きがある。そうした暗記ではなく、「考える会計の実践」が真の会計教育の中核となる。暗記教育が続く限り、古くて新鮮な問題は容易には解決しない⁽¹⁹⁾。

- ③ 教える側からみえる問題点では、「効果的な教育がわからない」が圧倒している。会計教育担当者が考え込んでしまう悩みである。この解決法の一つに、最近でこそその勢いが徐々に高まってきているが、研究授業を含む公開授業の実施が効果的だと考えている。しかし、大学においては、そうした授業スタイルになじみのない担当者が多く存在すると考えられる。それよりも、大学のブランド構築が特に意識される現在においては、その必須条件の1つである学生満足度の向上の方が何よりも優先順位は高いと筆者は考えたい。

上記に述べた、会計教育で発生した問題点はいかなる改革により変革したらよいか。若干の提言を行った。それぞれの問題は、ともすれば教育が成立するか否かの致命的な問題になりかねない。習い事は、最初に誰に教わるかで、その後の可能性が限定的か、または無限であるかとししばしばいわれる。今後の会計教育の一層の充実のため、筆者も自身の戒めだと

捉えて、真の会計教育の実践のため、「考える会計教育」に取り組んでいきたい。

【注】

- (1) 例えば、筆者が関係した中で千葉県では、財政事情の厳しさから様々な改革が行われ、研修の再編も図られた。その中で「簿記会計」研修は今後も強化すべき研修として位置づけられている。詳しくは、以下を参照。①『新・職員研修の基本方針-21世紀の千葉主権を担う人財開発-』千葉県、平成14年。②『研修概要』千葉県職員研修所、平成15年。
- (2) 「簿記会計」は簿記と会計の区別はなく、アメリカではそれをAccountingと呼ばれるのが一般的である。この場合、簿記Book-keepingは会計学に吸収されるとする考え方である。中村忠『簿記の考え方・学び方』税務経理協会、平成14年、pp.250-251。一方、「簿記・会計」という場合、両者はそれぞれが区別されるという考え方でありドイツ流である。本稿では、前者の立場をとっている。さらに「簿記」と「会計」を関連づけた概念も様々であり、独立した会計の定義についてもわが国では公式的な試みは行われていない。それに関する詳細な記述は以下を参照。
 - ①石川鉄郎「会計、企業会計、および会計学」『商学論叢(中央大学)』第44巻第1号、2002年。
 - ②粕谷和生「基本に回帰する簿記・会計の指導」『商業教育資料編7号』じっしきょう、2004年。
- (3) 八田進二ほか『簿記の基本を学ぶ』同文館、2005年、p.3。
- (4) 高橋幸夫『会計実学で一生長く飯が食える教育』東京CPA会計学院2012年、pp.54-65。
- (5) 実務との乖離や授業を通しての基礎学力の不足については以下を参照。中村忠『会計学放浪記』白桃書房、1994年、pp.115-117。新田忠誓「高校一入路における簿記教育を考える」『商業教育資料』No.66通巻354号、2004年、p.2。
- (6) 齋藤真哉「簿記検定試験制度の社会的意義と教育への影響」『日本簿記学会年報第19号』日本簿記学会、2004年、pp.94-99。
- (7) 川村義則「簿記教育に関する職業会計人の意識調査」『日本簿記学会年報』第19号、2004年、pp.85-93。
- (8) サンプルは、高校生はほとんどが専門高校生であり、大学生の場合は、普通高校から商経系学部に進学した学生が対象となっている。
- (9) アンケート調査の資料については、以下を参照。柴健次ほか「簿記教育における実験的アプローチの有効性」『日本簿記学会年報』第17号、2002年、pp.1-11。
- (10) <http://www3.bus.osaka-cu.ac.jp/boki/> を参照。
- (11) 本文では、2007年から2011年までを一覧したが、それ以前の5年間は、2002年から、57.3、53.5、54.6、54.4、52.8万人となっており、着実な増加傾向が示されている。日本商工会議所の関連Webサイト(<http://www.kentei.ne.jp/bookkeeping/news/data.php>)参照

- (12) 藤永弘編『大学教育と会計教育』創成社，2004年.p.77.
- (13) この考え方は，全面的に肯定されているわけではないが，それが実状となっている。実務からカリキュラムへの影響も過去50年以上にもわたって維持されている。井尻雄志「アメリカ会計教育の変遷から学ぶもの」『企業会計』中央経済社，1991年，Vol.43.No1，p.87。
- (14) 島本克麻彦「簿記教育の諸問題」『日本簿記学会年報』第20号，2005，pp.117-121。さらに，明治期における商業教育の教育課程の形成と展開については以下を参照。
<http://www.yushodo.co.jp/form/jdr/isbn/1170-7.html>。
- (15) 永弘編，前掲書，pp.222-206.
- (16) 検定試験の偏重に伴う簿記教育への悪影響については，理解への障碍，学問としての興味の喪失など精緻な分析なされている。齋藤真哉，前掲書，2004年，pp.97-99.
- (17) 転換が迫られる会計教育は，すでにこの時期にも専門雑誌に特集され，現在の会計教育と同様な問題点が指摘されている。ここでは，時代に対応した教育がなされていないという，特に大学における会計教育のあり方を取りあげている。
中村輝夫「産業界からみた会計教育」『企業会計』中央経済社，1993年.Vol.45.No.1,pp.82-87.
- (18) 藤沼亜起「会計プロフェッションの裾野拡大」『現代経営におけるプロフェッショナルとその育成』日本経営教育学会，2005年.研究報集,pp.29-31.
- (19) すでに，20年前も同様な問題について警鐘を鳴らす論文が存在する。日本における会計教育の改革は容易ではないとし，会計士試験や大学のテストに思考力を試す問題を挿入することでおぼえる会計学と考える会計学に相応の配慮を示すであろうと指摘している。青柳文司「おぼえる会計学から考える会計学へ」『企業会計』中央経済社,1993年,Vol.45，pp.52-57.

係争海域等における中国公船の侵入・海洋調査活動 の法的解決策の一考察

—中国公船の特異行動対策—

西海 重和
日本大学大学院総合社会情報研究科

Problems of Chinese Government Vessels Entering Japanese EEZ and Conducting Marine Scientific Researches

— How to Find Legal Ways of Coping with Them —

NISHIUMI Shigekazu
Nihon University, Graduate School of Social and Cultural Studies

Recently Chinese government vessels, maritime law enforcement agencies' boats and vessels entered Japanese exclusive economic zone (EEZ). They entered not only the unsettled EEZ between China and Japan, but also Japanese EEZ and territorial waters. To be sure, the United Nations Convention on the Law of the Sea has allowed foreign government vessels to conduct marine scientific researches. However, Chinese government vessels often make marine scientific researches without notice, and enter Japanese EEZ with no information given in advance. Unfortunately, under the present system of international laws, Japan can't regulate and stop these scientific researches so long as researches which Chinese government vessels make or facilities that they construct do not violate Japanese sovereignty or pollute marine environment. In this situation Japan should think of means and measures of making navigation regulations and giving permission of marine scientific researches to preserve marine environment, such as Marine Protected Areas (MPAs), Protection of Particularly Sensitive Sea Areas (PSSA). MPAs and PSSA are regulations admitted by International Maritime Organization.

1.はじめに

一昨年（2011年）9月7日に発生した、いわゆる尖閣諸島中国漁船衝突事件¹（以下、本稿においては、尖閣諸島事案と略していう。）は、世界的な注目を集めたが、これは、中国による東シナ海など日本近海における海洋進出の問題の一例に過ぎない。中国の尖閣諸島事案後も、尖閣諸島を含む日中間で係争中

の排他的経済水域（以下、EEZという。）の重複海域（以下、係争海域と略す。）等での中国漁船による不法侵入²はおさまる気配がなく、最近は、漁船の取り締まりと漁民保護を名目に、中国政府の漁業監視船（漁政）の侵入も常態化し、日本の海上保安庁等との緊張が高まってきている。さらに、漁業以外でも、中国の行政機関の保有船（以下、中国公船という。）

¹公式には、中国トロール漁船ミンシンリョウ5179公務執行妨害事案と称している。（出所；海上保安庁広報資料より）

²日本の領海内での外国漁船による操業や適正な目的によらない徘徊は、外国人漁業の規制に関する法律第3条や領海等における外国船舶の航行に関する法律第4条に違反する。

人民解放軍（以下、軍という。）の軍艦による日本の領海やEEZへの侵入、事前通報無しの通航・調査活動も毎年報告されている他、日本の海上保安庁による海洋科学調査への中止・退去の要求や妨害行為も報告されている。

こうした中国公船による海洋調査活動の問題について、これまでの先行研究は、政府公船・軍艦に対し沿岸国は管轄権の行使ができないという「主権的免除」を理由に事前通報制度の遵守を中国に働きかけていくしかないという現状を認やむなしという研究までで、現在の国際法等の枠組みの下でどんな措置がとり得るか研究したものはほとんど無かった³。

本稿では、最近の中国公船による日本のEEZ・領海等への不法侵入、事前通報無しの海洋調査活動等の実態とその原因、問題点等を整理し、どのような法的措置や具体策がとり得るかについて研究する。

2. 中国公船による不当な侵入・調査と背景

中国公船による日本側EEZや領海等への侵入・不審行動として代表的な事例は、中国政府の漁業監視船によるものと、中国政府の海洋科学調査船によるものの2つである。以下のその実態と問題点を概観する。

2.1 中国漁業監視船による侵入の常態化

中国の漁業監視船による日本のEEZや領海への侵入は、中国漁船による侵入・違法操業⁴の増加傾向が原因である。中国漁船の侵入・違法操業の原因は、中国の経済発展と水産物への需要増大、経済発展に

³ 『海洋権益の確保に係る国際紛争事例研究 海上保安体制調査研究委員会報告書』、財団法人 海上保安協会、2009年—2011年が数少ない先行研究例である。

⁴ 日中漁業協定第2条第2項により、相手国排他的経済水域内で操業をおこなうには、相手国当局の発行する許可証を得なければならない。また、日本の領海内での外国船による漁業操業や目的のない徘徊については、外国人漁業の規制に関する法律第3条や領海等における外国船舶の航行に関する法律第4条に違反するため、漁業法に基づき停船を命令し立入検査の実施を求め、違反していた場合は上記二法のいずれか、あるいは逃走した場合は漁業法第141条第二号違反（立入検査忌避罪）によって逮捕することになっている。尖閣諸島の領海では中国への配慮から、例外として領海外への退去命令のみの運用を行っていた。

伴う中国沿岸の海洋汚染と乱獲による漁業資源の枯渇である。日中漁業協定では、日中両国のEEZが重複する水域について、「暫定措置水域」を設置するという形で妥協的な解決がはかられている。ただし、主権に関わることから、尖閣諸島と領海は適用から除外されている。なお、同協定第7条により、尖閣諸島とその領海を除く暫定措置水域内では、いずれの国の漁船も相手国の許可を得ることなく操業することができ、各国は自国の漁船についてのみ取締権限を有する。以上のような複雑な取決めであることから、中国漁船の尖閣諸島付近のEEZ、領海への侵入等が従前よりあったが、尖閣諸島事案後は、尖閣諸島付近を含む日本側EEZだけでなく、同諸島周囲の領海へも中国漁船の操業が続き、最近では、中国漁民保護を理由に、海上法執行機関である中国の農業部漁業局所属の漁業監視船（漁政という。）が、毎月のように日本側EEZや領海に出没するようになったことである（表1参照）。

表1 中国漁業監視船の日本のEEZ又は領海への侵入実績

侵入の日時	侵入した漁業監視船	隻数
22年 9月10日 ～17日	漁政201、202 漁政204	3隻
22年 9月24日 ～10月6日	漁政201、 漁政203	2隻
22年10月24日 ～25日	漁政118、 漁政202	2隻
22年11月20日 ～21日	漁政201、 漁政310	2隻
22年11月28日 ～29日	漁政201、 漁政310	2隻
23年 1月27日	漁政201	1隻
23年 3月 5日	漁政202	1隻
23年 3月 9日	漁政202	1隻
23年 3月10日 ～12日	漁政202	1隻
23年 7月 3日	漁政201	1隻
23年 7月30日	漁政204	1隻
23年 8月24日	漁政201、 漁政31001	2隻
23年 9月26日 ～27日	漁政202、 漁政32501	2隻
23年10月24日	漁政201、 漁政35001	2隻
合 計	13回 (月平均 1回)	23隻

出所；『海上保安レポート2012』、p67を一部加工。

尖閣諸島事案の前も、2011年8月24日、中国公船が、海上保安庁巡視船の制止を振り切って領海内に侵入し、電光掲示板で「尖閣諸島は中国固有の領土」と主張する事例があったが、尖閣諸島事案後、漁業監視船による尖閣諸島周辺海域のパトロールは毎月行われており、一種の常態化した状態であるといえる。

さらに、最近では、中国と係争中の日本側EEZだけでなく、海洋境界問題の無く、前出の「暫定措置水域」のような特例もない日本のEEZや領海への中国漁船による不法侵入・操業も発生しており（表2参照）、これらの監視と漁民保護を目的に中国の漁業監視船の侵入する海域が益々広がることが懸念される。例えば、2011年11月6日、長崎・五島列島の鳥島から西北西約4キロの領海内で、長崎海上保安部の巡視船「ほうおう」が2隻の中国漁船を発見、2隻は停船命令に従わず逃走した。巡視船はこのうち「浙岱漁04188」（135トン、乗組員11人）を追尾して接舷。漁業法第141条第二号違反（立ち入り検査忌避）容疑で、船長を現行犯逮捕したが、中国外交部は、船長の早期釈放を声明で要求しており、今後は、漁民保護を理由に、中国の漁業監視船が、境界画定問題の無い日本の領海やEEZにも公然と侵入する可能性が懸念される。

表2 領海又はEEZへの侵入を理由とした海上保安庁による中国漁船検挙数の推移

年度	H18	H19	H20	H21	H22	H23	合計
領海	0	1	0	0	1	3	5
EEZ	0	0	1	1	0	3	5
合計	0	1	1	1	1	6	10

出所；海上保安庁『海上保安レポート2012』p55の資料を一部加工した。

注 韓国は、23年度はEEZ2件、領海0件であり、近年、中国の検挙数の増加が際立っている。

2.2 海洋調査活動と特異行動⁵の活発化

次に、もう一つの中国公船の不審行動の代表事例である海洋科学調査の実態と問題点を確認してみよ

⁵ 事前申請等の無い調査や事前申請等の内容と異なる調査活動を行っていると思われるもの（海上保安庁の定義。海上保安レポート2012の巻末資料の注等参照。）

う。海洋科学調査等の海洋調査の問題は、1994年頃から日中両国のEEZの境界未画定の海域のうち、日本側の主張する日中中間線より東側（日本側）の海域で、中国の海洋調査船による活動が増加し、2005年には日中中間線付近の微妙な場所で採油活動を行ったことに端を発する。国際法上⁶、沿岸国はEEZや大陸棚において天然資源に関し各種の主権的権利を有しており、沿岸国のEEZや大陸棚において、外国の船舶が海底資源探査等を実施する場合には、沿岸国の同意がなければできないこととなっている⁷。しかし、東シナ海の日中のEEZ重複海域においては、日本政府の同意のない調査が中国によってなし崩し的に行われてきた。このため、日中双方の交渉が重ねられ、2001年2月、相互事前通報制度が設けられ、東シナ海のうち双方の近海で行う調査については、調査開始予定の少なくとも2か月前に、調査する機関、使用船舶、調査目的、調査の期間及び区域等を事前に通報することとなった。しかし、その後も事前通報無しの海洋調査は完全にはなくならず（表4参照）、最近も、海洋調査船「東方紅2号」がワイヤとロープ計5本をえい航しているのを海上保安庁の航空機がを見つけ、事前通報の海域外だったため、同庁の巡視船と航空機が無線で警告し、中国船は「調査を中止する」と応答し、約3時間後に海から機材を全て引き上げた。その一方、海上保安庁調査船に対しては、中国政府の公船⁸が接近し、調査の中止を求めるといった対応が続いている。

表4 中国・韓国・台湾の公船による日本の領海・EEZ内での調査実績の推移（特異調査も含む）

年度	H19	H20	H21	H22	H23	合計	
中国	注1	11	8	11	22	19	71件
	注2	1	2	1	3	8	15件
韓国	注1	5	1	1	6	0	13件

⁶ EEZについては、国連海洋法条約第56条第1項、大陸棚については、同第77条第1項。国連海洋法条約は<http://www.mofa.gp.jp/mofaj/gaiko/kaiyo/law.html>（以下、同じ。）

⁷ 前掲第77条第2項。

⁸ 例えば、平成24年2月19日、28日及び29日、中国国家海洋局所属の巡視船（海監）が、調査中の海上保安庁船舶に異常接近し、調査中止を要求。海上保安庁は調査の正当性を主張して調査を終えた。（海上保安庁HPより。）

	注2	1	0	0	1	0	2件
台湾	注1	0	9	8	5	7	29件
	注2	0	6	6	4	0	16件

注1 日本の領海・EEZでの調査実績数(海上保安庁確認)
 注2 特異調査(事前申請無し)の調査、又は事前申請内容と明らかに異なる調査)の実績数 内数
 注3 海上保安庁『海上保安レポート2012』p68の資料を一部加工した。

中国による東シナ海等での海洋調査が今後懸念されるのは、中国の船舶が何の目的・意図で何を調査しているか分からない特異行動である。例えば、国家海洋局所属の船舶による海洋調査の場合、その所掌事務⁹から、海洋科学調査の他に、海底資源探査、大陸棚延長の正式申請のための調査¹⁰があるが、調査の内容と海域によって日本政府が同意するかどうかの判断も変わり得る。特に、国家海洋局については、組織創設時から軍との密接な連携が義務づけられている¹¹ことから、後述するガイドライン・事前通報制度¹²に基づく事前の情報提供の遵守が徹底され、目的・内容が明らかにされることが望ましい。事前の情報提供がないことにより、互いの公船同士の緊張が高まり、不測の衝突が起これば、過敏な反応や紛争を招きかねない。しかし、2.3で述べるように、中国の海上法執行機関の問題から、公船の行動の意図・目的や内容を把握あるいは推測することは容易ではないのである。

⁹ 金永明「海洋事務を管理する機構と職権」『平成17年度中国の海洋政策と法制に関する研究』海洋政策研究財団、2006年、p41-44

¹⁰ 中国は暫定申請のため。海洋政策研究財団『平成22年度大陸棚の延長に伴う調査研究報告書』、2011年、p. 54頁

¹¹ 国家海洋局は、1964年、軍総参謀部の指示に基づいて、海軍、中国科学院、中央気象局等を統括して設置され、1982年には、国務院が「海洋調査活動は海軍との関係を特に緊密にして、海軍との関係・協力を強化しなければならない」と国家海洋局に指示している。(『当代中国的海洋事業』、北京・中国社会科学出版社、1985年、p473)

¹² ガイドラインは、「我が国の領海、排他的経済水域又は大陸棚における外国による科学的調査の取扱いについて」(平成8年7月20日関係省庁合意)。事前通報制度は、ガイドラインを遵守しない海洋調査等を中国が行ったため、日中間で調整して制度を創設。

2.3 特異行動をする中国海上法執行機関と実態

この政府公船による法執行や海洋科学調査等の活動であるが、中国の場合、法執行や海洋調査を行う海洋政策官庁や海上法執行機関が分散・乱立し(表5参照)、それぞれ異なる政策目標のと、各自の判断で海洋調査を行っており、かつ、後述のように国際法や日本の国内法より強い執行権限を与えられているため、係争海域での通航や科学的調査活動に関して、日本との見解の相違が最初から生じ易く、また、常に同じ対応で衝突等を回避できるとは限らないのである。

表5 日中の海洋政策・海上法執行機関の概要

	中 国		日 本	
	海洋政策機関	海上法執行機関	海洋政策機関	海上法執行機関
漁場調査 違法操業 取締り	漁業局(農業部所属)	左同(漁政) 行政警察権	水産庁(農水省)	海上保安庁 司法警察権 行政警察権
資源探査 採掘の監督実施	国家海洋局(国土资源部)	海監総隊(海監) 行政警察権	資源エネルギー庁(経産省)	
海上交通 規制 水路調査	国家海事局	左同(海巡) 行政警察権	国交省・海上保安庁	
EEZ・陸 棚設定 海洋調査	国家海洋局(国土资源部)	海監総隊(海監) 行政警察権	内閣官房総合海洋政策本部	
犯罪取締	辺防総隊(公安部)	海警 司法警察権	海上保安庁	

出所；金永明「海洋事務を管理する機構と職権」『平成17年度の海洋政策と法制に関する研究』海洋政策研究財団、2006年、を加工。

このため、農業部漁業局、国土资源部国家海洋局、国家海事局の所属の船舶と日本の海上保安庁との間で、調査海域、調査の内容をめぐる双方が調査の中止や退去を要請するといった小競り合いがなくなるのである。従って、外国公船による特異行動を規制する法的な整備が必要である¹³。以下でどの

¹³ 二国間協定による規制も考えられるが、2.4以降にあるように、中国の国内法には反映されないおそれがあるため、中国のように外国公船による海洋調査等を規制する法令がある国に対しては、相互主義の観点から、日本の国内法でも同様の規制法を検討することが有意義である。

ような法的整備が可能か、検証してみる。

2.4 海洋調査・法執行に係る国際法・国内法の体系

検証の前提として、まず、中国公船が、日本側 EEZ への不法な侵入や法執行、事前通報無しの海洋科学調査を行う場合、中国の法令自体には違反していないのであろうか。実は、中国公船が係争海域で法執行や海洋調査を行うのは違法でなく、逆に外国の公船が中国の EEZ・領海で法執行、海洋調査を行うのは厳しく規制され、強制措置もとれるのが中国の法令の実態なのである。例えば、中国の離島の領有、EEZ・大陸棚延長の設定等に係る「中華人民共和国領海及び接続水域法」(1992 年中華人民共和国主席令第 55 号)では、係争中の尖閣諸島は中国領土、日中の EEZ 重複海域も全て中国の EEZ と明記されている¹⁴。

これに対し、日本は、国連海洋法条約に批准するに際して 1996 年に制定された国内法である「排他的経済水域及び大陸棚に関する法律」(以下、EEZ 法という。)において、例外的に、「我が国の領海の基線と外国の領海の基線との間の距離が 400 海里未満の場合には、その中間線までの海域並びにその海底及びその下を我が国の排他的経済水域とする」と中間線方式で自国の EEZ を限定し、中国との海洋境界が確定するまでは暫定的措置として中間線(日本の主張する EEZ)までに法執行等の管轄権の行使を制限した。つまり、日中両国の公船にとって、法令の及ぶ EEZ 等の海域と、法執行等の管轄権の行使の内容・程度に根本的な違いが生じている。

国連海洋法条約第 74 条第 3 項では、「双方で境界が画定するまでの間は、暫定的な取極や最終的な合意を妨げないよう自制努力する」という合意阻害防止の規定があるが、中国政府首脳及び海上法執行機関は、日本と海洋境界の係争のある EEZ 重複海域で紛争にならぬよう、海洋調査も含め、自制に努力するという義務に反し、紛争の可能性を高めているこ

¹⁴ 森征人「東シナ海における外国公船への対応について」『海洋権益の確保に係る国際紛争事例研究 海上保安体制調査研究委員会報告書』、財団法人 海上保安協会、2010 年、p46-47

とになる。しかしながら、中国が譲歩して自国の法令を改正するとは考えにくく、南シナ海の係争海域で中国が外国の漁船を拿捕したり、外国の法執行機関の船舶と対峙した事例から、後述するように、外国公船の特異行動を規制する立法の可能性や、公船も尊重・遵守せざるを得ない国際的に認知された海洋管理の規制の可能性を検証することが必要である。

次に海洋の科学的調査の規制はどうなっているであろうか。国際法である領海条約第 14 条 1 項及び国連海洋法条約第 17 条において、外国船舶は「沿岸国の平和、秩序及び安全を害しない限り」、当該国の領海での無害通航権が保障されている。国連海洋法条約第 19 条では、無害通航を定義するために、無害通航とは認められない 12 の有害通航の態様を定めている¹⁵。

では、EEZ 及び大陸棚における海洋の科学的調査はどうか。調査については、沿岸国の同意を得て実施されることが求められる¹⁶一方、同条約において、沿岸国は、他国政府による海洋の科学的調査であれば、通常は同意を与えると規定されている¹⁷。これは、同条約が、沿岸国と調査国の微妙な権利義務関係を調整し、均衡させようとしたからである¹⁸。

そもそも軍艦や外国政府の保有する非商業的な役務に従事している船舶には、旗国以外の国、例えば沿岸国による管轄権の行使は及ばないことが、国際的な慣習法となっており、

¹⁵ a. 武力による威嚇又は武力の行使で、沿岸国の主権、領土保全、政治的独立に対するもの等、b. 兵器を用いる訓練や演習、c. 沿岸国の防衛や安全を害することとなるような情報収集行為、d. 沿岸国の防衛や安全に影響を与えることを目的とする宣伝行為、e. 航空機の発着や積込み、f. 軍事機器の発着や積込み、g. 沿岸国の通関上、財政上、出入国管理上又は衛生上の法令に違反する物品、通常又は人の積込み又は積卸し、h. この条約に違反する故意のかつ重大な海洋汚染行為、i. 漁獲活動、j. 調査活動又は測量活動の実施、k. 沿岸国の通信系又は他の施設への妨害を目的とする行為、l. 通航に直接の関係の有しないその他の活動

¹⁶ 国連海洋法条約 246 条第 1 項

¹⁷ 前掲約 246 条第 3 項

¹⁸ 坂元茂樹「外国船舶による海洋調査の実施と執行措置」『平成 20 年度海洋権益の確保に係る国際紛争事例研究 (第 1 号)』、2009 年、p13-27

「主権的免除」と呼ばれている¹⁹。この問題は、別の制度を国際交渉で設けることで改善することが可能²⁰で、調査にもそれはあてはまる。

中国の場合、中国に近い海域での海洋科学調査に対し、その国内法は、国際法である国連海洋法条約より、自国に大きな管轄権を与えており、これが中国の海上法執行機関による、外国政府の保有船舶(公船)による調査、海洋境界未確定の係争海域での調査への警告、妨害行為に繋がっている。「中華人民共和国排他的経済水域及び大陸棚法」(1998年中華人民共和国主席令第6号)では、中国の設定したEEZでの国際機関や外国組織による海洋科学研究を中国主管機関の許可制(同法第9条)とし、中国の法律の遵守を確保するため、臨検、逮捕、拘留等の措置をとることができる(同法第12条第1項)と明記しているが、これは、国連海洋法条約第58条及び第96条に定める「政府保有の公船には旗国以外の管轄権は及ばない」とした主権的免除の考えを外国には認めないものとなっている。さらに、「渉外海洋科学研究管理規定」(1996年中華人民共和国国務院令第199号)で、外国の調査船に対し、データの随時提供、定時通報を課すとともに、海監総隊に立入検査権限さえ付与している(表6参照)。

表6 海洋調査への法規制、調整機能の日中の違い

比較テーマ	中国	日本
法所管・執行機関数	法所管5超、執行5	法所管5超、執行1
係争海域の帰属の規定と法執行	係争海域も全て自国。執行も抑制無し。	係争海域は中間線まで自国。法執行も中間線内は抑制的に規定運用
総合調整機能	調整無し。各機関が独自に行動。	調整機能あり。外交とも調整。
公船による科学調査等への対応	主権的免除を認めず(立入検査も有り)	主権的免除を尊重(事前通報で運用)

出所;森征人「東シナ海における外国公船への対応について」『海洋権益の確保に係る国際紛争事例研究報告書』、財団法人海上保安協会、2010年などをもとに作成。

一方、日本は、EEZ法第3条第1項第1号において、

¹⁹ 国連海洋法条約第236条

²⁰ 事前通報制度が該当する。村田良平『海が日本の将来を決める』、初版、成山堂書店、2006年、354頁

日本の法令(罰則を含む)が適用される事項として、「天然資源の探査、開発、保存及び管理、人工島、施設及び構築物の設置、建設、運用及び利用、海洋環境の保護及び保全」と並べて「海洋の科学的調査」を挙げ、同4号において当該海域における「我が国公務員の職務の執行²¹及びこれを妨げる行為」について「日本の法令を適用する」旨を定めている。このうち、「天然資源の探査」に関しては、「排他的経済水域における漁業等に関する主権的権利の行使等に関する法律」が制定され、生物資源の探査活動について一定の規制が可能な体制になっている²²。

また、平成23年、経済産業省において、鉱業法の一部改正(以下「改正鉱業法」という。)が行われ、同年3月11日には当該法案の閣議決定にあわせて、総理大臣を本部長とする内閣官房総合海洋政策本部において、「我が国の排他的経済水域等における鉱物の探査及び科学的調査に関する今後の基本方針」が本部決定²³されて、非生物(天然)資源の探査についても一定の規制が可能な体制になった。

しかし、調査が「科学的調査」になると、EEZ法上は日本の法令が及ぶ事項とされているにもかかわらず、それ自体を規制する国内法は無く、「我が国の領海、排他的経済水域又は大陸棚における外国による科学的調査の取扱いについて」(平成8年7月20日関係省庁合意。以下「ガイドライン」と略す。)によってこの問題に対処しているのが現状である。

ガイドラインは、中国だけでなく外国一般が実施する科学的調査については、原則として調査の実施6か月前までに外交ルートを通じて調査計画を付した同意を求める口上書を提出させ、それらの調査の当否について個別に判断することとなっている。その際の判断基準については、海洋の科学的調査に関する国連海洋法条約第13部(海洋の科学調査)の規定

²¹ 当該職員の執行に関してこれらの水域から行われる国連海洋法条約第111条に定めるところによる追跡に係る職務の執行を含む。

²² 中野勝哉「外国船舶による我が国EEZにおける調査への対応について」海上保安協会『海洋権益の確保に係る国際紛争事例研究(第2号)』、平成22年3月、p61-63

²³ 当該本部は総理大臣を本部長とし、全閣僚がメンバーであることから、本部決定は閣議決定に準ずるとされている。

に準拠して、通常は同意を与えるものとされている「もっぱら平和的目的で、かつ、人類全体の利益に寄与するか否か」、逆に裁量によって同意を与えなくてもよいとされる「条約第246条5(a)から(d)に掲げられた場合に該当するか否か」の同意を与える際の判断基準としている²⁴。また、「条約第246条5(a)から(d)に掲げられた場合に該当するにもかかわらず同意を与え、又は同意に条件を付すとの裁量を行使する時は、必要に応じて当該外国のEEZ又は大陸棚で日本が行う同様の調査についての同意との相互主義を条件とする旨を定めている。

ガイドラインは、いったん同意を与えた調査活動が調査計画書の記載事項通りに行われなかったり、同意を与える際に付された条件が遵守されなかったりした場合につき、「必要に応じ、先方に事実関係を通報し、かかる事態が再発しないよう申し入れを行い、また、調査活動の中止を求める等国際法及び国内法の許容する範囲で必要な措置をとる」と定めているが、①事実関係の通報、②事態の再発防止の申し入れ、③調査活動の中止要請以外に「国際法及び国内法の許容する範囲で」いかなる「必要な措置」をとれるかについて公表していない。

また、同意を得ないで実施された調査活動については、定めを置いていないが、過去の国会答弁²⁵において、①警告の発出、②速やかな退去要請、③外交ルートを通じた抗議がとられていると明言されている。

²⁴ 第246条5(a)計画が天然資源の探査及び開発に直接影響を及ぼす場合、(b)計画が大陸棚の掘削、爆発物の使用又は海洋環境への有害物質の導入を伴う場合、(c)計画が第60条及び第80条に規定する図人工島、施設及び構築物の建設、運用又は利用をとる場合、(d)第248条の規定により計画の性質及び目的に関し提供される情報が不正確である場合又は調査を実施する国若しくは権限のある国際機関が前に実施した調査の計画について沿岸国に対する義務を履行していない場合。

²⁵ 石川裕己海上保安庁長官答弁『第166回国会衆議院国土交通委員会議録』第10号、平成19年4月3日、p11

ガイドラインは、国内法的には法的拘束力を有さず、そのため罰則規定も存在しないことから、仮に違反行為があったとしても、現場では調査を中止し退去するように要請することができるにとどまると解されている。ガイドライン方式は、日本と同盟等の友好関係にある外国、島嶼部の領有や海洋境界画定をめぐる係争の無い外国との間では海洋科学調査の適切なコントロールの機能を果たしているが、中国のように、領有権や海洋境界、海底資源の採掘権等を有利に運ぶ目的をもって、日本の同意のない、又は同意条件に反する科学的調査や法執行を行うといった「特異活動」に対しては、実効性のある措置とは言い難い。

3.特異行動等に対してとり得る措置

3.1 事前通報制度の役割と限界

ガイドラインをもとに中国に対して創設された「事前通報制度」は、中国が調査目的を「科学的調査」と通報しても、日本が天然資源探査であると判断するに足る情報を得られれば、国連海洋法条約が定める天然資源への沿岸国の管轄権をたてに中国側調査を拒否できるが、実際には、その証明が容易ではないため、中国の海洋調査船が、日中中間線をこえた日本側EEZ内で、海上保安庁の警告を無視して特異調査²⁶を行う事態が起きている。

これに対し、内閣官房総合海洋政策本部は、「我が国の排他的経済水域等における鉱物の探査及び科学的調査に関する今後の基本方針」を決定し、i) 鉱物の探査について、改正鉱業法において許可制度を創設。同制度を適正に執行するため、同法に基づく措置の具体的な運用については経済産業省が主体となって関係府省の連携・協力のもとに取り組む、なお、実施主体が「科学的調査」と主張しても、実際の行為が、鉱物の探査に該当すると判断される場合には、鉱業法による規制対象とする。ii) 科学的調査については、「ガイドライン」に基づく事前申

²⁶ 事前通報無し又は事前通報された内容と異なる海洋調査のこと。

請制度を適切に運用しつつ、現行ガイドラインの見直し、制度上の整備を検討する方針が2011年3月に日本政府より打ち出されたところである。

3.2 国連海洋法条約の体系と例外的措置の余地

それでは、ガイドラインの運用強化等以外に、国際法、国連海洋法条約あるいは同条約以外の国際法や国際的な規制等の枠組みで、問題のある海洋調査に対する実効的な措置はとれないであろうか。国連海洋法条約第58条第2項は、従来からの国際的慣習を尊重することを確認する形で、「軍艦や一定の要件を満たす公船は、EEZ内においても、旗国以外の国（例えば、沿岸国）の管轄権からの完全な免除を担保している」と規定している。これは、「公海上の軍艦は、旗国以外のいずれの国の管轄権からも完全に免除される。」（同条約第95条）や「国が所有し又は運航する船舶で政府の非商業的役務にのみ使用されるものは、公海において旗国以外のいずれの国の管轄権からも完全に免除される。」（同条約第96条）等の主権的免除の規定を含む「第88条から第115条までの規定及び国際法の他の関連する規則は、この部の規定に反しない限り、排他的経済水域について適用する」と同条約第58条第2項に規定されているからである。

では、一切例外的な措置はとり得ないのか、という疑問に対して、例外がありえない訳ではないという学説もある。「生物資源の探査・開発等に関する沿岸国法令を遵守しないような活動をする外国公船が『免除』を喪失する可能性はある。意図的に沿岸国の生物資源の探査・開発等に関する法令を破るような活動を行う外国公船は、それが免除を享受するための要件である『政府の非商業的役務にのみ使用されるもの』を欠くと認定しうるからである。」²⁷

さらに、学説とは別に、重複EEZのような係争海域において、外国公船が事前通告無しに海洋の科学的調査を行った場合に、当該外国の国際法上の責任を追及できるかという問題については、参考とな

る国際判例がある。1976年のギリシャとトルコとの係争大陸棚に関するエーゲ海大陸棚事件²⁸がそれである。この事件は、トルコの地震波調査船が、沿岸国であるギリシャの許可を得ずに「継続的な地震波海底探査」を実施したことに対し、ギリシャ政府が国際司法裁判所に仮保全措置を求めて提訴した事案である。同裁判所は、トルコの調査は、大陸棚の上又は上部水域に構築物を設置するものではなく、ギリシャが主張する天然資源に対する排他的権利に回復不能な損害をもたらす危険があるとは認定できないとしてギリシャの主張を退けている。

また、ガイアナとスリナムとの間で大陸棚及びEEZの境界確定が問題となった事件²⁹では、ガイアナとの石油コンセッション契約に基づき、民間企業が係争海域の大陸棚、即ち等距離線のガイアナ側で大陸棚掘削リグを設置して試掘を行っていたことと、これに対しスリナム海軍の巡視船が「12時間以内に退去しなければ、結果に責任を負えない。」と警告したことにつき、両国が相手側の行為を国連海洋法条約第74条第3項や第83条第3項が禁止する「合意阻害行為」に当たると主張した事件である。この事案の提訴に対し、仲裁裁判所は、両条項の下での義務は、紛争海域でのあらゆる活動を禁止する趣旨ではないとした上で、一方的活動であっても、それが海洋環境に物理的変化を生じさせないものであれば許容されうるとした。他方で、物理的変化を生じさせる活動は、当事国間の協定に従って行われるものでない限り、境界画定の最終的な合意への到達を危うくし又は妨げるものになりうるとした。即ち、石油・ガス田開発のような恒久的な物理的変化をもたらさず活動と、地震波海底探査のような物理的変化をもたらさない活動とを区別することを意味している。こうした国際判例から、係争EEZ内で外国公船が日本の同意を得ることなく海洋の科学的調査を行ったとしても、それが海洋環境に対して恒久的な物理的変化をもたらすような態様で行われない限り、国

²⁸ Aegean Sea Continental Shelf, Interim Protection, Order of 11 September 1976, *I.C.J. Reports 1976*

²⁹ Arbitral Tribunal Constituted Pursuant to Article 287, and in accordance with Annex VII, of the United Nations Convention on the Law of the Sea in the Matter

²⁷ 小寺彰「排他的経済水域における外国船舶に対する措置」海上ホン協会『海洋法の執行と適用をめぐる国際紛争事例研究』、平成20年3月、p96-107

連海洋法条約第 73 条第 3 項が禁止する「合意阻害行為」であると主張するのは難しいという結論になる。しかし、海洋環境という新しい視点からの規制の検討をする意味があるともいえる。

一方、この事案では、スリナム海軍の巡視船がガイアナとの石油コンセンションに基づき掘削を行う民間企業に対し「12 時間以内に退去しなければ、結果に責任を負えない。」と警告したことが、単なる法執行活動のための武器の使用の威嚇ではなく、国連憲章第 2 条第 4 項に違反する武力の行使の威嚇とされた。これは「大陸棚掘削リグの設置が、大陸棚の領有権主張と密接に関連しているとされ、かつ現場に派遣された船舶が軍艦であったことによるように思われる。」と解されている。判例のこの点は、軍ではないが、武装している法執行機関の場合、どう判断されるか、という注意点を提示している。

従って、仮に係争 EEZ の中間線の日本側で、事前通告なしに外国公船が日本の国内法に違反する海洋の科学的調査活動を行い、自衛隊の艦船でなく海上保安庁の船舶が法執行活動を行った場合、国際法上どのような評価が下されるかは、外国公船の活動が領有権主張と密接に関連する行為か、あるいは国際判例で対抗措置が容認され得る恒久的な物理的変化をもたらす行為か、法執行機関の措置の内容（例えば、針路妨害、放水銃、威嚇射撃等）が武器の使用の威嚇に相当するかどうかによって、合法、違法どちらにもなり得るものと理解すべきである。

3.3 例外的措置の可能性のある仕組みの検証

3.3.1 海洋環境保護区

3.2 で沿岸国が政府公船に対し管轄権を行使できる例外的なケースとして、「生物資源の探査・開発に関する沿岸国法令に違反する場合」を挙げた学説を紹介したが、その具体的な取組として注目されるのが、海洋環境の保護及び保全を行うための国際的なアプローチである、「海洋保護区³⁰」である。海洋保護区は、従来、沿岸付近の限定された区域のみ指定されていたが、近年、一部の国で、海洋保護区が領海を越えて EEZ にも設定されるようになり、公海で

の設定の可能性さえ真剣に論じられるようになり³¹、2003 年の第 5 回世界国立公園会議で公海上の最低 8 つの海洋保護区の設定が勧告されて一部の公海で設定³²される等、国連海洋法条約以外の国際ルールでの違法な海洋調査活動等への有効な政策手段として期待できる制度である。この海洋保護区は、1962 年に米国国立公園局と国際自然保護連合 (ICUN) が共催した、第 1 回世界国立公園会議が契機となっている。海洋保護区の設定は、1990 年代以降に加速するが、それは、1992 年に国連環境開発会議 (リオサミット) が採択したアジェンダ 21 で言及されたこと、生物多様性条約が採択されたことが背景にある他、国連海洋法条約が 1994 年に発効し、同条約の諸規定の効果的な実施手法として注目され、国連海洋法務局等においても推奨されたことが要因となっている。その定義は、「潮間帯及び潮間帯下のいずれかの地域であって、その上部水域及び関連する植物相、動物相、歴史的及び文化的特徴が、閉鎖環境の一部又は全部を保護するために法律又は他の効果的な手段により保全されている区域」³³とされており、具体的には、沿岸の陸域及び島嶼を含み、法律等による保護が行われなければならないが、人の出入りの禁止については規定はない。また、保護対象は、植物相や動物相だけでなく、沈没船、歴史的灯台や防波堤といった文化的な特徴も保護対象である。さらに近年の運用では、海洋保護区は、当該海域の利用形態や環境上の特徴を考慮して区分け (ゾーンニング) され、禁止区域から一般に利用が認められる区域を併せ持っている。

それでは、海洋保護区を、EEZ で設定するとどういった法的根拠を持って、保護措置等の強制力を行

³¹ WWF/IUCN, The status of natural resources on the high-sea (WWF/IUCN, 2001), available at <http://www.iucn.org/themes/marine/pubs/pubs.htm> 及び Kristina M. Gjerde, "High Seas Marine Protected Areas," *International Journal of Marine and Coastal Law* (hereinafter cited as *IJMCL*), Vol.16(2001), pp.515-528

³² フランス、モナコ及びイタリアが 1999 年に「地中海海産哺乳動物保護区協定」を締結し設定。

³³ ICUN 第 17 回総会 (1988 年) の決議 (17.38)、第 19 回総会 (1994 年) で再度確認。

³⁰ Marine Protected Areas:MPAs

使できるであろうか。領土に帰属しない EEZ³⁴に海洋保護区を設定する場合、EEZ を規定する国連海洋法条約に基づく制約の下に置かれることとなる。同条約には、海洋保護区の設定に関して明示的な根拠規定がないため、沿岸国が、EEZ に海洋保護区を設定し、権利義務を主張する法的根拠は自明ではない。

国連海洋法条約上、沿岸国が EEZ において行使できる権限は、「生物資源及び非生物資源の探査、開発等に係る主権的権利」と「科学的調査や海洋環境の保護・保全に係る管轄権」の二つである。このうち、前者は主に漁業であるが、規制できるのは、沿岸国の EEZ において、沿岸国に持続可能な漁獲量をとる能力が無く、外国漁船の入漁を認めている場合の規制であって、東シナ海にはあてはまらない。従って、「海洋環境の保護・保全に対する管轄権」が、東シナ海での海洋保護区の設定と関係がある。法的には、国連海洋法条約³⁵の第 12 部(海洋環境の保護と保全)の第 5 節「海洋環境の汚染を防止し、軽減し及び規制するための国際的規則及び国内法」(第 207 条～第 212 条)にある、「第 211 条(船舶からの汚染)の第 6 項(a)でいう『特別の水域』での管轄権の行使のため、海洋保護区を設定し得る。」と解される。但し、設定には、「沿岸国が EEZ 内で、第 211 条第 1 項に基づいて定めることのできる船舶からの海洋汚染物質を防止、軽減、規制する国際的な規則や基準が、特別な状況のため十分ではないとする合理的な理由」が求められる。この「特別な状況」については、設定される海域における利用、資源の保護、交通の特殊性その他海洋学・生態学上の理由と幅広く定義されている。こうした詳細な設定理由を、権限のある国際機関(船舶の通航に関わることのため「国際海事機関」³⁶)を通じて、全関係国と協議を行った

³⁴ 国連海洋法条約第 58 条第 2 項において、公海のいずれかの部分を主権下に置くことはできないと定める同第 89 条の規定は、EE で準用される、とされている。

³⁵ 国連海洋法条約については、米国、UAE、イラン等の批准していない国、トルコ、イスラエル等の未調印国が 35 カ国あることに留意する必要がある。

³⁶ IMO には、国連海洋法条約を批准していない国や未調印の国でも加盟している国(米国、トルコ、イスラエル、UAE、イラン等)があり、かつ、航行規制や海洋環境規制であるため、これを遵守しない場合に国際社

後、海洋保護区の設定を国際機関に通告し、設定することとなっている。加えて、設定後に沿岸国が制定できる規制は、前出の国際機関と協議することとなっている。こうした複雑で制約の多い制度のため、国連海洋法条約に基づいて設定された海洋保護区は無く、各国ともより長い歴史のある国立公園や自然公園の法令や規制を活用して海洋保護区を実質的に運用しており、我が国も同様である。

しかし、領海内の限定的な海域で、国立公園等により運用をしている我が国に比べ、外国の中には、領海を越えて EEZ にまで規制を及ぼしている例が最近みられる。例えば、政府を挙げて海洋保護区の設定に大きな関心を寄せるオーストラリアでは、グレートバリアリーフ海洋公園で、海洋保護区と実質的に同じ設定や規制を実行している³⁷。1981 年、低潮線から最大 150 海里超の沖合までにわたる 34 万 4 千平方 km の広大な海域のほぼ全域が「世界自然遺産」に登録され、1991 年には「特別敏感海域」の指定が国際海事機関から承認され、国連海洋法条約以外の国際機関とそのルールによって、外国船舶を含む航行規制が設定³⁸、遵守されている。

さらに、同政府では、1999 年環境保護及び生物多様性法(EPBC 法)を制定し、世界遺産、国内遺産、国際的に重要な湿地、重要な生物圏、保存地域、連邦が設定した地域の 6 つを保護区とし、このうち連邦政府の指定する陸地・海域を「連邦リザーブ(保護区)」と呼び、海洋保護区を含むとしている³⁹。この連邦リザーブは、生物多様性の保護を目的として設定され、国立公園局長が定める詳細な「管理計画」⁴⁰に基づき、科学的調査、廃棄物の投棄、有害物質

会から不当な行為だったとみられる可能性が高い。事務局長は日本人である。

³⁷ Great Barrier Reef Shipping Review Steering Committee, *Review of ship safety and pollution prevention measures in the Great Barrier Reef* (July 2001), at <http://www.amsa.gov.au/sd/gbrreview/final/gbr.pdf>, p.i.

³⁸ GBR 海洋公園での保護措置は、IMO Doc A22/Res 927m p 17 aottesen et al., supra note 65 pp 514-5

³⁹ Australian Government Department of the Environment and Heritage website, at <http://www.deh.gov.au/coasts/mpa/legal.html>

⁴⁰ 環境遺産大臣が承認し、連邦議会の両院に上程され、拒絶されない限り発効する。

の使用、立入禁止区域への侵入、商業活動、遊漁等について、国立公園局長の許可が無い限り、原則禁止し、違反者には罰則も用意されている（EPBC 規則 Subdivision 12.2.2）。なお、商業海運は、国連海洋法条約に定める航行の自由、つまり無害通航であれば、認められている⁴¹。

また、米国では、EEZ にまで広がるフロリダ・キース海洋サンクチュアリにおいて、サンゴ礁保護のため、外国船舶も含め、投錨を規制している⁴²。投錨は、航行に付随する行為でその規制は航行の自由を阻害するため、EEZ において一般的に受け入れられる国際規則・基準に適合するとは言い難いが、2002年、この海洋サンクリュアリを特別敏感海域（PSSA）とする提案が、国際海事機関により、投錨規制とともに承認され、併せて立入禁止水域の設定も関連する保護措置として承認された。この措置は、現在国際海事機関の加盟国間で尊重される規制となり、遵守されている。このように、国連海洋法条約に基づき設定する海洋保護区でなくとも、各国の法令や各国の裁量で設定された生物多様性の保護・海洋環境の保護の規制が、国際海事機関等との協議を経て、国際的に受けられるようになっており、日中係争海域における日本側 EEZ や係争海域に近い日本の EEZ とされている海域においても、海洋保護区の設定、船舶の航行規制、環境規制を検討する意義は十分あるといえるだろう。

なお、日本では、2011年5月 日の総合海洋政策本部において⁴³、環境省より海洋保護区の設定について、生物多様性の保全や生態系サービスの持続可能な利用のため、様々な規制を選択・組み合わせる戦略的に管理する考えが初めて示されたが、設定海域の候補については、自然公園法、自然環境保全法、文化財保護法、水産資源保護法等⁴⁴日本国内、即ち領土・領海内で適用される法令、海域の枠内にとど

まっております、領土に属さない EEZ 等是一部しか保全対象になっていない。

3.3.2 特別敏感海域

次に、同じく「生物資源の探査・開発等に関する沿岸国法令を遵守しないような活動をする外国公船は『主権的免除』を喪失する可能性がある」という学説の状況を創出する可能性のある制度として、「特別敏感海域（PSSA）」を取り上げ、検証してみよう。

特別敏感海域とは、「生態学的、社会・分化・経済的又は科学的・教育的に重要性の認められる海域であって、国際海運事業の影響に対して脆弱になっている海域」である。海上における人命の安全のための国際条約（SOLAS 条約）、船舶による汚染防止のための国際条約（MARPOL 条約）等に基づき、航行船舶に対し、海洋汚染リスクを低減するために必要な対策の実施が可能となる制度である⁴⁵。

この制度は、国連海洋法条約が根拠でなく、また同条約と関連性の高い機関（大陸棚委員会）が承認する制度ではなく、元々海運関係の国連組織である「国際海事機関」（IMO）の承認で設定される点である。現在、世界で 10 以上の海域が指定されているが、日本では指定された海域はなく、政府、民間も含め、議論や検討がなされたことはなかった。

しかし、2008年6月、国連教育科学文化機関（ユネスコ）世界遺産センター及び国際自然保護連合（IUCN）が、同年2月に行った世界自然遺産「知床」の海域の保全状況に関する現地調査の結果をとりまとめ、「知床世界自然遺産地域の保全状況に関する調査報告書」が公表された。その中で、「さらなる保護の層を加える観点から、国際海事機関（IMO）とともに、世界遺産地域の海域について、特別敏感海域（PSSA）の指定について検討すること。」が勧告された。さらに、同年7月にカナダで開催されたユネスコの第32回世界遺産委員会において、報告書の勧告事項に基づき、特別敏感海域の指定の検討につい

⁴¹ Commonwealth of Australia, *Tasmanian Seamounts Marine Reserve Plan* (Environment Australia, Canberra, 2002)

⁴² Hajost, *supra* note 19, p.290

⁴³ <http://www.kantei.go.jp/jp/singi/kaiyou/dai8/siryu3.pdf> に資料掲載

⁴⁴ その他鳥獣保護法、種の保存法、漁業法、海洋水産資源開発促進法

⁴⁵ 浅野敬広「カナリア諸島に於ける特別敏感海域（PSSA）に関する調査研究～海洋環境の保全を橋頭堡にした海洋管理のための離島政策と海上保安態勢の充実強化～」『PRI Review 2010 夏季』、国土交通省国土交通政策研究所、2009年8月、p115

て重点的に取り組むよう要請し、勧告への対応状況を報告することが求められ、にわかに検討が行われることとなった。⁴⁶

この特別敏感海域が、実際どのように設定され、どう海洋管理に反映されているか、スペインのカナリア諸島等の設定事例からみてみよう。まず設定の条件だが、国際海事機関は、他国の管轄海域に非常に近接する海域や関係国間で係争のある海域を単独国で申請した場合には、慎重な姿勢をとっている。例えば、エジプトのアカバ湾海域の特別敏感海域の指定提案に対し、イスラエルとの調整を求めた事例が（第43回及び第45回海洋環境保護委員会）に示されている⁴⁷通り、係争海域やそれに近接した海域では、国際海事機関が、申請国に対し関係国との協議を求める。従って、日中のEEZ重複海域で日本側単独による申請が仮にあったとしても、中国との調整を求められ、中国と調整がつかず、申請できないおそれがある。しかし、境界が画定している日本のEEZ海域においても、中国漁船による違法操業や中国公船による違法侵入、特異行動が報告されていることから、そうした事例への一定の抑制効果は期待できる。スペインのカナリア諸島の特別敏感海域の場合、スペインが近隣諸国であるモロッコ、ポルトガルとの間でEEZの境界を画定する二国間条約が締結されず、等距離中間線からスペイン寄り（西側）の海域をスペインのEEZとしているが、法的に認められる両国の境界線は存在しない。⁴⁸さらに、モロッコとの間の近接した海域には、石油・天然ガスが存在している。そうした中、スペインは帰属が明確なカナリア諸島の最も外側の直線基線から領海12海里の海域を特別敏感海域として申請した。これであれば、ポルトガル領の離島からの最短距離が63海里、モロッコの海岸からの最短距離が30海里となり、両国の主権に属する海域に影響を与えないと判断したからである。⁴⁹

では、スペインはカナリア諸島での特別敏感海域の設定を通じて、どのような取組を行い、海洋管理

を強化したのであろうか。特別敏感海域の設定後、スペインは、「強制通報制度」と「航行回避水域の設定」、「分離通航帯の設定」を導入し、航行船舶の把握と管理を強化するとともに、海難救助活動やアフリカから密航者の取り締まりを強化した⁵⁰。さらに、汚染物質の種類に応じた防除資機材の充実、漂流物や流出の予測モデルのシステム整備、海上保安の装備、活動拠点等の増強を図った。また、同時期にモロッコと近接する海域の石油・天然ガスの採掘に関するコンセッションを民間企業に付与した。つまり、特別敏感海域という、海洋環境保全の施策のために、海域を航行する船舶管理を強化し、海洋開発より広範な海域の管理を根拠づけるとともに、海難救助や密航者対策の強化、海上保安体制・装備の増強、資源開発のコンセッション付与を行い、海洋環境の保全を橋頭堡にして、治安、海難救助、産業等幅広い分野でかつ広範な海域の管理を戦略的に強化し、将来のEEZの境界画定交渉に有利な国家実行を対外的に認知させてきている。

4.まとめ

本稿では、東シナ海における中国との海洋問題の中で、中国の法執行機関の船舶（公船）や同公船による事前通報無しの海洋科学調査等の方が、民間の漁船や資源探査船により、主権的免除もあるため、最も法的解決が難しい問題であることを確認した。

また、既存の対策である、海洋調査に係る「ガイドライン」と「事前通報制度」は、日本と領有権や海洋境界画定、資源採掘等で対立している中国に対しては、法的拘束力や罰則規定も無いことから、違反行為があったとしても、現場では調査を中止し退去するように要請することができるにとどまることが明らかになった。つまり、ガイドライン方式をとる限り、日本の同意のない、又は同意条件に反する科学的調査と言う「特異活動」等には有効に対処しえないと言える。

⁴⁶ 前掲、p115

⁴⁷ 前掲、p116

⁴⁸ 前掲、p119

⁴⁹ 前掲、p116

⁵⁰ 前掲、p117、p121

このため、次に、違法な調査活動を行う外国公船、係争海域における外国公船を規制する新規立法の可能性について検証した。中国が既に立法化していることから、相互主義の観点から可能とも考えられたが、国際判例等から、現時点で安全に言えるのは次の通りであることが分かった。

日本の EEZ 内での中国公船による海洋調査に係る国内法を制定し、許可の条件や手続、違反の場合の罰則等を定める（立法管轄権）自体は、国際法上問題なく、当該違反を取り締まるために乗船・検査・拿捕等の執行措置をとり得るかについても、中国が自国の法令にこれらの執行措置を規定しているため、相互主義の観点からとり得るという見解も成立しないこともない。しかし、その執行措置の是非、執行措置をとり得る範囲については、国際法上、一致した見解がないため、仮に日本が執行措置をとったことで紛争の発生・拡大が生じた場合、日本のとった行為が国際社会で国際法上正当であったとは認める保証はない。

また、EEZ 内での科学的調査という非商業的目的のために運航される公船に対し、立入検査や拿捕などの強制的な執行措置は原則として許されないことは条約等から一致があるが、例外的にどの程度認められるか、その範囲については、以下のようにまだ検討課題がある。

例えば、重複 EEZ の境界未画定海域での一方的な科学的調査は、それが「海洋環境に対する恒久的な物理的変化」をもたらすものでない限り、国連海洋法条約第 74 条第 3 項が命ずる義務に違反する（最終的な合意を阻害する行為）とまでは言えず、また、強制的な執行措置がどこまで法執行の範囲ないとされ、どこからが武器の使用の威嚇ととられるか、まだ一致した見解や共通理解が国際的にない。

他にも、外国公船への強制措置は、国家間の紛争に直結しやすく、境界未画定海域では、国の主権に直接係るものとして相手国の過剰な反応を呼び起こし易い。特異行動、特に海洋調査活動の規制法を制定することは、現場の海上保安庁の海上保安官が、法令に迷いなく執行できる反面、これまでのような外交交渉による柔軟な解決や国際海難審判のような別のルールでの解決の余地を狭めてしまうことにな

らないか、検証が必要である。

最後に、主権的免除を有する外国公船による科学的調査に対し、停止または終了要求を超えた、立入検査や拿捕等の例外的措置をとり得る可能性について、海洋環境という新たな規制、かつ国連海洋条約以外の国際機関・ルールによる規制を検討した。その結果、「生物資源の探査・開発等に関する沿岸国の法令を遵守しないような活動をする場合は例外的措置が可能」という学説と、「石油・ガス田開発のような海洋環境に恒久的な物理的変化をもたらす場合に例外的に措置が可能」という判例が国際司法裁判所にあることが分かった。

その関連で、本稿では、「海洋保護区」、「特別敏感海域」の設定による規制の可能性と課題を取り上げた。いずれも国際海洋法条約以外の国際機関の規制等であり、実際の運用では、幾つかの国の海域においてさらに別の国際規制と併せて設定され、各国に遵守させる運用が始まっていた。生物多様性や生態系の保護に関する国際的な関心や条約等制度の進展に伴って、国連海洋法条約の解釈軸も、採択時の「海洋資源の保護・保全より利用を優越させる」から「環境保護、海洋資源の持続可能性の担保するための管理」に振れ始めている。このため、「海洋保護区」、「特別敏感海域」のような規制を係争海域やその周辺海域に設定し、関連法規の整備を検討することは、今後、外国公船による不審行動を規制する領海や EEZ の有効な運用手段の一つとなりうると考えてよいであろう。

三浦梧楼「兵備論」考察

—国防戦略という観点からの「護郷軍」概念の分析—

村中 朋之
日本国際情報学会

Miura Goro's Argument on Equipping for War in his *Heibiron* — An Analysis of his Notion of “Gokyogun” as the National Defense Strategy —

MURANAKA Tomoyuki
Japanese Society for Global Social and Cultural Studies

In his *Heibiron* or *On Preparing for War*, Miura Goro, one of Generals of Meiji, made a proposal concerning the strategy of national defense. His way of thinking about this matter placed him outside the mainstream of the army because it was quite different from that of the leading faction at the period of mid-Meiji. This group of people, such as Yamagata Aritomo, Katsura Taro, envisioned a strategy of national defense in which mobile power of divisions was to be kept in proper control. In contrast, Miura stressed the importance of a defense strategy which would make it possible to destroy invading enemy or enemies most efficiently at the point where they were to land the island country. This argument led to the idea of establishing “Gokyogun” (national defense army) which consisted of one million people. In this article the author considers Miura's notion of this strategy and his reasons for thinking it necessary, finally making clear that a radical change in the concept of war was going on in his thought and arguments.

はじめに

明治 22(1889)年、当時学習院長にあった予備役陸軍中將三浦梧楼は、前年『日本』紙に掲載した軍備に対する意見を「兵備論」として、甥の中島真雄の助力を得、同紙出版元の日本新聞社より出版する運びにあった。しかし、出版直前の 10 月 31 日、陸軍大臣大山巖はこれを「軍事未定稿」と称し、内務大臣山県有朋に「陸軍軍紀上ニ於テ妨害アル書冊」として「出版条例ニ依リ貴大臣ニ於テ発行ヲ以禁止候様願度」と依頼した¹。かくてこれが再び世に出されたのは、三浦の最晩年たる大正 14(1925)年に出版された『観樹将軍回顧録』においてであった²。

これにおいて三浦は「我輩は洋行中に、いろいろのことを見聞したが、その結果としてぜひとも実行しなければならぬと思ったのは、陸軍の改革である」と回顧している³。なお、三浦のいう「洋行」とは、参議兼陸軍卿大山巖を長とした明治 17(1884)年 2 月

26 日から翌 1 月 25 日に至る、兵制視察を目的とした訪欧の事である。随員は以下の通りであった⁴。

陸軍士官学校長	陸軍中將	三浦梧楼
東京鎮台司令官	陸軍少將	野津道貫
陸軍病院長	軍医官	橋本綱富
近衛歩兵第一連隊長	歩兵大佐	川上操六
参謀本部管西局長	歩兵大佐	桂太郎
会計局副長	会計監督	小池正文
海防局員	工兵少佐	矢吹秀一
砲兵大隊長	砲兵少佐	村井長寛
総務局庶務課長	歩兵少佐	清水俊
陸軍大学校副幹事	参謀大尉	小坂千尋
士官学校中隊長	歩兵大尉	馬場命英
砲兵大隊副官	砲兵中尉	伊地知幸介
東京鎮台付	歩兵中尉	野島丹蔵
会計局付	三等軍吏	侯賀致正
陸軍	歩兵中尉	原田輝太郎

山県が訪欧においてシュタイン(Lorenz von Stein)より「主権線」「利益線」概念につき教授されたように⁵、三浦もこの訪欧において、何らかの見聞や教授により上述の決意に至ったのではなかろうか。

さて、この「兵備論」に関する先行研究は、殆どが明治 20 年代初頭に起こった陸軍内での軍制論争における一翼としての存在という観点で行われて来たといつて良い。例えば、白井雅高はこれを新聞紙上における兵備論争の嚆矢とし「スイス等小国の民兵制度を参考とする」ものと述べ⁶、戸部良一は主流派と非主流派との対立における非主流派の代表とし「主流派とは根本的に異なるビジョンのもの」と論じ⁷、黒野耐は現状維持か軍制改革かという思想対立上の現状維持派の代表とし「日本国防の方法を現時に力点を置いて見る」ものと論じている⁸。しかし、三浦が回顧した訪欧と「兵備論」との因果関係、或いはその主張の論拠という観点からの検証を行った研究、即ち対立論を離れて、そこから一步踏込んだ研究はない。

かくて本稿は、三浦の「兵備論」について、訪欧を理由とした背景形成の有無という観点から先述の推定を検証すると共に、その主張の論拠を検証する事により、これまで論じられてこなかった「兵備論」の意義を明らかにする事を目的とする。

1.趣旨

「兵備論」は「国家兵備上ノ考按ハ之ヲ其国家ノ経済ニ体シテ必ス実行シ得ラルルノ度ヲ以テ目的トス」という一文に始まり、流布されている積極的軍備拡大論を「未来頼ムヘカラサルノ経済ニ託シテ或ハ旭旗ヲ五大州ニ翻ストカ或ハ鯨鱗巨艦宇内ヲ雄飛ストカ漫ニ大言壮語ヲ放チ以テ我国家百年ノ長計ヲ誤ラレテハ実ニ迷惑千万ノ極ト云フヘシ」と戒め、「勉メテ我国土ノ状況ト其経済ノ権衡トヲ斟酌シテ彼ノ誇大ノ造言坐上ノ空論ヲ避ケントス」と述べている⁹。

三浦が訪欧した明治 17 年度の一般会計歳出所管別決算における歳出合計は 76,663 千円、うち陸軍省の歳出額は 10,765 千円、海軍省は 3,144 千円であり、日本の人口は 37,962 千人、陸軍常備兵力は 49,659 人であった¹⁰。対して西欧諸国の状況は如何であつ

たのか。訪欧に随行した野津が記した『欧米巡回日誌』によれば以下の通り。

ア. イタリア¹¹

人口	28,460 千人
歳出	1,537,226 千フラン
(円換算)	307,445 千円
うち陸軍	205,493 千フラン
(円換算)	41,010 千円
うち海軍	51,554 千フラン
(円換算)	10,311 千円
陸軍総兵力(うち常備軍)	1,986(715)千人

イ. フランス¹²

人口	37,672 千人
歳出	3,403,404 千フラン
(円換算)	680,681 千円
うち陸軍	605,307 千フラン
(円換算)	121,061 千円
うち海軍	237,963 千フラン
(円換算)	47,593 千円
陸軍総兵力(うち常備軍)	2,423(503)千人

ウ. ベルギー¹³

人口	5,586 千人
歳出	322,871 千フラン
(円換算)	64,574 千円
うち陸軍	44,704 千フラン
(円換算)	8,941 千円
うち憲兵	3,492 千フラン
(円換算)	698 千円
陸軍総兵力(うち常備軍)	104(46)千人

エ. ロシア¹⁴

人口	100,376 千人
歳出	778,505 千ルーブル
(円換算)	468,804 千円
うち陸軍	193,090 千ルーブル
(円換算)	154,472 千円
うち海軍	30,633 千ルーブル
(円換算)	24,507 千円

陸軍総兵力(うち常備軍) 2,122(503)千人

オ. ドイツ¹⁵

人口 45,234 千人
 歳出 590,819 千マルク
 (円換算) 147,705 千円
 うち陸軍 339,872 千マルク
 (円換算) 84,968 千円
 うち海軍 26,908 千マルク
 (円換算) 6,727 千円
 陸軍総兵力(うち常備軍) 1,484(427)千人

カ. オーストリア¹⁶

人口 37,870 千人
 歳出 491,960 千フロラン
 (円換算) 245,980 千円
 うち陸軍 94,905 千フロラン
 (円換算) 47,453 千円
 うち海軍 7,806 千フロラン
 (円換算) 3,908 千円
 陸軍総兵力(うち常備軍) 1,026(155)千人

6月21日、一行はパリからロンドンへ向けて出発した。しかし野津、村井、野島の3名は一行とは別にベルギーを経て独仏国境の普仏戦争会戦地を視察したため、イギリスにつき野津の記述はない¹⁷。なお、他の文献によれば¹⁸、イギリスは

人口 35,247 千人
 歳出 476,636 千円
 うち陸軍 88,753 千円
 うち海軍 61,933 千円
 陸軍総兵力(うち常備軍) 707(132)千人
 程度とみられる。

これらを一覧する通り、日本の人口はフランス、オーストリアとほぼ同じであるが、政府歳出総額はフランスの約11%、オーストリアの約31%、陸軍歳出額に至ってはフランスの約9%、オーストリアの約19%に過ぎず、それぞれベルギーを若干上回る程度である。しかしベルギーは人口僅か日本の約15%でありながら、政府歳出総額は日本の約84%、陸軍歳出額は約83%、そして90%を超える陸軍常備兵力を擁していた。そして当時の日本における政府支出

の対 GNP 比は 10%を若干上回る程度であったことから¹⁹、日本の GNP は約 750,000 千円程度であったと推測される。これはフランスの政府歳出を若干上回るに過ぎない。これが当時の日本の経済力であり、三浦のいう「国家ノ経済」の現状であった。

2.国防戦略思想

「兵備論」の基本的な戦略は、外敵の侵攻を「護郷軍」により海岸で防御するというものであった。それは如何なるものであったのか。山県が明治19(1886)年に起草した「軍事意見書」との相違は以下の通り。

(1)外敵侵攻の想定

日本の国土は四面環海の中にあり、従って西欧大陸諸国の如く外敵と戦端を開くや否や、敵の大兵力が陸続きの国境を越えて怒濤の如く侵攻してくることはない。

三浦は「欧州何レノ強国ト雖モ当時能ク懸軍万里大兵ヲ擁シテ敢テ遠征ニ従事スル能ハサルハ誠ニ疑ヲ容レサル所タリ尚ホ之ヲ云ヘハ彼レ出征ニ属スル準備ノ如キ平素其善ク整備スル処ナルハ勿論タリト雖モ其目的実ニ欧州ノ近境ニ在レハ一旦之ヲ転シ而カモ熱帯ヲ通過セシムルノ我カ絶東ノ地ニ用キントスル豈ニ容易ノ事ナランヤ殊ニ況ンヤ食糧タリ被服タリ馬匹器械タリ其他附属ノ人員物料ヲ運搬シ来ルニ於テオヤ」と実情を勘案し、「其総員ハ漸ニシテ二万ニ達セルニアラスヤ」と想定している。但し、侵攻地点の想定は「其侵寇ノ路ヤ海上ナリ然レハ陸地ノ如ク其方向固ヨリ一定スルナク彼レ其計ノ出ル処其利ノ在ル処西東ヲ限ラス南北ヲ期セス故ニ敵艦ノ現ルル処ヲ以テ其戦場トスルナレハ決シテ欧州対陸戦ノ如ク予メ之カ方向ヲ定メ之レカ配備ヲ為スヘキニアラサルナリ」と述べている²⁰。

一方、山県は「海軍ニ富ム強国ト雖モ一回ノ航海運送ニ於テ上陸セシメ得ルハ二師団ノ兵ヲ最上隈ト見做スヲ得ヘシ」と述べている。そして三浦同様に外敵侵攻地点の想定はない²¹。

両者共に外敵侵攻想定兵力は最大で 1~2 個師団程度であり、その主張に大差はない。

(2)迎撃方法

侵攻する外敵を撃破するには、その上陸予定地点に兵力を派遣し迎撃しなければならない。その方法について、まず山県は「今や電信ハ殆ト至処ニ架設シ以テ敵状ヲ交通スルヲ得又鉄道ノ敷設完全スルニ至レハ僅少ノ時日ヲ以テ多兵ヲ一点ニ集合スルヲ得ヘシ敵ノ上陸点ニ向ヒ此交通ノ便ニ因リ速ニ我カニ三師団ヲ集合シ得ルトキハ平時各軍管ニ一師団ヲ置クモ有事ノ日其著ハス所ノ効用ハ往昔一軍団ヲ置クモノト異ナルコト無カルヘシ」と述べている²²。

対して三浦は「所在皆兵ノ意ヲ以テ護郷軍ヲ編成シ其ノ数ヲ増加スルノ外策ナシ」と述べている。そして現状の日本の経済力を鑑み、「陸軍定額ハ先ツ今日ノ処ヲ以テ度トナシ而シテ之レカ軍備ヲ増加スルニアリ是レ頗ル至難ノ如シト雖モ只ターノ勤儉ト実利トヲ以テ一大主眼トスレハ可ナリ」とゼロ・シーリングを主張している。そして鉄道の機動力については「現今某局ニ主唱セシ鉄道論ノ如キハ未来空想ノ立案ニシテ一國ノ経済独リ之ヲ鉄道ノミニ専用シ能ハサルモノアルニ於イテヲヤ好シ夢幻ノ如キ設計ニシテ猶ホ能ク之ヲ為シ得ルトスルモ其レ只僅ニ我カ運動ノ幾分ヲ補助スト云フニ過キサルナリ(略)全国ヲ貫通セシムルノ尚ホ覚束ナキノ情況アルニ於テオヤ何ソ復完全ナル軍用鉄道ヲ望ムヲ得ン之ヲ聞ク今一師団ノ兵員ヲ東京ヨリ横浜ニ送ラントスルニ現設ノ鉄道ニ依ルトキハ之カ為メ費ス処百四十六時間ノ概算ヲ要スヘシ以テ今日既ニ我国鉄道ノ頼ムニ足ラサルヲ知ルヘシ」と山県とは意見を異にしている²³。

三浦のいう「鉄道論」とは、モルトケ(Helmuth Karl Bernhard von Moltke)の用兵思想である。即ち、通信網と併せ、鉄道網と精密なダイヤグラム編成を活用して野戦師団の機動力を駆使し、開戦と同時に敵の機先を制し、優越した兵力を所要の時期と地点に迅速に展開するというものである²⁴。メッケル(Klemens Wilhelm Jacob Meckel)の主導による鎮台制から師団制への転換は、この思想を基礎とした機動力の担保を前提としていた。

山県が「軍事意見書」を起草した明治19年当時において、電信線の敷設は海底ケーブルを含め国内総延長8,917kmに及び、ほぼ全国を網羅しつつあった。

更にデンマーク電信会社という外国資本によるものではあるが、長崎から上海、及び佐賀から対馬を経由し釜山にまで届いていた²⁵。しかし、鉄道の敷設については僅かに

北海道 手宮～札幌～幌内
東北 釜石～大橋
関東 新橋～品川～横浜
品川～新宿～赤羽
上野～大宮～高崎～前橋
北陸 直江津～関山
東海 武豊～名古屋～木曾川
近畿 敦賀～長浜～関ヶ原～大垣
大津～京都～大阪～神戸

が開通していたに過ぎなかった。更にこれらのうち、手宮～幌内は「北海道炭鉄道会社」、品川～赤羽及び上野～前橋は「日本鉄道会社」という民間資本によるものであった。本格的な延伸は明治20年代に入ってからであり、東京～名古屋～大阪の三大都市を結ぶ東海道本線の開通は明治22年7月を待たなければならなかった²⁶。加えて狭軌且つ単線での敷設であったため、標準軌且つ複線と比較して運行速度、単位輸送能力及びダイヤグラム編成に限界があり、兵力輸送が現実化した日清戦争における各師団の鉄道輸送時間は以下の通りであった²⁷。

近衛師団	広島まで	250 時間 22 分
第一師団	同上	203 時間 46 分
第二師団	同上	230 時間 56 分
第三師団	同上	253 時間 40 分
第四師団	同上	260 時間 50 分
第六師団	小倉まで	150 時間 00 分
混成第十二旅団	同上	103 時間 00 分

要するに、山県は軍管毎に置かれた常備兵を基幹とした師団を電信と鉄道を利用した機動により敵の上陸地点に集中させ、機先を制して迎撃する事を主張し、三浦は常備による経済的負担の軽減と、現状の鉄道の機動力への疑問とを理由に、近在の予備兵・後備兵により編制される護郷軍による迎撃を主張していた。

なお、三浦は鉄道論を「未来空想ノ立案」と批判しているが、「千八百七十五年独ノモルトケ氏ハ国会議場ニ於テ揚言シテ曰ク独國ノ兵備ヲ以テ全歐ノ平

和ヲ護ス此言誇大ナリトモ雖モ事實ノ象現自カラ此言ニ出テス豈愉快ナラスヤ顧レハ我国ノ兵備ハ果シテ好ク東洋ノ泰平ヲ護持スルニ足ルヤ否ヤ是レ只タ為スト為ササルノ豈他ナランヤ」とモルトケの議会演説を引用して兵備論を結んでいる²⁸。かくて三浦の批判はモルトケの用兵思想自体に対するものではなく、それが日本の国情に適合しない点に対するものである。併せて三浦は軍制二元制や師団制の導入に対しても一切批判はしていない²⁹。

(3)所要兵力

さて、三浦は訪欧中に上述の主張の裏付けとなるような軍制を目にしたのであろうか。また、護郷軍の兵力をどの程度見積っていたのだろうか。

野津の記録によれば、5月2日、野津と桂はチュランにおいてイタリア軍参謀大尉より同国の軍制のうち、「予備軍ヲ招集スル法」について「宣戦ノ布告アルヤ常備軍ハ先ツ国境ニ出テ敵襲ニ備ヘ同時ニ予備軍ヲ徴収シテ其本隊ニ送遣ス此兵ハ二十四時間以内ニ徴兵区ニ至リ兵器被服等凡テ須要物ヲ受領シテ直ニ所属聯隊ニ向テ進発ス(略)徴兵区ハ二十四時間以内ニ諸兵ヲ集合スル如ク区画ス」と教授されていた³⁰。更に8月2日、一行はサンクト・ペテルブルグ郊外のクロンスタット要塞視察後、ロシア軍将校との会談において同将校より、「予備軍人ハ動員令ニ依テ其集合点ヲ指示シ本人ハ之ニ依テ集合ス予備軍人ハ其所属隊ヲ了知セス動員ノ令アルトキ徴兵区ノ長官ヨリ伝フル命令書ニ依テ知ラシム」と教授された事が記されている³¹。

ジョミニ(Antoine Henri Jomini)が「われわれがこの種の作戦を見ることは極めて稀である。準備万端整えている敵を目前にしてこれがおこなわれるとき、それは戦争中でも最も困難な部類に属するものであること疑いない」と評した如く³²、海上からの上陸侵攻は極めて困難なものであった。現に日清戦争で出征した第一師団は、「十月廿九日午前八時頃ヨリ第一回揚陸隊ハ花園河口ニ上陸ヲ始ム幸ニシテ敵ノ一兵ダモ見ズ無事平穩ニ上陸スルヲ得タリト雖モ其揚陸ノ為メ時間ヲ費セシコト夥多ニシテ第一回揚陸隊ニテ四日間第二回ハ七日間第三回ハ四日間ニ至リ其開始ヨリ最終迄ノ日数ハ九日間ノ多キヲ費シタリ」

という現状であった。その原因は投錨点と上陸点との間隔と、潮位及び上陸予定地の土壌にあった³³。更にクラウゼヴィッツ(Carl Von Clausewitz)は、潮位や天候の影響を受け難い河川防御についてさえも「二四時間以内にかなる他の手段をもってしても二万以上の兵力をわが河岸に渡し得ないとする、この時にあたってもし防禦者が約一二時間以内に二万の兵力を任意の地点に投入することができるとするならば、敵の渡河はまったく不可能に終るであろう」と述べている³⁴。

三浦は護郷軍の定数につき「今我国ヲ以テ世界ニ於ケル二三強国ノ人口及ヒ面積ニ比較スルモ我国陸海ノ兵備ニハ一百万前後ノ兵員ヲ養ヒタキコトナリ夫レ対等ノ地位ヲ保タント欲スレハ対等ノ実力無カル可カラサルハ理数ノ当然ナリ」と主張している³⁵。先述の如く、日本とほぼ同人口たるオーストリアの陸軍総兵力は1,026千人、イギリスのそれは707千人である。

護郷軍の兵力を前述の上陸の実態やクラウゼヴィッツの主張を基に試算すれば、イタリアの如く24時間までの即応性は要さないが、「4日半以内に戦時1個師団の兵力を特定の(潮位及び天候の影響を受けず、且つ海岸砲台のない丸裸の)地に(徒歩で)派遣し得る程度を最大とする」と想定する事ができる。例えば、北海道と沖縄とを除く日本の海岸線総延長を29千km、敵の侵攻想定兵力を戦時編制1個師団、その定員を18千人、護郷軍の1日の徒歩可動距離を10里(40km)と仮定し上記の条件を満たすには、ロシアの如く柔軟な動員法を採り入れれば29千kmの海岸線に召集定員9千人の徴兵区を180km毎に置けば良い。即ち最大で約1,450千人とみる事ができる。これでドイツと同程度であり、更に海岸要塞砲台や地形等の軽減要因による補正を加味しても、三浦の主張した如く、ほぼオーストリアと同程度の戦時総兵力を公称する事ができる。

なお、迎撃初動体制としての海岸要塞砲台の重要性については、三浦は「凡ソ国防ニ着手スルニハ順序アリ砲台ハ先ナリ艦隊ハ後ナリ砲台未タ築カス何ソ艦隊ヲ以テ之ニ代用スルヲ得可ケン」³⁶、山県も「海防ノ緊要ナルヤ今復喋々スルヲ待タス乃チ嚮ニ臨時砲台建築部ヲ置カレタル所以ニシテ有朋敢テ該

部長ノ任ニ当リ只管部事ノ進歩ヲ謀レリ」³⁷と認識を同じにしていた。この訪欧に際しても、各国の砲兵学校、クルップ社等の製砲工場、サンシール、アントワープ、クロンスタット等の要塞視察は充分に行われている。そして三浦は「抑々国内有為ノ壮丁ヲ抜き而シテ国家ノ経済ヲ糜スルモノハ軍隊ノ事是ナリ然レトモ是レーニ必要アリテ存ス此軍隊ニシテ一朝有事ノ日其兵器ノ劣等ナルカ故ニ敗ヲ取り万カ一ニモ国家ヲ挙テ之ヲ失フコトアルニ至ラハ其不経済ナル実ニ焉ヨリ甚シキハナシ故ニ前キニ論スル如ク予ハ我経済ニ対シ軍隊ニ関シテハ徹頭徹尾勤儉ヲ主トスル者ナレト此兵器ノ一事ニ至テハ軍事経済ノ堪フル限りハ充分ニ精妙鋭利ノモノヲ選択セント欲スルモノナリ是レ即チ軍事経済ト一般経済ト異ナル所以ナリ」と、その重要性を主張している³⁸。

3.徴兵制

三浦のいう護郷軍の定数は、その要求される即応性のレベルに応じ決められる事は言を待たない。加えて三浦自身が現状の日本の鉄道の機動力に疑問を呈している以上、その数は当然に多くなる。従って、三浦の主張を実現するには、短期間に多数の予備・後備兵を作らなければならない。それには徴集数を増やすと共に現役服役期間を短縮することにより、その割合に応じ幾何的にその数を増加する事ができる。

(1)服役期間の短縮

これについて三浦は「一人ノ費用ヲ以テ三人ヲ養フト同シク三年ノ常備役ヲ減シテ一年ノ役トシ而シテ戦時多数ノ兵員ヲ得ヘキ是ナリ」と述べている。ここで重視すべきは、三浦は現行の服役期間を短縮すべきと主張しているのであって、常備兵力を減ぜよとは一言も述べていない。三浦にとって常備兵とは「国内草賊ノ急ニ応スルモノ」であり、また服役は「戦闘ノ教育場」に過ぎず、「此ノ教育ヲ修業スルモノ」こそ「真ノ護国兵タル」のであった³⁹。更に「昔シ(千八百八年)李国カ那翁ノ約ニヨリ常備ノ兵数ハ四万人ヲ超過ス可カラストノ制限ヲ受ク当時欧州ノ形勢ニ在リテハ又如何トモス可カラス是ニ於テ李国ハ上下挙テ千幸万苦孜々トシテ只管勤儉ト実理

トヲ執ルヲ勤メ毎三ヶ月ニ新兵ヲ募リ訓練粗々熟スレハ之ヲ放チテ更ニ新兵ヲ募リ是クノ如クニシテ大ニ予備ノ兵数ヲ増シ以テ予メ動員ノ日ニ於ケル増兵ノ策ヲ作セント云フ是レ後來挙国皆兵ノ基礎ニシテ又回復戦ノ大捷ヲ得タル所以ナリ」とかつてシャルンホルスト(Gerhard Johann David von Scharnhorst)によって実施されたプロイセンの事例を論拠として挙げている⁴⁰。

ベルサイユ滞在中の5月17、18日、野津は週末の休日を利用し、これまでのフランス滞在中に得た同国軍制情報を「雑記」として纏めた。そこで野津は「予備兵ヲ招集シテ教育スル法」として、「予備兵ハ服役四ヶ年中ニ二回招集ス細説スレハ服役ノ第二年及第四年ニ招集スルモノナリ而テ其之ヲ招集スルヤ前年兵卒タリシ者及予備兵招集ノトキ一回既ニ教育ヲ受ケタル者ハ現役大隊ニ分附シ未タ教育ヲ受ケサル者ハ補充中隊ニ編入シ速ニ各科ヲ訓導シ大演習ノ時ニ於テ定期教練ノ結果トス此兵ハ家事ノ担当者一家長子独子ノ如キ平時ニ常備役ヲ免除セラレタルモノニシテ招集定規ノ時日即二十八日間全ク教育ヲ受クルモノトス」と記している⁴¹。

更に7月7日、ブリュッセルに滞在中の野津はベルギーの徴兵法につき「年々ノ徴募ニ係ル者兵役期限八ヶ年ニシテ入隊年度ノ十月第一日ヨリ起算ス而シテ此八ヶ年中現役ニ服スヘキ年月ハ兵科ニ依リテ長短アリ即左ノ如シ

鎮台歩兵軽歩兵及輜重兵	二十八ヶ月
「カレピニエー」及「クルヂェー」隊近衛歩兵	三十六ヶ月
攻城砲兵、工兵、特別中隊及給養大隊	三年
騎兵及野砲兵	四年

兄弟若シ予備ノ募兵中ニアリシトキハ本人ハ歩兵ニ入隊シ十八カ月間ノ現役ヲ帯ハシム
延期者及免除者召集セラルルトキハ七ヶ月ノ現役ニ服スルモノトス」と記している⁴²。

これらについては、次に述べる「国民皆兵化」政策、即ち特定の条件において現役期間を短縮する代わりに免除、猶予の特権を剥奪するものと重複する。しかし、本来の目的である予備、後備という「戦時編成要員」の充足であれば、上記の如き短期の現役期間でも支障のない事の論拠といえよう。もっとも、日本における明治16(1883)年12月28日の徴兵令改

正で導入した1年志願兵制度も、同改正において廃止された代人料支払による兵役免除制度に代わる富裕層の優遇規定という政治的配慮であり、志願兵と徴兵との服役期間差と双方の技術習熟能力との因果関係を立証し得る科学的根拠はない。

更に三浦は「今年ノ役ヲ一年ト為セハ教育上甚タ不熟練ノ価値ヲ来タスヘキ恐レアルカ如シト雖モ若シ虚ヲ去リ実ヲ採リテ教育其ノ宜シキヲ得ハ実理上決シテ現況ト大差ナカルヘシ元来日本軍隊ノ教育ハ最モ多忙ニシテ其ノ隊附将校ノ如キハ晩鴉朝鳥ト相出入シ汲々日モ亦タ足ラサルノ況アリ」と将校の兵教育の高負担を憂慮し、その根本的原因を「今我カ軍隊ノ教育ハ其戦闘以外ノ事最モ多シ就中兵卒ノ暗記ニ属スル規則法令ノ如キハ其文字徒ニ高尚ニ往々学者カ技能ヲ貪リテ成リシモノモ亦少シトセス故ニ僅ニ文字ヲ記シ得ル底ノモノ若シクハ全ク記シ得サル多数ノ丁壯ニ在テハ此等随分難渋極マル事柄ナリトス如何トナレハ彼口能ク己ノ意ヲ言フヲ得又タ能ク人ノ其意ヲ言フヲ解スルヲ得ルモ而カモ文字ニヨリテ其意ヲ悟ル能ハサレハ止ムヲ得ス先ツ之ニ字ヲ教ヘ書ヲ読マシメ而シテ稍々其意味ヲ解スルニ至レハ尚暗記ヲ以テ之ヲ服膺セシムル等実ニ其手数面倒ナルコト言フニ堪ヘサルモノアレハナリ況ヤ法令規則ハ日ニ多キヲ加ヘ更ニ節減スル処ナキヲヤ畢竟此ノ面倒教育ノ十中八九ハ更ニ敵前戦闘ニ価値ヲ有スルモノアルコトナシ豈教育ノ本旨ナランヤ」と喝破している⁴³。

これについて三浦は回顧録においても「その頃の民間の壮丁は、今とは違つて、教育が不十分である。従つてこれを教育する必要がある。兵営内はほとんど小学校を見たようである。文字から教えてかからねばならぬ。天皇陛下ということ教えるにさえ、いろいろの説明がいるという時代である。然るに室内のささたる規則まで、漢学者が寄つて書いたものであるから、ちんぷんかんぷん、まるでわけがわからぬ。それを将校がいちいち汗水をたらして、教えてやらねばならぬ。実に馬鹿げきつた話である。兵隊は戦闘さえすれば、それでよろしい。それが目的である。わけもわからぬことを書いて、それを教える必要がどこにある。天皇陛下ということでも、天子様と言え、すぐわかる。すぐわかることを、殊

更にわからぬように書く。それを又わかるように教える。こんな馬鹿げたことがあるものか」と非難し、更に続けて「軍法会議の判決文でもその通りである。『何月何日、外出の節、略衣袴を典し云々』と書いて、それに爪印をさせる。そんなことは兵卒にはわからぬ。兵卒ばかりではない。誰でもわからぬ。略衣袴を典すとは、ズボンを質おきするということがある。室内の規則にも、賊風云々ということがある。賊風とは隙間風ということである。隙間風といえ、すぐわかることを、わざわざ賊風と書く。実に非常識もはなはだしい」喝破している⁴⁴。

教育担当将校の負担の問題は日本に限ったものではないようである。野津は前述の「雑記」において、「新兵ノ教育法」として「之ヲ教育スルニ二様ノ方法アリ甲ノ聯隊ハ大隊毎ニ新兵ヲ合併シ将校下士伍長若干ヲ指名シテ教育セシム此法ハ訓導一途ニ出テ進歩一齊ナリト雖トモ小隊長殊ニ中隊長ハ自隊ノ兵卒ノ性質ヲ知ルニ由ナク且自己ノ関渉セサル教育ニ於テ弊害ナシトセス乙ノ聯隊ニ於テハ中隊毎ニ新兵ヲ教育ス此法ハ上ニ説明スル如キキノ弊害ナシ然レトモ各中隊ニ年々十五乃至二十名ノ新入兵ヲ訓導スルニ中隊ノ将校ヲ煩ハサントスルトキハ自己カ勉学ニ緊要ナル時日ヲ消費セサルヲ得ス又加之此教育ハ前者ニ比スレハ齊一ナラサル所アリ」と記している。但し、「凡教育令ノ名ヲ以テ陸軍省ヨリ領布シタル教令ハ生兵学小隊学中隊学等ミナ其適用スヘキ時限ヲ定ムルト雖モ聯隊長ハ特別ノ時機ニヨリ其規則ヲ変更セサルナキニ非ス」と、連隊長権限での柔軟な対応を可能としている。そして大隊教育における下士伍長の充足方法につき、「候補下士伍長教育法」として「新兵ノ入隊スルヤ其尤モ学識才能アル者ヲ選抜シテ生徒伍長トナシ之ニ学科ヲ教ヘ大隊下副官ハ大隊副官ノ監視ヲ得テ教育ノ事ヲ担任ス」と記している⁴⁵。なお、当時のフランスにおいて伍長は下士官ではない。

一方、「予備軍ヲ招集スル法」では、

「羅馬府駐在軽歩兵聯隊一ヶ月間ノ勤務及教育	
衛兵勤務	六日間
炊事使役	一日間
雑役	一日間
控兵	一日間

日曜 四日間

右ノ外十七日間ハ全ク教育ニ従事セシム但シー日ノ教育時限ハ平均七時三十分間トス」と記している⁴⁶。

なお、更に加えるならば、戦闘における兵力の減耗は、必ずしも戦闘技術の習熟度に左右されるものではない。日清・日露の両戦争において前線から広島予備病院に搬送された傷病兵の30%以上は「脚気」の罹患であり、呉海軍病院ではほぼ同じ割合で「花柳病(性病)」であったという⁴⁷。どちらも戦闘技術の習熟とは全く無関係の疾病である。

(2)国民皆兵化

先述の通り、三浦は護郷軍を「所在皆兵ノ意ヲ以テ」編成するものと述べ、野津の記したフランスの補充中隊は「平時ニ常備役ヲ免除セラレタルモノ」を対象としていた。

「士ハ従前ノ士ニ非ス民ハ従前ノ民ニ非ス均シク皇国一般ノ民ニシテ国ニ報スルノ道モ固ヨリ其別ナカルヘシ」そして「全国四民男児二十歳ニ至ル者ハ尽ク兵籍ニ編入シ以テ緩急ノ用ニ備フヘシ」の告諭を以て日本は明治6(1873)年に徴兵制を導入した。しかし、壮丁数に対する徴集人数の割合は明治13(1880)年から18(1885)年にかけて6.0~7.9%、翌19年から28(1895)年にかけては4.3~5.6%に過ぎず、告諭の掲げる理想とは大きくかけ離れていた⁴⁸。これについて加藤陽子は「政府自体、兵士を多数集めたいと考えていなかったのだ」という仮説を提起し、山県や桂の「精兵主義」に基づく抑制であると分析している⁴⁹。

これは山県や桂自身の腹案であったのか。メッケルは自著の中で、戦争を攻戦と守戦とに大別し、守戦の利点の一つとして「国民ノ援助情報ノ精確及ヒ時機ニ応シ民兵ヲ用ユルヲ得」と記している⁵⁰。メッケルにとっても民兵は副次的なものであり、彼も精兵主義者であることが窺える。当時におけるメッケルの日本に対する影響力を鑑みれば、山県や桂の精兵主義はメッケルの影響によるものではなからうか。であれば、ドイツ兵制思想はシャルンホルストの皆兵主義からメッケルの精兵主義への転換をみたのであろうか。

三浦訪欧の前年にトルコに派遣されたゴルツ

(Wilhelm Leopold Colmar von der Goltz)は、自著において「現今ニ於ケル兵制ノ綱領ハ多クハ所謂『基幹隊』ニシテ軍役ニ堪ユル人民ノ一部ハ常備ノ部隊中ニ集団シ該部隊ハ兼テ全国民ノ訓練所トナリ且戦時ニ於ケル予・後備兵ノ湊集スル処トス」と述べている⁵¹。まさに三浦が服役を「戦闘ノ教育場」と評したのと一致している。更に三浦が「軍紀ナル者ハ愛国ノ感情ヨリ發達スルモノナルヲ然ルニ今其本ヲ明ニセス其根ヲ究メス盲然呼号シテ単ニ軍紀々々ト是勸論スルトキハ終ニ此軍紀ナルモノハ機械ノ如ク桎梏ノ如ク徒ラニ人ヲシテ慘酷ノ感情ヲ惹起セシメンノミ法ノ嚴ナル曰ク軍紀ナリ令ノ密ナル曰ク軍紀ナリト而テ真ノ軍紀ナル者豈斯ノ如ク涸瘦冷淡ナル者ニシテ止マンヤ蓋シ欧州強國ノ軍紀ヤ単ニ軍隊ノミニ限ルニアラスシテ一國ノ人民常ニ愛国ノ忠誠ヲ抱持シ而シテ国家兵役ノ義務ニ服従ス故ニ此平素涵養スル処ノ愛国心ハ軍ニ入りテ直ニ森嚴ノ軍紀トナリ正整ノ規則トナリ精密ノ号令トナル」⁵²と述べた本来軍紀の基礎となるべき戦時における国民の愛国心についても、ゴルツは「若シ例外ニ争闘スル兩政府ノ措置其當ヲ得サルカ為メ斯ノ如キコトアラハ国民激怒シテ直ニ愛国心ヲ顯ハシ執政者ヲシテ全戦役ノ運命ヲ拳ケ僅少ナル兵力ノ勝敗ニ委セシムルカ如キコトヲ許サス与論ハ兵力ノ増加ヲ迫リ敵モ亦斯ノ如クシテ其兵力ヲ増加シ漸次最初ノ予期ニ反シ終ニ全カヲ拳ケテ使用スルニ至ラン」と、まるで三浦に呼応するが如く述べている⁵³。

さて、野津は4月6日のローマ郊外の射的場視察について「該場ハ元來陸軍ノ管轄ニ属スルモノニシテ日曜毎ニ將校下士ヲ出場セシメ又民間ノ有志者学校生徒ヲ教育スルカ為メニシテ午後ニ至リ有志者競点射的ヲナシ其高点者ニ賞品ヲ附与シテ奨励ス(略)我邦未タ此設アラス願クハ良法ヲ設ケ人民一般鼓舞奨励センコトヲ欲ス」と記している。更に「予備軍ヲ招集スル法」において「伊太里ノ徴兵ハ全国ヨリ之ヲ拳ケテ各軍団に分賦ス例ヘハ甲ノ軍団区ヨリ乙丙ノ軍団乙丙ノ軍団ヨリ甲ノ軍団ニ新兵ヲ編入スルカ如シ凡テ其地方ノ軍隊ニ編入スルコトナシ是レ伊國ノ全軍ヲシテ一様ノ精神ト一様ノ慣習ヲナサシメンカ為ナリ」と記している⁵⁴。

更に、先述の通り三浦の訪英とは別行動を取った

野津は7月1日、ベルダン郊外の練兵場視察について「消防隊ハ其地方ノ職工並退隱ノ将校等ヨリ組成スルモノニシテ平時ハ戸長ノ揮下ニ在リ戦時ハ陸軍卿之ヲ統括ス当地ノ消防隊ハ卒百三十人ヨリ成立モノニシテ老弱ノ男子相混合セリ其歳ヲ問ヘハ七十二歳ニシテ二十四年間該職ニ在リト」と記している⁵⁵。まさに「国民皆兵」である。なお、ロシアにおいては「此消防隊ハ全ク陸軍常備兵ノ一ニシテ戦時ハ軍団或ハ軍ニ随行スト云フ」であった⁵⁶。

4. 政略

三浦は戦略について「戦略ハ商略ト政略トノ支配ヲ受クルヲ普通トス」と述べている⁵⁷。三浦にとり戦争とは、まさにクラウゼヴィッツの述べた如く「他の手段をもってする政治の継続にほかならない」のである⁵⁸。更に三浦は「我東洋ニ生スル関係ハ必ヤ商略ニアリ而シテ商略ノ主眼ハ利益ニアリ此レニ於テ戦争モ自ラ其利益ヲ同ウスル者ト聯合セサルヲ得ス」と述べている。そし連合に際して供出する兵力を「大約一個師団ニシテ事足ル」とし、それは「現時ノ近衛ヲ以テ完備セル一師団」で対応すべしと述べている⁵⁹。

その理由について三浦は「欧州各国ト雖モ我カ東洋ニ一軍団ノ兵ヲ出スハ既ニ前言スル如ク勢ヒ能ハサルモノアリ若シ或ハ之ヲ能クシ得ルトスルモ我ト聯合スルヲ得ハ我出征師団外恰モ我国家ヲ挙ケテ聯合軍ニ加ハル者ニ等シ尙之ヲ言ヘハ東洋ニ事アルニ当リテ其東洋ニ国ヲ為ス者ノ聯合ヲ得ルハ実ニ最大優勢ナル一強艦ノ軍事須需ノ材料ヲ積載シ之レニ依テ補給ヲ取ルモノノ如シ是ニ由テ之ヲ謂ヘハ東洋ノ事ノ成否ハ実ニ我日本ノ聯合ヲ有スルト否トニ関スルコト大ナリ」と述べ、更に出征に近衛師団を充てる事については「世界強国ノ兵ニ対シテ毫モ差ツルナキヲ要スル」と述べている⁶⁰。なお、ここで三浦は近衛師団を外征に適したものと評しているのであり、常設師団を近衛1個とすべしと主張しているのではない。

要するに、アジア極東地域における日本の地政学的優位性を最大限活用する事による効率的な外征と利権獲得とを主張していた。そしてこの連合政策と前述の1,000千人の兵力保持、及び西欧の兵と比べ

て見劣りのない近衛兵の活用とを併せて「条約ノ改正ノ如キモ亦タ此実力ノ照応ニ依テ或ハ容易ナルヲ得ン」と条約改正への布石となり得ると述べている⁶¹。

8月17日、三浦と野津はベルリンで合流した⁶²。一行はその後、30日までドイツ各地で行われた軍の秋季演習を視察したが、三浦、矢吹、小坂、野島の4名はフランス軍秋季演習視察のため、23日夜にパリへ向け出発した⁶³。このフランス滞在中に三浦は、演習視察の合間に行われたフランス政府首脳との会談において、自らにその権限はないものの条約改正に否定的なフランス側から改正への布石となる言質を取った事を回顧している⁶⁴。

なお、山県が「該鉄道竣工ノ日ハ則チ露国カ朝鮮ニ向テ侵略ヲ始ムルノ日タルヘク其ノ朝鮮ニ向テ侵略ヲ始ムルノ日ハ則チ東洋ニ一重大波瀾ヲ生スルノ日タルヘシ」⁶⁵と評したシベリア鉄道につき、三浦も「虎視眈々タル宇内各国ノ視線ハ今ヤ西比利亜鉄道ノ延長ト共ニ我東洋ノ一方向ニ集レリ是カ為メ将来軍略及ヒ商略ノ二点上非常ノ事態ヲ発生シ由テテ種々ノ関係ヲ相成ス可キハ勢ノ当ニ然ルヘキ所ナリ」と意を同じくしていた⁶⁶。

三浦が訪欧から帰国した直後の明治18年2月、先に開通したばかりのモスクワ～サマルカンド間の鉄道を利用し、ロシア軍はアフガニスタンに進出、翌3月にはアフガニスタン軍との衝突が勃発した。これはインドを支配下に置くイギリスを刺激し、英露関係は緊張の度を高めた。しかし同5月にはバンクーバー～ハリファックス間のカナダ横断鉄道が開通し、イギリスは従来のスエズ航路に加え極東に向けた西回り航路を確立した。これは逆にロシアにとり当時孤立状態にあったウラジオストック等の極東部に対する大きな脅威となり、ロシア国内においても東西を結ぶ鉄道の重要性を指摘する声が急速に高まっていた⁶⁷。

おわりに

以上を総合すると、三浦の主張は以下の通りとなる。

1. 四面環海の日本の国土防衛を考えた場合、敵の侵攻は当然に海上からとなり、敵の目標の予測

は立て難い。現状の鉄道敷設では迎撃に要する機動力が担保されないため、モルトケ理論の模倣は時期尚早である。まずは海岸要塞砲台を完備し、兵力の配備は近在兵による護郷軍を編制し、機動力不足を補完する。

2. 総兵力は 1,000 千人を公称し得るものとする。これは国土防衛という主目的と併せ、西欧諸国と締結した不平等条約の改正には、締約相手国に「日本も西欧諸国並の国力を持った。もう我々と対等である」という認識を持たせる政治的な意味合いも持つ。
3. 現状の日本の経済力では、これ以上の軍事費の負担は国民生活に悪影響を及ぼす。従って、ゼロ・シーリングの枠内で上述の兵力を充実させなくてはならない。
4. 従って、護郷軍は財政負担の小さい予備・後備兵となる。その数を短期間に増加するには常備服役期間を短縮しなければならない。更に一切の無駄を省き、それを砲台配備に回さなければならない。
5. 統帥権独立、師団制、常備兵力等これまでに導入された軍制は否定しない。
6. 外征への対応は、日本のアジア極東地域における地政学的優位性を最大限利用し、最も利権を共有し得る国家との同盟政策を採れば、派兵の負担は 1 個師団程度で済む。その際には上述 2 の目的を達成するための対外的な心証形成の観点から、選抜エリート集団である近衛師団を充てる。

そして、それぞれの主張の論拠となり得る制度が欧州各国に存在し、それを見聞してきた事も確認できる。

三浦の主張は山県や桂とは明らかに異なる。これを先行研究の対立観に当てはめてその意義を問うならば、それはいわば「近代戦争観」の対立であったといえるのではなかろうか。例えば、日露戦争をどう定義すべきか。それはまさに日本が初めて経験した西欧大陸軍国との戦争であった。日本の動員兵力は三浦の主張した 1,000 千人に極めて近い 1,090 千人、うち出征は 945 千人、召集は未教育の国民兵にも膨

らんだ⁶⁸。即ち、第一次世界大戦を待つまでもなく、日露戦争は日本にとってまさしく事実上の「皆兵主義による総力戦」であった。そしてロシア軍のトーチカと機銃掃射の前に白兵戦至上主義の日本軍は苦戦を強いられた。これは「短期決戦」の限界の露呈と「持久戦争」の萌芽といえよう。即ち、日露戦争は「短期決戦から持久戦争への過渡期」の戦争であり、その後の第一次世界大戦を以て「総力戦且つ皆兵主義による持久戦争」という戦争観の確立をみたといえよう。

これを整理すれば、総力戦と短期決戦は同位対立概念ではない。総力戦概念は短期決戦概念の上位にある。石原莞爾の述べる如く⁶⁹、短期決戦は持久戦と同位の対立軸となる。そして総力戦は限定戦、皆兵主義は精兵主義と同位である。更に総力戦と皆兵主義は不可分であり、限定戦と精兵主義は不可分である。

かくてフランス革命以降、即ちナポレオン(Napoléon Bonaparte)以降日露戦争までの戦争は、ゴルツが「現今葛藤ヲ生シタル国ニシテ充分ノ兵力ヲ以テ事ニ当ラス又敵ヲ破ルコトヲ期セス或地点迄突進シテ之ヲ占領シ自ラ利益ヲ有スルモノトシ僅ニ一部ノ兵力ヲ使用スルカ如キ戦ヲ交ユルコトアルナシ」⁷⁰と断言した如く、「総力戦且つ皆兵主義による短期決戦」戦争であり、三浦の「兵備論」はこのスタンスに依拠としていたといえよう。しかし、メッケルや山県、桂は精兵主義と「短期決戦という皮を被った」限定戦の側に立っていた。いわば「ゴルツ～三浦の皆兵主義＝総力戦思想」と「メッケル～山県、桂の精兵主義＝限定戦思想」との対立だったといえるのではなかろうか。

当時の日本陸軍がゴルツを招聘の第一希望と考えていたならば⁷¹、その中にゴルツにシンパシーを持つ者があっても何等不思議はない。果たして三浦はそうであったのか。その検証は稿を改めて行う事を次の課題としたい。

¹ JACAR(アジア歴史資料センター)Ref.C06080889600、明治廿二年十一月 貳大日記 陸軍省(防衛省防衛研究所)。以下「(アジア歴史資料センター)」を略す。

² 三浦梧楼(述)政教社編『観樹將軍回顧録』(政教社、1925年)。のち三浦梧楼『明治反骨中将一代記』(芙蓉

- 書房、1981年)として復刻。以後本稿における引用は新字体及び現代カナ使用により判読、検証の容易且つ『観樹將軍縦横談』(実業之日本社、1924年)の抜粋をも併せて掲載された復刻版を用いる。
- ³ 三浦『明治反骨中将一代記』133 - 34頁。
- ⁴ 徳富猪一郎『陸軍大将川上操六』(第一公論社、1942年)56 - 58頁。
- ⁵ 加藤陽子『戦争の日本近現代史』(講談社、2002年)82 - 97頁及び拙稿「明治期日本における国防戦略転換の背景 - 朝鮮を『利益線』とするに至るまで - 」(『日本大学大学院総合社会情報研究科紀要』第5号、2004年7月)並びに「山県有朋の『利益線』概念 - その源泉と必然性 - 」(『軍事史学』第42巻1号、2006年6月)。
- ⁶ 白井雅高「帝国議会開設期の陸軍兵備論争」(『軍事史学』第24巻2号、1988年9月)53-55頁。
- ⁷ 戸部良一『日本の近代9 逆説の軍隊』(中央公論社、1998年)121-29頁。
- ⁸ 黒野耐『帝国国防方針の研究』(総和社、2000年)29頁。
- ⁹ 三浦『明治反骨中将一代記』162 - 63頁。
- ¹⁰ 歳出合計は財務省主計局調査課「明治初年度以降一般会計歳出所管別決算」<http://www.mof.go.jp/budget/reference/statistics/data.htm>、陸海軍歳出はJACAR:Ref. A10110412300、明治十七年度 歳出決算報告書七(国立公文書館)、人口は国立社会保障・人口問題研究所「日本人人口、人口増加、性比および人口密度」<http://www.ipss.go.jp/syoushika/tohkei/Popular/Popular2011.asp?chap=0>、常備兵力は戸部『日本の近代9 逆説の軍隊』108頁。
- ¹¹ 野津道貫・野島丹蔵『欧米巡回日誌(上)卷之一 印度海及伊太利国之記』(広島鎮台文庫、1886年)34 - 36丁。なお、引用に際し千位未満は四捨五入。以下同。
- ¹² 野津道貫・野島丹蔵『欧米巡回日誌(上)卷之二 仏蘭西国之記』(広島鎮台文庫、1886年)6 - 8丁。
- ¹³ 野津道貫・野島丹蔵『欧米巡回日誌(中)卷之三 白耳義国及魯西亜国之記』(広島鎮台文庫、1886年)4-6丁。
- ¹⁴ 同上、38-41丁。
- ¹⁵ 野津道貫・野島丹蔵『欧米巡回日誌(中)卷之四 独逸国之記 乾』(広島鎮台文庫、1886年)5-9丁。
- ¹⁶ 野津道貫・野島丹蔵『欧米巡回日誌(下)卷之六 奥匈国及仏英米ヲ経テ大西洋太平洋帰航之記』(広島鎮台文庫、1886年)4-8丁。
- ¹⁷ 野津・野島『欧米巡回日誌(上)卷之二 仏蘭西国之記』81丁。
- ¹⁸ 人口及び兵力は山本忠輔・大庭寛一『日本軍備論』(平安書房、1888年)42頁、歳出は大蔵省主税局『万国財政参照表』(大蔵省、1886年)4頁、20頁。
- ¹⁹ 岡崎哲二「政治システムと財政パフォーマンス:日本の歴史的経験」(『RIETI Discussion Paper Series 04-J-009』2004年2月)<http://www.rieti.go.jp/jp/publication/s/dp/04j009.pdf>。
- ²⁰ 三浦『明治反骨中将一代記』166 - 67頁。
- ²¹ 大山梓『山県有朋意見書』(原書房、1966年)183頁。
- ²² 同上。
- ²³ 三浦『明治反骨中将一代記』167 - 69頁。
- ²⁴ 前原透・片岡徹也『戦略思想家事典』(芙蓉書房出版、2003年)181頁。
- ²⁵ 原剛『明治期国土防衛史』(原書房、2002年)265-72頁。
- ²⁶ 鉄道大臣官房文書課『日本鉄道史 上』(鉄道省、1921年)57-480頁。
- ²⁷ JACAR:Ref.C03023057400、明治廿九年自一月至六月 密大日記 陸軍省(防衛省防衛研究所)。
- ²⁸ 三浦『明治反骨中将一代記』180頁。
- ²⁹ 三浦は軍制につき二元制のみならず、陸軍省、参謀本部、教育本部の三部鼎立さえも主張していた。師団制も「よほどの進歩である」と回顧している。同上、133-34頁。
- ³⁰ 野津・野島『欧米巡回日誌(上)卷之一 印度海及伊太利国之記』30 - 31丁。
- ³¹ 野津・野島『欧米巡回日誌(中)卷之三 白耳義国及魯西亜国之記』53丁。
- ³² ジョミニ/佐藤徳太郎訳『戦争概論』(中央公論新社、2001年)167-68頁。
- ³³ JACAR:Ref.C06062148900、自明治廿七年十月至明治廿八年四月 軍所属各師団機密作戦日誌 第二軍団参謀部第一課(防衛省防衛研究所)。
- ³⁴ クラウゼヴィッツ/清水多吉訳『戦争論 下』(中央公論新社、2001年)183頁。
- ³⁵ 三浦『明治反骨中将一代記』179頁。
- ³⁶ 同上、174頁。
- ³⁷ 大山『山県有朋意見書』183頁。
- ³⁸ 三浦『明治反骨中将一代記』178頁。
- ³⁹ 同上、169-70頁。
- ⁴⁰ 同上、180頁。
- ⁴¹ 野津・野島『欧米巡回日誌(上)卷之二 仏蘭西国之記』30 - 31丁。
- ⁴² 野津・野島『欧米巡回日誌(中)卷之三 白耳義国及魯西亜国之記』8丁。
- ⁴³ 三浦『明治反骨中将一代記』170-71頁。
- ⁴⁴ 同上、138-39頁。
- ⁴⁵ 野津・野島『欧米巡回日誌(上)卷之二 仏蘭西国之記』32丁。
- ⁴⁶ 野津・野島『欧米巡回日誌(上)卷之一 印度海及伊太利国之記』40-41丁、87丁。

-
- 47 千田武志「日清・日露戦争期の呉海軍病院の活動と特徴 - 広島予備病院との比較を通じて -」(『軍事史学』第46巻2号、2010年9月)58-61頁。当時の陸軍兵と脚気との問題については秦郁彦「旧日本軍の兵食 - コメはパンに敗れた? -」(同前)9-12頁。
- 48 加藤陽子『徴兵制と近代日本』(吉川弘文館、1996年)20頁。
- 49 同上、51-65頁。
- 50 メッケル/陸軍戸山学校訳『独逸基本戦術 前編 定規ノ部』(偕行社、1899年)8-9頁。
- 51 フォン・デル・ゴルトツ/藤山治一訳『交戦及統帥 上巻』(軍事雑誌社、1906年)4頁。
- 52 三浦『明治反骨中将一代記』163-64頁。
- 53 ゴルトツ/藤山訳『交戦及統帥 上巻』6-7頁。
- 54 野津・野島『欧米巡回日誌(上)卷之一 印度海及伊太利国之記』88丁。
- 55 野津・野島『欧米巡回日誌(上)卷之二 仏蘭西国之記』102丁。
- 56 野津・野島『欧米巡回日誌(中)卷之三 白耳義国及魯西亜国之記』59丁。
- 57 三浦『明治反骨中将一代記』175頁。
- 58 クラウゼヴィッツ/清水多吉訳『戦争論 上』(中央公論新社、2001年)63-64頁。
- 59 三浦『明治反骨中将一代記』176頁。
- 60 同上。
- 61 同上。
- 62 野津・野島『欧米巡回日誌(中)卷之四 独逸国之記 乾』3丁。
- 63 野津道貫・野島丹藏『欧米巡回日誌(中)卷之五 独逸国之記 坤』(広島鎮台文庫、1886年)4-6丁。
- 64 三浦『明治反骨中将一代記』111-25頁。
- 65 大山『山県有朋意見書』180頁。
- 66 三浦『明治反骨中将一代記』179頁。
- 67 木村和夫「シベリア鉄道の建設と意義(上)」(『軍事史学』第17巻4号、1982年3月)31-38頁。
- 68 戸部『日本の近代9 逆説の軍隊』133-36頁。
- 69 石原莞爾『最終戦争論・戦争史大観』(中央公論社、1993年)64頁。
- 70 ゴルトツ/藤山訳『交戦及統帥 上巻』6頁。
- 71 前原・片岡『戦略思想家事典』188頁。

ジョージ・マクドナルドと影のテーマ

山田 敦子
日本国際情報学会

George MacDonald and the Theme of the Shadow

YAMADA Atsuko
Japanese Society for Global Social and Cultural Studies

George MacDonald (1824-1905), Scottish author, published his first three short fantasy works for children in 1864. *The Shadows* is one of them. The shadow represents a human soul. On his deathbed, Ralph, the main character, sees a vision, and he is chosen as the King of the fairyland by the Shadows, then he is carried, on the shoulders of Shadows, to the fairyland or the border of the afterworld. Ralph sees a group of mysterious Shadows there.

Although *The Shadows* consists of very complicated symbolical scenes, images, and words, my close analysis of the workings of Shadows and the visions of Ralph gives the following conclusion: *The Shadows* is a declaration of MacDonald's idea of salvation(Universalism), because all Shadows try to lead not only Ralph but also all people to salvation in the story.

1.はじめに

ファンタジーの先駆者として知られるスコットランド出身の作家 George MacDonald (1824-1905) は、1864 年、最初の児童向けファンタジー三作品 *The Light Princess*、*The Giant Heart*、*The Shadows* を世に出した。三作品の内、*The Shadows* の作品論は本邦においてまだ見受けないことから、本稿でそれを試みることにしたい。

マクドナルドの児童向け作品の短編では、冒頭の一節に物語全体に関わるメッセージが込められていることが多い。*The Shadows* にもそれが見られる。冒頭二行には、主人公が妖精の国の王に選ばれて妖精の国に連れて行かれることになった事情が語られている。その事情の背後には、作者自身の実人生が見え隠れしているのではないかと筆者は考え、本稿では、*The Shadows* の冒頭に込められた作者のメッセージに注目しながら作品を読み解いて行く。

2.作者と物語の主人公

2.1 プロット

主人公ラルフ・リンケルマン (Ralph Rinkelmann)

は、重い病に伏していた。妖精が人間を妖精の国に連れて行けるのは人間が生死の境目にある時だけである。ラルフは生死の境目にあつたため妖精の国に連れて行かれることになった。そして妖精の国の選挙で妖精の国の王に選ばれた。ラルフを妖精の国へ運んで行ったのは、妖精の国の影たちであった。影たちはラルフを棺にのせ、頭に赤い宝石をちりばめた冠を載せ、白テンの毛皮に包んで運んで行った。ラルフは、棺に乗せられて氷の原や氷の柱で出来た妖精の国を進み、影の教会まで来た。彼は棺から降りて、影の説教を聞いたり、影たちの会話を聞いて回ったりした。影たちの話を聞き終わった頃、ラルフは不思議な影の集団を目にする。ちょうどその頃、影の教会の上に月がのぼり、影たちは消えてしまった。ラルフが目を上げると自分の部屋の壁が見え、壁には幼子イエスの影が見えた。暖炉のそばにはラルフの子どもが座っていた。影たちは消える時、影の歌を歌った。それを聞いたラルフは、影が消えてしまっても、影が影を見ている時は、いつも人間が人間を見ているのだと自らに言い聞かせ、慰めるのだった。

2.2 主人公ラルフ

物語は次の一節から始まる。

Old Ralph Rinkelmann made his living by comic sketches, and all but lost it again by tragic poems. So he was just the man to be chosen king of the fairies, for in Fairyland the sovereignty is elective¹.

ラルフ・リンケルマンは、マンガをかいて生計を立てていたが、かなしい詩を書いたので生計のもとを失った。だから妖精の国の王に選ばれるのにふさわしい人だったというのが冒頭のメッセージである。

ラルフが妖精の国の王に選ばれるにふさわしかったというのは、彼の生き方によるものと解釈できる。経済的に安定した生活を維持したければマンガを書いていけばいいのであるが、彼はそれを選ばず、貧しさを意に介することなく詩を書く道を選んだのである。虚飾を剥ぎ取り真実を追い求める姿が王に選ぶにふさわしいと妖精たちが判断したと解釈できる。

妖精の国の王に選ばれるにふさわしい要因が、精神的気高さだということは、彼の名前にも読み取れる。*The Complete Fairy Tales* の巻末に、although a “rink” was once associated both with noble warriors and the turf in which they fought, old Ralph’s age and worries makes him more of a “wrinkle-man”²と注が付されているが、‘Rinkleman’ という名前には、年齢によって刻まれるしわに高貴さが表象されているのである。

2.3 主人公ラルフと作者の類似点

冒頭のメッセージで、もう一つ注目したいことは、貧しさを意に介さず悲しい詩を書くことを選んだラルフの生き方には、作者自身が投影されているのではないかということである。マクドナルドの場合は、マンガをリアリズム作品に、悲しい詩をファンタジーに置き換えれば、ラルフが経済的に貧しくなったという結果はマクドナルドの実人生に当てはまるか

らである。

ラルフは、貧しさに代えてでもしなければならない道を選んだのであるが、ラルフの選択は、牧師職を否認されて収入の道を断たれ、生活に困ることになっても、万人救済という「自説を曲げたり妥協したり³」することのなかったマクドナルドの実人生に通じるものがある。生計を立てるために書いた彼の著作のうち小説の売れ行きはよかったのだが、ファンタジーに対する評価はあまりよくなく売れ行きも良くなかった。それでもファンタジーを書くのをやめなかった彼の姿勢は、ラルフの選択と類似しているのである。

マクドナルドが、最初に大人向けファンタジー *Phantastes* (1856) を出版した時、出版社は次のような反応を示した。

This fantasy for adults sold poorly, however, and publishers were wary of sponsoring any more such works. Earlier, when he was a struggling young preacher and lecturer on English literature, a publisher had told him that the public cared for nothing but novels.⁴

大人のためのファンタジーの売れ行きは良くなかった。出版社は、このような作品を提供することに慎重になった。それよりも前に、彼が若い牧師や英文学の講師として苦勞していたとき、出版社は、一般人は小説以外に関心を示さないということを彼に告げていた。

こうして、*Phantastes* の売れ行きはよくなく、出版社も世間も小説以外のマクドナルドの作品には興味を示さなかったのだが、彼は書くことをあきらめなかった。彼は、彼の思想を表現するには、新しい文学形式がふさわしいと考えて、追求し続けたのであろう。ついに、あるジャーナリストの言葉を耳にして、*Phantastes* の不評を克服するアイデアを得るのである。

¹ George MacDonald, *The Complete Fairy Tales*, PENGUIN BOOKS, 1999, p.54.

² *ibid.*, p.346.

³ 竹野一雄『想像力の巨匠たち』彩流社、2003年、p.195.

⁴ *Christian History Biography*, issue 86 spring 2005, p.19.

Then, an inspiration struck. While attending a literary dinner, he overheard a journalist jokingly tell of a Scottish epitaph he had seen:⁵

彼はあるインスピレーションを得た。彼は、文筆家たちのディナーに出席した時、見たことのあるスコットランドの墓碑銘についてジャーナリストの一人が冗談気味に話すのをふと耳にした。

The epitaph suggested to MacDonald the deep desire of the human heart for God to be as considerate in judgment as a fair-minded person would be. Fondly recalling the gentle even-handedness of his stern yet loving Scottish father--recently deceased--he undertook to memorialize him in a story set in his beloved Scotland.⁶

その墓碑銘は、神が公平な人と同じように、思いやりをもって裁くという人間の心の深い願いをマクドナルドに示した。彼は、厳しくも愛情あふれる、そして最近亡くなった父親の穏やかな公平さを懐かしく思い出し、愛するスコットランドを舞台にした物語の中に、父を残すことにした。

つまり、彼は、かつて見たことのある墓碑銘を思いだし、亡くなった父の愛情を思い出しながら、万人に平等な万人救済という神の愛の物語を最愛のスコットランドを舞台に書けばいいということに気付いたのである。これによって彼の作品の足場は定まり、新しい文学形式への新境地が展開されていく。*Phantastes* 以降の彼の作品はどれも何らかの点で深くスコットランドと関係しているのはそのためである。彼が、故郷スコットランドを舞台に、グリム童話、昔話、伝説、民話などのモチーフを借用して⁷児童向け作品を書くことを決意し、最初に発表した作

品が *Adela Cathcart* という雑誌に収められた *The Shadows* 他三篇であった。

だが、スコットランドを舞台に書けば受け入れられるかと言えば、事はそれほど容易ではなかった。*The Shadows* を収録した雑誌 *Adela Cathcart* で、語り手は次のように述べている。

In *Adela Cathcart*, the narrator pretends to be quoting a drama critic for a journal called the "Punny Palpitator," causing Adela to protest: "Now don't you try, uncle, to make any fun; for you know you can't. It's always a failure... You can only make people cry; you can't make them laugh."⁸

雑誌の編集者である Ms. Adela Cathcart は、「Punny Palpitator」という雑誌の劇評家を引用するふりをして、*The Shadows* は感傷的な物語であるにもかかわらず、喜劇的な要素を取り入れようとして失敗していると評している。

このように、新しい文学形式で、人々に受け入れられる作品を書くということは、厳しい挑戦だったのである。それでも、彼はその後 15 年間、集中的に児童向け作品を発表し続けた。作者のこの信念は、主人公ラルフの悲しい詩を書く選択と類似しているのではあるまいか。

主人公に作者が自己投影されていることは、主人公が大人の男性であることから読み取れる。マクドナルの児童向け文学作品の主人公はどれも子どもであるのに対して、*The Shadows* の主人公は大人で、しかも男性だからである。

2.4 妖精の国の王の選挙

「妖精の国では王が選挙で選ばれる」ということについては、ラルフの精神的気高さが要因ではないかと先に述べたが、「王が選挙でえらばれる」といことには、マクドナルドの強い思いが読み取れる。想像上の「妖精の国で王が選挙で選ばれる」ということとマクドナルドの実人生はどのように関係してい

⁵ *Christian History Biography*. issue 86 spring 2005. p.19.

⁶ *ibid.*, pp.19-20.

⁷ 日本大学大学院総合社会情報研究科紀要 10 号、2010 年、p.p.181-182

⁸ George MacDonald, *The Complete Fairy Tales*, PENGUIN BOOKS, 1999, p.346.

るのかと問えば、実は、それを描くことこそが *The Shadows* 創作の動機ではなかったかと筆者は応えたい。真の王の真の気高さを知りたいという作者の己むに己まれぬ動機があつて、*The Shadows* は出来上がったのではないかと考えられるからである。

「妖精の国では王が選挙で選ばれる」という導入に関して、編者の Adela Cathcart は異議を唱えている。

Adela Cathcart interrupts here to protest this return to the fairy-tale mode, only to be told that the story will not have “much to do” with fairies “anyhow”; the opening of the tale seems just as contradictory: if fun-loving fairies want a human ruler who is good at jesting, why should their king (chosen by unusually “sensible electors”) be repeatedly reproved for his levity by the grave “shadows” who also became his subjects?⁹

Adela Cathcart はおとぎ話のモードに戻ったことに抗議する。話は妖精とはほとんど関係ないと言われてしまう。物語の始まりも同じように矛盾があると指摘する。楽しいことが好きな妖精が、冗談が上手い人間の統治者が欲しいなら、なぜ、めったにないほど良識ある選挙人によって選ばれた王は、臣下となった謹厳な実直な影たちに軽率だと何度も責められなければならないのか。

Adela Cathcart は「妖精の国では王が選挙で選ばれる」というのは、おとぎ話の雰囲気にならぬと主張し、選挙で選ばれた王が臣下に軽率だと責められるのには問題があると抗議したのである。

Adela Cathcart の主張はその通りであろう。それでもあえて、マクドナルドは「妖精の国では王が選挙で選ばれる」としたところに、作者の己むに己まれぬ動機が隠れているのではないかと推測できるのである。

⁹ George MacDonald, *The Complete Fairy Tales*, PENGUIN BOOKS, 1999, p.346.

3.妖精の国

3.1 影たち

物語の舞台は妖精の国である。主人公ラルフは、ロンドンの自宅にいて生死をさまよう病の床にあった。妖精たちが、人間の死の運命に力を及ぼし、妖精の国に運ぶことが出来るのは、人間が生死の境目にいる時だけだということから (“For it is only between life and death that the fairies have power over grown up mortals, and can carry them off to their country.¹⁰”)ラルフは妖精の国の住人となるのにふさわしい人物だった。このことから、この物語の舞台の妖精の国とは、死後の世界のことであり、*The Shadows* は、想像上の死後の世界を想像上の妖精の国で物語る物語ということになる。

ラルフが連れて行かれることになった妖精の国で、まず注目したいのは妖精の国の住人たちである。妖精の国の住人には、小人、ゴブリン、いやらしい餓鬼、名もない妖精などがいたが、ラルフと特に関わりが深かったのはそのうちのゴブリンであった。

But he soon found out that although they were like the underground goblins, they were very different as well, and would require quite different treatment¹¹.

この物語に登場するゴブリンは、地下にすむ伝説上のゴブリンとは違う扱いを要求している。伝説上のゴブリンは「敵意、悪意を持つ精の一般的名称。通常、体は小さく、容貌は奇怪¹²」だとされている。この物語のゴブリンは自分たちのことを次のようにいう。

“We are not what your majesty takes us for thought. We are not so foolish as your majesty thinks us.”¹³

ゴブリンは、自分たちは「人間が考えているほど

¹⁰ George MacDonald, *The Complete Fairy Tales*, PENGUIN BOOKS, 1999, p.55.

¹¹ *ibid.*, p.55.

¹² キャサリン・ブリックス編『妖精事典』井村君江他訳、富山房、1992年、p.118.

¹³ George MacDonald, *The Complete Fairy Tales*, PENGUIN BOOKS, 1999, p.56

愚かではない」と言うのだが、ラルフにはよく理解できない。そこで、ラルフは次のように尋ねる。

“...What are you?”
“The Shadows, sir....¹⁴”
“What Shadows?”
“The human Shadows....¹⁵”

ラルフがゴブリンに、「お前たちは何者だ」と尋ねると、ゴブリンは「影だ」と答える。さらに「何の影だ」と聞くと「人間の影だ」と答える。この答えに、*The Shadows* に登場するゴブリンの特質が表れている。マクドナルドの作品にはしばしばゴブリンが登場するが、それらはマクドナルドの思想によって変容した姿となっており、*The Shadows* に登場するゴブリンが伝説上のゴブリンと違うところは、ゴブリンが人間の影だと明言しているところにある。

3.2 影とはなにか

では、人間の影とは何か。古来、人々は影を人間の命や内面的活動を写す像と捉え、神話や壁画などに表象してきた。エジプトでは、宇宙と人間との関係において魂をバア=影と捉え、神話に表象した¹⁶。古代ギリシアのプラトンは、人間の本性を「洞窟の一部に火の光で投影される影¹⁷」と捉え、世界の生成を根拠づけるものをイデアと捉え¹⁸、人間の諸現象はイデア界の影に過ぎないと捉えた。聖書においてはそれをさらに明確化し「やがて来る者の影にすぎない。実体はキリストにある（コロサイの信徒への手紙 2:17）」という記述に見られる通り、人間を人間ならしめる魂は、実体であるキリストの影だと捉えてきた。マクドナルドも、キリスト教信仰に即して、人間の魂を影で表象して物語ったのである。

¹⁴ George MacDonald, *The Complete Fairy Tales*. PENGUIN BOOKS, 1999, P.56

¹⁵ *ibid.* 61

¹⁶ 『世界神話大事典』大修館書店、2001年、pp.109-117.

¹⁷ プラトン『国家』下、藤沢令夫訳、岩波文庫、2007年、P.95

¹⁸ 加藤信朗『ギリシア哲学史』東京大学出版会、2005年、p.116-117

彼のファンタジー作品に影が最初に登場するのは *Phantastes* (1858) で、妖精の国を冒険する主人公アノドスに付きまとう黒い人影として登場する¹⁹。*Phantastes* において、影は、アノドスに付きまとう「沈黙したその登場人物影はアノドスの自己中心的な自我意識の象徴²⁰」として描かれている。*The Shadows* においても人間の魂、つまり、人間を人間ならしめるところの自我そのものを影で表象したのである。

Phantastes と *The Shadows* は、影というモチーフは同じであり、物語の舞台も妖精の国であるが、*The Shadows* は、想像上の妖精の国に実際のスコットランドの風景を取り込むことで想像上の不可視の世界にリアリティをもたらしており、スコットランドの風景を背景に影そのものに肉薄して物語を構築していることが読み取れる。物語は、ストーリーのレベルの主人公にラルフを置き、意味上の主人公に影を置いて展開して行く。

3.3 影とラルフ

人間の影であるゴブリンには不思議な力が備わっている。不思議な力がラルフの前に最初に現れたのは、彼がロンドンの自宅で生死をさまよう病の床に伏していた時であった。

“Permit me, however, rejoined one of the Shadows; and as he spoke he approached the kings; and lifting a dark forefinger, he drew it lightly but carefully across the ridge of his forehead, from temple to temple. The King felt the soft gliding touch go, like water, into every hollow, and over the top of every height of that mountain-chain of thought.....he found that they were opened in more senses than one²¹.”

影がラルフの額に指を引く所作を施した結果、ラルフにはこれまで見えなかったものが見えるように

¹⁹ 竹野一雄『想像力の巨匠たち』彩流社、2003年、p.206.

²⁰ 同上、P.206.

²¹ George MacDonald, *The Complete Fairy Tales*, PENGUIN BOOKS, 1999, p.56.

なった。これは、ラルフがこれまでとは違った次元が見えるようになったことを意味しており、現実の世界から別世界への転換を示唆している。

“Your majesty may see, from where he is lying, the cold light of its great winding-sheet—a famous carpet for the Shadows to dance upon, your majesty²².”

影が指した先には、影が踊るのにふさわしい広大な氷のじゅうたんが広がっているが、影の踊りは、影が極めて動的な存在だということを示唆しており、これからラルフが向かう生から死へと移行する国境は、死を命の終わりとする国境ではないことを表象している。現実的な死が命の終わりであると捉えるならば、この物語は生まれてこなかったのであり、マクドナルドは、我々人間は無に向かう存在ではなく、どこまでも命ある存在だと捉えていることが読み取れる。

マクドナルドが、妖精の国のゴブリン、即ち人間の影の物語を描いたのは、死後も続く命を語りたかったからであり、それは影だけではなく、ラルフを取り巻く事物にも表象されている。とりわけラルフが影に担架で担がれていく場面には多くの象徴的的事物が描き出されている。

As he passed the mirror he saw that he covered with royal ermine, and that his head wore a wonderful crown of gold, set with none but red stones: rubies and carbuncles and garnets, and others whose names he could not tell, glowed gloriously around his head, like the salamandrine essence of all the Christmas fire over the world. A scepter lay beside him—shaped diamond, which, cut in a hundred facets, flashed all the hues of the rainbow, ...²³.

王が身にまとった白テンの毛皮の「白」は「変容

²² George MacDonald, *The Complete Fairy Tales*.

PENGUIN BOOKS, 1999. p.57.

²³ *ibid.*, p.58.

や栄光や天国への道を象徴しており²⁴」、キリストの変容において、「キリストの経帷子の白さは、復活のしるしであり、また死の闇を打ち破る輝かしい勝利のしるし²⁵」とされている。影に担がれて進む王の姿に表象される「笏」や「輝き」などは、「ヨハネの黙示録(1:14~20)」の記述に類似している。つまり、ラルフが身にまとっている事物は、命の終焉と復活を表象しているのである。

ラルフを棺に入れて冷たい北の国に担いで運ぶ影は、永遠の命に至る導き手であり、ラルフは影に導かれて、今、永遠の命に至る道を進んでいるのである。マクドナルドは、死後の命こそが真の命だと捉えているが、ラルフのそれは今始まったばかりである。マクドナルドが、影を道化のような滑稽さで表現しながらも、それに徹し切れなかったのは命の厳粛さのためであろう。

赤く燃える「火」については、「あなたの神、主は焼きつくす火であり、熱情の神（申命記 4:24）」という記述に見られるように、神は自我を焼きつくす火のイメージで表象されている。作中、ラルフは燃え盛る火のような王冠をかぶって運ばれて行くが、それにはラルフが浄化を経て神にまみえる過程が表象されている。

3.4 妖精の国の風景

マクドナルドが、死後の命、永遠の命を信じていたとはいえ、それはどこまでも物語上のことにすぎない。想像上の物語を描くにあたり、マクドナルドに影響を与えたのは、ノヴァーリスであった²⁶。

……ノヴァーリスをその第一人者とするロマン主義の思想家たちは、測定不可能なものの世界を前にして立ち止まっていた。彼らにはその探求を試み、そのためには理性はもはや十分なものではなくなっていた。彼らは理性を《ファン

²⁴ ハンス・ビーダーマン『図説世界シンボル事典』藤代幸一監訳、八坂書房、2007年、p.210.

²⁵ ミシェル・フイエ『キリスト教シンボル事典』武藤剛史訳、白水社、2006年、p.94.

²⁶ 竹野一雄『想像力の巨匠たち』彩流社、2003年、p.198.

タジー》と入れ替えた²⁷。

測定不可能な別世界を想像力によって物語化した最初の詩人はノヴァーリスであった。マクドナルドはノヴァーリスの影響を多大に受けて、測定不可能な別世界を描いたのであるが、そのためにマクドナルドが取った手段は愛する故郷スコットランドを活用することであった。別世界の物語でありながら、父の愛、郷土への愛が実感できるスコットランドを物語に織りこむことによってリアリティを呼び込もうとしたことは既に述べたとおりである。

マクドナルドが別世界をどうイメージしたかを、影に担がれていくラルフが見た光景に見てみる。

Then the Shadows rose gently to the window, passed through it, and sinking slowly upon the field of outstretched snow, commenced an orderly gliding rather than march along the frozen surface. They took it by turns to bear the king, as they sped with the swiftness of thought, in a straight line towards the north. The Pole-star rose above their heads with visible rapidity;²⁸

ここでまず浮かび上がってくることは、ラルフが向かうのは北の方角だということである。死後、影が向かう方角を北にイメージした理由はいくつか考えられる。聖書には北と神を関連付ける記述がみられる。「北には「神々が集う山（イザヤ書 14:13）」があり、「力ある王の都（詩篇 48:3）²⁹」がある。北の方角は天国と関連づけてイメージされており、新たな命への変容が表象されている。また、マクドナルドの故郷スコットランドは、ロンドンからみれば北であり、北はマクドナルドの生まれ故郷である。北は魂の生まれ故郷のイメージで語られているのである。

²⁷ J. F. アンジェロス『ドイツ・ロマン主義』野中成夫他共訳、白水社、p.106.

²⁸ George MacDonald, *The Complete Fairy Tales*, PENGUIN BOOKS, 1999, p.59.

²⁹ マンフレート・ルルカー『聖書象徴事典』池田鉦一訳、人文書院、1988年、p.334.

また、ラルフの旅には方角以外にも読み取れることがある。

England and Scotland slid past the litter of the king of the Shadows. ... till they came to John-o'-Groat's house and the Northern Sea... ; for all the stars shone as clear out of the deeps below as they shone out of the deeps above; and as the bearers slid along the blue-gray surface, with never a furrow in their track, so pure was the water beneath, that the king saw neither surface, bottom, nor substance to it, and seemed to gliding only through the blue sphere of heave, with the stars above him, and the stars below him, and the stars and him nothing but an emptiness, where, for the first time in his life, his soul felt that it had room enough.³⁰

ラルフの別世界の旅は、北を目指して進み、スコットランドの最北に着いたのであるが、最北に着いたところで、もう一つ特徴的なイメージが見いだせる。それは、ラルフが、ふかい空、ふかい海、水面でも水底でも水ひとつ見ることが出来ないような空間にいることである。さらに、ラルフの周りには上にも星、下にも星が見えているが、星々の間はがらんどうであり、そんな中で王（ラルフ）の心は生まれるというのである。これはヤーコブ・ベーム（ドイツの神秘主義者 1575-1624）の言う無底に神の顕現を見ることと通底しているのではあるまいか。そのようにイメージされる空間で、ラルフは初めて魂（soul）が満たされるのを感じるのである。この安らぎや解放感は、ドイツ・ロマン派が「《冷静に思考する理性の動きの諸法則を解消し、ファンタジーの美しい錯綜の中に、人間的自然の根源的カオスの中に再び身を置く》³¹」ことだと捉えたことと似ているのではないだろうか。

3.5 影たちの目

³⁰ George MacDonald, *The Complete Fairy Tales*, PENGUIN BOOKS, 1999, p.59.

³¹ J. F. アンジェロス『ドイツ・ロマン主義』野中成夫他訳、白水社、1992年、p.110.

今、まさに死に行くラルフは永遠の命の源である神の国を目指して進んでいる。それはとりもなおさず、人間にこびりついた自我が焼き尽くされ、清らかな魂となって昇華され聖化されることに他ならない。だが、どの影もが一様に魂の浄化が進むわけではない。魂の巡礼者たらんとする意思が関係しており、影たちの目にその魂の意思が反映されている。

Once, as they passed through a cave, the king actually saw some of their eyes — strange shadow-eyes: he had never seen any of their eyes before. Lovely faces they were;³²

古来、人間は目を、魂の象徴として捉えており、ラルフが見た影たちの目も魂を表象している。「目を通して、世界は我々に開示される。目は魂を映し出す鏡にもなる。われわれは相手の目を通じて、目の向こう側にある人間の内面まで突き進むことが出来る³³」のであり、ラルフは今まさに魂そのものの奥に分け入ったのである。そして、神の国を目指して旅路の途中にある多くの魂に出会ったのである。一人一人の魂である影は、影の濃さの違いによってそれぞれの魂の状態の違いがあることを示唆しており、濃淡の違いを描くことによってそれぞれの魂の存在を認めているのである。妖精の国で万人を認めることは、万人救済に通じる。「全てを完全に見抜く眼差しと全てを完全に知る知識とを象徴する目は、遍在する神のシンボル³⁴」であり、ラルフの神の国を訪ねる巡礼の旅は、マクドナルドにとっては、万人と神との関係を尋ねる旅であった。

4.影の国

4.1 万物の影

影はラルフを影の教会に案内するのだが、マクドナルドが影の教会のエピソードを挿入したのにはそ

れなりの理由があったものと考えられる。影の教会の集会の場面には、マクドナルドの実人生が混在していることが読み取れるからである。

ラルフは、影の教会に来たけれど、着いた直後は、影たちの会話の声を聞くことは出来なかった。

Many, however, as the words were that passed on all sides, not a shadow of a sound reached the ears of the king: the shadow-speech could not enter his corporeal organs. One of his guides, however, seeing that the king wanted to hear and could not, went through a strange manipulation of his head and ears; after which he could hear perfectly,³⁵

案内人の一人が、ラルフに不思議な仕掛けをしてくれたので、影の声を聞くことが出来るようになったのだが、これは妖精の国に入る前に、影にこめかみを指でなでられたことと同次元のことが起きたことを示唆している。現実的には、聞こえざる別世界の妖精の国の影の声が聞こえるようになったのである。王は、教会がニュースを取り交わす場であることに気付く (The king now discovered that his was not merely the church of the Shadows, but their news-exchange at the same time³⁶). 教会が共同体の集会の場として利用され、情報交換の場となっているということは、妖精の国でも教会が共同体の中心的役割を果たしているということである。これを踏まえると、ラルフと影たちが教会に来る前に交わした次の会話は、マクドナルドの実人生を考察する上で重要な意味を帯びてくる。

“What Shadows?”

“The Human Shadows. The Shadows of men, and women, and their children.”

“Are you not the shadows of chairs and table, and pokers and tongs, just as well?”

At this question a strange jarring commotion went

³² George MacDonald, *The Complete Fairy Tales*, PENGUIN BOOKS, 1999, p.59.

³³ マンフレート・ルルカー『聖書象徴事典』池田鉦一訳、人文書院、1988年、p.367.

³⁴ ミシェル・フイエ『キリスト教シンボル事典』武藤剛史訳、白水社、2006年、p.167.

³⁵ George MacDonald, *The Complete Fairy Tales*, PENGUIN BOOKS, 1999, P.65.

³⁶ *ibid.*, p.67.

through the assembly with a shock³⁷.

影は、自らを「人間の影」だと限定し、「男性、女性、そして子どもたちの影」だと断定している。そうであるのに、ラルフは、影たちが人間の影であると同じように、「椅子やテーブルや火ばしの影ではないのか」と聞いたのである。人間の影だと断定している影たちが、無機物の影と同次元で語られたのでは、影たちがざわめくのも当然である。

マクドナルドが影を人間以外にも認めるのは、*The Shadows* だけではない。*The Golden Key* (1867) には、次のような影が認められる。

No forests clothed the mountain-side, no trees were anywhere to be seen, and yet the shadows of the leaves, branches, and stems of all various trees covered the valley as far as their eyes could reach. They soon spied the shadows of flowers mingled with those of the leaves, and now and then the shadow of a bird with open beak, and throat distended with song....³⁸

...Sometimes wild horses would tear across, free, or bestrode by noble shadows of ruling men.³⁹

The Golden Key の少年と少女は、人間の影に混じって、あらゆる種類の木の葉や枝や幹の影、さらには花の影や小鳥の影、そして馬の影を目にする。

これは彼が汎神論的傾向を抱いていたことの表れだとみることができる。そして、この思想こそが彼が教区民から否認される理由の一つになったものと思われる。そのことが影たちのざわめきの声に表象されている。ラルフが、人間の影と事物の影を混在して述べたと同じように、マクドナルドも実人生で、人間の影と、草木の影、動物の影、及び無機物の影を同列に捉えていたからこそ作品に描いたのではないだろうか。

4.2 普遍的なもの＝真理

影は、自分たちはいつも現れるのではないと言って、次のように説明する。

“It is only in the twilight of the fire, or when one man or woman is alone with a single candle, or when any numbers of people are all feeling the same thing at once, making them one, that we show ourselves, and the truth of things.”⁴⁰

ここには、個人主義的な捉え方とコスモポリタンの捉え方が共存している。人がたった一人でろうそくを灯しているときのろうそくとは、一人自らの内奥に意識を向け観照するときに灯る明かりであり、その時現れる影とは、観照者個人を霊的世界へと導く導き手だと捉えることができる。一人ということ強調したところに、個人に目を向け、個人を尊重したロマン主義的傾向がみとれる。また、多くの人がいっしょに同じことを感じるというのはコスモポリタンの捉え方である。そして、そのとき影たちは影自身を見せ、ものの真理を見せるというのであるから、そこには普遍的なイメージが含まれている。では、普遍的なものとは何か。

“Can that be true which mocks at forms?” said the king.

“Truth rides abroad in shapeless storms,” answered the Shadow.⁴¹

王（ラルフ）は「形をあざけるものが真であり得るか」といい、影は「真理は形のない嵐にある」という。嵐を風と考えれば(ヨハネによる福音書 3:8)、嵐は動的な神の働きもしくは神の霊を表象することになり、動的であるが故に普く存在する。普遍的なものを真理と捉えるならば、影のいう嵐は真理である。

Adela Cathcart が「めったにないほど良識的な選挙人によって選ばれた王は、臣下となった謹厳実直な

³⁷ *ibid.*, P.61.

³⁸ George MacDonald, *The Complete Fairy Tales*, PENGUIN BOOKS, 1999, p.132

³⁹ *ibid.*, pp.132-133

⁴⁰ George MacDonald, *The Complete Fairy Tales*, PENGUIN BOOKS, 1999, p.61.

⁴¹ *ibid.*, p.61

影たちに軽率だと何度も責められなければならないのか」と抗議した理由の一端も、ラルフと影とでは真理の捉え方に違いがあることに垣間見える。ラルフに作者の投影が見られるとはいえ、全てにおいてではないことは明らかである。マクドナルドは、神は万物を創造し、万物を救済するというのが、キリスト教の本質であり真理と捉えているのである。

4.3 影たちの愛と救済

万物の影は等しく存在するといっても、それぞれの影はそれぞれの特徴を有しており、人間には人間の特徴がある。それが物語の後半の影たちの仕事で明らかにされる。*The Shadows* には、影たちが行った仕事が12話あり、作品全体の5割近くを占めていて、その割合は大きい。ラルフの物語であった筈が、物語の後半ラルフは聞き役に回ってしまいほとんど登場しない。マクドナルドは、なぜ、これほどまでに影たちの仕事の話の長々と描いたのであろうか。

本稿では紙面の都合上、影たちの話、一話、一話を詳細に検証することはできないが、登場人物に焦点を当ててまとめて見ると、①人殺しが救われる話、②欲望に負けて身を滅ぼしかけた人が救われる話、③鏡の中の虚像を実像かの如く自欺する牧師が救われる話、④貧しい芸術家が影たちの踊りで救われる話、⑤留守番をしながら親を待つ病気の子どもや貧しい子どもたちが元気づけられる話、⑥お金や嫉妬のため子どもとの関係が壊れてしまった老人が、小さな女の子の優しさを介して家族の愛を取り戻す話、⑦王子が亡くなり、悲しみにくれる女王が慰められる話しに大別できる。

影たちの話には、いろんな立場の人が登場しており、人殺しから女王まで、子どもから老人まで、様々な職業、様々な事情を抱えた人々が登場するのである。そして、その誰もが、何らかの危機的状況に陥っており、そのいずれもが影たちの働きによって救われるという話である。ここから読み取れることは、万人がその罪に気づき悔い改めれば救われる、という万人救済説の提示である。

ところが、カルヴァン主義を教義の中心に置いていた19世紀スコットランドの長老派には、万人が救われるという考え方はなかった。カルヴァン主義の

予定説では、救われるものと救われないものは予め定められていて、誰がその救いに与るかは神の御手に委ねられており、人間の意思が関わることはできなかった。スコットランド高地人にとって、カルヴァン主義は脅威（the terrors of John Knox's Calvinism⁴²）だったのである。マクドナルドは子ども時代から、カルヴァン主義に疑問を抱いていた。

What need for the Gospels if the elect and no others are predestined to be saved? But probably it was during his sojourn in the far North that his Calvinistic chains became intolerable. Such a view seems to have been general at home, and his Uncle James, who adhered to the old teaching with quiet satisfaction, expressed it as his opinion. But my father, conscious that the awakening began long before his eyes were open, would ascribe no such definite period to his conversion.⁴³

I was remember (he wrote forty year later) feeling as a child that I did not care for God to love me if he did not love everybody: the kind for love I needed was the love that all men needed, the love that belonged to their nature as the children of the Father, a love he could not give me except he gave it to all men⁴⁴.

カルヴァン主義に脅威を感じていた彼にとって、カルヴァン主義の予定説の克服は子ども時代からの課題だったのである。彼はそれを克服するために、古代ギリシアの思想及び聖書そのものへと遡及し探求し、万人救済を唱えるに至った。ラルフが影の話の聞いて回るといふ長々としたエピソードが挿入されたのも、実は万人救済の信条を説くための挿話であったのである。12話の登場人物たちは、影たちに助けられて、自らの命の危機に気づき、悔い改めることによって命が救われたのであるが、その救いの

⁴² Greville MacDonald, *George MacDonald and His Wife*, Johannesan, 2005, p.19.

⁴³ *ibid.*, p.85.

⁴⁴ *ibid.*, p.85.

根源は愛であるということが、10話と11話に象徴的に描かれている。巨額な財を為し、ほしいものすべてを手に入れたにもかかわらず、寂しさから命を滅ぼしかけていた老人が、小さな少女の優しさに触れることによって家族愛を取り戻す話である。これらの話に表象される愛とは何か。それをマクドナルドは、ラルフが会おう影に描いて行く。

5. 愛と義

5.1 イエスの愛と万人救済

ラルフは、影たちの仕事の話の聞き終わった頃、次のような影に出会う。

By the time there was a glimmer of approaching moonlight, and the king began to see several of those stranger Shadows, with human faces and eyes, moving about amongst the crowd. He knew at once that they did not belong to his dominion.

“What are those other Shadows that move through the crowd?” said to he one of his subjects near him.

.....“I do not know,” said he, in a low tone, “what they are. I have heard of them often, but only once did I ever see any of them before⁴⁵.”

月の光が近づいてくると、王（ラルフ）は、人間の顔と目を持った不思議な動き回る影の集団がいることに気付く。影たちは、その不思議な影の集団をたった一度しか見たことがないという。たった一度しか見たことがないことと、人間の顔をしていることが強調されていることから、この影の集団はイエスの集団を象徴していると捉えることができる。ラルフが幾人もの影の話の聞きまわったことと言い、影たちの十二話の話といい、この場面に向けて語られていたのである。歴史上のイエスが交わった人々は危機に瀕した人々であり、極限まで見捨てられた人々であったが、*The Shadows* の十二の挿話もイエスのなした業に類似しているのではあるまいか。

⁴⁵ George MacDonald, *The Complete Fairy Tales*, PENGUIN BOOKS, 1999, p.79.

イエスの語った福音は、条件付きとなることではない。人間がダメになってしまうかもしれない可能性を前にして、何らかの留保をつけることもない。(中略) なぜならば、人をダメにしてしまうかもしれない可能性を持つほどに徹底したゆるしだからこそ、それは真実に人を立ち直らせる事が出来るからである⁴⁶。

これは、そのまま影たちの話に出てくる人物たちにいえることである。万人が神の愛の恵みに与り、赦しに与り得るのである。神の国は「この世の日常の現実のただなかに現臨している⁴⁷」のであり、「『救い主』を意味する『キリスト』は、いつの世にも、否、太初の昔から、常に人間にとって『救い』を用意する神として遍在している⁴⁸」のであり、マクドナルドがイエスの愛に万人救済の根源を見出したのも、イエスもまた、イエス以前にすでに、否、太初の昔から（救いが）現実となっていることがらに言及し⁴⁹（出エジプト記 17:6）、「そのことを彼は十全な形で明らかにし、そして自らそれを生きたが故に、『キリスト』と告白した（マルコによる福音書 8:29）ことを聖書が示していたからであろう。

5.2 反逆罪と義

キリスト教は救済と解放の教えだと云いながらも、ドグマに縛られることも起きる。マクドナルドにとっては、それがカルヴァン主義であった。万人が救済されると聖書には記述されていても、19世紀当時、まだそこに目を向けるゆとりは生まれていなかった。マクドナルドの場合は、特に、万物救済の原理で作品を書いていることからわかる通り、当時としては、受け入れがたいものであった。

さて、ラルフは、動き回る影の集団を目にした後、座って考えている別の影の話の話を聞かされる。

That was when some of us one night paid a visit to

⁴⁶ 青野太潮『どう読むか、聖書』朝日新聞、1994年、p.61.

⁴⁷ 同上、p.30.

⁴⁸ 同上、p.123.

⁴⁹ 同上、p.125

a man who sat much alone, and as said to think a great deal. We saw two of those sitting in the room with him, and he was as pale as they were⁵⁰.

The Complete Fairy Tales に、影の一人はプラトンだと注が付されている⁵¹ことから、影の一人はソクラテスと捉えてよいだろう。ソクラテスもイエスも国家反逆罪であった。真理とは何かを探求したソクラテスは「不正なる死の宣告を受けたにもかかわらず、なお喜んで⁵²」義に死すという選択をし、意志と決断で死を受け入れた。自らを真理だと述べたイエス（ヨハネによる福音書 14:6）は、迫りくる死を知らながらそれに立ち向かい、弟子の裏切りを知らながら逃れることなく、愛と意志と決断で死を受け止め、義に殉じた。

ラルフが、妖精の国でイエスの集団と、ギリシアのソフィストたちの影に目を止めたように、マクドナルドもカルヴァン主義から自らを解放し、万人救済の信念に生きるには、ソクラテスやイエスのような愛や勇気や意志や決断を必要としたのである。この意味において、*The Shadows* には、マクドナルドが古代の思想家たちの思索や聖書そのものに遡及して、自らの信念の正しさを探求し、愛に生き、義に殉じた彼らの生き方を、自らの生きるよすがとし、信念の正しさを見出す根拠としたものと考えられる。それが、冒頭の「妖精の王に選ばれるのにぴったりの人だった」が逆説的な意味で読み取れる。イエスの罪状は「INRI(ユダヤ人の王ナザレのイエス)」の自称罪であったが、その死と復活によって真の王となったのである。

万人救済について、ローマの信徒への手紙(8:22)には、「被造物がすべて今日まで、共にうめき、共に産みの苦しみを味わっていることを、私たちは知っている」という記述がみられ、万物は共に在り、共にうめいているのであり、使徒言行録(3:21)には、

「イエスは、万物が新しくなるその時まで、必ず天にとどまることになっている」と記述されている。この世の被造物すべてが救済されるその時まで、神は待っているというのである。マクドナルドは生活苦にくじけることなく、イエスの愛を心の支えとして、万人救済の正しさをイエスの生き方と聖書に求めたのである。それが、物語の最後の場面に現れる幼子イエスの影に表象されている。

6. おわりに

ここまで、主人公ラルフには、マクドナルド自身が投影されているのではないかということを検証してきた。彼は自説を曲げなかったばかりに牧師職を否認され、貧しい生活を余儀なくされた。既存の伝統や枠にとらわれず自説を主張するということは、身を削るような試練に遭遇することでもあった。経済的に不遇の中、自らの信念の正しさのよりどころとしたのが、イエスの生き方であり、聖書そのものであった。マクドナルドは、イエスの生き方と聖書に自説の正しさの根拠を見出し、生きるよすがとして、自らの試練とその歩みをラルフに託して、妖精の国で影に導かれながら、魂とは何か、魂の救済とは何か、真理とは何かを探求したのである。

【テキスト】

George MacDonald, *The Complete Fairy Tales*. PENGUIN BOOKS, 1999.

【引用文献】

Christian History Biography. issue 86 spring 2005.

Greville MacDonald, *George MacDonald and His Wife*. Johannesan, 2005.

青野太潮『どう読むか、聖書』朝日新聞、1994年
アンジェロス・J.F.『ドイツ・ロマン主義』野中成夫他訳、白水社、1992年

加藤信朗『ギリシア哲学史』東京大学出版会、2005
『世界神話大事典』大修館書店、2001年

竹野一雄『想像力の巨匠たち』彩流社、2003年
ピーダーマン、ハンス『図説世界シンボル事典』藤代幸一監訳、八坂書房、2007年

フイエ、ミシェル『キリスト教シンボル事典』武藤剛史訳、白水社、2006年

⁵⁰ George MacDonald, *The Complete Fairy Tales*, PENGUIN BOOKS, 1999, p.79.

⁵¹ George MacDonald, *The Complete Fairy Tales*, PENGUIN BOOKS, 1999, p.347.

⁵² プラトン『ソクラテスの弁明 クリトン』久保勉訳、岩波書店、2002年、P.102

プラトン『国家』下、藤沢令夫訳、岩波文庫、2007年
プラトン『ソクラテスの弁明 クリトン』久保勉訳、
岩波書店、2002年
ルルカー、マンフレート『聖書象徴事典』池田鉦一
訳、人文書院、1988年

報告論文

(自由投稿論文 : Review)

音楽劇を活用した教育効果

—幼児教育における考察—

鈴木 満由美
日本国際情報学会

The education effect which utilized the musical

—Consideration in early childhood education—

SUZUKI Mayumi

Japanese Society for Global Social and Cultural Studies

In this paper, if a part of musical and opera can be seen, it will prove that it learned five domains simultaneously.

The common features of a kindergarten and nursery school are five educational domains. They are health, human relations, environment, language, and expression.

The original of opera “Magic Flute” is a fairy tale. The opera work consists of music, fine arts, dancing, and a script, etc. Various elements are learned by imitation play.

1.はじめに

政府は社会保障と税の一体改革をめざしている。社会保障給付に要する公費負担は、消費税収を主な財源として確保し、現在の高齢者三経費（国分）を基本としつつ、今後は社会保障四経費（年金、医療介護、少子化）に充当するのがねらいである。

その改革の一つである子ども・子育ての新システムの中核的政策だった幼稚園と保育所の一体化を目指した「総合こども園」の創設は撤回され、「認定こども園」の拡充にとどまった。産経ニュースeアンケートによると、幼保一体化に賛成は45%、サービスの質が上がると思った人は21%、80%の人が待機児童の解消は難しいと考えている。このことから、「総合こども園」の期待は低い。文部科学省と厚生労働省の管轄の違いも要因の一つである。

本稿の目的は、就学前の子どもたちが通う幼稚園と保育園の共通の部分を広くとらえ、遊びの中の教育活動に着目した。その中で、発表会でも使える言語、音楽、美術、舞踊の総合芸術である音楽劇、オペラを原型にした作品をとりあげ、子どもの発達段階に適した教育効果を考察していく。そして、音楽

劇、若しくはオペラ作品の一部に触れることを提言するものである。

2.幼稚園と保育所

「総合こども園」の創設の撤回において、幼稚園は文部科学省の管轄、保育所は労働厚生省の管轄からくる「ねらい」の違いが大きな問題の一つとなっている。

2.1 幼稚園教育要領

幼稚園教育を実施するためには、幼稚園教育要領を基に実施することがのぞまれる。

「幼稚園教育は、学校教育法第22条に規定する目的『幼稚園は、義務教育及びその後の教育の基礎を培うものとして、幼児を保育し、幼児の健やかな成長のために適当な環境を与えて、その心身の発達を助長することを目的とする』を達成するため、幼児期の特性を踏まえ、環境を通して行うものであることを基本とする」¹と記載されている。

¹ 「第1 幼稚園教育の基本」『中学校学習指導要領』文部科学省、平成20年3月告知、149頁。

その目的を達成するために指導する内容として、「健康」「人間関係」「環境」「言葉」「表現」の5つの領域を示している。

2.2 保育所保育指針

保育所における保育の目標は、児童福祉施設最低基準の規定に基づき、厚生労働省告示による保育所保育指針に基づいて実施される。

その保育の目標を具体化したものは、ねらい及び内容で構成されている保育の内容である。養護と教育に関わるものと大別される。前者は「生命の保持」と「情緒の安定」、後者は「健康」「人間関係」「環境」「言葉」「表現」の5領域が対象となる。この5領域並びに養護に関わる内容は、子どもの生活や遊びを通して相互に関連をもちながら、総合的に展開されるものである。

2.3 幼稚園と保育所の教育に関わるもの

幼稚園と保育所とは、教育に関わるものの部分が共通となる。ただし、前者は3歳から就学前までの幼児を対象に計画的に環境を構成し教育としてなされる。それに対して、保育所は0歳から就学前までの幼児を対象に、生活や遊びを通して総合的に行われるものである。

目標は異なっているが、両者のねらいと内容は類似している。その中で、「言葉」の項目に記載された「絵本や物語などに親しみ、興味を持って聞き、創造する楽しさを味わう」と、「表現」の項目に記載された「音楽に親しみ、歌を歌ったり、簡単なリズム楽器を使ったりする楽しさを味わう」という二つの共通の内容に注目した。

両者を合わせると、言語、音楽、美術、舞踊の総合芸術である音楽劇の作品の活用も可能となるからである。ただ、子どもの発達段階に適した作品の選曲と活用方法が課題となる。

3. 日本での人気のオペラ

オペラ興業に成功するには、多くの観客を集約できることが必要である。そのためには、実力のある人気歌手による人気演目がのぞまれる。日本で上演される演目を、来日オペラにより調査してみた。

3.1 来日オペラの現状

オペラの1シーズンは9月から翌年の7月までである。2002年から2012年7月までの10シーズンに来日した劇場と演目を調査した。表1は3劇場以上で上演された演目を作表したものである。違う年に来日して、同じ演目を上演した場合は2回と数え、備考には劇場数を記入している。資料は月間クラシック音楽情報誌「ぶらあぼ」を参考にした。

表1. 来日劇場の上演演目（ぶらあぼより作表）

作曲者	作品名	回	備
ヴェルディ	椿姫	14	14
モーツァルト	フィガロの結婚	13	7
モーツァルト	ドン・ジョヴァンニ	11	9
モーツァルト	魔笛（独）	11	7
ヴェルディ	アイーダ	8	7
ビゼー	カルメン（仏）	8	7
プッチーニ	トゥーランドット	8	6
プッチーニ	トスカ	7	7
ヴェルディ	オテロ	5	5
ヴェルディ	リゴレット	5	5
プッチーニ	ボエーム	5	5
Jシュトラウス	こうもり（独）	5	4
ロッシーニ	セビリアの理髪師	4	4
モーツァルト	コシ・ファン・トゥッテ	3	3
ドニゼッティ	ランメルモールのルチア	3	3
ヴェルディ	ドン・カルロ	3	3
ワーグナー	タンホイザー（独）	3	3
ボロディン	イーゴリ公（露）	3	3
チャイコフスキー	オネーギン（露）	3	3

イタリアからの来日公演が多い。イタリアとは、文化を中心にした交流を政府間でおこなっており、2001年の「日本におけるイタリア年」、2005年1月の「イタリア・フェスティバル」と同年の愛知万博出展と続いた。

「イタリアと日本の文化関係は、堅固な基盤の上に築かれているが、2007年3月から7月にわた

って開催されたく日本におけるイタリア 2007・春 >によって更に強化²され、各年行事としてイタリア大使館を中心に、開催されることになった。

次に多いドイツも、日本政府から「ドイツにおける日本年 (1999~2000年)」、これに相当するドイツ政府も「日本におけるドイツ年 (2005~2006年)」を開催して、オペラ公演を含む独日文化交流を図っている。

政府が関係しているイタリアやドイツからの来日公演は実施されているものの、予定配役の変更が多くなるなど、2011年3月11日の震災の影響を少なからず、来日公演では受けている。

3.2 幼児教育に向く作品

オペラはルネサンス後期の16世紀末、フィレンツェで古代ギリシャの演劇を復興しようという動きから始まった。それゆえ、イタリア・オペラには台本をギリシャ神話やローマ時代などの英雄を扱った作品が多い。

それに対し、ドイツ語オペラにはジングシュピールとよばれる台詞による劇の進行のところどころに歌を配した「歌芝居」ある。また、ワーグナーに代表される北欧神話や中世の物語を題材にした大規模な「楽劇」もある。

表1の作品より題材を調べると、小説をもとに台本を書いたものが多い。

表2. オペラ作品の原作 (表1より鈴木が作表)

原作者	小説の作品名 (オペラ作品)
デュマ	椿姫
メリメ	カルメン
サンドゥー	トスカ
ユーゴー	王様はお楽しみ (リゴレット)
ミュルジュ	ボヘミアンの生活の風景 (ボエーム)
スコット	ランマームーアの花嫁 (ランメルモールのルチア)
シラー	ドン・カルロ

² 「在日イタリア大使館」の文化のホームページ (2011.7.23)

プーシキン	オネーギン
-------	-------

原作を小説にもつ表2の作品は、病死、刺殺、自殺の結末場面が印象深い。「死」なる行為は、幼児教育には適さない。

小説以外にも、表3のように詩や戯曲、寓話のほか、表3には記載していないけれど、他の喜劇を参考に台本をかいたオペラ作品がある。これらの作品も誰かの身を犠牲 (死の場合もある) にして物語が成り立っているものが多い。

表3. オペラ作品の原作2 (表1より鈴木が作表)

	原作者	原作 (オペラ作品)
童話	ヴィーラント	ルル、または魔笛 (魔笛)
寓話	C. ゴッツィ	トゥーランドット
詩	ハイネ	タンホイザー
戯曲	シェークスピア	オテロ

その表1の19曲中、モーツァルト (1756-1791) の『フィガロの結婚 (1785)』『魔笛 (1791)』『コシ・ファン・トゥッテ (1790)』、ロッシーニ (1792-1868) の『セビリアの理髪師 (1816)』とボロディン『イーゴリ公 (1890)』の5曲の作品は、結末場面に「死」なる行為は出てこない。

モーツァルトの3曲は2組のカップル誕生、『セビリアの理髪師』は結婚、『イーゴリ公』は祖国のために戦い帰還するという結末場面であり、「祝福」で終わり、人々に元気を与える。

この5曲の中の一番人気の『フィガロの結婚』のあらすじは、不倫騒動があり、教育上相応しくない。次に人気の『魔笛』は救出劇の童話である。表面上のあらすじは前向きの内容であり、幼児でも楽しめるので、教材化を考察してみる。

4. 歌劇『魔笛』の活用

4.1 歌劇『魔笛』の成立

初演は1791年。原作はクリストフ・マルティン・ヴィーラントの童話集「ジニスタン」のなかの「ルル、または魔笛」である。それをもとに、ヨハン・エマネエル・シカネーダー (1751-1812) が台本にし

た。

ザルツブルク生まれ (1756) のモーツァルトは、父レオポルト (1719-1787) の営業で各地の王侯貴族の御前演奏をして、神童ピアニストとして人気を誇った。しかし、品行の悪さのため宮廷での就職は難しかった。

彼を好んだマリー・アントワネット (1755-1793) の兄で、ドイツ語オペラを創作しようと望むイタリア王で神聖ローマ皇帝ヨーゼフ 2 世 (1741-1790。在 1765-1790) に、宮廷音楽家として雇ってもらい、歌劇『後宮からの誘拐 (1782)』を創作した。

晩年の 10 年間位は、誰にも雇われない自由な音楽家としての生活だったので、借財があった。

同じくフリーメイソンの会員で知人であった旅一座のオーナーであるシカネーダーの依頼により、一座のためにかかれた。興業は一般市民を対象にしており、初演ではパパゲーノをシカネーダーが演じている。

4.2 構成とあらすじ

上演時間は第 1 幕 80 分、第 2 幕 70 分の 2 幕構成で約 150 分である。

第 1 幕。

王子タミーノ (T) は大蛇に襲われ、夜の女王 (So) に仕える三人の侍女に助けられ、夜の女王の娘パミーナ (So) を高僧ザラストロ (B) から救出しようと言われる。王子は魔法の笛、お供のパパゲーノ (Br) は魔法の鈴をもらい旅立つ。

タミーノは神殿の前に来る。モノスタトス (Br) にパミーナは見張られている。三侍女に連れられ、三寺院のたつ神聖な森に来る。

「智恵」の寺院で、魔法の笛を吹くと、多数の動物とともに、モノスタトスに追われているパパゲーノとパミーナが逃げてくる。パパゲーノが魔法の鈴をならずと、皆が踊り出す。

タミーノとパミーナはお互いに惹かれる。そこに、ザラストロが登場し、二人に試練を与える。

第 2 幕。

パミーナは夜の女王にザラストロを短剣で復讐するように命じられるが、ザラストロに諭される。

タミーノに与えられた第 1 の試練は「沈黙」で

あり、パミーナが来ても話さず合格する。パミーナは絶望し自殺しようとするが、三侍女にとめられる。パパゲーノは落第し、老女か若い娘がわからないパパゲーノをみせられる。

第 2 の「火と水」の試練も二人で挑み、魔法の笛を使って打ち勝つ。

モノスタトスが神殿を襲おうと、夜の女王と三侍女を案内するが、光に勝てない。

ザラストロは太陽をたたえ、パパゲーノは魔法の鈴を使ってパパゲーノを得、タミーノとパミーナはザラストロに祝福されて結ばれる。

4.3 子どもの発達

表 4 は、保育所保育指針より子どもの発達段階にあわせて「言葉」「音楽」を一覧にしたものである。

表 4. 子どもの発達段階 (鈴木の作表)

	ねらい (言葉)	内容・表現 (音楽)
3 歳児	絵本、童話、視聴覚教材などを見たり聞いたりして、その内容や面白さを楽しむ ³	音楽に親しみ、聞いたり、歌ったり、体を動かしたり、簡単なリズム楽器を鳴らしたりして楽しむ ⁴
4 歳児	絵本、童話、視聴覚教材などを見たり聞いたりして、イメージを広げ、言葉を豊かにする ⁵	友達と一緒に音楽を聴いたり、歌ったり、体を動かしたり、楽器を鳴らして楽しむ ⁶
5 歳児	絵本、童話、視聴覚教材などを見たり聞いたりして、その内容や面白さを楽しみ、イメージを豊かに広げる ⁷	音楽に親しみ、みんなと一緒に聴いたり、歌ったり、踊ったり、楽器を弾いたりして、音色の美しさやリズムの楽しさを味わう ⁸

³ 『保育所保育指針』厚生労働省発行、保育指針研究会編集 (2008.3.28 告示) 24 頁。

⁴ 同上、25 頁。

⁵ 同上、28 頁。

⁶ 同上、30 頁。

⁷ 同上、33 頁。

⁸ 同上、35 頁。

幼児教育が修了し、義務教育である小学校1年生入学までに、保育の内容「表現（音楽）」において、「音楽に親しみ、みんなと一緒に聴いたり、歌ったり、踊ったり、楽器を弾いたりして、音色やリズムの楽しさを味わう」⁹ことができるように教育されることがのぞまれている。

4.4 歌劇『魔笛』の活用、鑑賞

学校、幼稚園や保育所での演劇鑑賞として、学校公演をしてもらう方法とオペラ映画などの放映が考えられる。通常、体育館や広いフリースペースなどでの鑑賞を想定し、舞台での上演や放映を行う。

学校などでの公演の場合は、スポットをあてての短時間での演出もできるので、幼稚園から高等学校まで鑑賞は可能となる。打ち合わせによって、発達段階に合わせて演出でき、本物に触れるという利点をもつ。ただ、来校して個別に対応してもらうので、それ相応の費用がかかる難点がある。

オペラ映画、または舞台上演を撮った映像になったオペラの場合、一流のアーティストの作品に触れることができる。全曲150分程度の長編となる。時と場所を選ばず、安価で楽しむことができる。DVDは多数存在する。正統派のオペラ上演を録画したもののほか、メッセージが感じられるオペラ映画もある。

また、ウィーン国立歌劇場の子どものためのオペラ『魔笛』として、2003年に前総裁イオアン・ホーレンダーと前音楽監督の小澤征爾によって始められた企画がある。パパゲーノ役の歌手がナビゲーターとなって、オペラの物語や楽器を紹介し1時間程度にまとめた短縮版である。日本語収録の子どものためのオペラのDVDもある。

どの年代でも対応できる。それゆえ、この歌劇『魔笛』は、大人も子どもも楽しめる歌芝居といわれる所以である。

5、6歳児の子どもの場合、「1時間程度に短縮した日本語収録の子どものためのオペラ」であれば、その内容や面白さを楽しみ、イメージを豊かに広げ

⁹ 同上、40頁。

ることができる可能性がある。

小学生になり、「1時間程度に短縮した日本語収録の子どものためのオペラ」ならば、学年が上がるにつれて理解度をまし、豊かな情操を養っていく。たとえば、低学年では「楽器の音色や人の声の特徴を感じ」¹⁰、中学年になると「楽器の音色や人の声による演奏表現の違いを感じ」¹¹、高学年になると「楽器の音色や人の声が重なりあう響きを味わう」¹²ようになる。

中学生になると、「音楽の特徴をその背景となる文化・歴史や他の芸術と関連づけて理解して、鑑賞すること」¹³がのぞまれるので、正統派のオペラを対象とする。また、「声部の役割や全体の響き」¹⁴を感じ取り、理解することまで発展する。但し、約150分は長いので、持続性および授業時数の関係により主な数場面にとどめるのが無難である。

オペラ鑑賞は、義務教育最終の目標を逆算し、発達段階にあわせていくのが効果的である。

幼児教育での鑑賞は、幼稚園や保育園にきてもらって公演を鑑賞するのがのぞましい。本物に触れ、息使いを感じ、同化できる可能性があるからである。

DVDでのオペラ鑑賞の場合は、「1時間程度に短縮した日本語収録の子どものオペラ」を活用して、主な数場面から、子どもの発達段階を考慮してふやしていくのがよい。

例えば、第1幕の終曲、第17場の「魔法の鈴」はたくさんの動物がでてきて楽しむことができるので、このシーンから鑑賞を始めると幼児は興味をもちやすい。

4.5 歌劇『魔笛』の活用、表現

幼時期はじっとしていることができる時間が少ないので、遊びの中で総合的に実習する。鑑賞と表現を一緒にする方法が効果的である。

3歳児では、第1幕の第17場のDVDを視聴覚教

¹⁰ 『中学校学習指導要領』文部科学省、(2008.3 告示)、小学校学習指導要領部分、207頁。

¹¹ 同上、208頁。

¹² 同上、210頁。

¹³ 同上、76頁

¹⁴ 同上、74頁。

材として鑑賞し、映像の動物をみながら、動物のお面をかぶって体を動かす。幼児の行動は模倣から始まるとも言われているので、何回も DVD を観るのがよい。紙などでお面作りを行えば、音楽・絵画制作・言語の「表現」に関する技術の学習となる。体を動かすので、「健康」にも通ずる。

5歳児では、3歳児で学習した第1幕第17場のモノスタスの登場の部分に振りをつけて踊り、リズム楽器を鳴らす。そして、パミーナとパパゲーノの二重唱のパミーナの冒頭8小節の部分を含んで声をあわせて歌う。「一緒に活動する楽しさを味わう」¹⁵ことができれば、「人間関係」のねらいも達成できる。

舞台上演を想定した音楽劇ならば、森などの背景づくりも行い「環境」のねらいもプラスされ、「健康」「人間関係」「環境」「言葉」「表現」と5領域のねらいをすべて含む教材となる。

歌唱表現において、小学校低学年では「主旋律」、中学年で「副次的な旋律」、高学年になると「各声部」の歌声や全体の響きを合わせることがのぞまれる。すなわち、低学年では同じ旋律を皆で一緒に歌い、中学年で重唱を試み、高学年では合唱まで指導していく。

器楽表現も歌唱表現とほぼ同じ発達段階であり、小学校低学年ではリズム楽器、中学年で旋律楽器や打楽器の二重奏、高学年では旋律楽器や打楽器の合奏までの指導をしていく。

幼稚園や保育所で行う音楽劇ならば、日常の学習の積み重ねだけではなく、発表会として練習を重ね、成就感をもたせるといった目標を掲げ、少し高度と思えるところまで指導する場合もある。

この場合は、歌唱と楽器の活用とを併用して、無理せず、発達段階にあわせ、リズム楽器とラララの歌唱、歌唱とピアノなどの鍵盤楽器などへ発展させると成功しやすい。

この学習には、第2幕の終曲の第29場の「パパパ」といわれる、パパゲーノとパパゲーナの二重唱の場面もプラスできる。ただ、幼児の負担にならないように心掛けることが肝要である。

¹⁵ 同上、152頁。

4.6 道徳性の高い歌劇『魔笛』

この作品はドイツ語によるジグシュピール（歌芝居）である。作曲者モーツァルトの最後の作品である。彼は特性による人間の感性を目指した秘密結社「フリーメーソン」のメンバーであった。

それゆえ、試練を乗り越えるところに、道徳教育の目標である「人間尊重の精神と生命に対する畏敬の念を家庭、学校、その他社会における具体的な生活の中に生かし、豊かな心を持ち、伝統と文化を尊重し、それらをはぐくんできたわが国と郷土を愛し、個性豊かな文化の創造を図るとともに、公共の精神を尊び、民主的な社会及び国家の発展に努め、他国を尊重し、国際社会の平和と発展や環境の保全に貢献し未来を拓く主体性のある日本人を育成するため、その基盤としての道徳性を養うこと」¹⁶との共通点を見る。

人間は成長していく。例えば、幼稚園や保育所では、人間関係の「友だちと楽しく生活する中でできまりの大切さに気づき、守ろうとする」¹⁷学習をする。小学生を経て、中学生では「着実にやり抜く強い意志をもつ、～、法やできまりの意義を理解し、順守する」¹⁸ところまで目指す。

歌劇『魔笛』のストーリーは、学校教育の教材としても適している。

5. 選曲

オペラを教材化するには、選曲が難しい。どの作品にするか、また、どの部分が効果的かを考察する必要がある。

5.1 教科用図書からの考察

義務教育最後の中学2年生の教科用図書に「オペラ」が鑑賞教材として扱われている。「生涯にわたって音楽に親しんでいく態度を育てる」¹⁹目標の下、「諸外国の様々な音楽の特徴から音楽の多様性を理

¹⁶ 同上、162頁。

¹⁷ 同上、153頁。

¹⁸ 同上、112頁。

¹⁹ 同上、75頁。

解して、鑑賞すること」²⁰という内容によるものである。

教育芸術社の教科用図書では、歌劇『アイダ』から第2幕第2場が載っている。4幕約150分の作品であるが、教材は一部である。50分の授業時間を想定した構成となっている。作曲者のほか、オペラは物語が重要なのであらすじも書かれている。

5.2 お話のあらすじが重要

幼稚園教育要領、保育所保育指針の教育に関わる「言葉」のねらいの中に、「日常生活に必要な言葉がわかるようになる」とともに、絵本や物語などに親しみ、先生（保育士）や友達と心を通わせる²¹という記載がある。幼児期においては、絵本や物語の読み聞かせなどがよく行われる。語彙の学習のほか、想像をする楽しさを味わえるからである。

『魔笛』の原作は童話であった。童話は子どものために作られた話や、昔から語りつがれてきたおとぎ話や伝説などが多い。また、動物などを擬人化する手法も少なくない。

表5は、「一冊でわかるオペラガイド126選」を参考に、童話や絵本が原作である作品を作表したものである。

表5. 童話が原作であるオペラ作品（鈴木 of 作表）

原作の童話	作曲者「作品」
ヴェーラント	モーツァルト「魔笛」
サンドリオン	ロッシーニ「シンデレラ」
グリム伝説集	ワーグナー「ローエングリン」
グリム童話	フンバーディンク 「ヘンゼルとグレーテル」
グリム童話	オルフ「賢い女」
ゴッツィ寓話	プロコヒエフ 「三つのオレンジの恋」△
ゴッツィ寓話	プッチーニ「トゥーランドット」△
絵本	ヤナーチェク「利口な女狐物語」死
ペロー童話	バルトーク「青ひげ公の城」死
アンデルセン	ドヴォルザーク「ルサルカ」死

²⁰ 同上、77頁。

²¹ 同上、154頁。

歌劇『利口な女狐物語』、歌劇『青ひげ公の城』、歌劇『ルサルカ』では原作に付け加えて、主人公を死なせる手法をとっている。

原作は幸せな結婚、遺産を手にした未亡人、空気の精なるという形で結末を迎える。しかし、オペラではドラマティックな最後になるため、「死」という結末の違う作品に変えている。

「死」はそこで行動を停止し、その経過に至る心情をよみとる必要があり、抽象的である。日常生活に必要な言葉を獲得していく過程である幼児には、内容を理解するのが難しすぎる。また、将来のある夢を描く子どもにはなじまない。

カルロ・ゴッツィ（1720-1806）の「三つのオレンジの恋」と「トゥーランドット」は犠牲になる人のおかげで、王子と王女が結ばれる。しかし、皮肉や拷問の場面があり、幼児教育の教材化には向かない。

そのほか、玉の輿にのる「シンデレラ」、白馬の騎士に救われる「ローエングリン」、魔女を退治する「ヘンゼルとグレーテル」、追放を免れた王妃「賢い女」は、お話の内容から人々を幸せな気持ちにさせ、幼児教育には向く。コストが許せば、プロの演奏家に来てもらっての公演はよい体験となる。ただ、日本では来日オペラの演目からもわかるようにあまり上演されていない。

また、オペラ映画「ヘンゼルとグレーテル（日本語字幕付き・107分）」があるので、テレビを観る感覚で視聴する方法もある。

6. おわりに

言語、音楽、美術、舞踊の総合芸術である音楽劇、オペラを原型にした作品を活用することは、幼稚園の教育、保育園の教育に関わる「健康」「人間関係」「環境」「言葉」「表現」の5領域を含む教材となることを検証した。

幼児は模倣から多くのことを学ぶ。人間の行動はその都度、微妙に変化するけれど、視聴覚教材は同じシーンを何回も視聴できる利点がある。

DVDは、目で見て耳で聞き全体像を認知していく。CDは耳で聞いてイメージを膨らませていく。幼児は具体的に物体や行動を見て、真似しながら自分の

ものとしていく。そこで、DVD、映像になった作品は教育効果をもたらすこととなる。

それゆえ、粗悪な教材はマイナスになる。仮に教材として適していても、個人差が大きいので、発達段階にあわせて活用することが重要である。無理をすると効果は得られない。

同じ就学前の子どもたちでも、文部科学省管轄の幼稚園と厚生労働省管轄の保育園では、めざす目標が異なる。前者は教育、後者は養護と教育を合わせもつ保育とめざす目標は異なっている。

小学生になると、教科ごとの学習となるため、時間の捻出が難しい。又、個性が出てきて、声質を含む役割と内容の理解度、表現力の一致も課題となる。

幼児期は義務教育ではないので、ある程度の時間の余裕もあり、模倣力で表現力を伸ばすことができ、音楽劇を行うのに適した時期である。

ただ、教育は長い期間、例えば、義務教育終了までを見据えて行わないと効果は少ないので、小・中学校の目標も考慮して行う必要がある。

オペラは古代ギリシャの演劇を復興しようと、ルネサンス後期に成立した。そのため、キリスト教精神の要素を含む芸術であり、欧米の異文化理解に触れる機会でもある。

本稿はその共通部分である教育の5領域にスポットをあて、人気の歌劇『魔笛』の活用方法を考察してみた。発表会の出し物として成就したとき、5領域も同時に学習していることを検証した。それゆえ、幼児教育に音楽劇、若しくはオペラ作品の一部に触れることを提言するのである。

本稿では歌劇『魔笛』の活用方法を調査した。ほかにも教材化できるオペラ作品はあるのだろうか。課題として残った。

参考資料

A (書物等に関するもの)

- ・伊藤博人『月刊ぶらあぼ』東京 MDE、(2002.1 から 2012.7 まで)
- ・大田黒元雄『歌劇大観』(第3刷) 音楽之友社、(1970.12.25)
- ・山田治生『一冊でわかるオペラガイド 126 選』成美堂出版、(2007.3.10)
- ・『中学校学習指導要領、平成 20 年告知』文部科学省、(2008.3)
- ・『幼稚園教育要領・保育所保育指針<原本>、平成 20 年告知』チャイルド社、(2008.5)
- ・畑中良輔『中学生の音楽 2・3 上』教育芸術社、(2009.2.10)
- ・浅香淳『世界歌劇全集 3 魔笛』伊藤武雄訳、音楽之友社、(1977.10.20)

報告論文

(研究ノート : Research Report)

北東アジアの安全保障

—日本・中国・韓国の安定的な関係構築を目指して—

齊藤 孝弘
日本国際情報学会

The Security of the Northeast Asia

—To construct a stable relationship for Japan, China and Korea—

SAITOU Takahiro
Japanese Society for Global Social and Cultural Studies

After the Cold war, the Strategy made by the U.S. has been shifting. The Northeast Asia has insecurity factors, such as North Korea's nuclear ambition, and China's territorial dispute as the potential "flash point" or "hot spot" of the region. Various issues in Northeast Asia regions which originally occurred during the Cold War are coming to the surface. Meanwhile, United Nations (U.N) peacekeeping operations and counterterrorism and so on have been changing in quality and quantity since the ending of the Cold war. The expectation toward U.N. functions is mounting. Is it possible for U.N. to create regional collective security in order to stabilize orders in Northeast Asia countries? With reference to the ties with U.N., this article examines Japan-U.S security relations which are the center of Japanese security, as well as those with China and Korea. Through the analysis, I prove that U.N. is capable of creating regional collective security and providing frameworks necessary to solve the problems in Northeast Asia regions in a peaceful manner.

はじめに ～米国の戦略と問題の所在～

1990年4月、ブッシュ政権は冷戦の終焉に伴い、国防費削減の方針を発表した。

在日米軍の場合は、大幅な削減は見られなかったものの、在韓米軍については、情勢を考慮しつつ段階的に全面撤退を行うこととしていた。韓国はこの計画には原則的に同意していたのである。しかし、北朝鮮の核開発疑惑問題が深刻化したことによって在韓米軍の兵力は削減したものの、撤退計画は凍結となった。

クリントン政権になり、東アジア地域は安全保障上の不確実性が高く、潜在的脅威もあって国際情勢が不安定化する危険が潜んでいるとして、ブッシュ政権時の米軍削減計画を変更し、10万人の駐留米軍

を維持することとした。

2003年8月、中国が北朝鮮の核開発問題をめぐって6か国協議を開催した。東アジアにおける中国のリーダーシップを示す機会となったと同時に、韓国の太陽政策の限界とこれまで二か国間関係を重視してきた米国による関心の低下を表すものとなった。

翌年、ブッシュ大統領は、「トランスフォーメーション」の一環として、国防戦略を大きく転換させる考えを公式に表明した。今後10年間に世界に展開している6万人から7万人の米兵を帰還させるというのである。

米国の戦略は、地域の紛争には極力関与することを避けながら、その紛争関係国に任せることで緩やかな多極化を形成しつつ、米国が新たな形でリーダーシップの維持を図る。いわゆる、オフショアバ

ランシングストラテジー (Offshore Balancing Strategy) とされるものである¹。

米国は財政問題を抱えている。自国の財政問題を考慮しながらも、米国に差し迫った脅威が見当たらないということが米国の新たな戦略の背景にある。米国の戦略の根幹である秩序の維持を図るための有効な戦略と位置付けているのである。

2009年4月、北朝鮮が「人口衛星」と称するミサイルを発射した。この予告された発射は日本への直接的脅威となる可能性があったため、日米両国はこれに備えた。日米はイージス艦やパトリオットを要所に配備しミサイル発射後の情報伝達および日米間の連携は上手く機能した。しかし、ミサイル発射に関して日米は、異なる対処方針を示していたのである。日本はミサイル、あるいはその一部が日本の領土に落下するようであれば破壊するとしていた。しかし、米国に向かって飛んでゆく場合は迎撃しないとした。いわゆる個別的自衛権の行使である。一方、米国は、米国に落下するものでなければ迎撃しないとしていた。日本に落下する場合には迎撃しないということである。これは米国が集団的自衛権の行使を否定している。

西原正は「米国は日本の対応で十分であると考えたのか。北朝鮮を刺激したくなかったのか。それとも、日本の集団的自衛権の行使否認の姿勢への不満の表明だったのか。日米安保条約の第5条に沿った「共同対処」とはいえなかった」と評している²。

2010年9月、日本領海の尖閣諸島で日本の巡視船に中国漁船が衝突してきた。この問題は日中両国の主権問題を再燃させるものとなった。また、韓国と竹島に関する領有権問題が表面化している。

S.ハンチントンは、「中国が地域覇権国としての地位を回復して、東洋は自力でやってゆくようになるだろう」と予測している。その主な理由として、「米国が二次的なランシングの役割をはたすことに興味を示さないし、その能力があるかどうかははっきりしない。たとえ日本が、アジアにおける中国への主体的なランサーになったとしても、その影響力を支える能力が米国にあるかどうか疑問である」としている³。

冷戦後の北東アジアの国際関係は、動的な展開を

示している。日本外交が21世紀に直面する最大の課題は、この地域にいかなる秩序を構築してゆくのかということなのである。

日本は戦後、占領期を経て、1951年、サンフランシスコ条約に調印し、米国と旧安保条約を結んだ。翌年、日本は主権を回復するのである。そして1956年12月、日本は国際連合への加盟を果たし、外交3原則のひとつに国連中心主義を掲げるのである。

国連の目的は、国連憲章第1条に定められているように国際の平和及び安全を維持することにある。

冷戦時代は、米ソの対立によって国連の機能を発揮することが困難であった。たとえば、国連の平和維持活動(PKO)は、米ソ冷戦の対立の中で国連憲章が予定していた安全保障理事会による集団安全保障が十分に機能することがなかったことから、国連が世界各地の紛争地域の平和維持を図る手段として実際の慣例を通じて行われてきたものである。

そのPKO活動は、1948年以降、2010年3月現在まで合計63活動行われ、そのうち48活動が1988年以降のものである。

日本は、1992年にPKO法を制定し、それ以降PKO活動に参加している。その後、法律の改正を経て、自衛隊の本来業務として国連平和維持軍(PKF)の本体業務を規定している。

国連のPKO活動は拡大、多様化している。その他、テロ対策、軍縮、人権、人道支援そして環境問題など国連の活動の幅が広がっている。国連による平和への期待が高まっているのである。

本稿は、北東アジアの秩序の安定を求めて、国連下による地域的集団安全保障の構築を主張するものである。

冷戦終焉後における米国による戦略の変遷が見られる中で、国連との関係にも触れながら、日本と中国、韓国そして日本の安全保障の要である米国との安全保障の現状分析を行い、国連憲章で定めている地域的集団安全保障の構築について考察を行う。

注

1 Benjamin Schwarz and Christopher Layne, "A New Grand Strategy", *The Atlantic Monthly* Vol.289, No.1, (January 2002), pp.36-42.

(以下、特記のない場合の邦訳は筆者)

スティーブン・ウォルト「アメリカの強大化と世界の反発」
『論座』2005年11月号、260-270頁。

- 2 『産経新聞』2009年4月29日、政治7面、「日米の共同対処が試された」。
- 3 S.ハンチントン(鈴木主税訳)『文明の衝突』集英社、1998年7月20日、353-362頁。

第1章 日韓の安全保障と北東アジア

2010年1月、日韓両国は、首脳レベルの「安全保障共同宣言」を策定する方向で検討に入った。

日韓併合から100年となることを踏まえ、両国関係が未来志向となるように安全保障面で具体的な協力関係を図るためである。

1990年代、Z.ブレジンスキーは北東アジアの安全保障について「日本と韓国が本当の意味で和解すれば、最終的にどのような形で朝鮮半島が統一するにせよ、その背景となる地域環境を安定させる点で、大きな前進になる」と指摘している¹。

添谷芳秀は、日韓両国の動きに対して、「日本の戦略は米国との同盟を前提にしなければ成り立たず、そもそも地政学的に米中と対等ではありえない。それは韓国にとっても同様である。そこに、日韓が対等な立場で安全保障協力を進めるべき深い論理がある」とし、「表向き多国間主義を掲げる中国の外交政策の根源には、軍備の拡張と近代化、ナショナリズム、領土統一へのこだわりなど、国際政治の伝統的要素が強力に作用している。当面は中国のダイナミズムに身を預けるべく腹をくくったかのようにみえる東アジア諸国も、表立って口にしないまでも、中国外交に残る『20世紀性』には懸念を共有している。多くの東アジア諸国の外交政策は日米同盟を前提にしているのを忘れてはなるまい。韓国もその例である」²。

しかしながら、歴史教科書問題などからも理解できるように、韓国国内には、過去の日本の植民地支配などに対する反日感情的要素が根強く残っている。

近藤大博は、「国際化時代にあって、歴史教育においても、国際化に見合った教育内容とすべきとの声が強くなってきた。また、歴史的には、日本は近隣

から遊離して存在したのはそれほど長期間であったわけではないことが思い出された。(中略)歴史認識、歴史教育に関して、「日本史」として教えるよりも「近隣との関係史」として教える動きが強まるに違いない」とし、歴史教育は、“近隣諸国との明日の良好な関係”の構築に資するものでなくてはならないと主張している³。

添谷芳秀は、両国の最大の障害は歴史、竹島など領土問題であるとしながら、「日韓両国がお互いを、東アジア協力の、ひいては自国の利益にとって重要なパートナーとして認識できていないことに由来する。日韓協力の重要性が理解されれば、歴史、領土問題は協力を進めながら、出口へ向かって「解決」を模索すべき問題へと徐々に変質するだろう」と推測しているのである⁴。

第1節 韓国の国家戦略の変遷

韓国はアジア金融危機の影響を受けて、韓宝鉄鋼の倒産や韓国経済支えてきた中堅財閥の連鎖倒産を招いていった。韓国は世界銀行、アジア開発銀行等、経済的支援を受け、中でもIMFからの緊急融資を受けて外資規制を撤廃することとなり、韓国の銀行、主要な企業などの外資比率は、結果的に高まることとなった。たとえば、1997年6月における韓国内の株式市場の外国資本割合は、わずか約3.2%であった。しかし、1999年12月は約21.8%そして2004年5月には約43.7%と外資の割合を高めてゆくのである。そして韓国のGDPに占める割合の約70%が貿易によるものとなり、極めて貿易依存度が高い国家となる。

韓国は経済構造の変革だけではなく、韓国の新たな戦略的姿勢を米国から東アジアに重点を置くことで明確にしてゆく。

韓国は、中国経済の浸透性、日本の経済的・政治的重要性といった意味から、北東アジアの中国と日本の均衡を保つ役割を担うようになる⁵。

2003年4月、盧武鉉政権は北東アジアの平和と繁栄を目的とすることを主な政策として Northeast Asian Business Hub を立ち上げた。翌年名称を Northeast Asian Cooperation Initiative(NACI)とした。NACIは3つの段階に戦略が分けられている。第一

段階は、北東アジアの統合と協力関係を促すことで地域の平和と安定の道徳的な和の構築である。第二段階は、朝鮮半島の平和と繁栄の構築、第三段階は、国家として新制度と改革を通じて競争力を高めるといふものである。

NACI は韓国の戦略的基本骨子である。韓国は大陸国家の中国と海洋国家の日本をつなぐ役割を担うことでハブ国家として地域の安定と繁栄に貢献し、北東アジアの安全保障と経済の協力関係の促進を目指すことで国益を追求してゆくものである⁶。

第2節 韓国の安全保障と大国関係

第1項 中国

1990年10月、大韓貿易振興公社と中国国際商会は、査証発給など限定的な領事機能を備えた貿易事務所の設置に合意し、翌年から、ソウル、北京などに事務所を開設した。

両国は、経済分野を先行させつつ、1992年、韓国は中国と国交正常化を行ったのである。韓国が中国と国交正常化したことは、韓国にとって米国、日本に縛り付けられることなく、ある程度、国家として自立性を保つことが可能となった。中国にとっての韓国との国交正常化は、これまで関係の深かった米国、日本の影響下から韓国を引き離すことが可能となり、中国の韓国へ影響を与えることが可能となった。

2008年11月、韓国と中国の両国は、海軍、空軍間におけるホットラインを開通させた。また、翌年5月、「全面的協力パートナーシップ」から「戦略的協力パートナーシップ」へ格上げすることで合意している。

韓国と中国の両国は、艦艇や航空機の相互の訪問を行うなど軍事交流を進展させる努力が見られている。

第2項 米国

1953年10月、韓国は米国と韓米相互防衛条約を結んだ。これは、朝鮮戦争の休戦を受けて、北朝鮮からの軍事的攻撃の防衛を主な目的としたものである。韓米相互防衛条約はいわゆる軍事同盟であり、現在に至っている。

韓米両国は、韓国の国力の向上、北朝鮮との関係

の進展、米国の戦略の変遷など踏まえ、韓国の対北朝鮮抑止において不可欠な役割を担ってきた在韓米軍の再編や韓米連合軍に対する戦時作戦統制権の韓国への移管などの問題解決に向けて動きが見られている。

2010年6月、韓米首脳会談は、戦時作戦統制権の移管を当初予定していた2012年4月17日から2015年12月1日に延期することで合意した。

現在の在韓米軍は対北朝鮮の配備であるため軽装備である。そのため、台湾海峡有事や東南アジア諸国における有事に対応することはできない。東アジア地域における有事に対しては、在日米軍やグアムの米軍の機動力が有効に機能している。

今後、韓国軍が主導し米軍が支援する新たな共同防衛体制への移行がどのような形で実施されるのか注目してゆく必要がある。

第3節 韓国の安全保障と国連

1947年、米国は、国連に朝鮮問題を持ち込み、国連臨時朝鮮委員団の監視下、選挙を実施しその後、朝鮮の正統政府を樹立するとの決議を採択させた。

一方、ソ連は国連臨時朝鮮委員団の38度線以北への立ち入りを禁止した。そのため、全朝鮮での選挙が不可能となった。1948年5月、南朝鮮で単独選挙が行われ、同年8月、大韓民国が成立するのである。

国連は、朝鮮戦争勃発後、北朝鮮を侵略者として認定し、韓国を防衛する必要な援助を加盟国に勧告した。国連は国連旗の使用を認めていたものの、実際は、国連憲章第7章の手続きによるものではなかったため、厳密には米国主導による多国籍軍であった。

1953年7月、李承晩大統領が米国の説得に応じたことから、米国主導する多国籍軍（国連軍）、中国そして北朝鮮との間で休戦協定を結んだのである。

1991年、韓国は、北朝鮮と共に国連に同時加盟を果たした。当初、北朝鮮は、国連への加盟について韓国と連邦制を実現した後に単一議席で加盟することを望んでいたのである。国連は、1991年の南北同時加盟まで韓国を朝鮮半島唯一の合法政府として承認していた。

1992年、韓国は、国連加盟後、初の工兵部隊をソ

マリアへ派遣する。韓国は、その後も引き続き国連によるPKO活動に参加している。

2009年12月、韓国は、韓国軍によるPKO活動への参加を拡大することを目的とする法的、制度的基盤を整えるための法律を国会で承認している。

韓国は、自国内に駐留している米軍の規模が縮小してゆく中で、国連を通じてPKO等、平和維持に貢献してゆくことは、米国との協力関係の維持にもつながるものと位置付けているのである。

同時に、朝鮮半島有事において国際社会からの協力を得ることにつながるという考えも背景にあるだろう。

第4節 冷戦後における日韓の安全保障

日本と韓国は、1994年以降ほぼ毎年、両国防衛首脳による会議が開くことで相互理解と相互信頼を深める努力を行ってきた。1998年以降からは外交当局も含めた安全保障対話を行っている。各部隊による交流も深化している。たとえば、海上自衛隊と韓国海軍と捜索、救難共同訓練などである。

2010年5月、日韓両国は安全保障分野での協力関係を強化するため、自衛隊と韓国軍の間で部品や輸送作業などを融通できる物品役務相互提供協定(ACSA)締結を韓国の李明博大統領の同意を取り付けた上で実務レベルの具体的な協定とりまとめに着手し早期調印を目指すこととした。現段階で想定している活動は、国際救援活動、PKO、共同訓練が中心となっている。日韓が共通して採用している米国製の機器の部品提供や相手国の国民の輸送が今後の検討対象となる。また、日韓両国におけるACSAは、有事対応を想定していない。

日韓の安全保障共同宣言策定の動きは、これからの日韓における安全保障関係の一層の強化に向けての通過点とすることは可能だろう。

第5節 日韓の安全保障と北朝鮮

1992年、北朝鮮はプルトニウムの生産、備蓄疑惑に対する国際原子力機関(IAEA)からの査察受け入れを拒否した。翌年、北朝鮮は核拡散防止条約(NPT)からの脱退を表明する。こうした一連の動きによって、北朝鮮による核兵器開発の意思が明らかになる。

同年11月、1990年1月よりはじまっていた日朝政府間交渉の第8回会談が行われた。しかし、北朝鮮の核開発疑惑や日本側が李恩恵問題に言及したことなどから、この会談もって中断となり、同時期に開催されていた南北首脳会談も中断となった。

2001年夏ごろから、日本と北朝鮮は国交正常化に向けた秘密協議を経て、2002年9月、小泉首相と金正日総書記との間で日朝平壤宣言が署名された。

主な内容は、日本が過去の植民地支配を謝罪する一方、日朝双方が財産、請求権を放棄することを確認した。また、日本は日本人の拉致問題、核、ミサイル問題を解決し国交正常化を実現するというものである。円借款や無償支援援助などによる経済協力も含まれている。

しかし、2005年2月、北朝鮮は核保有宣言を行い、翌年7月、ミサイル実験、そして同年10月、核実験を強行する。

2008年8月、日朝両国は、拉致被害者の再調査を始めることで合意した。しかし、翌年5月、北朝鮮による2度目の核実験を受け、日朝間の進展はみられていない。

また、北朝鮮の核開発問題を解決するために開催されてきた6か国協議が、2008年12月以降中断した状態となっている。

北朝鮮が核、ミサイル実験を行ったことにより、米国、ロシア、中国など核武装国家による北朝鮮への影響力が明らかに低下している。

2010年9月、金正日総書記の3男であるとされている正恩氏が中央軍事委員会副委員長に選出され、公の場に姿を現した。権力継承に向けた動きである。しかし、翌年12月、金正日総書記が急死する。

金正日総書記の死亡を受けて、日米韓の局長級による高官協議が米国で開かれた。核問題をめぐる6か国協議など、今後の対応に関して緊密な連携を確認したとされている。しかし、情報不足は歪めず、北朝鮮に影響力を持ち、6か国協議議長国である中国に働きかけを強めるのである。

中国は、北朝鮮への弔電で「金正恩氏の指導」の下で朝鮮半島の長期的な平和のため前進すると信じると表明している。また、中国共産党系の環球時報の社説は、「中国は北朝鮮の権力移行の後ろ盾であ

る」と強調している。中国は金総書記の死亡を北朝鮮の非核化や改革開放を求める機会と捉えている。

中国は、北朝鮮に影響力を行使し、朝鮮半島統一後においても影響力を維持、拡大したいと意図している。そうした中国の狙いは、人民の多くが餓死状態にあり、国家としてほとんど破たん状態にある北朝鮮による核開発問題など一連の問題を、だらだらと解決できない要因となっているのである。しかしながら、中国は北朝鮮の核やミサイルの保有を歓迎するものではない。

また、仮に北朝鮮が内部崩壊し、難民が流入すれば中国内の安定が脅かされるだけでなく、米軍が駐留する韓国との安全保障上の「緩衝地帯」を失うこととなるだけに、中国にとって北朝鮮の安定は「戦略的利益」なのである。

北朝鮮のミサイルは、日本、韓国そして中国の首都北京を、とりあえず射程内に収める。中国にとって北朝鮮は同盟国でありながら、安全保障上いまいち、地に足がつかない状態にあるに違いない。

T,クリステンセンは、「北朝鮮の核開発がさらに進展したならば、日本の通常兵器の増強を促し、この事態を中国が警戒するだろう」としている。さらに、「日本が独自の核開発を進める」という可能性のシナリオを提示している⁷。

北朝鮮が核武装国家として国際的に認められることになれば、地域的な軍拡競争を呼び込むこととなり、一層複雑な安全保障環境となるだろう。

その一方、北朝鮮による核開発問題等は、北東アジアにおける安全保障の対話の場を提供するものとなっていることも事実である。

韓国の李明博大統領は、2012年1月、中国を訪問し、温家宝首相と会談した。李大統領は、温首相に北朝鮮の核開発をめぐる6か国協議の再開と中国の対話による南北朝鮮の関係改善を支持する内容であったとされている。

同年2月、北朝鮮の外務省報道官は、北朝鮮によるウラン濃縮、核実験そして長距離弾道ミサイル発射実験の一時停止とIAEAへの復帰に応じ、食料支援について米国と協議することで合意したと発表した。

米国は、金総書記死亡後の北朝鮮情勢がいまひと

つ定まらない中で、国家として承認していない北朝鮮と合意したのである。

アジアにおける米国の役割の低下がささやかれる中、米国の底力とアジア関与の復活を思わせる。

しかしながら、現在進行形にある米国の世界戦略の変遷下、北東アジアの安全保障に米国の積極的な関与を期待することはできない。

同年4月、北朝鮮は、「人工衛星」と称するミサイル打ち上げ実験を行った。

米国と北朝鮮による食糧支援に関する合意は見送られ、国連安保理は、中国が北朝鮮の「人工衛星」と称するミサイル打ち上げ実験を非難する決議の採択に反対したことから、決議より拘束力の弱い議長声明として採択した。

北朝鮮の動きについては、今しばらく静観してゆかなければならないだろう。正恩氏が祖父である金日成の遺訓を果たしてゆく方向に動き出してゆくとするならば、核、ミサイルそして拉致問題解決の進展につながる可能性はある。

日本は、北朝鮮に影響力と責任を有するであろう中国と安全保障の関係構築を目指すことが求められているのである。

注

- 1 Z,ブレジンスキー (山岡洋一訳)『地政学で世界を読む』, 301頁。
- 2 添谷芳秀『朝日新聞』2010年2月19日夕、第8面、「日韓協力の意義」。
- 3 近藤大博「日本史はない」『政策フロンティア』2004年8月号政策研究会編<<http://atlantic.gssc.nihon-u.ac.jp/~kondou/frontia200408.html>> (2011年1月15日アクセス)。
- 4 添谷芳秀『朝日新聞』2010年2月19日夕、第8面、「日韓協力の意義」。
- 5 Sook-Jong Lee, "Korean Perspectives on East Asian Regionalism", Kent E. Calder and Francis Fukuyama, eds. *East Asian Multilateralism*, Baltimore, The Johns Hopkins University Press, 2008, p.206.
- 6 I did., p.205.
- 7 T,クリステンセン「中国の対外強硬路線の国内的起源」『フォーリンアフェアーズレポート』2011年4月号、55頁。

第2章 日中の安全保障と北東アジア

1952年6月、日本は中国と民間貿易協定を結んだ。日本と中国は、国交がなかったため、貿易や文化交流を中心に「積み上げ方式」による関係維持に努めていた。1958年、長崎国旗事件をきっかけに、中国が貿易を含め対日交流を全面的に中断した。しかし、翌年、社会党総評は、中国の中華全国総工会と配慮物質取引を取決め、貿易を再開するのである。

1971年10月、中国は、第26回国連総会で中華民国(台湾)に代わって国連での代表権を得た。これには、米国と和解したことが影響している。中国の国連加盟は、単に加盟問題だけでなく、正統政府をめぐる性質のものであると同時に、中国にとって国連への加盟は、はじめて多国間関係への参加を意味するものであった。

翌年、日本は中国と国交正常化を行う。日中関係は引き続き経済分野に重点が置かれた。しかし、冷戦を経て、日中関係は経済分野だけでなく、安全保障における関係構築への動きが見られているのである。

第1節 中国の安全保障と国連

中国は国連加盟後、主に国際問題等について中国の主張を行う演説の場としていた。しかし、中国は鄧小平による中国国内の経済改革と並行して、国連の軍縮会議へ1980年に初参加以降、徐々に、積極的な動きが見られるようになる。

1988年9月、中国は、国連平和維持行動特別委員会への加入を正式に申請を行い、1990年4月、中国は国連で歴史の長い国連調停監視団(UNTSO)に5名の中国軍人を派遣するのである。これは、中国がはじめて国連のPKOに派遣した要員であった。

中国は国連のPKO活動へ協力姿勢を示しながら、次第に、大量破壊兵器や通常兵器、技術などの輸出や移転などに消極的になり、中国による国際的シェアは低下傾向にある。そうした中国の姿勢は、米国と協力関係の構築というより米国と対立関係を避けるといった動きであろう。また、中国の属する東アジア、特に日本、朝鮮半島といった北東アジアにおける大量破壊兵器や通常兵器保有に対する警戒感お

よび、中国の軍事的近代化の遅れに対する懸念なども要因であろう。

中国のPKO活動は、2008年までに24活動に参加している。現在も12活動が継続中である。特に2000年に入ってから中国によるPKO活動は拡大傾向にある。

第2節 冷戦後における日中の安全保障関係

1998年11月、日本政府の招待に応じて江沢民国家主席は、国賓として日本を公式訪問した。中国の国家主席としてはじめての公式訪問である。江沢民国家主席は天皇陛下と会見するとともに、小渕首相と国際情勢、地域問題等、日中関係全般について意見交換を行い、共通認識に達した。この訪問の成功に踏まえ、「平和と発展のための友好協力パートナーシップの構築に関する日中共同宣言」を行ったのである。

日中両国は、「国連が国際新秩序を構築し維持する上で重要な役割を果たすべきである」、「アジア地域および世界に影響力を有する国家として共通責任」、等明記し、「1972年9月29日に発表された日中共同宣言および1978年8月12日に署名された日中平和友好条約の諸原則を遵守すること」を改めて表明しつつ、今後とも両国関係の最も重要な基礎であることを確認した。そして日中両国は、平和と発展のための友好協力パートナーシップを確立したことにより新たな発展段階に入ることを宣言したのである。

1972年に国交正常化時に交わされた共同声明と1978年に結ばれた平和友好条約は、当時の国際環境が影響を与えていた側面もある。しかし、この日中共同宣言は、冷戦終焉から国際情勢の大きな変化の中で、日中両国の世界における共同役割が強く求められているということを証明したとも受け取れるものである。世界に向けた両国の協調と共同努力は、両大国の新しい歴史的責任であり、また二か国間の多くの問題を乗り越えるのに新しい視野と可能性を提供している。

2000年5月20日、日中国交正常化30周年記念行事として5000人を超える日本の「日中文化観光交流使節団」が北京の人民大会堂に集まった際、江沢民国家主席は挨拶において、中日両国は一衣帯水の隣

国であり、両国人民が2000年余りにわたって友好往来を行ってきた歴史観・連帯感を強調し、今後の友好関係促進を強調した¹。

2003年5月、胡錦濤国家主席は、日中首脳会談の中で、「歴史を鑑とし、未来に向かい、長期的な視野に立ち、大局を計る」という21世紀の日中関係を律する新しい方向を打ち出し小泉首相からも同意を得た²。

2007年、福田首相が中国を公式訪問し、「戦略的互惠関係」の具体化として「交流、相互信頼の促進」を3つの柱の1つとして位置づけ、安全保障分野における交流強化を目指すこととしたのである³。

具体的には、海上自衛隊艦艇の派遣や中国人民解放軍の青年幹部の相互訪問などである。翌年、胡錦濤国家主席訪日の際にも、防衛大臣などのハイレベル交流の強化、防衛当局間の連絡メカニズムの早期設置などについて合意している。防衛分野での相互保障を深め信頼関係を増進させることは、両国の安全保障のみならず、地域の平和と安定にも有益である。

2007年11月から12月にかけて、中国海軍南海艦隊所属駆逐艦「深圳」が、はじめて東京に寄港し、翌年6月、護衛艦「さざなみ」が海上自衛艦としてはじめて中国広東省、湛江に寄港した。2009年11月、中国練習艦「鄭和」が江田島・呉に寄港し、翌年6月、済南軍区司令官を代表とする中国代表団が訪日している。

第3節 日中間における安全保障の現状と限界

日中間の安全保障における交流が行われる一方で、近年、中国は海洋における違法な活動を活発化させている。

2000年8月、日中外相会談は、海洋調査について相互に事前通告をとることで合意した。主な内容は、船名や調査概要、調査時間、調査海域など2か月前までに通報することなどである。しかし、日本の排他的経済水域内における中国の海洋調査船の違法な海洋調査は増加傾向にある。それだけではない、中国の何らかの訓練や情報収集活動と思われ中国海軍の艦艇や中国の船舶が確認されているのである⁴。

たとえば、2004年11月、中国の原子力潜水艦が、

潜航したままで日本の領海に侵入した。国際法に違反した領海侵犯である。海上自衛隊は、政府に海上警備行動の発令を要請した。中国の原子力潜水艦に対するはじめての海上警備行動の発令となった。

2006年10月、沖縄近海で中国の潜水艦が米国の空母キティホークの近傍に浮上した。中国の積極的な行動と受けとめなければならないだろう。

2008年10月、中国の駆逐艦など4隻が、青森県津軽海峡を通過し、太平洋を南下、翌年、中国の駆逐艦など5隻の艦艇が沖縄本島と宮古島の間を通過して沖ノ鳥島の北東の海域に進出している。2010年4月、中国の駆逐艦など10隻の艦艇が沖縄本島と宮古島の間を通過して沖ノ鳥島の西側の海域に航行を行っている。

そして、2010年9月、尖閣諸島周辺海域で漁船衝突事件が起きた。尖閣諸島は東シナ海に浮かぶ8つの小さな島の総称である。大戦後、米国の信託統治領となり、1972年、沖縄返還協定に基づき日本に返還されたものである。

日中両国の主権問題は、冷戦後における、日中の新たな国家関係を形成してゆく過程のひとつであり、日中両国関係を構築してゆく上で重要な対立である。

Wang Jisi は、「日中関係は ASEAN プラス北東アジア 3 か国(APT)による枠組みと朝鮮半島の非核化および安定と平和という事柄に共通の国益を有するため、長い間、競争相手という関係から良きパートナーという関係になっている」と評している⁵。

矢吹晋は、日中間の政治的事柄の分析を通して、「われわれは、日本人として隣国に対し侵略した歴史を忘れるべきではない」としながら、「中国の一部の論者の脳裏には、抗日戦争期の日本軍国主義イメージしか存在しない。この色メガネを通して、現代日本の現実を眺める。その結果、すべては軍国主義の復活に見える。彼らには軍国主義の日本と戦後の日本の区別がつかないのである。おそろべき無知、高慢というほかない」と結論付けている⁶。

今ひとつ、日本と中国の安全保障における関係の欠如が背景にあるのだろう。

注

1 莊光茂樹『現代中国政治』桜門書房、2004年3月1日、

130 頁。

- 2 朱建榮「先人の開拓 21 世紀への示唆」、石井明、朱建榮、添谷芳秀、林曉光編『日中国交正常化・日 中平和友好条約締結交渉』岩波書店、2003 年 8 月 7 日、421 頁。
- 3 防衛省編『日本の防衛』、平成 20 年度版、ぎょうせい出版、2008 年、244 頁。
- 4 防衛省編『日本の防衛』、平成 22 年度版、ぎょうせい出版、2010 年、58 頁-60 頁。
- 5 Wang Jisi, "China's Changing Role in Asia", 2005, p.5. <<http://irchina.org/en/xueren/china/view.asp?id=70>> (2011 年 3 月 2 日アクセス)。
- 6 矢吹晋『日中の風穴』勉誠出版、2004 年 9 月 10 日、160 頁。

第 3 章 日米の安全保障と北東アジア

第 1 節 日米相互協力安全保障条約

1951 年、日本は米国と安保条約を結んだ。1960 年、旧安保条約と異なり、新しい形で日米相互協力安全保障条約（日米安保条約）を結ぶのである。

新たに結ばれた日米安保条約は、前文と 10 の条項からなる。

日米安保条約の第 1 の特徴は、国連憲章第 8 条、地域的取決めのワク内のものであり、憲章の目的、原則に反しないように約束している。このため、日米両国は、国際紛争を外交交渉など平和的な手段で解決し軍事力で脅かしたり、あるいは使ったりしないことを約束している。また、国連憲章が認めている、国家が自分で自分を守る権利（個別的自衛権）や他国と協力し合って守る権利（集団的自衛権）を持っており、国連が加盟国に認めた権利の上に結ばれた合法的なものであることを明らかにしている。

第 2 は、日本国憲法第 9 条の限度内の相互援助による自衛力の維持と発展を約束している。また、日米両国は、自由主義、民主主義の政治、経済社会体制を強化しつつ、国際平和を維持する機構としての国連の一層の強化に努力することを宣言している。それによって単なる軍事同盟ではないことが明らかにされている。

第 3 は、日本と米国による条約の実施のため事前協議を行うことを確認している。日米両国は、日本

施政下にある領域内で日本あるいは米国のどちらかへの他国からの武力攻撃があったときは、自国の攻撃であるとみなして、それぞれの憲法の規定と手続きにしたがって攻撃するものである。日本は自国以外の領域については、米国との共同防衛義務はない。ここでいう武力攻撃とは、米軍基地を含む日本の領域に対して他国が武力を用いて不法に攻撃、侵入してくる場合である。したがって他国の軍用機や艦艇が領空や領海を侵したとしても、それは条約での武力攻撃にあたらぬ。武力攻撃およびその結果として執ったすべての措置は、国連憲章第 51 条の規定に従って国連安保理に報告することとしている。

第 4 は、この条約が結ばれてから 10 年の固定期間後、日米いずれか一方が、廃棄すると相手方に通告すれば、その 1 年後には、この条約がなくなることを定めている。また、日本の平和や安全が国連の措置で確保されることが日米両国で認められた時、日米安保条約は廃棄されると定めている。

国連による安全保障を理想とする日本の基本方針が反映されているのであろう。

第 2 節 日米安全保障の変遷

米国と中国の和解など、冷戦期の国家関係に変化がみられるようになったことを受けて、1978 年、日米両国はどのように協力するのかという具体的な内容がなかったため、米国との協力関係について「日米防衛協力の指針」（旧ガイドライン）を策定した。

1981 年、日米間の深化を踏まえて、日米記者会見において日米両国は同盟関係であると初めて明記する。しかしながら、日米の関係は、日本の国益というよりむしろ、米国の国益になるか、あるいは少なくとも、米国の立場を脅かすことにならない程度のものであった。

冷戦終焉後、地域紛争や大量破壊兵器などの拡散、国際テロなど、複雑で不安定な国際情勢のもと、1996 年、日米両首脳は日米安保共同宣言を発表するのである。

日米安保共同宣言は、アジア・太平洋地域の平和と安定を主要な目的としながら、日米同盟の重要性を再確認するとともに、旧ガイドラインの見直し、ミサイル防衛に関する研究、武器輸出に関する緩和

問題といったものであった。そうした動きの背景には、北朝鮮による一連の問題が大きな引き金となっている。

米国の戦略の変遷による米軍の削減傾向が見られつつある中で、日米関係は、米国による日本への積極的な防衛義務を促すものへと変容している。

第3節 日米同盟の役割と北東アジアの安全保障

日米安保共同宣言は、朝鮮半島の安定が日米両国にとって極めて重要であるとした。

そのため両国は、韓国と緊密な協力維持してゆくことを確認したのである。

R. Art は、「朝鮮半島の非核化が実現すれば、最終的には中国にとって朝鮮半島の統一は好ましいものとなるだろう。できることであれば、朝鮮半島から米軍を撤退させたいのであろう」と、今後の朝鮮半島について推測している¹。

Z.ブレジンスキーは、1990年代後半、朝鮮半島統一に対する中国の姿勢について、「おそらく米国、日本側の勢力圏に入ることを容認しがたいものだろう。少なくとも、統一後の朝鮮半島が中国と日本の緩衝国として中立の立場をとるように求めるか、歴史的に反日感情を持つ朝鮮半島が自ら、中国の勢力圏に入ってくることを望むはずである」とし、さらに「朝鮮半島が統一して、中国に引きつけられるかどうかは、日本と韓国がどこまで和解するかにかかっている」と指摘しながら、「いずれにしても、中国を取り込まないかぎり、朝鮮半島が統一できるとは思えない」と朝鮮半島統一に対して考えを述べている²。

また、米軍の韓国駐留について、「朝鮮半島で北朝鮮と韓国の間で戦争が起きる可能性がある間は、米国の駐留が必要である。中国にしてみれば米国軍が残る朝鮮半島統一には反対である。しかし、統一後に米国軍が撤退するのであるのであれば、朝鮮半島は中国と日本の中立の姿勢を取り、しだいに中国の勢力圏に入り中国の強い政治的影響を受けるか、少なくとも中国の意向を尊重するようになるだろう」。

しかしながら、「日本と韓国が包括的な協力関係を結び、アジアに安定がもたらせれば、朝鮮半島統一後も米国は、東アジアでの力を保ちやすくなる」³。

さらに、Z.ブレジンスキーは、地域秩序に対する

米国の役割について、「歴史上例のない米国の圧倒的な力は時間が経つにつれ衰えてゆくしかないので、地域大国が力をつけてゆく過程を上手く管理し、米国の世界覇権が脅かされないようにすることを優先させなければならない」とし、「そのためには、地政学上しっかりとした枠組みを作ることを目標にしなければならない。この枠組みは社会と政治の変化によってかならず起こるショックを吸しめるものでなくてはならない。同時に世界を平和的に管理する責任を分担する地政上の中核に発展するものでなくてはならない」と分析している⁴。

J. Ikenberry は「米国は中国の地域秩序への参加を拒むのではなく、うまく参加できるように援助してゆくことである。米国は中国を組み入れたアジアの多国間関係の構築に協力しなくてはならない。それと同時に、中国の将来が不確かであるため、民主主義国による協力関係も強化しなくてはならない」と警告しつつ、「米国は中国と日本を取り込むことを目的とするアジア諸国と多国間の安全保障の枠組みの構築に取り組まなければならない。しかし、その組織は米国と日本の二か国間関係に取って代わるものではない」として日本と安全保障関係の重要性を強調している⁵。

Z.ブレジンスキーは、日本の地域秩序に対する影響力について「アジア地域における多国間協力体制強化の動きは日本の国益になる。米国の影響力がアジアから徐々に失っても日本の影響力をアジアに維持することが可能となる。反日感情を和らげ、日本の影響力を維持、拡大できる。東アジアの各国はある程度、日本を尊重するようになる可能性はある。中国の軍事力の拡大を恐れることも一つの要因となるだろう」と推測している⁶。

J. Ikenberry は、米国による日本への二次的なバランスとしての役割は、地域的多国間安全保障による枠組みづくりという動きのなかでは、十分に機能しうるものであるとしながら、「日本は責任ある国家になる必要に迫られている。しかし、過去の歴史を繰り返すようなことになってはならない。そのため、日本は米国の戦略に協力し、日本も多国間の枠組みに入る必要がある。日本は米国と安全保障関係を維持しながら、中国と安定した関係をつくることだろ

う。中国が地域の安全保障協力の形成をはじめ、日本も普通の国家として地域の安全保障体制づくりへ参加しなければならない」と日本の役割について述べている⁷。

日本は明治以来、過去に日英同盟と日独伊3国同盟を結んでいる。共に、有事を迎えて発動している。

日英同盟は第一次世界大戦で英国に味方してドイツと極東で戦った。この同盟は実績から成功した同盟といわれている。日独伊による3国同盟は、失敗の同盟という評価を得ている。現在まで一度も発動されたことのない日米同盟は、どのように評価されていくのだろうか。

おそらく、日米同盟の評価は、北東アジアの安全保障のあり方にかかっているのだろう。

注

1 Robert J.Art,“The United States and The Rise of China”,in Robert S.Ross and Zhu Feng,eds, *China's Ascent* ,Ithaca and London, Cornel University Press,2008,p.282.

2 Z,ブレジンスキー（山岡洋一訳）『地政学で世界を読む』,328頁。

3 同上,302頁。

4 同上,340頁。

5 John Ikenberry,“A New Order in East Asia?”,Kent E. Calder and Francis Fukuyama Eds. *East Asian Multilateralism*, Baltimore, The John Hopkins University Press, 2008,pp.222-226.

6 Z,ブレジンスキー（山岡洋一訳）『地政学で世界を読む』,289-290頁。

7 John Ikenberry, “A New Order in East Asia?”, ,pp.226-230.

第4章 地域的集団安全保障と北東アジア

国連憲章第8章は、平和保障の手段、方法、侵略の防止に対して制裁を課すと宣言することで侵略を防止する地域的集団安全保障制度を認めている。

もしも、ある国が約束を破って侵略行為に訴えた場合、その国に対して、その他の関係国は、国連憲章第2条3項に従い、その国が侵略を防止するために、一致団結して制裁措置を実行することが可能な制度である。さらに、地域的集団安全保障は関係国

に対して民主化や自由の尊重など強制するものではない。その地域の平和維持と秩序の形成を目的とするものである。

国連憲章第51条は、「この憲章のいかなる規定も、国際連合加盟国に対して武力攻撃が発生した場合には、安全保障理事会が国際の平和及び安全の維持に必要な措置をとるまでの間、個別的、集団的自衛の固有の権利を害するものではない」と定めている。

個別のおよび集団的自衛権を明記した第51条を考案したのは英国であり、それを支持したのは米国であった¹。

英国の戦後構想は、地域連合（北アメリカ、欧州、アジア）構想であり、世界機構の構想には必ずしも積極的ではなかった。

英国は世界の安全保障を、地域レベルで確保することを念頭においていたのである。そうした英国の考えは、国際連盟の経験によるものであった。

国連は、世界組織にあっても加盟国が関心を寄せるのは自己の属する地域（ないし利益関係地域）であり、他地域の紛争に干渉することはむしろ解決の妨げる結果になる。

たとえば、国際連合発足後、ポーランドを代表する政権をめぐって米英とソ連と早くも対立しており、主要連合国による協力関係がすでになくなっていった。そうした状況では、地域安全保障を中央機関の許可にかける原案（憲章第53条）には共通の不安があった²。

自衛権を集団的に行使するとした規定を書き入れ、これによって地域的に自立的な集団行動には、一般的に合意が得られることになったのである。

言い換えれば、国連による平和は地域レベルに基づくものなのである。

近年に見られる、米国による戦略の変遷は、着実に多極化を促すものとなっている。米国が関与の度合いを徐々に低下させることで、その地域、地域が、経済や安全保障の確立のため、多国間の枠組みを構築し、平和的解決を前提としながら、維持してゆく必要性に迫られている。

J.ナイは、米国の戦略における影響力（パワー）の将来について「21世紀におけるパワーの移行を、伝統的な覇権の衰退というアングルでとらえるのは

適切ではない。中国が冒険主義的な政策をとるのを促してしまう、一方で、米国が恐れゆえに過剰反応を示せば、非常に危険な政策上の余波を伴うことになる。21世紀における米国のパワーの問題は衰退ではないとしながら、米国にとっての課題は、「世界最大の国家といえども、他国の力を借りなければ、望むような結果を引き出せないことを認識した上で、何をするかだ。ますます多くの課題をめぐって米国は、他国にパワーを行使するのと同様に、他国とともにパワーを行使しなければならなくなる」と指摘している。

そして、米国による影響力の行使の在り方について、ハードパワーとソフトパワーを組み合わせた「スマートパワー」論を提唱している³。

米国は、同盟国を維持し、新たなネットワークを形作る能力についても、ハードパワーとソフトパワーにとって重要な要因であるとして、その一環に国連を位置付けている⁴。

北東アジア諸国は、国連によるPKO活動等、国連による平和への活動に積極的姿勢を見せている。しかし、北東アジア諸国間の安全保障における関係は、いまひとつ構築されているとはいえない。

国連が仲介することで、北東アジアに安全保障の関係構築が可能になるのではないだろうか。

国連による地域的集団安全保障は、Z.ブレジンスキーが指摘しているように、社会と政治の変化によってかならず起こるショックを吸収しうる体制であろう。

北朝鮮による一連の問題、中国、韓国との領土問題等は、冷戦時代から抱えているもので、世界規模的な問題というよりむしろ、基本的に北東アジアの問題である。

地域的集団安全保障は、北東アジアが抱えている諸問題を、平和的に解決してゆく枠組みを提供するはずである。

注

- 1 筒井若水『自衛権』有斐閣選書、1983年7月1日、36頁。
- 2 同上、37頁。
- 3 J.ナイ「アメリカパワーの将来」『フォーリンアフェアーズレポート』2010年12月号、18頁。

- 4 R. Armitage, and J. Nye, "CSIS Commission on Smart Power", Washington, D.C., The CSIS Press, 2007, pp.27-37.

おわりに

日本の安全保障は、国際社会においては国連憲章を尊重しつつ、利益と価値観が共通する米国との安保条約を基礎としてきた。冷戦を経て、日本は国連による平和維持への活動に積極的に参加する姿勢を示している。

韓国は、日本と具体的な協力関係を図りつつ、中国、米国と新たな国家関係の構築を目指し、北東アジアの安全保障確立へ向けて動き出している。また、国連を通じて平和維持への積極的な貢献姿勢を見せている。

中国は、国連加盟後、徐々に国連への協力姿勢を高めてきた。中国にとっての国連は、国際関係構築のためのチャンネルであり、また、米国による世界秩序の維持を支持してゆく姿勢を示す場でもある。中国は、日本と経済、政治分野での関係を深化させながらも、いまひとつしっかりと安全保障の関係を築けない。

そして日本の安全保障の要である米国との関係は、日米安保共同宣言を経て、日米協議の場を踏まえながら、兵力態勢の再編を含む安全保障面での日米同盟の将来に関する日米協議に取り組んでいる。

日本は、米国との安全保障関係を北東アジアの安全保障体制構築への架け橋としてゆくことだろう。

冷戦を経て、国連による平和への期待が高まる中で、日本、中国そして韓国は、国連の仲介による安全保障関係の構築を目指すことは可能である。

日本は、北東アジアの秩序の安定を求めて主導的な立場に立ち、中国、韓国との地域的安全保障の構築に向けて動き出してゆかなければならない。

フロレンス・ナイチンゲールの神学的・形而上学的思考

—ナイチンゲール哲学とプラトン哲学の類似性—

柏田 三千代
日本国際情報学会

1.はじめに

現代の看護は、個人がその人らしく健康な状態を維持・促進できるように関わる専門職である。それは、身体のみならず、精神的、社会的にも、同じ人として深く関わり、個人を支援し、擁護する役割を担っている。

これらのような看護の役割、すなわち、看護職を確立したのが、近代看護を築いたフロレンス・ナイチンゲール (Florence Nightingale, 1820-1910) の功績によるものである。人々が知りえるナイチンゲールという、やはりクリミア戦争での働きであろう。「クリミアの天使」「ランプを持った貴婦人」という言葉は有名である。そして、看護学校を創始し看護水準を高め、多くの書籍も残している。

これら看護の業績についてのナイチンゲールは有名であるが、ナイチンゲールの神学的・形而上学的思考については、あまり知られてはいない。しかし、1872年10月ナイチンゲールの友人であるオクスフォード大学ペイリオル・カレッジ学寮長のベンジャミン・ジョウエットがナイチンゲールへ送った手紙の中に「あなたと知り合ってからこの10年余というもの、あなたは【神の属性】という表現を千回ほども繰り返してこられました、あなたの言わんとする意味が、私にはどうも明確に把めないのです。」¹と述べている。そこで、ナイチンゲールがいう【神の属性】とは何であるのか。ナイチンゲールの神学的・形而上学的思考を探る手掛かりとして、ナイチンゲールの著書『真理の探究』から【神の属性】を導き出し、ナイチンゲールが深く影響を受け

たとされるプラトン思想との類似性はあるのかを考察していく。

2.ナイチンゲールの宗教哲学

2.1『思索への示唆』

神学的・形而上学的思考に耽ることを好んでいたナイチンゲールは、1851年に既存の宗教を棄てたイングランドの職工たちへ向けて書いた原稿を1858年に再び手を加え始め、1859年末に『思索への示唆』と題して秘かに印刷していた。そして、ナイチンゲールは、この本を公刊すべきかどうかと意見を求める手紙を添えて、数名に匿名で郵送している。

この本を受け取ったリチャード・モンクトン・ミルズやベンジャミン・ジョウエット、ジョン・マクネル卿は、もう一度練り直して書き改めるべきだと手紙を送っている。しかし、この本をエドウィン・チャドウィックから手渡されたジョン・スチュアート・ミルは、本の余白に評釈を書き込み、本の公刊を賛成する手紙を送っている。そして、ジョン・スチュアート・ミルは自らの著書『女性の解放』の中で、「ある有名な女性が、その著作のなかで—それが近く出版されることを私はまちのぞんでい—る。」²と述べている。

様々な意見の中で、書き直しをする時間も体力もないナイチンゲールは、『思索への示唆』を公刊することを諦め、元原稿をリチャード・モンクトン・ミルズに送って、保管を頼んだ。

しかし、1872年10月、ベンジャミン・ジョウエットはナイチンゲールへ神学の評論雑誌に随筆を

¹ セシル・ウーダム・スミス著、武山満智子、小南吉彦訳『フロレンス・ナイチンゲールの生涯 (下巻)』、現代社、1981、P290。

² J. S. ミル著、大内兵衛、大内節子訳『女性の解放』、岩波書店、1957、P151。

書く話を持ち込んだ。生涯を通して哲学的思想に耽ることに精神的安らぎを感じていたナイチンゲールは、「このところ、めっきり身体が弱り果てています。そんな私にとって、神の倫理界の法則について書くことが、何よりの魂の慰めとなっています。とりわけ、もし可能ならば、私たちに完全をもたらす永遠へと導く神の全き属性について書きたいと思っています。」³と、モール氏に手紙を書いている。

ナイチンゲールは、神の倫理界の法則について『思索への示唆』の諸概念を再度展開し、3編の随筆を書いている。その内の2編は、フルードによって1873年5月と7月の2回にわたって、「フレーザー」誌に『質疑の断章』『質疑の断章・補稿—1999年における我等の信仰』と題して掲載された。それは、ナイチンゲールが原稿を書き始めてから22年もの歳月を経ても変わらなかった神学的・形而上学的思考【神の属性】である。

2.2 『真理の探究』

『思索への示唆』は1981年、大学マイクロフィルム国際協会が「アデレイド・ナッティング看護史コレクション」の一部として、全3巻(829ページ)をマイクロフィッシュで発行した。その後、研究者らにより一般の人びとにもナイチンゲールの宗教哲学の本質に触れられることを目的とし、作品を要約・編集したものを『真理の探究』と題して出版している。その内容は第一章「神の概念について」、第二章「普遍的法則について」、第三章「神の法則と人間の意志について」、第四章「罪と悪について」、第五章「家庭生活について」、第六章「霊的生活について」、第七章「死後の生について」に分けられている。この『真理の探究』では、【神の法則】、【神と一体】という言葉が何度もナイチンゲールによって繰り返され、神秘思想家⁴であったとされるナイチンゲールの宗教思想を明らかにしている。

³ セシル・ウーダム・スミス著、武山満智子、小南吉彦訳『フロレンス・ナイチンゲールの生涯(下巻)』、現代社、1981、P290。

⁴ 宇宙とはすべてを超越した神の顕現ないし具現であり、人間は意識を変えることで、自分や、自分の世界に内在する神を体験できるという思想である。

2.2.1 「神の概念について」

「神の概念について」では、ナイチンゲールの神の位置づけが示されている。ナイチンゲールは、「真理は一つであり、それは神の真理であって、私たちはそれを見出し、それを受け止めることができるように人類を教化しなければならない。」⁵と述べ、神は全能なる神1人だけだという思想を展開している。

ナイチンゲールは英国国教会の教えを受けて育っているが、ナイチンゲールの両親はユニテリアンであるため、ユニテリアンの教えに影響を受けた可能性はある。しかし、『真理の探究』においてナイチンゲールは、「ユニテリアンの人々は、人間は誰一人として神聖でなく、誰一人として神の受肉ではないと言い、一方、三位一体を信奉する人々は、神聖なのはただ一人だと言います。しかし、神聖な人間、神の受肉である人間という言葉に、私たちが込める意味は何なのでしょう。人間は一人一人が皆神の受肉ではないのでしょうか。……神性を一人の人間に認めるという限りにおいては、それを誰にも認めないよりはまだましであり、三位一体論はユニテリアン派の教理よりも真正であると言えるのです。」⁶と述べている。また、英国国教会についても、「英国国教会は、信仰も善行も与えません。何を信じるべきかも、何を行なうべきかも、教えてはくれないのです。」⁷と述べ、ユニテリアンを否定し、英国国教会をも否定している。では、唯一まだましだとナイチンゲールが考える三位一体論のキリストについては、【神の法則】を知り、【神と一体】になったものという位置づけなのである。

2.2.2 「普遍的法則について」

ナイチンゲールの普遍的法則は、【神の法則】であり、神の意思の結果である。すなわち、完全なる

⁵ M・D・カラブリア他、小林章夫訳『真理の探究—抜粋と注解』、うぶすな書院、2005、P122。

⁶ M・D・カラブリア他、小林章夫訳『真理の探究—抜粋と注解』、うぶすな書院、2005、P117。

⁷ M・D・カラブリア他、小林章夫訳『真理の探究—抜粋と注解』、うぶすな書院、2005、P110。

善と知の存在である【神の法則】は、普遍であり、先行するものすべてに対する必然の帰結を定めているのである。したがって、ナイチンゲールにとって神は完全であり、真理そのものなのである。

2.2.3 「神の法則と人間の意志について」

ナイチンゲールは「完全な愛と知の意志である神の意志こそが、完全な幸福へと至り得る唯一の意志だからです。したがって、人間が幸福を獲得するためには、その意志は神の意志と同一でなければなりません。」⁸と述べている。すなわち、幸福は神の意志と同一であり、善の結果が幸福ではなく、善は善そのものである。そして、人間は一人一人が神の受肉であるため、人間の本性にも含まれる神の意志、【神の法則】に従い自らが神と同じ意志を実現していかなければならない。また、【神の法則】について「【神の法則】のすべてを知ったとき、人間はその完全な美を認識するでしょう。そしてその法則を一つたりとも変えたいとは思えなくなるでしょう。なぜなら、一つでも違うものになれば、人間のために用意された完全な幸福を、手に入れられなくなることに気づくからです。」⁹と述べ、【神の法則】の揺るぎない真理を追求している。

2.2.4 「罪と悪について」

ナイチンゲールにとっての罪と悪は、【神の法則】に無知であるため起こるものであって、その罪と悪は罰によって改心するのではなく、【神の法則】を知ることによって改心するというのである。そして、「人間精神は、神の思考であり意識である正義と一致し、神の怒りに対する恐れからではなく、正義の愛、すなわち生きた正義の意識である神を愛するがゆえに、正義を行なうことを渴望し、切望し、努力するでしょう。」¹⁰と述べている。ナイチンゲールにとって人間は一人一人が神の受肉なのである。し

たがって、意識的に悪を行なうことは不可能になるといえる。

2.2.5 「家庭生活について」

ナイチンゲールは、伝統的な家庭観について「家庭が考えている人間は、神がおつくりになったとおりの人間ではなく、こうあるべきだとして家庭が手を加えたものです。……たとえその誰かが学問や教育、あるいは神、つまり、内なる天分により活動的な指導者の道を歩む定めとなっていたとしてもです。」¹¹と、伝統的な家庭観が家族を縛り付け、神の意図、すなわち【神の法則】ではないと批判している。これらナイチンゲールが伝統的な家庭観と言っているのは、当時の男女平等ではない社会的な女性の立場を示しているのだろう。それは、ジョン・スチュアート・ミルが自らの著書『女性の解放』の中で、実名は出さずとも、『女性の解放』を訴えるナイチンゲールの思想に共感し、書籍の出版を待ち望んだことから考えられるのではないだろうか。

2.2.6 「霊的生活について」

ナイチンゲールは「一人一人の人間は全体の一部であり、人類の、そして神の子の一部です。人間は目標をめざす者、すなわち父なる神そのもの、父なる神がもつものを獲得する者なのです。人間は神のうちに存在し、真理に近づき、真理を知る程度に応じて、【神と一体】になります。人類の場合、一つの全体を構成するそれぞれの異なる部分が、一つの目的に貢献しているのです。人類は神が私たちに伝達する神性を通じた実践によって、自分たちを聖なる者へと変革しようとしています。」¹²と述べている。また、「まず始めに何人かの人々が、神の思考や目的に適った生活をするために力を合わせて努力すれば、やがて次第にその数が増えて、人類は神の御心を実現できるようになるかもしれません。」¹³とも述べている。ここで、ナイチンゲールから【神

⁸M・D・カラブリア他、小林章夫訳『真理の探究—抜粋と注解』、うぶすな書院、2005、P177。

⁹M・D・カラブリア他、小林章夫訳『真理の探究—抜粋と注解』、うぶすな書院、2005、P203。

¹⁰M・D・カラブリア他、小林章夫訳『真理の探究—抜粋と注解』、うぶすな書院、2005、P247。

¹¹M・D・カラブリア他、小林章夫訳『真理の探究—抜粋と注解』、うぶすな書院、2005、P258。

¹²M・D・カラブリア他、小林章夫訳『真理の探究—抜粋と注解』、うぶすな書院、2005、P293。

¹³M・D・カラブリア他、小林章夫訳『真理の探究—

と一体】という言葉が出てくる。神の受肉である人間が、【神の法則】に従い、真理に近づくことで、人間は【神と一体】になれるという構想が導かれていく。

2.2.7 「死後の生について」

ナイチンゲールは死後について「完全なる神は、その本質のうちすべての個人の愛情を、かつて存在し、生活と労働のうち成熟した愛情を、一つに包含しているからです。そしてこの一なるものは、再び正義と慈愛の法則に従って個別的となり、再び個人として出会い、再び完全性へと合体しうる同一の個人を、本質的に内包しています。思考と感情の完全性は、今も、そして永久に存在しており、そのような思考と感情は、生の連続的な段階において、新たに働くのです。」¹⁴と述べている。ここで、ナイチンゲールは、神の受肉である全ての人間は、本質的に内包している【神の法則】に従い、【神と一体】になるように働くものである。それは、新しい連続的な生によっても繰り返さるといふ輪廻転生をも想像させる思想で、再び【神と一体】になるがために、【神の法則】にしたがっていくということでもある。

3. ナイチンゲールとプラトン

3.1 ナイチンゲールと哲学

ナイチンゲールは10代の頃にはギリシャ語の基礎を習得し、プラトン¹⁵ (Plato, 427B.C. -347B.C.) の『パイドン』、『クリトン』、『ソクラテスの弁明』の一部を翻訳し、1872年にはベンジャミン・ジョウエットからプラトンの『対話篇』の改訳を依頼されて協力している。ナイチンゲールにとってプラトンは「ファイドロスの我らが内なる魂に美を与え、内なる人と外なる人とを、ひとつに結ばせ給え」といふ祈禱文は、たった17語の内に、十字架の聖ヨハ

ネの教義のすべて、いや少なくとも半分を言い表しています」¹⁶と、中世神秘主義の教えはプラトンの教えに極めて近いと指摘する手紙をベンジャミン・ジョウエットへ送っている。「神とともに生きるということは、プラトンの【アイデア】とともに生きることであり、それはたんに【アイデア】について思考を廻らすことだけでなく、【アイデア】のために行動し労苦を負うことなのです。」¹⁷とも述べている。したがって、ナイチンゲールが深くプラトンから影響を受けていたことが伺える。

3.2 【神と一体】と【アイデア】

ナイチンゲールにとっての神は1人であって、全能であるただ1人の神である。その神の意志である完全性は「完全な美」であり、「完全な幸福」である。したがって、揺ぎ無い「完全な美」や「完全な幸福」は1つであるため、完全なものの真理は1つだけなのである。人間は神のうちに存在し、神の意志である真理に達することで【神と一体】になれるのである。

一方、プラトンが唱える【アイデア】とは、事物をしてその事物たらしめるところのもの、すなわち「善そのもの」「美そのもの」など、それぞれの事物の自己同一的で永遠不変の実在的な「そのもの」なのである。それゆえ自然界におけるわれわれが知りうる善や美は、いずれも善や美を模倣した影にしかあらず、善や美の【アイデア】の分有でしかないのである。したがって、プラトンにとっての【アイデア】とは、超越的な理想の世界である。

【神と一体】と【アイデア】でのナイチンゲールとプラトンが類似していると考えられる思想は、神の意志である「完全」とそれぞれの事物の自己同一的で永遠不変の実在的な「そのもの」ではないだろうか。したがって、「完全」と「そのもの」は互いに絶対的真理であって、ただ一つであるということ

抜粋と注解』、うぶすな書院、2005、P338。

¹⁴M・D・カラブリア他、小林章夫訳『真理の探究—抜粋と注解』、うぶすな書院、2005、P362。

¹⁵ プラトンは古代ギリシャの哲学者である。ソクラテスの弟子で、アリストテレスの師。

¹⁶ セシル・ウーダム・スミス著、武山満智子、小南吉彦訳『フロレンス・ナイチンゲールの生涯（下巻）』、現代社、1981、P294。

¹⁷ セシル・ウーダム・スミス著、武山満智子、小南吉彦訳『フロレンス・ナイチンゲールの生涯（下巻）』、現代社、1981、P294。

ある。すなわち、ナイチンゲールが理想としていた世界【神と一体】とは、超越的な全能なる神の意志である絶対的真理【イデア】ということになる。

3.3 【神の法則】と【想起】

ナイチンゲールによる【神の法則】とは、普遍的な法則である。また、人類における一人一人の人間は完全なる神の子、すなわち神の受肉であるため、【神の属性】なのである。したがって、【神の属性】である人間の本性には、神の意志が備わっているのである。また、人類は一つの全体を構成するそれぞれの役割があり、【神の法則】に従った行動によって、聖なるもの、すなわちそれぞれが【神と一体】になる。そのためには、われわれは神の意志である完全な愛と知と正義と善を見出し、受け止めるように教化しなければならないという。それは、人々が神の意志に従った生活をし、力を合わせて努力すれば、人類は神の御心を実現できるというものである。

プラトンによる【想起】とは、魂が【イデア】を認識できるのは、魂が肉体に宿る前にすでに【イデア】の世界にあって【イデア】を認識しているからであり、肉体が【イデア】を認めうるのは、前に認識しているものを思い起こすからであるという【想起】説を打ち立てている。その後プラトンは、魂の理性を完全に働かせることで善の【イデア】を直観することができるのだと述べる。それは、情欲的部分（欲望）の節制、気概的部分（欲望の制御）の勇氣、理性的部分の知がそれぞれ徳を行なえば、その魂は正義の徳を実現できるのである。しかし、一つの魂が徳を実現できたとしても、国家社会が優れたものでなければその徳を全うすることができないため、プラトンの魂機能の三区分は国家においても問われていく。国家を構成する階級も三区分に分け、情欲的部分は庶民、気概的部分は軍人・官吏、理性的部分の統治者・哲学者とした。そして、これらの三区分もそれぞれの徳を行なえば国家は正義を実現することができるという国家論を唱えている。

【神の法則】と【想起】でのナイチンゲールとプラトンが類似していると考えられる思想は、まず、ナイチンゲールが人類における一人一人の人間は、【神の属性】であるがゆえに神の意志が備わってい

るということが挙げられる。この神の意志がすでに備わっているということは、絶対的真理【イデア】がすでに内在していることである。したがって、プラトンの魂が肉体に宿る前にすでに【イデア】を認識している、すなわち【イデア】が内在していることと同じであり、ナイチンゲールは【神の法則】に従って【イデア】を【想起】しているということになる。また、ナイチンゲールは人類には一つの全体を構成するそれぞれの役割があり、【神の法則】に従った行動によって【神と一体】になるという部分では、プラトンの魂機能の三区分に類似している。ナイチンゲールのいう役割とは、人にはそれぞれの役割が定められていることである。また、人々が神の意志に従った生活を人々が力を合わせて努力すれば、人類は神の御心を実現できることである。それは、プラトンの三区分のそれぞれの徳を行なえば国家は正義を実現することができるということと同じである。したがって、ナイチンゲールの【神の法則】という神学的・形而上学的思考は、人にはそれぞれの役割が定まっていて、それぞれが徳を行なえば、人類は正義の【イデア】を実現することができるということになる。

おわりに

ナイチンゲールの【神の属性】とは、神の受肉である全ての人間が、【神の法則】に従い、真理に近づくことで、人間は【神と一体】になれるということであった。また、その神学的・形而上学的思考は、プラトンの思想を強く受けていた。それは、ナイチンゲールが理想とした世界【神と一体】とは、超越的な全能なる神の意志である絶対的真理【イデア】であり、【神の法則】という神学的・形而上学的思考は、人にはそれぞれの役割が定まっていて、それぞれが徳を行なえば、人類は正義の【イデア】を実現することができるということである。したがって、プラトンが国家論を唱えたように、ナイチンゲールも看護のみならず、医療について徳を行ない、人々と共に人類の正義の【イデア】を目指していたのだろう。

参考文献

1. 岩崎武雄著『西洋哲学史』、有斐閣、1952。
2. J. S. ミル著、大内兵衛、大内節子訳『女性の解放』、岩波書店、1957。
3. 杉田暉道『系統看護学講座 別巻 9 看護史』、医学書院、1971。
4. セシル・ウーダム・スミス著、武山満智子、小南吉彦訳『フロレンス・ナイチンゲールの生涯（上・下巻）』、現代社、1981。
5. プラトン著、久保勉訳『ソクラテスの弁明・クリトン』、岩波書店、1927。
6. プラトン著、加来彰俊訳『ゴルギアス』、岩波書店、1967。
7. プラトン著、久保勉訳『饗宴』、岩波書店、1952。
8. プラトン著、田中美知太郎訳『テアイテトス』、岩波書店、1966。
9. プラトン著、藤沢令夫訳『パイドロス』、岩波書店、1967。
10. プラトン著、藤沢令夫訳『メノン』、岩波書店、1994。
11. プラトン著、藤沢令夫訳『国家（上・下）』、岩波書店、1979。
12. プラトン著、岩田靖夫訳『パイドン』、岩波書店、1998。
13. フロレンス・ナイチンゲール著、薄井坦子、小玉香津子訳『看護覚え書』、現代社、1968。
14. M・D・カラブリア他、小林章夫訳『真理の探究―抜粋と注解』、うぶすな書院、2005。

正岡子規の病牀六尺における生

柏田 三千代
日本国際情報学会

1. はじめに

人は死を免れる事はできない。その生命は誕生から短いものもあれば、長いものもある。また、志半ばで生が途絶えることもあれば、十分に生を生き抜いた人もいる。それは、人さまざまである。ここに幕末から明治の動乱期を生きた1人の俳人・歌人がいる。その人の名は、のちに明治時代を代表する俳人・歌人、正岡子規である。

正岡子規は1867年10月14日(慶応3年9月17日)、伊予国温泉郡藤原新町(現愛媛県松山市花園町3番5号)で誕生する。本名は常規、幼名は処之助だが、4、5歳の頃に昇と改名されている。正岡子規が己を子規と号したのは、1888年(明治21年)8月に初めての咯血後、翌1889年(明治22年)5月9日にも再び咯血を起し、医者から肺病と診断されてからである。今でいう肺結核である。鳥のホトトギス(子規)は、鳴くときに真っ赤な口の中が見える。正岡子規はホトトギスと己とを重ねたのであろう。正岡子規は発病後も精力的に俳人・歌人として活動を続けるが、1896年(明治29年)には脊椎カリエスを発症し、以後臥褥の状態となる。しかし、正岡子規は自宅での布団1枚、六尺という限られた病牀の世界の中にあっても、動かぬ体と激しい痛みに耐えながら1902年(明治35年)9月19日の死の前日、すなわち9月18日まで執筆活動を続けたのである。

人は病気を患うだけでも辛く不安なものである。ましてや、動かぬ体と激しい痛みがいつまで続くかわからない恐怖、死が近づく絶望感をつのらせながら、生きていかなければならない。そのような状況下であれば、人は何かをしようとする気力は失せてしまうだろう。しかし、正岡子規は死の前日まで執筆活動を続けたのは何故であろうか。そこで、正岡

子規の晩年の随筆集を手掛かりに考察していきたいと思う。

2. 病氣と臥褥の日々

正岡子規が初めて咯血したのは、1888年(明治21年)8月初旬、旅行中の鎌倉である。翌1889年(明治22年)5月9日に再び咯血を起し、翌日医者診察を受け肺病と診断されている。その後、病状に大きな変化はなかったようであるが、1895年(明治28年)4月10日に日清戦争従軍記者として金洲、旅順などを約1ヶ月間滞留後、5月17日帰国の船中で大咯血を起し、5月23日神戸病院で危篤状態に陥る。そして一命は取り留めるが、病状は改善せず、翌1896年(明治29年)2月にはカリエスを発症し、以後臥褥の状態となる。

その後、1896年(明治29年)4月21日随筆集『松羅玉液』では「病やや間があり、杖にすがりて手のひらほどの小庭を徘徊す。」¹と書いていることから、まだ病牀六尺の世界だけではなく、歩くことが出来ていたようである。しかし、1901年(明治34年)1月31日随筆集『墨汁一滴』では「我病牀における希望は初めより極めて小さく、遠く歩行き得ずともよし、庭の内だに歩行き得ばといひしは四、五年前の事なり。その後一、二年を経て、歩行き得ずとも立つ事を得ば嬉しからん、と思ひしだに余りに小さき望みかなと人にも言ひて笑ひしが一昨年夏よりは、立つ事は望まず坐るばかりは病の神も許されたきものぞ、などかこつほどになりぬ。しかも希望の縮小はなほここに止まらず。坐る事はともあれせめては一時間なりとも苦痛なく安らかに臥し得ば如何

¹ 正岡子規、『松羅玉液』、岩波書店、1984、P5。

に嬉しからんとはきのふ今日の我希望なり。」²と書いている。この文から推察すると、1896年(明治29年)から1897年(明治30年)頃までは、家の中を歩くことは出来ていたのだろう。そして、1898年頃からは歩くことが出来なくなり、1899年(明治32年)には立つ事も出来なくなっている。また、痛みを四六時中伴っていたのだろう。しかし、この時点での正岡子規は、病牀六尺の世界から出る事は可能であった。それを裏付けるものとして、1901年(明治34年)10月13日の随筆集『仰臥漫録』では、正岡子規が自殺を企てた時「次の間へ行けば剃刀があることは分つて居る その剃刀さへあれば咽喉を掻く位はわけはないが悲しいことには今は匍匐ふことも出来ぬ」³と書かれている。したがって、それまでは歩くことも立つことも出来なくなっていたが、腹這って動き、病牀六尺の世界から出て行くことは出来ていた。しかし、1901年(明治34年)10月13日の時点では、腹這って動くことも出来ない、すなわち病牀六尺の世界から出ることが出来なくなっているということである。その後、1902年(明治35年)5月5日随筆集『病牀六尺』では「病牀六尺、これが我世界である。しかもこの六尺の病床が余には広過ぎるのである。僅かに手を延ばして畳に触れる事はあるが、布団の外へまで足を延ばして体をくつろぐ事も出来ない。甚だしい時は極端の苦痛に苦しめられて五分も一寸も体の動けない事がある。」⁴、さらに6月19日には「筆を執つてもものを書く事は到底出来得べくもあらず。」⁵と書かれ、日を追うごとに体が衰弱し痛みが増していることが伺える。

3. 悟り

正岡子規は病苦に耐えかね自殺を企てた1901年(明治34年)10月13日随筆集『仰臥漫録』に「死は恐ろしくはないのであるが苦が恐ろしいのだ 病苦でさへ堪えきれぬにこの上死にそこなふてはと思ふのが恐ろしい そればかりではない やはり刃物

を見ると底の方から恐ろしさが湧いて出るやうな心持もする 今日この小刀を見たときにむらむらとして恐ろしくなつたからじつと見てみるとともかくも この小刀を手を持つて見ようとまで思ふた よつぽと手で取らうとしたがいよいよここだと思ふてじつとこらえた心の中は取らうと取るまいとの二つが戦つて居る 考えて居る内にしやくりあげて泣き出した。」⁶と書いている。動かぬ体と激しい痛みがいつまで続くか分からない恐怖、自ら命を絶つことも出来ない辛さが伝わる文章である。しかし、正岡子規はこれらのような苦しい病牀六尺の世界の中で次第に悟りについて考える。

1902年(明治35年)6月2日随筆集『病牀六尺』に「余は今まで禅宗のいはゆる悟りといふ事を誤解して居た。悟りといふ事は如何なる場合にも平気で死ぬる事かと思つて居たのは間違ひで、悟りといふ事は如何なる場合にも平気で生きて居る事であつた。」⁷と書き、悟りを生と死の両極から考え、悟りを生だと導き出した。これは正岡子規がどのように生きて来たのか、生きていくのかを示すものである。しかし、平気で生きるという言葉の意味は、この文からは読み取りにくい。その翌月の7月26日には死生問題に触れ「或人からあきらめるといふことについて質問が来た。死生の問題などあきらめてしまへばそれでよいといふた事と、またかつて兆民居士を評して、あきらめる事を知つて居るが、あきらめるより以上のことを知らぬと言つた事と撞着して居るやうだが、どういふものかといふ質問である。……病気の境涯に処しては、病気を楽しむといふことにならなければ生きて居ても何の面白味もない。」⁸と書いている。これは或人からの質問に対しての回答であるが、ここで注目すべき点は「死生問題をあきらめる」「あきらめるより以上のことする」「病気を楽しむ」ということである。正岡子規は「死生問題をあきらめる」「あきらめるより以上のことする」ということを子供に灸を据えるという例えで説明している。それは、親が子供に灸を据えようとすると子

²正岡子規、『墨汁一滴』、岩波書店、1927、P13-14。

³正岡子規、『仰臥漫録』、岩波書店、1927、P105。

⁴正岡子規、『病牀六尺』、岩波書店、1927、P7。

⁵正岡子規、『病牀六尺』、岩波書店、1927、P68。

⁶正岡子規、『仰臥漫録』、岩波書店、1927、P106。

⁷正岡子規、『病牀六尺』、岩波書店、1927、P43。

⁸正岡子規、『病牀六尺』、岩波書店、1927、P123-124。

供は嫌がって逃げる。しかし、到底逃げられることは出来ないと諦め、親に従い灸を据えてもらう。子供は灸を据えられる間、その苦痛に耐えるのであるが、苦痛を耐えるだけであればただ諦めただけであって、諦めるより以上のことをしていないのだという。しかし、灸を据えられている間に灸の事を忘れるように書物を読むなどをするのであれば、諦めるより以上の事をしていていると考える。これらの例えを正岡子規の立場に置き換えると「死生問題をあきらめる」ということは、肺結核や脊椎カリエスに伴う諸症状や死や生について諦める事ことであり、「あきらめるより以上のことする」というのは、そのような状況下を忘れるくらいに執筆活動を続けるということなのだろう。しかし、最後の「病気を楽しむ」という点については、執筆活動を楽しむというのであれば理解はできるが、「病気を楽しむ」というのは理解しがたい。正岡子規は病気のために体が動かなくなり、激しい痛みのために泣き叫んでいるのである。したがって、「病気を楽しむ」という言葉には、正岡子規だけが感じている病気の楽しみ方があるのではないだろうか。

4. 一つの楽と一つの自由

正岡子規は1901年3月12日随筆集『墨汁一滴』で不平十ヶ条を並べ、その中に「人間に羽の生えて居らぬ不平」⁹と書いている。また、3月15日には一つの楽と一つの自由について「散歩の楽、旅行の楽、能楽演劇を見る楽、見せ物興業物を見る楽、展覧会を見る楽、花見月見雪見等に行く楽、細君を携へて湯治に行く楽、紅燈緑酒美人の膝を枕にする楽、目黒の茶屋に俳句会を催して栗飯の腹を鼓する楽、道灌山に武蔵野の広きを眺めて崖端の茶店に柿をかじる楽。歩行の自由、坐臥の自由、寐返りの自由、足を伸ばす自由、人を訪ふ自由、集會に臨む自由、厠に行く自由、書籍を搜索する自由、癩癩の起りし時腹いせに外へ出て行く自由、ヤレ火事ヤレ地震といふ時に早速飛び出す自由。一総ての楽、総ての自由は尽く余の身より奪ひ去られて僅かに残る一つの

楽と一つの自由、即ち飲食の楽と執筆の自由なり。」¹⁰と書いている。この文章から今まで正岡子規が何を楽しみ、何を自由だと感じていたのか理解できるが、ここで正岡子規は唯一残された一つの楽と一つの自由、すなわち飲食の楽と執筆の自由を実感し、より飲食の楽と執筆の自由を楽しんでいるようにも思う。ただ一つだけだからこそ、健常であれば感じないであろう楽しさを感じているのではないだろうか。また、それは自由という点でいえば、体は動かず病牀六尺の世界の内にいるが、執筆は正岡子規の思想に羽を持たせて病牀六尺の世界から解き放ち、どこまでも遠く病牀六尺の世界から外へ出て行くことが出来る、そのような病牀六尺の内と外、対象的な側面を楽しんでいたのではないだろうか。それは、正岡子規だけが感じる「病気を楽しむ」ということなのかもしれない。

5. おわりに

正岡子規の晩年は、病気による動かぬ体と痛みに耐えながら執筆活動を続けた。それは、悟りを死ではなく生に向け、病苦を諦めると同時に病苦を諦めるより以上の事として執筆活動を続けたのである。その執筆活動は病牀六尺という限られた世界にあったが、限られた世界だからこそ、より楽しむことができる。すなわち、正岡子規は病気を楽しむために死の前日まで執筆活動を続けたのではないだろうか。

参考文献

1. 正岡子規著『仰臥漫録』、岩波書店、1927。
2. 正岡子規著『墨汁一滴』、岩波書店、1927。
3. 正岡子規著『子規人生論集』、講談社、2001。
4. 正岡子規著『松羅玉液』、岩波書店、1984。
5. 正岡子規著『病牀六尺』、岩波書店、1927。

⁹正岡子規、『墨汁一滴』、岩波書店、1927、P58。

¹⁰正岡子規、『墨汁一滴』、岩波書店、1927、P61-62。

改正臓器移植法の問題点

林 かおり
国立国会図書館

The Issues concerning the Revised Act on Organ Transplantation

HAYASHI Kaori
National Diet Library

2009年7月に臓器移植法が改正され、脳死者が臓器提供を拒否する意思を表していない限り家族の承諾にもとづき臓器を摘出することが可能となった。これにより、国内での移植が困難だった子どもの臓器移植の道が開けるとして、改正を評価する声も大きい。しかし、改正法には「親族優先提供」や「被虐待児の臓器提供防止」等の新しい条文も加わり、再び賛否両論の議論が起こっている。本稿では2009年臓器移植法の抱える問題点をいくつか取り上げ、今後の移植医療のあり方を考察する。

1. 1997年臓器移植法の改正

1997年制定の臓器移植法（以後1997年法という）施行後も日本における脳死下臓器提供件数は年10件程度という状況が10年間続いていた。書面による法的意思表示が認められない15歳未満の者からは臓器摘出ができなかったため、子どもの患者は渡航移植に頼るしか他に手段がなかった。

一方、臓器売買とそれにまつわる犯罪の横行を懸念した国際移植学会は、2008年に渡航移植の自粛を求める「イスタンブール宣言」を出した。それを受けた形でWHOが移植ツーリズムの自粛を要請する新指針¹を採択すると報道されたため、法改正に向けた審議が一举に進んだ。

衆議院では通称A案、B案、C案、D案の4案が

提出され、参議院ではさらに修正A案とE案が追加された。各法案の概要は以下のとおりである。

●A案＝脳死は「人の死」とする。（提供者の年齢を問わず、）本人が提供意思を書面で表示しているか、提供意思がない場合を除き、遺族の書面による承諾で臓器提供を可能とする。

●B案＝基本は1997年法のまま。本人の提供意思表示の下限を15歳から12歳に引き下げる。

●C案＝脳死判定基準を厳格化する。生体からの移植、組織・細胞移植に関する規制を設ける。

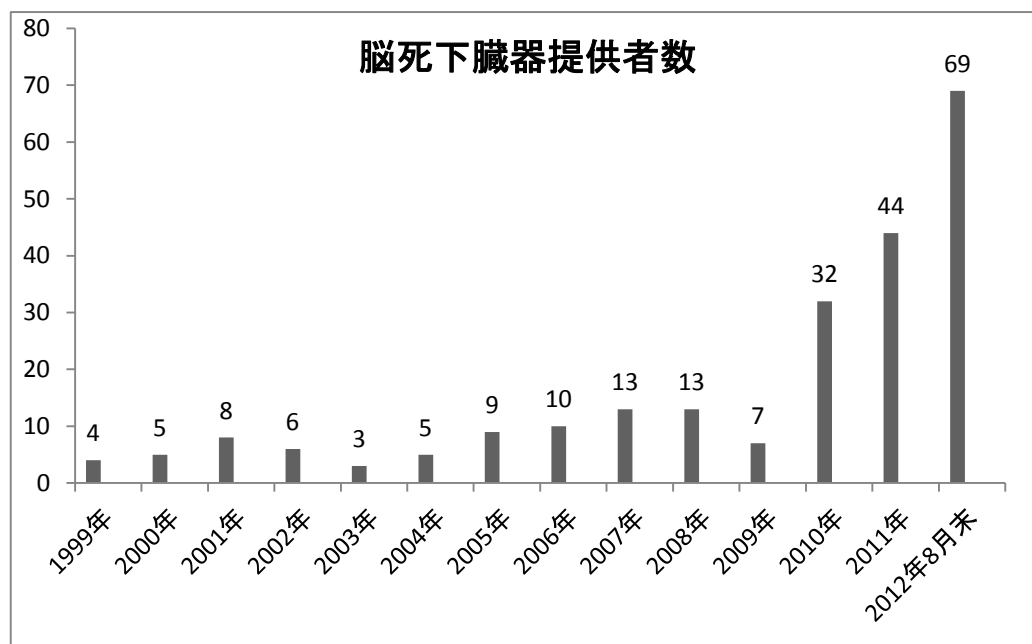
●D案＝基本は1997年法のまま。ただし、15歳未満の小児からの臓器移植のときだけ、遺族の承諾で臓器提供を可能とする。

●修正A案＝基本はA案のまま。臓器移植するときに限り、脳死は「人の死」とする。

●E案＝「臨時子ども脳死・臓器移植調査会」を設置する。

衆議院の解散が迫っていたこともあり、6つの法案の審議は計10時間に満たない短時間のうちに終わった。衆議院ではA案から順に採決されることになっていたが、A案が最初に可決されたため（賛成263、反対167、棄権・欠席48）、B案以降は採決に

¹新型インフルエンザの流行のため、2009年の総会で臓器移植に関する新指針を決定することは見送られ、2010年総会に持ち越された。ちなみに、移植ツーリズム自粛は、主として途上国から先進国へ、あるいは貧困層から富裕層へ非合法で臓器が売られる「臓器取引（organ trafficking）」をやめるように呼びかけたもので、正規のルートによる渡航手術を禁止したわけでも、移植用臓器の「自給自足」を命じたものではない。しかし、日本では新指針があたかも渡航移植禁止令のように受けとめられ、これが短期間で法改正のきっかけとなった。



もかけられなかった。参議院では修正 A 案が否決されたあと、A 案が可決され（賛成 138、反対 82、棄権・欠席 21）、改正臓器移植法（以後 2009 年法という）が成立した（施行は 2010 年 7 月 17 日）。

この改正により、1997 年法が臓器摘出の要件として採用していた「狭い」Opt-in 方式²は「広い」Opt-in 方式へ変更された。改正前は本人の臓器提供意思が書面で明示されていない限り臓器摘出はできなかったが、改正後は本人の意思が不明の場合でも遺族の承諾で臓器提供が可能になった。

当初の予想通り、脳死下の臓器提供件数は増加したものの、新規の課題も浮上している。「死の定義」や「意思表示」の問題は 1997 年法以前から争点となっていたが、「親族優先提供」と「被虐待児からの臓器提供防止」に関する条項は 2009 年法で新たに加わったものであり、多くの識者から実施について疑問が寄せられている問題である。これらを含め、2009

² 「Opt-in 方式」とは本人の承諾があることを条件に臓器提供を認める方法。「狭い」Opt-in 方式は本人の承諾があることが絶対条件だが、「広い」Opt-in 方式は本人の意思が不明な場合、家族の承諾による臓器提供を認めている。「Opt-out 方式」は本人が臓器提供を拒否している場合を除き、臓器提供を認める方法。厳密に言えば、1997 年法は「本人の Opt-in 方式+家族の Opt-out 方式」、2009 年法は「本人の Opt-out 方式+家族の Opt-in 方式」という組み合わせである。

年法が解決すべき課題を挙げ、日本の移植医療の今後のあり方を考察する。

2. 改正後の移植の実績

脳死下の臓器提供件数³を比較すると、2009 年法施行前は 86 件（1999 年 2 月 28 日～2010 年 7 月 16 日）、2009 年法施行後は 2012 年 8 月末現在で 98（2010 年 8 月 10 日～2012 年 8 月 12 日）となっている。改正前の提供件数は年に平均 7.8 件だったのに対し、改正後は 49 件となり、年間件数から見ると約 6 倍増加している。2012 年 8 月末現在の移植希望登録者数は心臓が 227 人、肝臓が 400 人、腎臓が 12318 人である。

絵野澤伸氏（国立成育医療センター）によれば、年間 50 人のドナーから臓器提供があると仮定すると、心臓については数年で待機者が減っていくと推計されるが、肝臓の場合は潜在的な待機者数が 700 から 800 人、腎移植待機者は 1 万人以上になるので、ドナー数は全く足りない状況であると言う⁴。同氏は、アメリカの潜在的脳死ドナー数から類推し、将来日本でもドナーが年間 500 人にまで伸びる可能性があ

³ 日本移植ネットワークデータ

⁴ 「座談会 改正臓器移植法の意義と課題」『L&T』45 号,2009.10,p.20.

ると述べている。その場合、すべての心臓移植待機者とほとんどの肝臓移植待機者に臓器が提供されるようになる。腎臓の不足は将来的にも補えそうになるので、人工透析でカバーするしかないとのことである⁵。

年間 500 人のドナー確保が実現できるか否かは、今後の医療体制や国民への啓蒙活動の充実度にもかかってくる。2011 年の脳死下臓器提供件数が 44 件、2012 年（1～8 月末）が 69 件であることを考えると短期間で 10 倍以上件数を増やすというのは相当困難であろう。

3. 2009 年法をめぐる諸問題

3.1. 死の定義

「脳死は人の死か」という「死の定義」に関する問題は、臓器移植をめぐる論争の中で最も長く議論されたテーマの一つである。

城下裕二氏（北海道大学）は「死の概念」について、以下のように分類している⁶。

①脳死二元説・脳死選択説

臓器移植の場合に限り、脳死を「人の死」とし、それ以外の一般の場合は心臓死をもって「人の死」とする。

②脳死一元説

移植目的の有無にかかわらず、脳死は「人の死」とする。ただし、臓器摘出の要件としての脳死判定およびそれを前提とする臓器摘出については、本人の意思表示、遺族の不拒否（または不存在）という要件を満たす場合に限る。

③三徴候説・心臓死一元説

三徴候説の立場から心臓死を「人の死」ととらえ、脳死を「人の死」とはしないが、脳死した者から臓器を摘出することを殺人罪の違法阻却事由としたものである。

2009 年法のもとになっている A 案は、②の脳死一元説に立脚したものであるが、脳死があらゆる場面において、一律に「人の死」とであるとまで断言してい

るかと思われる、そうとまでは言い切れない。2009 年法は、1997 年法の第 6 条第 2 項の「脳死した者の身体とは」の定義の中の「その身体から移植術に使用されるための臓器が摘出されることとなる者であつて」の部分削除している。これが「脳死を人の死」と認めていることを意味しているのかどうか。

城下氏は、「(…) 本法が、移植用臓器の摘出目的があるときに限って脳死を『人の死』としているという理解は必然的なものではなくなった。すなわち、行為の目的によって死の概念を相対化することなく、脳死を『人の死』とする立場が採られたとも言えるのであり、この点では改正法は第 2 の見解（＝脳死一元説(カッコ内は筆者)）に適合的であるとともに、移植目的がある場合に限り脳死説を採る第 1 の見解からは説明困難な面が生じたといえよう⁷。」としている。

衆議院法制局は「そもそも臓器移植法というのは、(…) 脳死判定や臓器移植の手術等について定める法律でございまして、臓器移植の場面以外について、一般的な脳死判定の制度や統一的な人の死の定義を定めるものではございません。(…) 『その身体から移植術に使用されるための臓器が摘出されることとなる者であつて』という文言を削除したといたしましても、この定義規定が適用される範囲というのは、これは臓器移植の場面に限られる、このことは、これは A 案が仮に成立いたしましたとしてもこの点は何も変わらないように考えております⁸。」と述べている。衆議院本会議でも「法的脳死判定は臓器移植を行う場合に限定されており、法的脳死判定については本人または家族が拒否できる仕組みになっている⁹」という発言があった。

町野朔氏（上智大学）は A 案における脳死の概念を以下のように整理している¹⁰。

①脳死判定されたときに脳死がある。

②臓器提供のときには脳死判定がなされるから、そ

⁷前掲注 6,p.12.

⁸『第 171 回国会衆議院厚生労働委員会会議録』16 号, 2009.6.5,p.17.

⁹『第 171 回国会衆議院会議録』37 号,2009.6.9,pp.2-3.

¹⁰町野朔「臓器移植法の展開」『刑事法ジャーナル』20 号,2010,p.7.

⁵前掲注 4, p.20.

⁶城下裕二「改正臓器移植法の成立と課題」『刑事法ジャーナル』20 号,2010,p.12.

のときには人の死としての脳死が存在する。

③臓器提供以外の局面では、脳死判定が行われなから、脳死はない。

④家族が脳死判定を拒むときには脳死判定が行われなから、人の死は存在しない。

要するに、A案は脳死一元説から出発し、明らかに違法阻却説を否定しているが、臓器摘出を前提とした脳死判定が行われるときのみ脳死は「人の死」としているという点で脳死二元説とほとんど変わらない。A案では「死体」を「脳死した者の身体」、「遺族」を「家族」と言いかえていることから、脳死一元説の反対論者に対する「配慮」が見えると言う。町野氏はこうした解釈を批判し、「脳死判定がなければ脳死がないかのように考えることは概念と概念を充たす事実の判断を混同したもので不当である。脳死の判定がなくても脳死は存在することは、心臓死の場合と同じである¹¹。」と述べている。

河見誠氏（青山学院女子短期大学）も、人の死の定義は法的決定によるべきもので、ドナーや家族の自己決定に委ねるものではないと発言している。2009年法が脳死一元説に接近しつつも、第6条第2項が一部削除されることになったのはなぜか。2009年法では、本人の意思が不明な場合、家族が脳死判定をするかどうかの決定を行う。河見氏は「家族によってなされるころの、本人を『その身体から移植術に使用されるための臓器が摘出されることとなる者』にするという決断が、本人の『死』をもたらす決断でもあるのだ、ということの『印象を和らげる』ためであった¹²」のではないかと解釈する。家族が脳死判定の承諾を行うに当たって、「臓器移植を躊躇させる要因を少しでも取り除くために」、文言削除が行われたというものである。河見氏は端的に第6条第2項の文言削除は「より多くの移植臓器の確保のためになされた¹³」と言っている。

A案にもとづく2009年法は、解釈としては「脳死二元説」を取り入れながら、法文上はあくまで「脳

死一元説」となっている。そのため、2009年法が成立したときには「脳死二元説」から「脳死は一律に人の死」に大転換したと報道された。

こうした死の定義が「独り歩き」し、移植現場を離れたところで、終末医療などに影響を与えて混乱を及ぼさないかという懸念がもたれている。例えば、人工呼吸器を付けた患者や難病患者、重度障害者は「医師の判断で人工呼吸器を外されるなどの治療中止がないか」という疑念を持っている。それに対して、日本救急医学会は脳死判定後ただちに人工呼吸器を切るということはない¹⁴、あるいは「家族の求めがあれば、臨床的脳死と判定した後も治療を続ける¹⁵」という発言を行っている。にもかかわらず、脳死患者の家族は「脳死が人の死」と定義されれば、患者の生きる権利を否定する風潮が生まれぬか、長期脳死患者はドナーになるべきだという無言の圧力が加えられるのではないかと不安を抱き続けている。

長期脳死やラザロ徴候¹⁶など脳死判定基準そのものに疑問を抱かせるような症例が各国で報告されたため、「脳死は人の死」という説に対しては再度批判的な意見が提出されている。倉持武氏（元松本歯科大学）は、年間10000人以上出現すると推計される日本国内の脳死者全員に脳死判定を行っていたら死亡判定のための医療費は膨大な額になるが、脳死判定基準を緩和すれば「脳死」の意味がなくなるとして、「脳死は一律に人の死」と法律で決めることには反対している¹⁷。

会田薫子氏（東京大学大学院）は、日本の臓器移植法が「脳死を一律に死」と扱っていない点について、「家族が受容するまでは患者を生者として扱い、

¹⁴ 『第171回国会参議院厚生委員会会議録』21号 2009.7.2.p.6.

¹⁵ 「改正臓器移植法、施行まで1年 子供の判定、基準急務」『産経新聞』2009.7.27.p.3.

¹⁶ 脳死判定後に脳死者が手足を動かす現象。1984年にこの現象を報告したA・H・ロッパーは低酸素による脊髄反射反応と解釈したが、「ラザロ徴候」発生時は血圧上昇が見られるなど脊髄反射だけでは説明しきれない部分も残されており、謎の多い現象である。

¹⁷ 倉持武「合理性と倫理性」『脳死・移植医療（シリーズ生命倫理学3）』丸善出版、2012年.p.15.

¹¹ 前掲注 10.p.7-8.

¹² 河見誠「脳死・臓器移植をめぐる公共的議論と法の役割」『青山学院女子短期大学紀要』64輯、2010.12., p.6.

¹³ 前掲注 12

家族の受容をみてから治療を終了」とするという臨床現場における「脳死の二重基準」に適合していると評価している¹⁸。

現在のところ「脳死は人の死」という概念は、相続など医療以外の分野には及ばないと言われているが、「脳死一元説」と「脳死二元説」を都合よく使い分けるようなことが将来的にも容認されるのだろうか。いまだに2009年法の解釈をめぐる、「脳死は人の死」と規定しているという主張と一律に人の死であるとは言っていないという意見が交錯している現状を見ると、日本の脳死論争は完全に終結したとはとても言えない。

それどころか、脳死一元説論者の中には延命治療中止のような臓器移植には直結しない場面にまで「脳死判定」を導入しようとする急進的な動きを見せる者もいる。臓器移植法はあくまでも臓器移植手続を定めた法である。臓器移植を前提としない一般的な「死の定義法」の必要性が日本でも生じるかどうかは、終末期医療の今後のあり方ともからむので、これからも注視していかなければならない。

3.2. 提供意思表示の問題

3.2.1. ドナーと家族の意思の相違

2009年法の最大のポイントは、「狭い」Opt-in方式から「広い」Opt-in方式への変更、すなわち、本人意思が不明な場合における、家族の承諾による臓器摘出を可能にした点にあった。これにより改正後の臓器提供数が一挙に増加したことは確かである。

しかし、「広い」Opt-in方式の採用は、本人の意思の尊重という観点からは一步後退したという印象を与えることは否めないであろう。意思の表示がない者すべてが臓器提供に同意しているとは限らない。

「第1に、(…)人によって、自分が脳死する可能性に現実味がなかったり、面倒だったりして、書面を整えていないかもしれない。また第2に、臓器提供についてこれまで関心を持たずにきた人や、よく考えたことのない人がいるかもしれない。これらの人々もおそらく書面を用意しないだろう、しかし、

そのなかには、考える機会さえ与えられていれば提供を拒んでいたはずの人もいることが予想される¹⁹。」という指摘がある。

しかし、これこそが「広い」Opt-in方式の長所とする意見もある。その例として、井田良氏（慶応大学）は以下のように述べている。「普通の人は、生きている間に、自分が死んでからのことを考えたくないであろう。死んでから自分の身体がどう扱われるかなどは、関心のもちようもないことであり、臓器提供を求められれば、あえてそれを嫌がる理由はないというのが本心だろうと思われる。(…)意思表示カードにサインしようとする人が少ないのは、大多数の人にとり自分の死後のことを考えるのは気が進まないことだからである。死後を考えることを無理強いし、提供意思の表示を求め、そしてその意思表示に頼る、そういう移植医療は、限界にぶつかざるをえない²⁰」。

町野氏は「たとえ死後に臓器を提供する意思を現実に表示していなくても、我々はそのように行動する本性を有している存在」であり、「我々は、死後の臓器提供へと自己決定している存在なのである²¹。」とまで言い切っている。

宇都木伸氏（東海大学）は、臓器提供は「遺体に新しい性格を付与し、それによってはじめて受領者や医療者が新しく権利をその上に持ちうる、いわば創造的な行為」であるので、「それは積極的な意思表示、本質的に Voluntary なものでしかあり得ない²²」と述べ、臓器提供は本人の積極的な意思表示のあることを前提としなければならないと言う。

本人の意思が不明な場合、家族の承諾により臓器移植が可能になる（「広い」Opt-in方式）ということにおいて、日本はアメリカ、イギリス、ドイツなどと同じ枠組に入ったが、日本は臓器提供の許諾をする「家族（遺族）」の範囲（あるいは定義）が独特である。「『臓器の移植に関する法律』の運用に関する

¹⁸会田薫子「脳死の『理』と『情』 - 臓器移植という医療のなかで」同上,pp.193-194.

¹⁹有馬齊「脳死と臓器移植に関する倫理議論の近年における動向」『Biophilia』6巻2号,2010,p.68.

²⁰井田良「改正臓器移植法における死」『日本臨床』68巻12号,2010.12,p.2225-2226.

²¹町野朔ほか『臓器移植法改正の論点』信山社,2004,p.29.

²²宇都木伸「提供意思」『ジュリスト』1121号,1997.10.15,p.51.

指針（ガイドライン）」では、「臓器の摘出の承諾に関して法に規定する『遺族』の範囲については、一般的、類型的に決まるものではなく、死亡した者の近親者の中から、個々の事案に即し、慣習や家族構成などに応じて判断すべきものであるが、原則として、配偶者、子、父母、孫、祖父母及び同居の親族の承諾を得るものとし、喪主又は祭祀主宰者となるべき者において、前記の『遺族』の総意を取りまとめるものとするのが適当であること」と記載されており、これでは誰が真の決定権者なのか明確にならない。親族に優先順位を付け、それにしたがって、決定権の順位を決めるという方式を取っている国もある。しかし、日本では「喪主又は祭祀主宰者となるべき者」が「遺族」の「総意を取りまとめる」よう求められているため、「喪主又は祭祀主宰者となるべき者」が決められない場合、あるいは移植に対する意見が遺族の中で分かれ、「総意を取りまとめられない」場合は移植ができない可能性もある。

また日本には、本人が臓器提供の意思表示をしても家族（遺族）が拒絶した場合、家族（遺族）の意思の方が優先されるという「遺族主義²³」が厳然として残っており、この点において 2009 年法は 1997 年法を引き継いでいる。実際には、スペインやフランスなどの Opt-out 方式を採用している国でも家族（遺族）の意思が全く無視されることはないと言われている²⁴。アメリカの統一死体提供法（2006 年）では本人意思の優先が明文化されており、本人の臓器提供意思は家族（遺族）でも覆せないことになっている²⁵。臓器移植法が「本人の提供意思を尊重する」というスタンスを貫くのであれば、まず「遺族主義」を改めるべきだったのではないかと思うが、改正後もそうはならなかった。ここでも臓器提供意

²³水澤久恵「臓器移植の倫理性 - 臓器を提供する意思の尊重という視点からの考察 -」『新潟医学会雑誌』25 巻 7 号, 2011.7, p.380.

²⁴法制上も実務上も厳格な Opt-out 方式の国はヨーロッパの中でもオーストリアなど少数派である。法制上 Opt-out かどうかだけがドナー数を増加させる要因ではないことは確かである。（岩波裕子「臓器移植の現状と課題（1）」『立法と調査』298 号, 2009.11, pp.40-41.）

²⁵相川厚「臓器移植における我が国と海外の比較 - 改正臓器移植法を中心に -」『日本臨床』68 巻 12 号, 2010.12, p.2187.

思の主体は誰なのかという問題にぶつかってしまうのである。

3.2.2. 子どもと知的障害者の場合

臓器移植法改正の第一の目的が子どもの臓器移植を可能にすることにあつたとすれば、「狭い」Opt-in 方式は「排除」されなければならない、幼児や乳幼児の臓器移植を実施するには、B 案が示す 15 歳から 12 歳への意思表示年齢の引き下げでも「不都合」ということになる。A 案が採用されなければ、日本国内で子どもから子どもへの臓器移植は実現されなかった。

「狭い」Opt-in 方式から「広い」Opt-in 方式に変更されても、成人には自分の臓器を提供するか否かの意思表示をする機会が与えられている。子どもにはその能力がないため、家族が臓器提供の可否を決定するという理屈が成り立つ。

その一方、知的障害者は改正後もドナー対象者の枠から外された。意思表示能力の有無を問題とするならば、これは矛盾しないのだろうか。同じ年齢の子どもでも知的障害児はドナーにならないが、障害のない子どもは親の承諾でドナーになり得るという「不均衡」が生じる。

韓国の臓器移植法では、精神障害者であっても本人が臓器提供の意思を持ち、遺族がそれに同意すれば、臓器提供は可能となる。ただし本人の意思が不明な場合はドナーになることができないため、それは逆差別に当たるのではないかという批判があり、改正案が提出されているという²⁶。

知的・精神障害者を弱者保護という観点からドナー対象者として除外しながら、子どもの臓器提供は認めるという 2009 年法は、どう見ても整合性を欠いている。しかし、今回の改正の最大の目的が「子どもの臓器移植実現」であつたと理解すれば、こうした矛盾も「あり」ということになるのである。

3.2.3. 本人意思の確認

内閣府『平成 20 年臓器移植に関する意識調査』によると、ドナーカードを所持しているのは全体の 8.4%、そのうち記入しているのは 50.3%、全体とし

²⁶前掲注 25, p.2188.

て記入しているのは3.8%となっている。改正後も本人意思が第一に尊重されるという原則は変わらない。そのためには、これまで以上にドナーカード、ドナーシール、拒否カードを普及させ、運転免許証、健康保険証に意思表示をする欄の設定やインターネット登録制度（日本臓器移植ネットワークの臓器移植意思登録システム）の利用促進をするなど、取り組むべき対策は多々ある。

2009年法は1997年法とは違い、本人意思が不明な場合でも家族の承諾で臓器提供を認めているので、摘出後に本人の拒否意思が判明するような事態も起こり得る。そのような事態を極力避けるためにも、常時携帯している運転免許証、健康保険証に提供に関する事項を記載しておくことや提供意思の登録制度を普及させることが急務となる。

3.3. 親族への優先提供

2009年法には第6条の2（親族への優先提供の意思表示）が新設された。提供の対象範囲はガイドラインで定められ、一親等（子及び父母、特別養子縁組による養子、養父母を含む）と法律婚の配偶者に限定された。また、特定の親族をレシピエントとして指名し、それ以外の者への移植を拒絶した場合は移植自体を見合わせ、親族へ臓器提供するために自殺をした場合は、親族への優先提供は行われなかったこととなった。

「親族優先提供」条項は世界的に見ても特異なものである。韓国の臓器移植法には、ドナーの直系尊属、卑属、兄弟姉妹、4親等以内の親族が待機者リストの最上位に置かれるという規定はあるが、順位決定は移植ネットワークが行うのであって、ドナー自身が親族優先提供の要望を出すことを認めたものではない。アメリカの統一死体提供法はドナーがレシピエントを指定することを認めているが、それは親族に限定したものではなく、友人などの血縁のない者でもよいとしている²⁷。再生されない臓器の生体臓器移植に限って言えば、ドイツのように「『提供者を特別で親密な個人的関係にあることが明らか』」ことを（近親者等ではない）ドナーの要件とし

て課す²⁸」という立法例もある。

そもそも2009年法第6条の2は、「自分の臓器は身近な親族に提供したいという声」に応じて、設けられたものだが、移植治療の公平性という観点からは問題あるものとして批判も多い。水野紀子氏（東北大学）は、「親族優先提供」条項の導入による「レシピエントとドナーを直接接続することの危険性は深刻で、いわばパンドラの箱を開封してしまったといえる²⁹」と書いている。水野氏は、親族優先提供が引き起こすと考えられるトラブルの例として、以下のようなものを挙げている。

- 親族の間では生活習慣も体質も似ているから、同様の疾患をもって臓器移植を必要とするレシピエントが複数いる可能性がある。彼らが臓器を取りあつたらどうなるか。
- ドナーの存在を知るレシピエントがいるということは、レシピエントがドナーの家族や主治医に働きかけることができることを意味する。たとえば、夫が妻に優先的に臓器提供をする意思を遺していた場合、夫の親族が「拒否権を行使しないでほしいければ、遺産からいくらよこすか？」と妻に聞いたらどうなるか。
- ドナーの主治医が、親族優先提供意思が記されていたドナーカードを探さずに救命に尽くしたために移植の時機を失したとき、そのせいで臓器移植の機会を失したという損害賠償請求訴訟を起こされる可能性がある。

これらの事例は発生する確率がまったくない事例と断言できるであろうか。親族への優先提供のための「自殺」も一見すると、それほど発生の危険性があるようなものとは思われない。だが実際、中国では肝臓がんの父親に肝臓を提供したいという遺書を残して自殺未遂をした少女の事件が報じられている³⁰。

親族優先提供が認められても、「公平性原則を根本

²⁸丸山英二「生体臓器移植におけるドナーの要件 - 親等制限」『法律時報』79巻10号,2007.9,p.34.

²⁹水野紀子「改正臓器移植法の問題点と今後の展開」『医学のあゆみ』237巻5号,2011.4.30,p.358.

³⁰松宮孝明「二〇〇九年脳死・臓器移植法改正を批判する」『法律時報』81巻11号,2009.11,p.3.

²⁷前掲注25, pp.2188-2189.

から否定するほどの数に上ることは考えられない³¹」という指摘もある。しかし、医学的理由を超えた優先提供は、水野氏の言うようにまさに「パンドラの箱」であり、臓器移植法改正の賛成論者からも「不当」であるという声が上がっている。

3.4. 子どもの脳死・臓器移植

3.4.1. 子どもの脳死判定

子どもは年齢が下がるほど脳の回復力が高く、成人よりも脳死判定が困難であると言われている。日本小児科学会における会員アンケート調査によると、「新生児を含む小児の脳死診断は医学的に可能か?」という質問に対して、「可能」と答えたのが32%、「分からない」と答えたのが49%となっている³²。

2000年に厚生省「小児における脳死判定基準に関する研究班」が生後12週～6歳未満の小児に対する脳死判定基準を定めた³³。1997年法の施行規則が2回行われる判定の間隔を「6時間以上」としていたのに対し、2000年の基準では小児の脳の回復力が高いことを考慮して「24時間以上」とした。さらに、2009年法施行に伴い、厚生労働省は新たに6歳未満の脳死判定基準を作成した。これも2000年の基準を踏襲して判定間隔を「24時間以上」としている。

3.4.2. 長期脳死

脳死診断から心停止まで30日以上かかったものを「長期脳死」と呼ぶが、これは子どもの臓器移植実施に際して最大の課題の一つとされたものである。

日本小児科学会と日本小児神経学会の調査によると、症例163件中、年間40～50件の小児脳死があり、そのうち74件を二次調査した結果、長期脳死と診断された例が18例(24%)もあった³⁴。また、2000

年の脳死判定基準によると、6歳未満で無呼吸テストを2回以上実施して無呼吸が確認されたものが20例あり、うち7例が長期脳死(35%)であり、うち100日以上心臓が動き続けていた例が4例(20%)あったと報告されている。子どもは成人よりも長期脳死になりやすい傾向があると言われている。300日以上も脳死状態が続いた症例もあり、その間身長が伸びるなどの成長も見られたことから、「脳死は一律に人の死」とする意見に対する反論の根拠にもなっている。今のところ長期脳死から回復した症例は見られず、現在の脳死判定基準を否定するには至らないとされているが、長期脳死は子どもの脳死判定の難しさを語る上で今後も避けられない問題になるであろう。

3.4.3. 虐待死児童の問題

2009年法の附則第5項には、虐待を受けて死亡した児童から臓器が提供されることのないように、移植医療に係る業務に従事する者は虐待の疑いがあるかどうかを確認し、疑いがある場合は適切に対応すると規定されている。これにより被虐待児からの臓器提供は認められなくなった。

しかし、児童虐待防止と臓器移植を結びつける考え方には疑問を呈する声もある。「虐待した親が改心して善行として臓器提供を申し出た場合も移植は認められないのか」「虐待した親以外の遺族が臓器提供に同意した場合はどうなるのか」「なぜ、禁止されるのは児童だけに限られ、配偶者間暴力や子から親への暴力の被害者、殺人・業務上過失致死などの一般的な犯罪被害者からの臓器提供を禁止せよという議論はないのか」といった具体的な問題提起もなされている³⁵。アメリカでは虐待によって死亡したことが判明した児童であってもドナーになることは可能である³⁶。

小児ドナーの中に虐待の被害者がいるかどうかを判別できるかということも大きな問題となっている。

³¹『第171回国会参議院厚生委員会会議録』23号 2009.7.7,p.17.

³²「子どもの脳死診断『可能』32% 半数『わからない』/小児科学会会員調査」『大阪読売新聞』2007.5.5,p.29.

³³「厚生省『小児における脳死判定基準に関する研究班』平成11年報告書 小児における脳死判定基準」『日本医師会雑誌』124巻11号,2000.12.1,pp.1623-1639.

³⁴「小児脳死の実態と診断についての全国医師アンケート結果(2004年)」『日本小児科学会雑誌』108巻11号,2004.11, pp.1434-1437.

³⁵水野前掲論文 29,p.359、町野朔「改正臓器移植法と今後の課題」『厚生労働科学研究費補助金免疫アレルギー疾患等予防・治療研究事業 再生・移植医療の現状と将来に向けての国際比較』2010.3,p.18.

³⁶相川前掲論文 25,p.2188.

日本小児救急医学会の会員アンケート調査によると、「虐待診断できる」と答えたのは12%、「できない」と答えたのは31%、「分からない」と答えたのは52%³⁷となっており、現場レベルでも、虐待例の判別が難しいと認識されていることがわかった。

虐待で脳死になった子どもの臓器提供が虐待した親の承諾で行われないように、的確な判断を下せる医師を増やすことが求められている。あるいは、D案にもあったように、病院内に倫理委員会を設けて、虐待事例を審査する必要性も生じてくるかもしれない。

3.5. 移植医療体制の整備

3.5.1. 家族のケア

本人意思が不明な場合、家族の承認で移植が実施できるようになったため、決断しなければならぬ家族の負担はより増えることになる。臓器提供の決定を迫られる家族に外部から心理的な圧力がかからないように、医療関係者は心がけなければならない。

また、臓器提供の承諾時に限らず、移植の実施後も深く悩み続ける家族も多いと言われている。今後はそうした家族の心のケアがより重要となってくるであろう。

最近では、法的脳死判定から臓器提供の間に一定の時間を置き、ドナーとなる患者本人と家族の最後の別れの時間を過ごす「みどりの医療」の必要性もあると言われているが、それを十分な形で実施できる医療機関はまだ少ない。

3.5.2. コーディネーター不足解消

前述したように、改正後はドナーの家族へのケアがますます重要になってくることが予想されるが、それを担当するコーディネーターの数が足りないことがネックになっている。現在、日本臓器移植ネットワークに所属するコーディネーターは全国で約20人、都道府県コーディネーターも約50人しかいない。

その数少ないコーディネーターがレシピエントの方を向きすぎていると批判する関係者もいる。小野元氏（聖マリアンナ医科大学）は、「コーディネータ

³⁷ 『『虐待ない』見極める目を 決め手は目撃証言』『朝日新聞（大阪）』2009.7.8.p.21.

一の医学コンサルタントも元は臓器提供の際に摘出する医師で、移植ネット全体が移植患者を向いているとみられても仕方ないと思った」と話している³⁸。ドナーの家族に対して今以上に目配りができるコーディネーターを早急に養成する必要がある。

3.5.3. 救急医療体制の不備

脳死状態の患者が出て、救急医が家族に提供意思を尋ねなければ提供手続は始まらないが、救急医療現場はただでさえ、医師不足で余裕がなく、多くの医療機関は脳死判定・臓器移植に協力できるかどうか分からない状態であるという。厚生労働省研究班の調査（2006年）³⁹によると、調査対象541病院で1年間に亡くなった30856人中、脳死の可能性のあったのは5496人（17.8%）で、脳死の確認をしたのはそのうち1601人（29.1%）だった。

脳死判定は手続きが煩雑であり、時間や費用がかかるので医療提供者の負担が大きく、救急医療機関では脳死判定を避ける傾向にある。1997年法ではドナーカードによるドナーの提供意思の尊重という大義名分があったが、2009年法施行後はドナーの提供意思がわからなくても、家族の意思を確かめなければならないので、救急医の負担は1997年法の時よりも増える。

子どもの救急医療施設不足は成人以上に深刻である。日本集中治療医学会の2005年の調査によると、小児専用の集中治療室（PICU）は全国でわずかに97床⁴⁰、小児救急システムは国立成育医療センター（東京）と静岡県立こども病院の2か所しかない⁴¹。臓器提供施設についても、厚生労働省は子どもの臓器提供施設の要件など提供施設のあり方の検討を行った。厚生労働省のアンケート調査によると、2012年1月25日時点で臓器提供施設として体制が整っていると回答した全国340医療機関のうち、18歳未満

³⁸ 「家族の支援探る現場 改正臓器移植法、患者に代わり意思決定も」『朝日新聞』2009.7.24.p.29.

³⁹ 平成18年度厚生労働科学研究費補助金特別研究事業『脳死者の発生等に関する研究』（主任研究者：有賀徹）

⁴⁰ 「臓器移植法改正案成立 難しい小児脳死判定 『虐待』判別も重要」『毎日新聞』2009.7.14.p.2.

⁴¹ 『第171回国会参議院厚生労働委員会会議録』21号、2009.7.2p.17.

の提供が可能なのは 144 機関である。

3.5.4. 移植の透明性

移植の透明性については、2011 年改定の WHO 新指針の原則第 11 にもうたわれている。

現行法の施行後、実施された移植例は「脳死下での臓器提供事例に係る検証会議」によって検証され、厚生労働省のホームページに掲載されている。第 40 回検証会議（2012 年 1 月 30 日）までに検証済みになったものは、臓器提供者 164 人中 102 件である。検証会議は原則非公開であり、検証結果の報告書における公表内容もドナーの家族の事前承諾を得ることになっている。患者側の匿名性を守るためというのが非公開の一番の理由となっているが、透明性原則とプライバシー保護の兼ね合いをどうするかが課題となっている。また、検証会議にドナー側の家族が入っていないことについても問題があると指摘されている。

衆議院、参議院の厚生労働委員会では、移植 81 件中 30 件が異常死であったにもかかわらず、原因が明らかにされなかった事例が取り上げられ、検死の必要性の有無が問われた⁴²。

3.6. 生体移植・組織移植に関する規定

生体移植と組織移植に関しては、C 案では盛り込まれていたが、A 案では何も触れていない。髙島次郎氏（東京財団）は生体移植・組織移植に関する条項が「欠落」している点を親族優先提供規定とともに日本の臓器移植法の特異なものとして取り上げている。日本が歴史的に「脳死者（すなわち生者ではなく）」からの「臓器（すなわち臓器以外の組織ではなく）」の移植を実現することにのみ精力を傾け、「ほかのことには手が回らなかった」ため、重大な「欠落」を招いたのだと髙島氏は指摘する⁴³。

2009 年法では、生体移植の手続きはガイドラインで規制しているが、ガイドラインでは罰則を科すことができない。2010 年に改定された WHO の新指針でも生体移植や組織移植に関する規制の記述がある

⁴² 『第 171 回国会参議院厚生委員会会議録』22 号、2009.7.6.p.16.

⁴³ 髙島次郎「外国の移植事情」『脳死・移植医（シリーズ生命倫理学 3）』pp.233-234.

ので、日本もこれらの移植について何らかの対応が求められることになるであろう。

4. まとめ - 次期改正に向けて

4.1. 臓器提供の決定権

臓器移植という医療行為そのものを完全に否定する立場を除き、(脳死が人の死であるかどうかの判断は別として) 条件次第で臓器移植は認めてよいとする意見が日本においても多数を占めつつある。問題はその条件であり、突き詰めて言えば、臓器移植は誰の意思に基づくものであるかということである。

「狭い」Opt-in 方式に立脚する 1997 年法では脳死者本人と家族両方の承諾が必要であった。2009 年法は本人が拒否している場合を除き、家族の承諾による臓器提供を認めている。本人と家族の意思が不一致のときはどちらを優越させるべきなのか。

- (1) 本人＝拒否
- (2) 本人＝不明、家族＝拒否
- (3) 本人＝不明、家族＝承諾
- (4) 本人＝承諾、家族＝拒否
- (5) 本人＝承諾、家族＝承諾

(1) の場合は提供不可となり、(5) の場合は提供可になる。(2)、(3) は本人の意思が不明なので、決定権は家族にあり、(2) の場合は提供不可、(3) の場合は提供可となる。

(2)、(3) に関連して、意思表示が不可能な子どもと成人の知的障害者では前者は家族の承諾により提供可だが、後者はドナー対象から除外され、被虐待児も除外される。

問題は、(4) の場合のように本人が臓器提供に承諾しているにもかかわらず、家族が拒否した場合である。脳死者本人の意思を優先すべきとする意見と、死後の処分権は家族（遺族）にあるのだから、臓器提供に関しても家族（遺族）の反対意思が優越するという意見が対立している⁴⁴。丸山英二氏（神戸大

⁴⁴ 「(…) 人が死亡することによって、同時に生前の権利が消滅すると考えれば、相続人や遺族に死後の財産の処分権が発生するのと同様に、死体からの臓器の摘出についても死者の意思よりも遺族の意思が重要な判断材料となる。この立場からは、死者が生前に臓器の提供意思を表明していても、遺族が反対すれば実現しない可能性もあるということになり、こ

学)は、本人の承諾がある場合は遺族・家族の積極的な承諾を得る必要がなく、拒否がないこと(拒否不存在)の確認で足りるという規定に着目し、これは角膜腎臓移植法制定のときに導入された「本人意思がある場合における遺族の承諾要件の軽減に由来するもの」であり、「本人意思の尊重を条件付きで打ち出そうとした」ものだとした。臓器移植法においては「承諾」と「拒否不存在」の区別がつけられたにもかかわらず、厚生労働省の指針・書式例などでは遺族・家族は「承諾」を与えるべき者に格上げされており、こうした改変は「実務において、法文から逸脱した運用指針・書式例の適用・使用が行われ、さらに本人意思の効果が希釈化されている」ことになると批判している⁴⁵。

家族が臓器摘出の是非を判断するというこの意味は何か。家族がドナー本人の意思を付度して意思を表示するという事なのか、それとも家族自身の意思の表示なのか。一つ言えるのは、家族は脳死者(死者)の完璧な代弁者ではないということである。2008年の臓器移植に関する世論調査によれば、家族が脳死になった場合、臓器提供についての脳死者の意思を「尊重しない」と回答する者が少数ながら存在している。本人には提供の意思があることを知りながらそれを拒否する家族もいる。臓器提供を承諾した場合も、脳死者の提供臓器がレシピエントの身体の一部となって生きつづけることを望むが故に承諾したという家族も多い。それは本人の提供意思を付度した承諾ではなく、あくまでもドナーに対する家族の思いが主体となった承諾である。

今後浮上してくる問題として考えられるのは、現代社会では臓器摘出をすべきか否かを判断する家族の概念があまりにも曖昧なものになっているということである。家族関係が希薄化する今日では本人の意思を付度すべき家族が誰もいないという現象も起きかねない。

親族への優先提供という条項が日本特有であることは前述したとおりである。この変更点が「人道的精神に基づく臓器提供」、「移植の機会公平性」という臓器移植法の原理原則から乖離していることは言うまでもない。脳死者の意思を生かすのならば、レシピエントの指定を親族に限定する必然性もなく、アメリカの統一死体提供法のように、友人知人でもよいはずである。しかし日本では優先を認められる相手として想定されているのは3親等以内の親族のみである。ドナーになるか否かの判断においても家族が最終決定権を持ち、レシピエントとしても親族が優先されるという家族、親族の輪の中で閉じた移植医療は、「臓器は国全体のものである」と考える欧米の基本原則とは対極的にある。脳死・臓器移植は死生観や価値観などといった各国の文化の相違が反映されやすい医療であり、どちらかが正しいとか正しくないとか単純には言いきれない。しかし、多くの日本人が海外に渡航して臓器提供を受けてきた(受けている)という現実から見れば、臓器移植は国境を超えた人類全体の相互扶助的な要素の強い医療だと言える。その意味では「公正」「公平」を重んじる臓器移植法と狭い範囲での利益をはかる親族への優先提供規定の間にはかなりの齟齬があると感じざるをえない。

4.2. Opt-out 方式という選択

移植推進派は、A案による法改正により、ドナーは1年目に30~70例、3年目には100~150例増加すると想定していた⁴⁶。しかし、現状から推測すると施行後3年目の2013年に100例以上の脳死下臓器移植が実施されるとは思われない。たとえ予測通りの増加があったとしても、腎臓移植の待機者は1万人以上いるので、絶対数はこれでも不足する。今回の改正で臓器提供が増えなかった場合、次はOpt-out方式に変更せよという声が高まる可能性もあり、いつまでたっても「臓器不足」が解消されないというジレンマに陥るかもしれない。

一般的に見ると、臓器提供者数はOpt-in方式の国

れがわが国の現状といえる。」須藤正親、池田良彦、高月義照『なぜ日本では臓器移植がむずかしいのか』東海大学出版会、1999.3、p.83。

⁴⁵丸山英二「臓器移植をめぐる法的問題」『脳死・移植医療(シリーズ生命倫理学3)』pp.94-95。

⁴⁶「臓器移植なぜ改正機運 3年以上たなざらし…WHO 渡航自粛受け」『読売新聞』2009.4.22.p.3、「談論 臓器移植法改正案」『読売新聞』2009.6.19.p.13。

よりも Opt-out 方式の国の方が多い。実際、オーストリア、ベルギー、フランス、イタリアなどは Opt-out 方式に変更した後、提供数が増加している。しかし、Opt-out 方式に変更するだけで提供数が増えるというわけでもない。同じ Opt-out 方式採用国でも、スペインのように国家をあげて臓器移植推進体制を進めている国は着実に提供数を伸ばしているが、Opt-out 方式に変更した後も体制整備が追いついていない国では提供数は増加していない。イギリスでは 2009 年に Opt-in 方式から Opt-out 方式に変更することが検討されたが、やはり法改正のみで提供数増加をはかることはできないという理由で、変更は見送られた⁴⁷。オランダでも同様に Opt-out 方式に変更する 2009 年法案が提出されたが、協力医療機関が全入院患者に臓器提供の意思を聞くという地道な努力を行った結果、ドナーが 20%増加したため、Opt-in 方式を継続することになった⁴⁸。

厳密に言うと 2009 年法は、「本人の Opt-out 方式」+「家族の Opt-in 方式」の組み合わせでもあるので、さらに Opt-out 化を進めるとするならば、「家族の Opt-out 方式」を採用することになる。これによりドナー数は現在よりも増加する可能性はあるが、現実には実施するのは非常に困難である。以前に比べると脳死移植を肯定する意見が多くなったとはいえ、臓器提供を拒否する家族の意思の「不存在」をもって、全面的に脳死下臓器移植を「可」とすることには抵抗感を覚える日本人は多いであろう。たとえ完全 Opt-out 方式に移行できたとしても、その結果やはり臓器の絶対的不足が解消されないとすれば、敢えて Opt-out 方式に切り換える意味も薄れる。「狭い」Opt-in 方式から「広い」Opt-out 方式への転換がどのようにドナー数の変化に結びつくか、推移を見守る必要がある。

4.3. おわりに

2009 年法の施行から約 1 年後の 2011 年 6 月、東京の男性医師が生体腎臓移植を受けるため、暴力団に多額の仲介料を払い、ドナーと偽の養子縁組をし

て移植手術をするという事件が発覚した。改正により、脳死下臓器移植が確実に増える方向にあっただけに、医師自身が違法な手段で臓器を買うような行為をしていたことに日本中がショックを覚えた。臓器不足はそれほど切迫していたものであったということが裏付けられる。

医師による臓器売買事件の 1 年後の 2012 年 6 月、2009 年法のもとでの 15 歳未満のドナーとしては 2 例目となる子どもの脳死者が現れた。ドナーは 6 歳未満男子で家族の承諾により脳死判定が行われ、心臓、肝臓、腎臓等が移植された。子どもの臓器移植の機会を増やすことを主たる目的で改正された 2009 年法だが、施行後 2 年の間に実施された移植例が 2 件というのは予想された結果なのだろうか。このままのペースで進むとすれば、子どもの臓器不足は成人以上に深刻なものになりかねない。改正後も絶対数の不足という壁は簡単には突破できないであろう。

そもそも、誰かの死を待たなければならない移植医療は、根本的に「矛盾をはらむ医療」であり、「過渡的な医療」なのではないかと考える関係者は多く存在する。将来的には、再生医療などの発達により、移植に頼らなくてもよい新しい医療技術が開発されることが望ましいのではないかと思われる。臓器移植の必要性が切実なものでなくなる日までには相当な時間を要するであろう。それまでの期間、2009 年法が残した法的課題を解消し、医療ケア体制の一層整備する方向で臓器移植医療が健全に進行していくことを期待したい。

⁴⁷相川前掲論文 25,p.2190.

⁴⁸岩波前掲論文 24,p.50.

内モンゴル東部地域における「大躍進」運動の問題点

——ホルチン左翼後旗を事例として——

ボヤント

桐蔭横浜大学大学院法学研究科

I. はじめに

周知の通り、1957年から1958年にかけて、中国では二種類の運動が行われた。それは「反右派」運動と「大躍進」運動であった。反右派運動は、知識界に対する運動で、大躍進運動は「三つの紅い旗」（三面紅旗）の一つであり、農業、牧畜業、商工業などに対する運動であった。内モンゴルにおける「大躍進」運動は、中国共産党中央委員会の指導で行われた。要するに、ジリム・アイマッグ（日本語では「ジリム・アイマク」、または「ジリム盟」とも書かれている、中国語では「哲里木盟」、または「哲盟」とも書かれている。今の通遼市のことである）及びその下級機関であるホルチン左翼後旗（中国語では「科尔沁左翼後旗」、「科左後旗」とも書かれている。以下は「後旗」と省略する）における「大躍進」運動は、中共中央委員会と中共内モンゴル自治区委員会の指導によって行われたのである。

本稿ではモンゴル人の多数が暮らしている内モンゴルの東部地域の旗（中国で県レベルの行政機関と言われている）で、その運動がなぜその様な経緯に至ったのか、内モンゴルの東部地域での「大躍進」運動の特徴と問題点は何か、それによってモンゴル人社会が過去と比べるとどのように変化したのか、それらの問題を当時における公文書を踏まえて具体的かつ詳細に論じる。

II. 後旗における「大躍進」運動の状況

この運動について、後旗の正式な「ホルチン左翼後旗誌」には、以下のように書かれている。

「①1958年3月、旗党委は1,870名の幹部を試験畑に生産労働する目的で参加させ、旗直属機

関から40名の幹部を労働に従事させた。全旗において、4万人が農業労働に参加して、1,000個の『衛星畑』と高収穫の『基本畑』を建設した。②中央からの『鋼鉄を大々的に鍛える』と言う呼び掛けに従い、3,000人がフレー、阜新などの地域に行き、採鉱し、土で高い炉を建て、鋼鉄を鍛えた。その結果、ガンジガ鎮（後旗政府の所在地）だけで、1,200名の幹部や工人が昼夜を分かたずに工事を進め、9つの高い炉を建てた。そして、1,300トン土鉄（純粋な鉄になっていないもの）、100トンの土鋼（在来の方法で製錬した鋼鉄）を鍛えた。また、ガラス工場、セメント工場、セメントパイプ工場、電池工場、綿麻工場などあわせて554個の工場を建設した。③モドート区のトゴルジン山の南の清河流域で、貯水池を建設して、それを『紅領巾水庫』（ピオネール貯水池）と名付けた。金宝屯鎮に三江揚水站を建設し、18,000畝（中国の耕地面積の単位、1畝=6.6アール）の畑を灌漑するようになった。④17個の人民公社を建て、369個の生産隊をつくり、1,800余戸を転宅した。金宝屯地域（金宝屯公社、向陽公社、双勝公社、チャルス公社などを含む）が『13ヶ月で共産主義を建設する』試験点をつくった¹。地元の人々は、当時の金宝屯公社が共産主義になり、僅か18日間暮らして食料がなくなった²と言っている。

当時（1958年）、後旗における総人口は190,238人³であり、343人に一つの工場が当たるように建設されたのである。しかし、後旗の人口のかなり多くのは、農民・牧民であった。統計によると、1949年、農民と牧民が総人口の90.65%を占め、1965年に、総人口の91.05%

を占めていた⁴。そして、1958年に、後旗における農民と牧民の数が総人口のほぼ90%を占めていたと言う推測ができる。以上の公文書と数字から見ると、数多くの農民や牧民が毎日農業、牧業などを生業として働きながら「整風整社運動、反右派闘争」、採鉱、鋼鉄を鍛える、工場をつくる、水利建設をするなど苦しい状態であったことが分かる。その上、開墾して耕作面積を大量に広げ、家畜に対しての「任務」も増えていたのは事実であった。

まとめて言えば、後旗における「大躍進」運動では、農業における畑、水利を開発すること、工業における鋼鉄工場、人民公社などをつくることであった。すなわち、農業大躍進、工業大躍進、人民公社化であった。農業において、

「1957年の6,380垧⁵畑の基礎の上、1958年に増加して、13,000垧になる。そのため、生産においての水利、肥料などを準備して、100%の畑に施肥する」⁶のであった。しかし、後旗における大躍進は、自治区からの「農業大躍進、牧業大発展」政策の通りに、農業だけでなく、牧業も大発展して、国家へ「貢献」することであった。

これについて、当時、後旗における農・牧業の収穫を集め、国家へ納入する任務を完成する重要な一環であった「後旗食品公司」の企画を見よう。「中国食品公司内モンゴル自治区ホルチン左翼後旗公司の1958年の事業を躍進する企画」⁷では、以下のように書かれている。

「1958年は、我が国が国民経済の第一期の五年計画の完成の基で、第二期の五年計画を迎える第一年である。第二期五年計画で、先に重工業を発展させた基礎の上に、工業と農業を一括する方針を実行し、我が旗を大いに発展させ、全面的に躍進させる一年である。同時に、中央から全国農業発展綱要（改修案）を公布して、15年間の内に鋼鉄とその他の重工業製品の産量を英国に迫いつく、或いは英国を超えることが出来ると提案した。これらの人心を奮い立たせる偉大な目標へ呼びかけることは、全国人民の最高の利益である。更に、全国人民の光栄な、偉大な歴史的任務である（省略）」⁸と強調している。その具体的品目、数量は以下の表1、表2に示す。

表1 1958年の後旗品物を集める任務⁹

品物	単位	合計	旗公司	フレー	金宝屯	ジリガラン
豚	口頭	20,500	5,500	3,500	9,400	2,100
牛	頭	17,200	5,700	5,500	3,500	1,500
タマゴ	斤	1,000,000	340,000	350,000	310,000	
羊	支頭	5,500	1,000	4,000	400	100
老雑畜	頭	600	250	150	200	100
農耕驢	頭	5,000	2,000	1,500	1,700	300
その他	元	49,420	31,420		19,000	

表2 1958年の後旗食品公司の集めた任務¹⁰

品物	単位	数量
豚	口(頭)	17,000
牛	頭	13,600
タマゴ	斤	930,000
羊	支(頭)	3,500
老雑畜	頭	20
農耕驢	頭	5,000
その他	元	297,194

以上の二つの表で示した家畜は、旗における各公社や牧畜場が旗食品会社へ「売り出す」任務である。しかし、当時の農業の収穫と牧畜業の家畜を買い付ける際、値段を定める権限は、旗食品会社に任せられているため、値段は大変低かった。なぜなら、当時は自由的競争する市場経済が党委によって打ち破られ、「計画経済」になり、値段は党委の会議によって定められていたのである。更に、表から見れば、半分以上の物を「任務」として、国に納入するのである。残り分は、後旗における各級党委や各機関の幹部らに「提供」する物である。この二つの表に書かれている数字から、中央政府、或いは自治区政府の支配力がどれほど強かったかが分かる。二つの表を分かりやすくするため、グラフ1にして比較し、Ⅲ-1で示す。

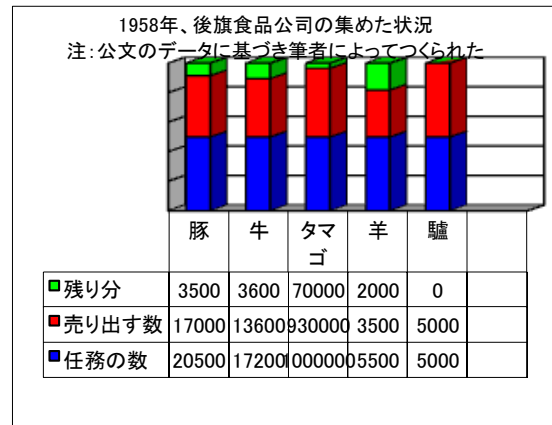
Ⅲ. 後旗における大躍進運動の得失

Ⅲ-1. 後旗における大躍進運動の二つの面

まず、党委の場合は、確実に「躍進」した面があった。①指導する地位の面で、「1,870名の基礎の幹部や40名の旗直属機関の幹部が、労働に参加」¹¹して、社会主義建設に役に立つ幹部の陣営が芽生えた。その一方、行政の面で、「人民公社を建設する」ことが成功し、従来の「互助組」、「協同合作社」より、さらに集団化され、党からの指導や管理が強化された。1963年2月になると、30個の人民公社が成立し¹²、それらが1984年11月まで社会主義建設に役に立ったのである¹³。②水利、揚水設備を建設し、耕作面積が拡大し、国に納入する収穫が一時的に多くなった。数多くの工場や鉄を鍛

える炉が増加し、国家の重工業化に「貢献」した。そのため、後旗は、ジリム・アイマッグ委員会と自治区委員会に賞を与えられ、とくに中共中央委員会の賞をも与えられた。1959年に45個の「紅旗機関」が選ばれ、旗委員会の賞ももらった。同年2月に、後旗の党委書記であるダムリン氏と鉄牛公社林場の副工場長であるノミン・ダライ氏が、全国の「労働模範」になり、国务院からの褒賞を与えられた。10月に、満闡など14個の人民公社が食料を国に納入することに優秀な成績を上げて、中共ジリム・アイマッグ委員会に表彰された。12月から翌年の1月にかけて行なわれた自治区第八次農

グラフ1



村事業会議で、後旗は「自治区の農業先進機関」に選ばれ、7個の公社が「自治区の農業先進機関」として選ばれ、自治区の賞ももらった。1961年6月、後旗の4個の生産大隊が自治区政府に「1960年において、農業大収穫した機関」として、賞ももらった。1962年1月、後旗党委と後旗人民委員会(政府)が工業、農業、牧業における先進代表大会議を開催し、262個の「先進団体」と159人の「先進個人」に賞を与えた¹⁴。③後旗で、党委の指導を宣伝する機関も「大躍進」して、ソフト面でも大きな成績を上げたのであった。「1957年に、後旗の人民ラジオ放送(広播站)が建てられ、翌年(1958年)3月に、

後旗のモンゴル語での講談館（説書館）が建てられた。4月に、文化を宣伝する『文化隊』が建てられ、この隊がのちに、後旗のオラーン・ムチル（烏蘭牧騎）になった。5月に、『躍進号』と言う新聞が創刊され、後旗の党校が建てられた。10月に、後旗党委の機関誌である『科左後旗報』（漢語）が創刊され、1959年4月に、モンゴル語でも創刊された。同年8月に、中華人民共和国建国した10周年に対応して、後旗の展覧館が建てられた¹⁵のであった。すなわち、後旗における共産党の宣伝機構であるマスコミがその時代の「大躍進」によって、作られてきたことが分かる。

次に、大衆の場合は、党委によって行なわれた「大躍進」運動が普通の農民、牧民に大きな災難を与えた。これが二つ目の面であり、これについて、後旗党委が正式に主張した公文書で次のように書かれている。

「1958年に、1200人の幹部や工人が昼夜を分かたず、鉄炉を建て、1300トンの鋼鉄を錬り鍛えたが、すべてが使えずくず鉄になり、道路の舗装に使われた。同年の10月に、旗委員会が人民公社を建てるために、新しい計画を決議し、108個の村を合併して、1,800余りの戸の農・牧民が移住され、群衆に大きな経済的損失を与えた。11月に、金宝屯地区が『13カ月で共産主義を完成する』ことで、巨大な経済的損失になり、群衆の生産する意気込みをくじいた。全旗で554個の工場を建てたため、工業の貸付金が猛烈に増加して428万元になった。1960年6月に、国家へ納入した食料が多かったため、後旗のある公社や生産隊で、人が餓死した事件があった。同年、全旗の農作が極端に減産して、実際に収穫した食料が0.775億キログラムであった。しかし、旗の食料会議で生産量を1.5億キログラムと見積もり、国家へ0.45億キログラムの食料を納入すると言う決議をして、それが当年における生産量の65%を占めた。その結果、農民に残された食料が毎日一人当たり

0.15－0.25キログラムであった。1961年2月、満闡、オウーラ、ジルガラン、ノゴス・タイ、モドートなどの公社で、人が餓死した事件が発生した。1962年9月、満闡公社で、人が餓死した事件が発生し、アイマッグと旗党委から事業組を派遣し、調査した結果、2名の幹部に刑事処分を与え、10名の幹部に紀律処分を与え、のちに、旗委がジルガラン、ノゴス・タイ、オウーラ、モドートなど公社での異常死した事件を処理した。そして、旗委の常務委員会の一人、公社書記や副書記及び社長の7人、大小隊の幹部の何10人をそれぞれ処分したのである¹⁶と示している。

「大躍進」運動が後旗の工業、農業、牧畜及び農・牧民を発展させたのは、事実であった。しかし、以上の公文書から見て、1959年から1961年にかけて、自然的災害の原因で、人々が餓死したと言う結論にはならない。逆に原因について「国家に納入する食料が多かった」のではないか。さらに、後旗において、餓死した人々のことを「異常死」と明確に定義している。このように、人々が餓死したことの原因を遡って探ると、その原因は、後旗党委と中共ジリム・アイマッグ委員会及び中共内モンゴル自治区委員会であるのではないか。すなわち、中国共産党中央委員会の誤った政策、方針、指示であったのではないか。以下のⅢ－2で具体的に検証する。

Ⅲ－2. 運動の過酷な影響及びその分析

上で引用した公文書で、大衆が餓死した事件が2回書かれているが、実はほとんどの村で、食料が足りないため、餓死した事件が発生したのである。筆者が後旗に現地調査を行っていた際に、年寄りの人々から聞いた結果、共通点は「1958年から1962年にかけて、澱粉や野菜を主食とした」と言うことであった。本稿で、ジルガラン公社のある生産大隊の餓死した状況について、当公社が中共後旗委員会へ出した報告をサンプルとして分析する。その報告につい

て公文書は、1961年3月31日に、ジリガラン公社党委から、後旗党委へ出した「エケ・ノール生産隊に発生した死亡事件の状況についての報告」¹⁷（報告と略記する）であった。この「報告」の主な内容は以下のAからGの通りである。

A. 「本隊の総戸数は201戸で、総人口が920人で、総労働力が391人で、その内、婦女労働力が171人である。1960年に、総耕地面積が18,238畝で、総産量が746,720斤（373トン）で、国家に納入する食料任務が460,262斤であった。しかし、実際は488,728斤食料を納入して、任務を超過達成した。10月1日に、全隊での自家用食料が169,224斤であった。10月1日から翌年2月末に、消費する食料は、99,634斤であり、一人当たり108.3斤を消費し、毎日一人当たり0.7斤である。

食料について公社からの統一した標準的配給は、10月から12月15日まで、やや多く、毎日一人当たり平均的に8両¹⁸（400グラム）程度である。12月15日、公社の支部書記会議で、統一した配給によって、（翌年）1月20日まで、毎日一人当たり平均的に0.4両（20グラム）と定量された。1月20日から2月末まで、毎日一人当たり平均的に0.5両で、3月から（旗に開催する生活書記会議が終了する前）毎日一人当たり0.6両であると定量された。3月6日から7月に、全部統一して0.8斤（1斤=500グラム）になる。

それにも関わらず、分配するのが不適切で、病人に必要な食料を減したため、病人が多くなり、死亡人数が往年の同じ時期より増えたのである。

B. 本隊において死亡したことと発病した状況。1960年10月以降、本隊で45人が死亡した。その内に、10月から12月にかけて、9人が死亡し、1月から3月2日まで、27人が死亡した。その時、公社が動き出して、有効な措置を取った。3月2日から30日までに、9人が死亡した。

死亡したのは、男性が28人で、女性が17人で、60歳以上の17人で、40～59歳の7人で、16～39歳の8人で、15歳以下満1歳の11人で、幼子が2人であった。

C. 死亡した原因。肺結核で6人、水腫で8人、心臓病で1人、脳炎で1人、腎臓病で1人、癲癇で2人、消化不良で、3人、母乳が足りなくて1人（幼子）、持病で12人、インフルエンザで1人、チフスで4人、浮腫（むくみ）で3人、合計して45人であった。

3月2日に、整風事業を報告する際、死亡者の家族に適度に配給した上、すでに患った56人に治療を行なった。その内、胃の痛みと脚の痛みで28人、胃の持病者と気管支炎で15人、全身浮腫で13人がある。

以上に述べた病気の状況から見れば、ある程度で生活に関する配給と関係があるため、公社から社長と旗委統戦部の張部長らが、当時に応じて、以下の措置を採用した。①公社の衛生院（公社の病院）の院長と一名の医者連れ行き、病気を全面的に監視下におき、薬を出した。同時に、13斤の紅茶を配備し、病人にそれぞれ食用させ、浮腫を治療した。そして、一人の医者が残されて治療した。②病人の栄養を増やすために、一人当たりにある程度のアワと野菜を調整した。1～2頭の役に立たない家畜を殺して、病人の需要する肉食に対応した。③公社が病人に30斤の鮮魚を提供した。

D. 今回行った同志（幹部）が初に掌握した死亡についての状況から見ると、死亡した37人の内、12人が持病と気管支炎で死亡した。肺結核で7人、癲癇で3人、半身不随で1人、腸閉塞で2人、インフルエンザで2人、胃の痛みと消化不良で6人、浮腫で1人、幼子2人であった。

本隊（生産隊）における病気の状況が深刻であるため、公社が再び生活に関する責任者である党委書記を派遣し、配給の管理をさせた。アイマッグの事業団の王団長の指導で、今の36

名の病人に対して、3月9日から『専用の食堂（専竈）』を成立させ、毎日人当たりアワ、野菜を提供し、豆汁を飲ませた。前後に死亡した3頭の牛（老い痩せて死亡した）と1頭の羊の肉を病人に食べさせた。上にアイマッグからの医療隊によって、状況に好転の兆しが見えて、隊の『専用の食堂』で食べる病人が16人しかいなくなり、一部の人が労働に参加し、健康を回復した。

E. 本隊での死亡した人が多い、病気の状況が深刻である、その原因は①生産隊におけるの整風が厳しく、人々の苦しみに関心がなかった上、ある幹部が特用の食堂が特別にあって、特権であったため、人々の差し迫っている問題を適切に解決していなかった。例えば、亡くなったハプンガ氏の場合は、病気だったにも関わらず、（彼は）労働に参加しないと言う理由で、たきものを配給して貰えず、家が寒くて、その上飢餓と病気などで、『三合一』になり、死亡した。デギン（呆汗）氏、バヤン氏、フレルトゴ氏の死亡した原因も、食料が任意に減らされ、人々に無関心の故である。②病人と妊婦に対する関心が足りない。本隊はお正月に病人当たり1両のバター（黄油）と15斤の糶（しいな）以外、年寄りに対して食べるモノを調整しなかった。また、病人と老人及び健康な人などに一律に澱粉パン（澱粉餠餅）を食べさせた。ある人が食料票を持ちながら、僅かの食料を要求したのに、拒否されたのである。③一人当たり4両の食料が定量されているが、食料を提供する場合、いつも減らされ、社員になかなか4両の分まで行かなかった。例えば、一人当たり4両の際、本隊はほとんど糶を食べさせた（このことについて、公社の党委はある程度の責任がある。公社の生活会議で、冬に暇であるため、糶を食べて、春に忙しい時に良い食料を食べると提唱した）。（人々に）1斤の食料当たり8両の糠付け粉¹⁹を替えて提供し、その上管理人が着服することと、幹部の『小食堂』に横流し

することなどで、社員の食べられる量が少なくなった。例えば、第二小隊の管理人が自ら『小食堂』で食べて、食料をラクダで家へ運んだのに、社員には、わずか2両程度の食料を与えた。そして、生活が深刻になった。

F. 定められた量が少ないのに、更に減らされ、ご飯の代わりに澱粉を使うことになったため、食堂では大量の蕎麦の糠（蕎麦の花と果実の皮）、豆莖、コウリヤンの糶などを使った（澱粉の原料として）。蕎麦の糠には、多くの硝酸カリウムが含まれているため、浮腫んだ。澱粉は胃腸に悪くて、栄養も不良である。病人がこれらによって死亡した。

G. 以上に述べたごとく、発生した問題と原因についての種々の根拠から見れば、我が公社の指導者には、深刻な官僚主義が存在し、人々の体験への共感がなく、具体的な状況を了解しなかった。問題が深刻になった場合にのみ、発覚し、政治に重大な影響を与えることとなった。公社と公社の党委に確かに責任がある。

まず、官僚主義の習慣が幅をきかせているため、一方の言い分だけを聞いて、それだけを信じて、うわべだけの現象に惑わされた。例えば、本隊の第一小隊の食堂は、去年の秋から公社に『紅旗食堂』と認められた。また、この食堂が会議場としても使われ、他の公社へそれをサンプルとして普及させた。冬になってから、大量に澱粉をつくる時、本小隊が何種類の澱粉を造り上げた。とくに、トウモロコシの棒（莖）で造った澱粉がかなり成功した。公社がその澱粉を肉眼で鑑定して認めたので、1月16日から始め、全公社におけるの生活会議で、その澱粉造りの経験を押し広めた。その会議には、公社の書記と副社長が出席した。会議で、エケ・ノール隊が生活を手配するため、大々的に澱粉を造ったことについての状況を紹介した以外、出席した全員が本隊における澱粉工場を見学し、他の隊にも紹介した。また、本隊の食堂がその澱粉で13種類のパン（餠餅）をつくり出し、出

席者たちに食べさせた。そして、皆はそのパンを褒めたたえた。その結果、本隊の生活手配が基本的に解決したと認識され、のちにも人々の生活に深く係はることはなかった（省略）。そして、人々の食料を管理する権力が他人（官僚）に掌握されたため、人が死亡した（省略）。

次に、生活手配について認識が足りなく、人々の苦しさに気を遣わなかった。本隊の食堂がけっこう良いので、また本隊は管理区の所在地であり、更に、管理地の書記が公社の党委委員であるなどの原因で、現場会議が終えた以降、事務組を派遣しなかった。そのため、全部のことを管理区の書記に頼った。いざ、問題が発生し、人が死亡した場合でも、彼らが公社へ報告しなかった。更に、追及しなかった。その結果、事務組が動き出す前に、この問題がずっと表ざたにならなかった。その上、事務組が公社へ報告したが、ある書記が重大視しなかった（省略）。旗委が我らの今後の仕事の改善に役立てるために、適度の処分を与え、教育することを要求している」と書かれている。

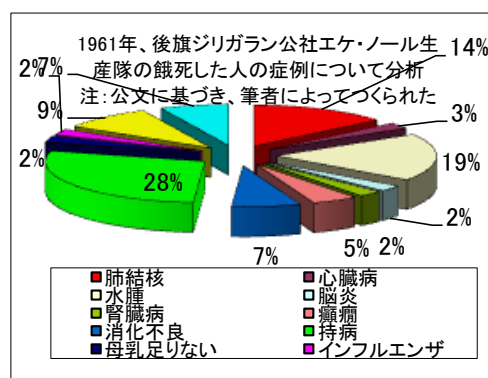
以上の「報告」に書かれている A から G の事実から見れば、餓死したことの主な原因は、当時における中央や自治区の食料政策と地元の党委及び幹部らにあったと言えるだろう。このことを以下で具体的に分析する。

H. 実は、エケ・ノール生産隊の人々が耕作し、当年に収穫した食料は充分で足りるのであった。例えば、当年で収穫した 746,720 斤が 920 の人口一人当たりで 811 斤が配られる。例え国に半分を納入することになっても、一人当たり 400 斤になる。そうすると、餓死することなどは発生しないのである。しかし、国家に納入する食料が実際には多過ぎるため、民衆が餓死するようになったと考えるのが妥当である（グラフ 1 を参照）。報告で書かれている 0.7 斤と言うのは、果実の重さでなく、糶と果実をあわせた量であった。その結果、0.7 斤分の糶を取り消し、純果実になれば、5.6 斤しか食べられな

いモノになるのである。しかし、当時は、食料が足りていないため、糶とともに食べさせるのであった。それになっても、0.7 斤や 0.5 斤というは、人間に必要とする栄養には不足である。その一方、当時における農業の作業はほとんど伝統的な作業であり、人力や犁で畑を耕していたため、普通の人より多い食料が必要であった。「報告」によれば、公社や管理区の党委から会議によって、人々の毎日食べる食料を「計量」していたのは、事実であった。

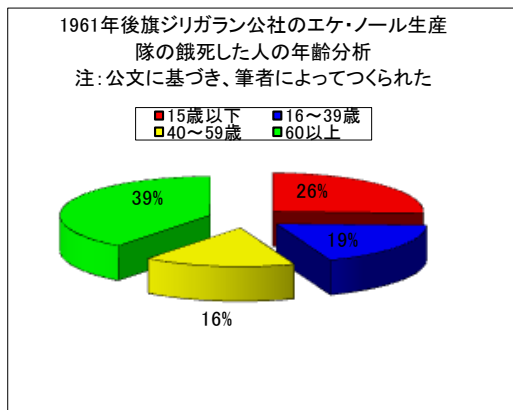
I. 「報告」では、餓死した人物の病気の種類を明確に示している。920 人の中、3 か月の間で 45 人が餓死したと言うことは、非常に厳しい状態であった。また、この「報告」は、3 月 31 日に報告されたので、4 月から 6 月までに餓死した数字や報告がなかった。後旗の自然や気候における条件から考えると、毎年 5 月中旬や 6 月になると原野の雑草や低木が芽生えて、榆の果実²⁰が食べられる。7 月になると食用になる野生植物が食べられるのである。共産党の各級機関における公文の数字はその裏に何か隠されているかの考察が不可欠なのである。それにも関わらず、この「報告」の状況から見れば、920 人口のうち、餓死した人数が総人口の 4.89% を占めている。餓死した人々の病気については次のグラフ 2、グラフ 4 で示した。

グラフ 2

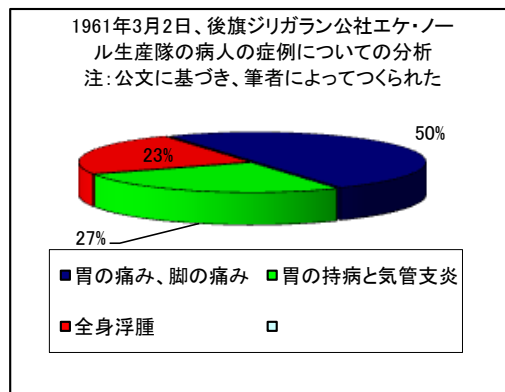


しかし、「報告」では、死亡した人々を「餓死した」と示していなかった。グラフ3に示された数字を見れば、死亡した人々の「水腫、浮腫み、消化不良、持病」と言うのは、食べた澱粉による中毒や栄養不良がその原因であったということが分かる。その四つをあわせると死亡した総人数の62%を占めている。また、死亡した人々の年齢から見ると、「60歳以上の17人で、15歳以下の11人」であり、あわせて28人であり、死亡した総人数の半分以上であった。すなわち、死亡した人の中、年寄りと子供が半分以上を占めていたことが分かる。また、病気になった「人々」が56人であって、胃の痛みや全身浮腫みであった人数があわせて41人であった。残りの15人について「報告」では、「胃の持病と気管支炎」という原因を示したのである。実は、「胃の持病」と言うのが澱粉によって、胃が悪くなり、「胃の持病」とされたのではないか。それらを分かりやすくするため、グラフ3で示した。

グラフ3



グラフ4



J. 「報告」が示した状況に対して、党委の対応した状況をみると、治療の対象になったのは、56人だけであり、残りの重病の45人は対象にならないで死亡した。そして、書記は56名の病人に対して一人の医者連れて行って治療させたのである。また、医者が病人に治療した対策は13斤の紅茶で病気を治す方針であった。次に、党委がアワと、病死した家畜の肉と、30斤の魚とで病人の「栄養を増やす」対応であった。その次に、死亡した原因を公社党委や幹部によって「定義」されて、浮腫の原因で亡くなった人が一人しかなかった。これは、公社党委と後旗党委が責任を隠していると考えられる。「報告」を作成した秘書の分析によると、「生産隊における整風運動が厳しくて、人々の苦しみに関心がなかった」のであった。その秘書が「特権」と「官僚主義」が主な原因だとまとめたのである。人々が収穫した食料の半分以上が「国家への納入」として取り上げられたことが原因で、餓死したという分析はなされなかった。逆に、党委は、民衆に対して各種の毒素が含まれる植物から澱粉をつくる「方法」を「押し広め」、各隊及び後旗全体へ「成績」として押し広めた。後旗における筆者が行った現地調査によると、年寄りの12人へのインタビューでは、当時における後旗で、ほとんどの大隊や生産隊で、澱粉を主食として食べていたことが分かった。更

に、その時代では、澱粉に投入する原料は、今の時代と異なって、「蕎麦の糠（蕎麦の花と果実の皮）、豆莖、コウリヤンの糶など」であった。

K. 「報告」の内容から見ると、民衆に澱粉を食べさせることは、公社党委と管理区党委及び幹部らの統一的な組織で、計画があつての意図的な「政策」であつた。会議を行ない、「紅旗食堂」を「模範食堂」として、「肉眼で鑑定」して、民衆に食べさせたのは事実であつた。公社党委や管理区党委のすべての会議や動議が後旗党委の指示に従っていることが明らかである。なぜならば、公社や管理区における書記、公社の社長らがそれほどの権限がなく、彼らが澱粉をつくり澱粉を食べさせることが人の命にかかわると言う結果について良く知っているべきであるのに、知らないままであつた。「報告」によると幹部らが澱粉でなく、特別な「小食堂」で食事したことや「隊の食料をラクダで家へ運んだ」ことは事実であつた。その上、人が死亡しはじめた時、下級の幹部や管理区的人物が上級へ報告しなかつたのも事実であつた。後旗委員会及びアイマッグ委員会の指示があつてこそ、公社書記や社長が実務を行うのが、当然である。事故が起こつた当時、公社と旗の党委は、解決する対策を講じたが、書記や社長との間で、互いに責任を言い逃れすることもあつた。何時か、何処かで、何らかの事故が起こつた場合、上級の責任を下級に押し付ける「経験や伝統」は、中国共産党の伝統なのではないか。公文書で、下線が引かれている部分で、「死亡人数が往年の同じ時期より増えた」とのは、往年にも餓死したことがかなりあつたという意味である。それで、1960年にも餓死があつたことが分かる。

Ⅲ-3. 大躍進運動による食料不足、経済悪化、治安低化

1961年の後旗公安局の資料によると、「案件が直線的に上がり、重大な案件が発生し、その

危害も増加した。我が旗に1961年1月から今まで（3月12日）に、各種の刑事案件が40件起こり、去年の同期に比べると9倍に上がった。その内で、重大な案件が7件起こり、去年の同期に比べると3倍に上がった。とくに、反革命的破壊や食料を盗む案件が増加し、危害もとても多かつた。牧畜を殺す案件が8件起こり、去年より100%で上昇した。食料を窃盗する案件が12件起こり、去年より100%で上昇し、損失した食料が5,887斤である。更に、窃盗事件が逐次上昇する状況である。（省略）1月から今まで、食料を窃盗した案件と牧畜を殺した案件が26件起こり、発生した案件総数の56%を占める」²¹ことであつた。

これと同じく、内モンゴル自治区のその他の地域でも、大躍進運動によって食料が足りなくなつたことがあつた。そして、澱粉やその他の有害な植物などが大量に食堂で使われたため、病人の数が日増しに増加してきてきた。その故、浮腫の症状になつた病人が特別に多くなり、病院の業務も重くなつた。その結果、食料が足りないことが普通の民衆だけではなく、職員や幹部の陣営をも含むこととなつた。その影響が各病院の医者や看護婦に著しく現れた。1961年になると、この状況がさらに厳しくなり、中共内モンゴル自治区委員会から公文書を出し、医療に关系する職員の食料を強制的に増やすことになつた。

これについて、中共内モンゴル委員会が1962年1月に出した「医務人員の健康状況が良くない問題に関する指示」²²で、「衛生庁の党組織の報告を見ると、最近、医務人員の健康状況が確かに深刻で、至急に解決することになつた。このことが医務人員の事務に影響を与えるばかりではなく、広大な人民の衛生保健にも重大な関係がある。そのため、各級党委と人民委員会及び衛生医療に関する機関の党委、指導者がこの問題を必ず重視して、真剣に解決し、医務人員の生活条件を改善させること」と指示した。

そして、「医務人員における食料と副食の提供を以下のように規定する。①食料を医院が単位として、全体職員に対して、毎月一人当たりの食料を1斤増やすこと。この食料を医院が統一的に掌握して、重労働者と、夜間に手術をする医者に対して提供すること。平均的ではない。②副食に関して、放射線課の人（光線者）に、毎月一人当たり1～1.5斤の肉、1斤の砂糖、0.5斤の魚を増やして提供する（省略）」であった。

また、この公文書で、自治区衛生庁党委の医務人員の健康状態に関する意見や報告（以下は「報告」と略記する）を追加していた。この「報告」には、以下の内容が書かれていた。「最近、我が自治区における医院の医務人員の健康状況を調査した。その結果、医務人員の健康状況が良くなく、疾病が多い、浮腫病も増加して、医療事業にある程度の影響を与えている。例えば、内モンゴル医学院付属医院における610名の職員に行った健康診断で、肝炎で76人、発病率が総人数の12%をしめる。浮腫病で260人、発病率が総人数の42.7%を占める。内モンゴル病院における458名の職員中、慢性病で111人、発病率が総職員の24%を占める。浮腫病で167人、発病率が総職員の35%を占める。フルン・ポイル・アイマッグ医院（呼盟盟医院）における210名の職員中、慢性病気で97人、発病率が総職員の46.7%を占める。ザラン・アイル（札蘭屯）結核病院における235名の職員中、浮腫病で76人、発病率が総職員の31.6%を占める。慢性病で36人、発病率が総職員の15%を占める。ジョウオダ・アイマッグ医院（昭盟盟医院）における225名職員の中、慢性病気で55人、発病率が総職員の21%を占める。その中、半休の人が40人で、総職員の17%を占める。ボゴド市における12個の医院における3,288名職員の中、慢性病気で959人、発病率が総職員の29%を占める。（省略）その原因は、栄養が不足であり、食料の基準が一般幹部と同

じであるため、体質に影響を与えたのである。（省略）これに対して、職員を減らすことだ。（省略）医務人員の食糧に関して、一般幹部より多め、毎月一人当たり30斤の食料を提供し、行政における職員の食料は以前と変えない」²³と示している。

公文書で、以上の医院以外に、フフホト医院、紅山口結核病院、内モンゴル精神病院、フフホト市新城区医院、フフホト市回民区医院など医院における健康診断の結果が列記されていた。これらの医院でも、すなわち旗・県における医院での医者や看護婦が病気になっていたことは事実である。

以上の分析から、大躍進運動によって、食料が深刻に不足したため、農村や牧畜区だけではなく、都会の人々にまでも多大な影響を与えたことが分かる。

IV. 結論

当時における政府の公文書を分析することによって、後旗における大躍進運動は、中共ジリム・アイマッグ委員会と中共内モンゴル自治区委員会及び中央委員会の直接の指示のもとで、大々的行なわれたこと的一端を示すことができた。この運動の経緯と特徴を明らかにして、中国側の研究ではまだ明らかになっていないことをここで示すことができた。すなわち、中国側の研究での「大躍進運動は農業を主な生業にする漢人に対しての農業面だけで行われた」と言うことではなく、牧畜を生業にするモンゴル人の地域でも深刻に拡大し、牧畜地が大量に開墾された結果、むしろ牧畜地の面積が縮小したのである。更に、この運動では、数多くのモンゴル人が有毒植物を食べさせられたりして病死したのであった。他方、内モンゴル東部地域に対して中国共産党の管理が更に一層強められ、その政策を宣伝する放送や機関誌が作られ、「全国労働模範」というモデルも打ち建てられたことが分かる。この運動の影響は、農村や牧畜地域だけではなく、内モンゴルにおける

都会の病院の職員にまで広がったことが明らかになった。以上は中国側の観点からは未だ明らかでない事であり、更に具体的に研究することが必要である。

¹ バガン主編「科尔沁左翼後旗誌」、内蒙古人民出版社、1993年10月、フフホト。43～45頁。

² 筆者が（2009年9月）後旗における現地調査を行う際、地元の年寄りのインタビューによって成立された。

³ バガン主編「科尔沁左翼後旗誌」、内蒙古人民出版社、1993年10月、フフホト市、163頁。

⁴ 同上書、167頁。

⁵ 「垧」は中国で使われている土地面積の単位である、中国の東北地域で1垧=15ム、西部地域で1垧=3～5ムにて使われている。

⁶ ホルチン左翼後旗档案局、旗委档案（長期）、153巻、25頁。公文のタイトル「為農業大躍進牧業大發展服務是財貿各部門的中心任務」、發文総号2、1958年1月24日、中国共産党内蒙古科左翼後旗委員会財政貿易工作部、第1頁。

⁷ 同上巻、90～106頁。公文のタイトル「1958年工作躍進規化」、（机密）、1958年4月8日、公印に示された機関の名前に「中国食品公司内蒙古自治区科尔沁左翼後旗公司」であった。

⁸ 同上巻、同上公文の第2頁。

⁹ 同上巻、公文「為農業大躍進牧業大發展服務是財貿各部門的中心任務」、發文総号2、1958年1月24日、中国共産党内蒙古科左翼後旗委員会財政貿易工作部。第4頁の表に基づき、筆者によってつくられた。中国語の助数詞である「口」と「支」を日本語の助数詞「頭」にして、括弧に書き込んだ。元の表である空欄をそのままに置いた。

¹⁰ 同上注と同じ。

¹¹ バガン主編「科尔沁左翼後旗誌」、内蒙古人民出版社、1993年10月、フフホト。43頁。

¹² 同上書、91頁。

¹³ 同上書、97頁。

¹⁴ 同上書、45～50頁。

¹⁵ 同上書、43～47頁。

¹⁶ 同上書、46～51頁。

¹⁷ ホルチン左翼後旗档案局、旗委档案（長期）、241巻。代理番号1482、タイトルは「伊和救生産隊發生死亡請況的報告」、1961年3月31日、ジリガラン公社党委。

¹⁸ 両：中国での重量の単位、テール（teal）に同じ、1両=50グラム（g）。

¹⁹ 当時、節約するために、トウモロコシ、アワ、コウリヤン、蕎麦などを粉にする際、粃殻を取らずに果実とともに粉になれる。

²⁰ 榆、春榆とも言う、普通の場合は、毎年5月中旬や6月上旬になると榆の果実（中国語で「榆錢」や「榆錢子」と言い、モンゴル語で「ジョガー」と言う）を食用の植物として食べられる。筆者が子供の時、1983

年頃まで、榆の果実を食べたことがある。当時に食糧が足りないため、それ以外に何種類の野生植物を食べたことがある。モンゴル語で、ジョガー、ノイル・ノゴ、トール・ノゴ、スー・エベス、エルベ・ノゴ、ヤマーン・エベル、ハルガイ・ノゴなどがある。

²¹ ホルチン左翼後旗档案局、公検法档案（長期）、390巻、128～134頁。巻のタイトル「旗公安局、盟工作組関予金宝屯机農場情况的報告及敵情登記表的通知、通報」。公文のタイトル「科左翼後旗公安局、関予当前敵我闘争形勢的認識和我門的工作情况的報告」、(61) 公秘字第13号、1960年3月2日。公文の1～5頁。

²² ホルチン左翼後旗档案局、旗委档案（長期）、275巻、14～16頁。巻のタイトル「内蒙古党委、弁公厅：関予印發烏蘭夫檢查要点、自治区党委歴次檢查匯集、自治区人代会政府工作報告、印發三個重要參考資料的通知」。公文のタイトル「内蒙古党委関予解決医務人員健康狀況不好問題的批示」（62）旗017、1962年1月26日公布。

²³ 同上巻、同上公文、3～5頁。

研究ノート「土岐善麿の古典研究に関する一考察」 山本勝久

(Ⅰ)はじめに

土岐善麿は明治期より短歌創作を開始し、大正、昭和戦前・戦後と息の長い作歌活動をつづけた歌人として知られる。

その一方で、土岐善麿は古典研究(和歌を中心とした日本の古典文学、および漢詩)にも打ちこみ、それは『田安宗武』(学位論文)、『京極為兼』、『新訳 杜甫詩選』等となって結実した。

本研究では、土岐善麿の幅広い業績のうち、その古典研究、とくに京極為兼について考察をした

い。

(Ⅱ)土岐善麿略年譜(古典研究に関係したことを中心として)

1885年(明治18年)

東京浅草の等光寺(真宗大谷派)に、土岐善静の次男としてうまれる。父は学僧で国学の素養もあり、善麿は当初、この父から作歌の手ほどきをうける。

1904年(明治37年)19歳

早稲田大学英文科に入学。北原白秋、若山牧水が同級生。

1908年(明治41年)23歳

早稲田卒業、読売新聞社入社。

1910年(明治43年)25歳

第一歌集『NAKIWARAI』刊。

1922年(大正11年)37歳

『作者別万葉全集』(アルス)刊。

1926年(大正15年・昭和元年)41歳

『作者別万葉以後』(折口信夫の解説「短歌本質成立の時代」を付す)(アルス)刊。

1940年(昭和15年)55歳

新作能「夢殿」を法隆寺に奉献。朝日新聞社定年退職。

6月刊の歌集『六月』(八雲書林)により、時局抵抗の自由主義歌人と批判される。

また、このことが発端となり、大日本歌人協会解散が解散する。このころから、古典の研究に没頭する。

1942年(昭和17年)57歳

『田安宗武』第1冊(日本評論社)刊。評伝『高青邱』(日本評論社)刊。

1946年(昭和21年)61歳

『田安宗武』第4冊(日本評論社)(第4冊をもって完結)刊。

1947年(昭和22年)62歳

早稲田大学講師(上代文学担当)として出講。

『田安宗武』により、帝国学士院賞受賞。宮中にて昭和天皇に御進講。

『京極為兼』(西郊書房)刊。

1948年(昭和23年)63歳

『田安宗武』により、早稲田大学より文学博士を授与される。

1955年(昭和30年)70歳

『新訳 杜甫詩選 第一』(春秋社)刊(昭和36年刊の第4冊をもって完結)。

早稲田大学退職。

1963年(昭和38年)78歳

『訳注為兼卿和哥抄』(初音書房)刊。

1968年(昭和43年)83歳

『新修 京極為兼』(角川書店)刊。

1971年(昭和46年)86歳

『京極為兼』(筑摩書房 日本詩人選)刊。

『土岐善麿全歌集』(光風社書店)刊。

1973年(昭和48年)88歳

『杜甫への道』(光風社書店)刊。

1975年(昭和50年)90歳

『土岐善麿歌論歌話』上下(木耳社)

1984年(昭和54年)94歳

武蔵野女子大学退職

1985年(昭和55年)95歳

老衰により没。

(Ⅲ) 土岐善麿の京極為兼研究

(1) 研究書

略年譜にあげたとおり、土岐善麿の京極為兼に関する著作は評伝3冊と訳注1冊であり、刊行はいずれも戦後のことであるが、いちばんはじめの『京極為兼』は第二次大戦中に執筆されたものである。しかし、大戦末期の時局により出版にはいたらなかった。戦後になって土岐善麿の早稲田の教え子に出版業を営むものがあり、そのもとめに応じてゲラ刷りを渡し、本としてひのめをみた。京極為兼の評伝はこの書をもって嚆矢となす。その後、戦後の研究成果をとりこんで改訂・増補し、さらに「為兼卿和哥抄」を付したものが『新修 京極為兼』である。昭和46年に筑摩書房の日本詩人選の1冊として出された『京極為兼』が啓蒙書としての性格をより強くもつことを考えあわせると、この『新修 京極為兼』こそ土岐善麿の京極為兼研究の主著であると評価できよう。

(2) 京極為兼研究史少考

京極派和歌は、久松潜一氏が指摘するように、長く「文学史上に埋没して居た」。これは定家卿以後、いわゆる御子左家の三川分立(二条派、京極派、冷泉派に分裂)にともなう歌の家の宗家をめぐる争いが、京極家の断絶により二条派がひとまず保守本流の地位を保持しつつ一段落したこと。また冷泉家が家の存続に成功したことに比して、ひとり京極派のみが、岩佐美代子氏のいうように、60余年で命脈がつかせてしまったことによる。

この埋もれていた京極派を再発見するさきがけとなったのが、大正15年の土岐善麿著『作者別万葉以後』である。ここで土岐善麿は万葉から新古今をへた短歌史の本流に、伏見院、京極為兼、永福門院等の京極派歌人をもってきた。土岐善麿はこのような従来の説とは違った短歌史の見通しを

持つにいたった経緯について、折口信夫の示唆が大きかったことをあげている(『新修 京極為兼』)。じっさい、土岐善麿は『作者別万葉以後』において京極派和歌を掲出しているが、短歌史における京極派をいわば理論的に位置づけたのは折口信夫なのである。折口信夫が『作者別万葉以後』の解説として書いた「短歌本質成立の時代」がそれである。この「短歌本質成立の時代」は本の解説というには異様な長さである。最近の岩波文庫『折口信夫古典歌論集』にも収録されているが、それは60ページにもおよぶ。

たんなる解説というより論文とよぶべきもので、じっさい、『作者別万葉以後』のあと、『古代研究』国文学篇に収められた。ところをえたというべきか。

いずれにせよ、清新な歌風で現代性をもつ京極派和歌が再発見された。以後、研究が進展するが、とくに昭和10年代は今谷明氏が「京極派ルネサンス」と名づけるように、論文、専著、評伝が多く出された。今谷氏はこれについて、大正から昭和初期にかけて伏見院や花園院の日記等、中世史料が公刊されたことが大きかったことを指摘している(『京極為兼』)。戦後もこの趨勢はかわらず、京極派和歌・歌人の研究は国文学研究の大きな流れをなしているが、そこでもやはり中世史料の発見、およびその実証的研究が大きな役割をはたしているといえよう。

このように大きく開花した京極派の研究状況においては、土岐善麿の京極為兼の研究・著作はもはや「捨て石」に近い。また、土岐善麿自身、長い学究生活の後半は漢詩、とくに杜甫の研究に軸足をうつしていった。晩年の慶應義塾大学の詩学講座などでは、京極為兼と杜甫の両方を講じている。しかし、土岐善麿が京極派の自由清新な歌風にこそ日本文学のよき伝統があることを実証しようとしたパイオニアとしての価値は減じるものではない。

(IV) 今後の課題

京極為兼の研究と並行しておこなわれていた高青邱の研究がどのようなものであるかについて検討したい。

日本国際情報学会誌規程

日本国際情報学会誌規程

第1条 (目的)

1 日本国際情報学会(英文名: Japanese Society for Global Social and Cultural Studies、以下「学会」という)は、学会の活動成果の発表を目的に日本国際情報学会誌『国際情報研究』(英文名: The Journal of Japanese Society for Global Social and Cultural Studies、以下「学会誌」という)を発行する。

第2条 (編集委員会)

- 1 学会誌の企画、原稿の募集(依頼)及び編集のために編集委員会を置く。
- 2 編集委員会は、編集委員長、編集副委員長各1名、および編集委員若干名によって構成される。
- 3 編集委員長は、会長、副会長、理事の中より理事会が選任する。
- 4 編集副委員長は、編集委員長が会員の中より推薦し、理事会が選任する。
- 5 編集委員は、編集委員長が会員の中より推薦し、理事会の承認を得るものとする。

第3条 (執筆者の資格)

- 1 執筆の資格を有する者は次の各号に掲げる者とし、執筆は公募及び依頼とする。
 - (1) 会員
 - (2) 会員を筆頭執筆者とする共同執筆者
- 2 前項各号に掲げる者以外の者から執筆の申し出があった場合には、編集委員会はこれを承認することがある。
- 3 会費未納者については執筆資格を停止する。

第4条 (原稿の要件)

- 1 学会誌に執筆する原稿の要件は、次の各号のとおりとする。

- (1) 未発表の原稿であること。
 - (2) 完成原稿であること。
 - (3) 原稿の種類は、次のいずれかに該当するものであること。
 - ① 研究論文 (審査論文: Original)
 - ② 報告論文 (自由投稿論文: Review、研究ノート: Research Report)
 - ③ 書評 (Book Review)
 - ③ その他編集委員会が認めたもの
 - (4) 論文の原稿は、表、図、写真を含め12ページ以内とすること。研究ノートその他は特に形式は定めないが、論文に準拠することが望ましく、またそのまま掲載できる完全原稿とし、400字原稿用紙で20枚以内とする。ただし、編集委員会が、特別の事由を認めたときはこの限りではない
 - (5) グラフを含む表、図、写真は、そのまま製版できるように作成すること。
 - (6) 原稿の使用言語は、印刷可能な言語の範囲内とすること。
- 2 年度における投稿は、研究論文、報告論文、及び書評で各2稿以内、または合計3稿までとする。ただし共同執筆は、この数に含まない。

第5条 (原稿の採択)

- 1 執筆原稿が学会の主旨及び第4条・第7条に規定する原稿の要件・形式に合致しないとみとめられる場合には、不採用とする。また不採用になった原稿の執筆者は、結果に対する異議申し立てをできないものとする。
- 2 投稿原稿の採否は、以下の(1)から(5)の細則に従い、各分野の専門家(レフェリー)に投稿原稿の審査を依頼し、その意見をもとに編集委員会で審議し、決定する。
 - (1) 投稿原稿は、まず編集委員会において、その内容について第一次審査を行う。
 - (2) 第一次審査にパスした原稿は、匿名でレフェリーに送られ、審査を受ける。レフェリーからの審査意見は、編集委員長に伝達される。
 - (3) 投稿原稿は、レフェリーの審査意見をもとに編集委員会で審議し、採否を最終決定する。
 - (4) 審査にあたる、レフェリーの名前は公表しない。
 - (5) 編集委員会の判断により原稿執筆者に、内容変更の依頼を行うことがある。

第6条 (学会誌の発行)

- 1 学会誌は、各年度1回発行することとし、各年度の原稿募集(依頼)・執筆期限・発行期日等は、編集委員会が決定し、公表する。

第7条 (論文原稿の形式)

- 1 学会誌に執筆する論文原稿の形式は、編集委員会が別に定める「日本国際情報学会誌執筆要領」によるものとする。ただし、「日本国際情報学会誌執筆要領」ではその論文の真価を表現できないと編集委員長が認めた場合は、別途編集委員会が定めた形式による。

第8条 (論文等の転載)

- 1 学会誌に掲載された論文の転載は、その学会誌発行後半年を経過していない場合は、編集委員会と協議し、承諾を得るものとする。
- 2 転載論文等には、学会誌に初出した旨を付記するものとする。

第9条 (校正)

- 1 校正は著者校正とし、校正期限を遵守し、校正時に大幅な訂正を行わないこととする。
- 2 前項の規定に反し、執筆者が校正時に大幅な訂正を行い、学会誌の発行に重大な支障をきたすおそれがある場合には、第5条第1項の規定を準用する。

第10条 (原稿料)

- 1 原稿料は、会員以外の者への依頼原稿を除き、無料とする。

第11条 (改廃)

- 1 この規程の改廃は、編集委員会の議を経て、理事会が行う。

附 則

この規程は、平成17年5月1日から施行する。
平成17年5月 第5条を改定する。
平成21年12月 第1条を改定する。
平成22年6月 第4条、第5条を改定する。
平成23年8月 第3条2項、第4条2項を追加する。

初回 平成 15 年 8 月 30 日理事会決定

第 4 回改定 平成 23 年 8 月 8 日理事会決定

編集後記

通巻第9号となります今号は、まさに本学会の特色を表した、多彩な論文を掲載することができました。「国際情報」とは個々の情報を学問体系に位置付けることである」と本学会会長の近藤大博氏が述べておられますが、まさにその言葉を体現したものと言えるでしょう。

多くの学会で学問の細分化が進む中、本学会は、一見その流れに逆行しているかのように見えるかもしれませんが、学問のグローバル化という観点から見れば、それは先を見越した必然のものであると思います。

さらなる本学会の発展を願い、益々の会員諸氏のご協力をお願い致します。

(文責：増子)

編集委員会 委員長 佐々木 健
委 員 川原 有加
委 員 立石 佳代
委 員 坊農 豊彦
委 員 増子 保志
委 員 村上 恒夫

『国際情報研究』第9号 2012年度 日本国際情報学会誌

2012年12月20日発行 領価2,000円 (CD配布・送料込み)

発行 日本国際情報学会
静岡県静岡市駿河区谷田 52-1
静岡県立大学国際関係学部
諏訪一幸研究室
TEL 04-2996-4160
FAX 04-2996-4163
URL <http://gssc.jp/siss/>

編集 日本国際情報学会 編集委員会

無断転載を禁ず

Japanese Society for Global Social and Cultural Studies 2012

Original

- The Notion of Linguistic Pathology in Cassirer's Theory of Language
– In Connection with Goldstein's Analysis of "Impairment of Categorical Attitude"–
KURISAKI Yukiko ----- 3
- The Religious Dimension of *King Lear*
–From *King Leir* to *King Lear*–
GUNJI Fumi ----- 13
- Expectation for the Change of Accountant education
–A Consideration of What is proper Accountant education –
HAKKAKU Norio
KIMURA Hidehiro ----- 22
- Solution to the Problems of Chinese Government Vessels On
Entering Japanese EEZ and Conducting Marine Scientific Research
– Problems of Chinese Government Vessels and Ways of Coping with them –
NISHIUMI Shigekazu ----- 33
- Miura Goro's Argument on Equipping for War in his *Heibiron*
– An Analysis of his Notion of "Gokyougun" as the National Defense Strategy –
MURANAKA Tomoyuki ----- 46
- George MacDonald and the Theme of the Shadow
YAMADA Atsuko ----- 58

Review

Research Report